

Review of Asian and Pacific Studies

アジア太平洋研究

No. 37 特集：グローバル化時代の人の移動とアイデンティティ
——若年層に着目して 2012

[特集論文]

特集への緒言：「グローバル化時代の人の移動とアイデンティティ——若年層に着目して」

.....川村 陶子

高等教育政策における学生移動——「教育ハブ」の創出と多文化社会の変容杉村 美紀

「新二世」のトランスナショナル・アイデンティティとメディアの役割

——米国・英国在住の若者の調査から藤田 結子

私はここに属さない——グローバル化の時代の若者文化を考える白石 さや

高学歴中国朝鮮族の移動——先を見つめる子育てとハイブリッド・アイデンティティ

.....趙 貴花

[論文]

中国における案例指導制度.....陳 興良（翻訳・金 光旭）

Manifestations of the Mountain: Preliminary Remarks

on the Utopian Study of Potalaka in Pre-modern East AsiaSteffen Döll

高等教育と逆ジェンダーギャップ——モンゴルの事例から野崎 与志子

トマス・ジェファソンの「自由の帝国」——共和政の帰結か？愛甲 雄一

[パイロットプロジェクト報告]

日本人にとって英語とは何か——英語教育と言語政策森住 史

ICT Technologies and Their Application to the Home Environment

in Asian/Oceania Regions: From the View Points of Aging and Home Healthcare

.....Kimio Oguchi

米もみ殻灰からの高機能性VOC吸着材の開発本郷 照久、山崎 淳司、山崎 章弘

[翻訳]

「開発に基づく立退きおよび移動に関する基本原則およびガイドライン」日本語訳

.....解説・翻訳 墓田 桂

Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

成蹊大学アジア太平洋研究センター

『アジア太平洋研究』

Review of Asian and Pacific Studies

投稿案内

編集方針

『アジア太平洋研究』は、日本・北米を含むアジア・太平洋地域に関する理論的、経験的研究を促進するために、これらの領域に関する研究論文の投稿を歓迎する。本誌は多分野の研究成果を掲載することによって、それぞれの専門研究の充実を図るとともに、異分野の研究者間の交流促進に寄与することも狙いとする。

投稿規程

1. 論文は和文または英文に限定する。和文の場合、図表込みで1編およそ400字詰め横書き原稿60枚（同等のワープロ原稿）以内とする。英文の場合、図表込みでダブルスペースA4判40枚（10,000語）程度とする。また論文には英文のアブストラクト（300語程度）をつけるものとする。投稿はワードプロセッサによって作成された論文が望ましく、完成原稿とその電子データを、成蹊大学アジア太平洋研究センターに送付する。なお、電子データの送付については、電子メールの添付ファイルで送信してもよい。
2. 投稿された論文は原則として複数のレフリーの審査を受ける。採用・不採用にかかわらず、投稿原稿は返却しない。
3. 投稿の書式などの詳細はセンターに直接問い合わせるか、ホームページ（<http://www.seikei.ac.jp/university/caps/japanese/04publication/info.html>）を参照されたい。

編集委員会

委員長：中神康博

委員：吉田由寛、滝沢誠、中野由美子、原昌登、愛甲雄一

編集事務局：神田昭子、佐々木大介、秋吉加名子

2012年11月発行

発行所 成蹊大学アジア太平洋研究センター
〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1
TEL: 0422-37-3549 FAX: 0422-37-3866

E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

発行者 成蹊大学アジア太平洋研究センター
『アジア太平洋研究』編集委員会

印刷所 株式会社 東京技術協会
〒108-0073 東京都港区三田 4-8-41

目 次

[特集論文]

- 特集への緒言：「グローバル化時代の人の移動とアイデンティティ
——若年層に着目して」……………川村 陶子 (1)
- 高等教育政策における学生移動
——「教育ハブ」の創出と多文化社会の変容……………杉村 美紀 (3)
- 「新二世」のトランスナショナル・アイデンティティとメディアの役割
——米国・英国在住の若者の調査から……………藤田 結子 (17)
- 私はここに属さない
——グローバル化の時代の若者文化を考える……………白石 さや (31)
- 高学歴中国朝鮮族の移動
——先を見つめる子育てとハイブリッド・アイデンティティ……………趙 貴花 (47)

[論文]

- 中国における案例指導制度……………陳 興良（翻訳・金 光旭） (65)
- Manifestations of the Mountain: Preliminary Remarks
on the Utopian Study of Potalaka in Pre-modern East Asia
……………Steffen Döll (83)
- 高等教育と逆ジェンダーギャップ——モンゴルの事例から……………野崎 与志子 (103)
- トマス・ジェファソンの「自由の帝国」——共和政の帰結か？……………愛甲 雄一 (115)

[パイロットプロジェクト報告]

- 日本人にとって英語とは何か——英語教育と言語政策……………森住 史 (139)
- ICT Technologies and Their Application to the Home Environment
in Asian/Oceania Regions: From the View Points of Aging
and Home Healthcare……………Kimio Oguchi (153)
- 米もみ殻灰からの高機能性VOC吸着材の開発
……………本郷 照久、山崎 淳司、山崎 章弘 (183)

[翻訳]

- 「開発に基づく立退きおよび移動に関する基本原則およびガイドライン」
日本語訳……………解説・翻訳 墓田 桂 (195)

特集への緒言：「グローバル化時代の人の移動と アイデンティティー若年層に着目して」

Introduction to Special Issue: Migration and Identity in the Age of Globalization: The Case of the Youth

川村陶子*
Yoko Kawamura

今回の特集では、2011年度に成蹊大学アジア太平洋研究センターで行った連続講演会「グローバル化時代の人の移動とアイデンティティー若年層に着目して」の報告者に寄稿していただきました。本講演会では、4名の気鋭の女性研究者が、アジア太平洋地域における若者たちの「いま」について、教育学、社会学、文化人類学の視点から、刺激的な考察材料を提供して下さいました。本特集に掲載した論考は、その際の講演内容に基づき、各報告者に最新の研究成果をまとめていただいたものです。

杉村論文は、学生の国際移動の量的拡大およびルート多様化の流れの中で変容する高等教育政策と、そうした高等教育政策の変化が留学目的国の国家や社会、そしてそれをとりまく地域に及ぼす影響を考察しています。高等教育の大衆化と多様化は、学生の留学先の選択肢をも多様化させ、それまで留学生送り出し国であった途上国の一部が高等教育の国際的拠点すなわち「教育ハブ」となる現象を生みだしました。本論文では、イスラーム圏の学生の交流拠点となっているマレーシア、内戦終結後の国家発展戦略として南アジアのハブ形成を目指すスリランカを事例に、「教育ハブ」形成が国家単位のみならず地域単位で進む可能性や、留学生の急速な受け入れが文化摩擦やナショナリズムをも引き起こしかねない「両刃の剣」であることを論じています。よりよいライフチャンスを目指して国境を越える若者たちの動きは、高等教育政策の国際化・グローバル化をひきおこし、国家や地域のあり方に根本的な変容を迫っているのです。

続く3本の論文は、若者たち自身の行為や関心により直接的に焦点を当て、彼らが世界の変化の基盤となる新しい文化やアイデンティティをつくり出す過程を描き出しています。藤田論文は、日本人の親を持ち米国や英国に居住する日系「新二世」たちへのインタビュー調査を通じて、同じ「新二世」でも言語や移動パターンなどの条件によって帰属意識がさまざまであること、衛星テレビ放送やSNSなどの電子メディアが若者たちの間に国境を越えた「ディアスポラの公共圏」をつくり出していることを論証しています。トランスナショナル・アイデンティティは第二世代の移動者でも顕著に現れることがある反面、そうした越境的アイデンティティの形成が国際移動や電子メディアによって必ずしも促されるわけではないことが明らかにされます。

白石論文は、デジタルメディアを使いこなす「二重言語」の若いインテリゲンチアたちが今

* 成蹊大学文学部准教授、Associate Professor, Faculty of Humanities, Seikei University
E-mail: kawamura@fh.seikei.ac.jp

日の世界の革新を主導していることを、文化人類学の理論と筆者自身のフィールドワークに基づいて明らかにしています。今や世界中の若者に愛されている日本のマンガ・アニメは、各地でさまざまに解釈されその形を変えるとともに、国境を越えたファンダムという新しい共同体をつくり出すグローバル文化となっています。その広がりとは多様な変化は、もはや「クール・ジャパン」といったナショナルな括りには収まりません。本論文はまた、国際化とグローバル化、国民文化、ポピュラーカルチャーなどの概念枠組みを整理しており、今日のグローバル化や若者文化への理解を深める道しるべともなっています。

最後の趙論文は、アジア三か国を移動して生活する中国朝鮮族の高学歴若年層へのインタビュー調査をもとに、移動パターンや子どもへの言語教育戦略の多様性、そして移動する若者自身のアイデンティティが「ハイブリッド化」している様相を論じています。研究のアプローチは藤田論文と共通していますが、筆者の関心の中心は「移動する若者」のライフコース構築にあります。分析結果からは、彼ら・彼女らの新しいアイデンティティが家庭教育を通じて次の世代へと引き継がれていく様子を読み取ることができます。

4本の論文は、それぞれが各執筆者の研究分野における最先端の学術的貢献であると同時に、「グローバル化」「移動する若者」「アイデンティティ」「メディア」「高等教育」といった共通のキーワードを用い、総体としてアジア太平洋地域のダイナミックな変化をとらえる手がかりを読者に与えています。意欲的な研究成果を提供して下さった執筆者の方々に、心から感謝のことばを申し上げます。

高等教育政策における学生移動 —「教育ハブ」の創出と多文化社会の変容—

International Students' Movements and Higher Education Policies:
Formation of Education Hubs and Change of Multicultural Societies

杉村美紀*
Miki Sugimura

Abstract

The purpose of this paper is to discuss how international students' movements affect higher education policies with an aim of forming *education hubs*. International students' movements have become more active, massive and diversified in the process of globalization and internationalization of higher education. People in general have come to be more concerned about studying abroad through the cross-border programs, while governments are also eagerly attracting international students for human resource development.

There are several types of students' movements as follows; 1) bilateral movement, 2) multilateral movement through international networking, and 3) transit movement in which students can move from one place to another. As a result, education centers have appeared or are being designed to become hubs for international students. Those hubs are classified into three types; "student hub", "skilled workers hub", and "knowledge /innovation hub" (Knight, 2011), which can become an important strategic factor of higher education policy in many countries. For example, Sri Lanka has just started a reform of higher education with an aim to become "the most-cost effective and quality education hub in Asia". Malaysia has already started functioning as a "student hub", thus attracting various international students from Asia, Middle East and African countries. It can be said that Malaysia is a *transit point* as the preliminary destination for students who will eventually go on to English speaking countries like USA, UK, Canada, Australia and so on to get higher degrees.

However, the formation of hub by international students' movement has also caused some issues as follows; frictions between local people and newcomers, drastic cultural changes and social security problems, one of which is the typical issue of people flowing illegally into countries. These conflicts can stimulate people's nationalism, thus bringing about controversial political debates. International students' movements can provide higher education policies with new perspectives, while it is also true that it causes political and social problems.

* 上智大学総合人間科学部准教授、Associate Professor, Faculty of Human Sciences, Sophia University
E-mail: miki-s@sophia.ac.jp

I. はじめに

グローバル化や国際化の進展に伴い、今日、高等教育政策のあり方は大きく変容している。従来の高等教育政策は、国家発展のための人材育成の機能を、自国の教育制度の枠組みを中心として展開してきた。諸外国への留学も行われてきたが、それらは、相互理解交流であったり、あるいは相手国から技術や知識を学び、それを自国の発展に役立てるというものであり、しかもそうした交流もごく一部の学生に限られていた。しかしながら、今日では、国内における高等教育の大衆化に加え、国外へ向けた学生移動の動き、あるいは国外から自国へ来る学生移動そのものが大衆化し、かつ多様化している。こうした状況の中で、高等教育のあり方自体も、それまでの自国の社会発展を主軸に置いた政策のあり方から、諸外国の動向をふまえた政策展開を図る必要が生じている。そこでは、高等教育の目的のひとつである国家発展のための人材育成の場に、学生移動を含めた人材移動の活発化という新たな要因が加わり、自国の人材育成にとどまらず、他国からの人材をいかに活用するかという視点も重要な戦略となっている。

こうした学生移動の変容とそれに伴う高等教育政策のあり方の変化は、先進国にとどまらず、発展途上国の高等教育政策にも大きな影響を及ぼすようになっている。発展途上国においては、自国内での高等教育が非常に限られたものであり、先進国への留学が活発化する一方、それが同時に頭脳流出を引き起こすという図式が一般的であった。しかしながら、今日では、自国の高等教育の国際化を図ることで、自国の学生の高等教育需要に応じ、頭脳流出問題への解決を図ろうとするとともに、他国からの学生移動を誘致することで、国際社会における高等教育の拠点としての「教育ハブ (education hub)」を目指そうとする高等教育政策が展開されるようになっている。

小論では、このように大衆化し多様化する学生移動が、高等教育政策にどのような影響を及ぼしており、それがどのような政策を生んでいるのか、同時にそうした政策が、どのような新たな課題をもたらしているのかを検討する。はじめに、学生移動の大衆化と多様化、ならびにその類型を先行研究に基づき整理したあと、次にそうした学生移動の高等教育政策における影響を端的に示すものとして、高等教育政策における「教育ハブ」創出の動向を把握する。そのうえで、実際に「教育ハブ」となることを目指し、あるいは推進しているスリランカとマレーシアの事例をとりあげ、それぞれの国で学生移動に伴うハブ形成が、国際化を推進する重要な手段になっている一方、それが国内の多文化社会に新たな変容と課題をもたらしていることを指摘する。

II. 学生移動の大衆化と多様化

1. 「普通の人々」による大衆化

今日、世界の学生移動は、量的拡大と流動性および移動ルートが多様化という特徴をもつようになっている。まず学生移動の量的拡大については、それが「普通の人々」による大衆化によって引き起こされていることが指摘される。1975年に国外で高等教育を受けていた学生は世界中で約80万人であったのが、1985年には110万人、1995年には170万人、2005年には260万人となっており、さらに2010年には4,119,002人となっている。(OECD 2010: 313, 2012: 381)。絶対数では35年の間に約5倍以上に膨れ上がっていることになる。

このように学生移動が活発化する背景には、複数の要因が考えられる。第一に、個人の高等

教育需要である。それは留学を可能にする個人の経済力の伸長に留まらない。今日の学生移動をみていると、経済性という意味では、より安く費用のかからない教育機関の選択は、引き続き重要な要因である。しかしながら、今日では、たとえ経費が多くかかっても、教育を一つの財産形成とみなしてその将来性に投資すると考え、費用が高くともより充実したプログラムを選択する者も多い。さらに発展途上国の出身者のなかにも、子弟を留学させるだけの十分な資産を有している場合には、子どもにより良い教育をうけさせるためであれば費用は問題ではないとする事例もみられる。

第二に、そうした個人的需要を生み出すだけのさまざまなプログラムが増加していることである。特に、国境を超えて展開されるプログラム（クロスボーダー・プログラム、トランスナショナル・プログラム）の登場により、従来のように、当該国に行かなければその国の高等教育機関の講義が受講できないというようなことは必ずしもなくなり、A国にある大学のプログラムをB国で学ぶというように、より身近に、かつ手軽に海外の高等教育機関のプログラムを学ぶ機会が増えた。ここでいうクロスボーダー・プログラム、ないしトランスナショナル・プログラムとは、二カ国あるいはそれ以上の複数の国に跨って学生が履修することを特徴とするものである。そこにはプログラム履修国で一定の期間を学び、残りを学位授与教育機関がある第三国で履修する部分学位プログラムや、学位授与機関の分校、そこでのカリキュラムを履修することで学位取得を目指すプログラム、さらにはe-ラーニング等による遠隔教育や通信教育を利用したプログラムなどがみられる。また、取得できる学位も相手国の教育機関の学位である場合や、自国と相手国の両方の学位が取れる二重学位プログラムなど、今日ではその形態も様々である¹。こうしたプログラムのほとんどは英語を教授用語とするものが多く、かつ「移動」という意味でも、実際にプログラムの実施国に行って学ぶプログラムにとどまらず、自国にしながら海外のプログラムが履修できるものまでより多彩なプログラムが展開されるようになっている。

第三に、高等教育機関側や各国政府が、従来以上に学生の獲得に積極的に乗り出すようになったことが考えられる。高等教育における民営化や私立セクターの進出とあいまって、移動するより優秀な人材確保は、高等教育機関にとっては運営と質保証の点で、また各国政府にとっては社会発展のための人材育成とともに、国際化における対外文化交流のプレゼンス確保として重要な手段となるためである。

このように、学生移動を加速させている学生の教育需要、柔軟なプログラム、高等教育機関・各国政府の高等教育政策の積極的展開といった要素は、あたかも顧客と商品と生産・販売者からなる「サービス産業」の構造を彷彿とさせる。学生移動の大衆化は、まさに高等教育がそうした「サービス産業」の一つとして語られるようになったひとつの帰結といえる。

2. 学生移動の多様化

次に、大衆化し量的にも急増している移動する学生の移動先をみると、留学先も多様化し始めていることがわかる。2008年に国外において高等教育を受けていた学生330万人のうち、移

¹ トランスナショナル・プログラムについて、杉本均（2011）は、「伝統的留学に対して、新たに「非伝統的『留学』」というモデルを提示し、次のように説明している。すなわち、「伝統的留学」では、学生が実際にその留学先国に移動し、そこで生活しながら学位や資格、技能を獲得する。それに対し、「非伝統的『留学』」では、①留学生＝学習者（プログラム履修者）、②学校＝教育課程担当者（プログラム実施者）、③大学＝その終了に伴う学位・資格・単位の認定者・授与者（学位等授与者）の三者間の関係を考えて場合、第一の形態として学生の移動を伴わないプログラム（通信課程、海外分校）、第二の形態として履修プログラムと学位授与大学が一部もしくは完全に分離されるプログラム（部分学位プログラムまたはツィニング・プログラム、外国機関提携学位）、さらに留学先国とはまた違う第三国の学位を目指すプログラムなどがあり「留学概念のパラダイム転換」が起きていると指摘している。

動先の国をみると、第1はアメリカで全体の18.7%、次いで英国（10.0%）、ドイツ（7.3%）、フランス（7.3%）、オーストラリア（6.9%）、カナダ（5.5%）、ロシア（4.3%）、日本（3.8%）となっているが、この割合を2000年と比較してみた場合、その比率は微妙に変化していることが指摘できる。たとえば、アメリカは8年前も1位ではあり、その点では変わらないが、当時の世界におけるアメリカの留学生受入れシェアは24%であったのに対し、2008年には6.7%も下がっていることになる。同様にシェア率が下がったのはドイツ（2%減）、英国、ベルギー（各1%減）、フランス、南アフリカ、スウェーデン、中国（各1.5%減）となっている。これとは逆に、シェアを伸ばしているのはオーストラリア、韓国、ニュージーランドであり、いずれも1%の伸びである。また注目されるのはロシアが2%もシェアを伸ばしていることであろう（OECD 2010: 314）。さらにアメリカの受入れシェアは2010年には16.6%にまで下がっている（OECD 2012: 379）。

また、それぞれの受入れ国の人数の変遷をみると、2000年と2008年を比べた場合、アメリカは、2000年の時点での留学生数は約51万人で2008年には約62万人となっており、その増加率は21%である。同様に英国は約22万人が39万人となり74%、オーストラリアでは14万人が23万人となり67%の伸びとなっている。これに対して、アジアの国々は著しく受入れ留学生数を増やしており、たとえば、マレーシアは約28000人（2002年）が8万人（2009年）と278%の伸びをみせ、同様に中国が2000年の時に5万2000人だったのが2008年には22万人と428%の伸びを、韓国は1万2000人（2003年）が6万3000人（2008年）と519%増加し、さらにシンガポールにいたっては、2002年に1万1000人だったのが、2008年には9万人と818%の増加率を示している²。

こうした留学先の多様化により、実際の学生移動には大きな変化が生じている。それは学生移動の動きは送り出し国と受入れ国の二地点間の移動だけではなく、場合によっては三地点以上の移動も含んでいることや、また、移動の流れも、英語圏先進国への一方向的な流れに限らず、費用や出入国管理等の社会的条件などを比較して、学位や資格取得により有利なプログラムを選んで起きているためである。

ここで学生がどのような要因で移動先を選択しているかということについては、エジプト、インド、インドネシア、南アフリカにおける学生移動に焦点をあてて調査したDe Wit（2008: 28）らの要因分析が興味深い。そこでは（a）教育的要因、すなわちプログラムの内容、ランキングや社会的評価、就学費用、自国制度との連携、相手国大学との戦略的連携、（b）政治・社会・文化的要因、すなわち言語問題や異文化適応、政治的社会的安定、出入国管理政策、学問の自由、植民地時代からのつながり、地域統合、宗教的要因、（c）経済的要因、（d）人材開発の指標、留学後・帰国後の雇用機会、（e）地理的要因があることが指摘され、かつての北側の欧米先進国へ集中していた学生移動が、今では、南側諸国間の移動や、北側諸国から南側諸国への移動と多様化していると述べている。

アジアにおいて、1980年代から2000年代はじめにかけてのアジア人学生の移動動向が、欧米一辺倒であったかつての動きから、アジア域内へも広がりを見せるようになってきていることにも、こうした要因が当てはまる。このアジア域内での学生移動の活発化は、日本、中国、韓国の東アジア3カ国間の学生移動、東アジアとASEAN、あるいはASEAN域内の学生移動、インドを中心とする南アジア域内の移動などがあげられる。

² World Bank 2011: 1 (Original data from: Caroline Macready and Clive Tucker, *Who Goes Where and Why? An Overview and Analysis of Global Educational Mobility*, New York: Institute of International Education).

それに加え、今日では、後述するように、中東およびアフリカから東南アジアの国々への学生移動の急増が目立つ。学生移動を促す要因として学生の招致活動が活発化しているアジアでは、域外とのつながりをもつことにより、発展的に高等教育の国際化を進めようとしている。その典型例は、マレーシアが重点をおいている中東諸国からの留学生受入れ、ならびにアフリカ諸国からの留学生受入れであろう。特に2001年にアメリカで起きた同時多発テロ以降、イスラーム圏の学生の移動が制限されるなかで、マレーシアは当該地域との経済関係強化等の戦略からイスラーム国家として受入れを行ってきた。ここには、競合するシンガポールやタイとは異なり、イスラーム国としての特性を生かして交流拠点としての差別化を図ろうとする意図も見出すことができる。他方、De Wit (Ibid.) が指摘するように、アフリカでは、南アフリカがサブサハラ以南の学生の留学先として中心的役割を果たしており、あるいはエジプトが宗教的要因からアジア、中等地域の様々な国からの学生移動の目的地となっている。

3. 学生移動の類型

以上述べたような学生移動について、杉村 (2011: S17) はその流動性を3つの類型に分類している。第1の型は従来型ともいえる送り出し国と受入れ国の間の二国間・二地点間の移動である。この移動は、特定の国に、個別の領域プログラムを求めて留学し、そこで学んだ技術や知識・情報を自国に持ち帰るといった場合であり、行き先が限定されている留学プログラムや、国費留学によくみられるとおり、本国への帰国を前提とした留学、あるいはより専門性の高い大学院プログラムなどがこれに相当する。

第2の型は、多国間・多地点間にまたがる学生移動である。この移動は、複数の大学がコンソーシアムをつくり運営するプログラムなどにみられ、学生は提携する二機関（地点）以上のプログラムを選択して学んでいくため、時に三か国以上にわたる場合もある。ヨーロッパで展開されているEUのエラスムス・ムンドゥスプログラムはこの例であるが、アジアでは、東南アジア諸国連合 (ASEAN) が実施している「ASEAN大学連合 (ASEAN University Network, AUN)」がある。AUNは1995年にアセアン10カ国の高等教育担当大臣によりアカデミックネットワークとして設立され、学生と教員の交流、共同研究、情報共有、アセアン研究の促進を柱として活動しており、10カ国のメンバー大学がプログラムを提供し、学生や教員がそれらを軸に教育研究活動を展開する地域間連携プログラムである。現在、日本、中国、韓国で始動した「キャンパスアジア」構想とそれによる大学間連携プログラムも、基本的にはこの類型に分類される。

さらに第3の類型は、筆者が「トランジット型」と呼ぶ学生移動である。これは2カ国以上、複数の国を移動するという意味では第2の類型に似ているが、第2の類型が一定のメンバー国や参加大学の間での移動となるのに対し、このトランジット型移動では、メンバー国であるなしにかかわらず、A国出身の学生が、まずB国に留学し、そこからさらにC国へと再留学していく。そこで最も重要なのは、学生個人が、自分の興味と関心、学びたい専門分野と、留学経費や留学先国との関係など、学生移動の要因に基づいて次の目的地を選び、そこへ移動していくという点であろう。この学生移動は、従来のように国家、あるいは各大学の連携戦略に即したルートを動くのではなく、個々の自由な意志と与えられた要件のもとでルートを開拓していく移動である。今日の学生移動は、こうした3つの類型の移動が入り混じって展開されており、前述のとおり、学生移動の量的拡大とともに、移動の様相をより重層的で複雑なものとしている。

III. 学生移動がもたらす高等教育政策の新動向——「教育ハブ」の登場

今日の学生移動の大衆化、多様化の影響は、高等教育において、その変化の速さと、学生移動そのものがもたらす社会変容という点で、各国の高等教育政策に大きな変革を求めるようになっていく。ハブ形成の戦略性については、すでに白石隆（2009）が、シンガポールにおける国際ビジネスの「ハブ化」戦略に注目し、馬越徹（2005）の指摘をふまえながら、東アジアの都市間競争・地域間競争における「東アジア最強のプレーヤー」の一つとなったことを強調しているが、今日、まさに高等教育の拠点形成を促す「教育ハブ」が、高等教育政策の戦略的展開に大きな影響力をもつようになっていく。

「教育ハブ」の形成は、前述の学生移動の3類型との関連でいえば、第2ないし第3の類型が登場し、より顕著になっている現象であるといえる。もちろん、移動の第1類型のように、送り出し国と受入れ国という二国間関係の場合が中心であった時期から、すでに学生移動のハブ形成はみられた。特に、学生受入れ数のうえで絶対的な優位を保ってきたアメリカは、世界の学生移動の「教育ハブ」であり続けてきたし、それは今日も変わらない。しかしながら、移動が大衆化、多様化する今日、注目されるのは、アメリカのように学生移動数で優位を保つ国に限らず、学生移動のルートが多様化するなかで新たなハブが形成されたり、あるいはそうしたハブ形成を狙おうとする高等教育政策をとる国が登場するようになったことで、その様相を複雑にしているということである。

1. 多国間連携の学生移動と教育ハブ

たとえば、学生移動の第2類型である多国間・多地点間にまたがる学生移動は、そこで形成される学生移動の連携ネットワークが、世界全体の学生移動のなかでひとつのハブを形成し得る。今日、EUのエラスムス・ムンドゥスプログラムを追いかけるものとして、ASEAN10か国をそれぞれ代表する大学によって形成されているアセアン大学連合（ASEAN University Network, AUN）がある。AUNは1995年にアセアン10カ国の高等教育担当大臣によりアカデミックネットワークとして設立され、学生と教員の交流、共同研究、情報共有、アセアン研究の促進を柱として活動しており、10か国のメンバー大学がプログラムを提供し、学生や教員がそれらを軸に教育研究活動を展開する地域間連携プログラムである。ASEANという地域を国際的な学生移動のなかでひとつのまとまった移動ネットワークとして位置づけ、北米やヨーロッパ地域に形成されているのと同様の地域的な「教育ハブ」として中心的な役割を担う一機構となりつつある。

同様の取り組みは、南アジアの8か国で始まったSAARCによる高等教育地域連携にもみられる。地域協力連合（SAARC）は、南アジア地域に1985年に創設された地域協力組織であり、インド、バングラデシュ、スリランカ、パキスタン、ネパール、ブータン、モルディブの7か国を原加盟国として発足後、2007年にはアフガニスタンが加盟し、現在のメンバー国は8か国である。SAARCの目的は、世界人口のほぼ2割強を占めながら、GDPは世界全体のGDPのわずか1.8%、世界貿易額の約1%を占めるにすぎず、世界の貧困層の約4割がこの地域に住んでいるといわれる南アジアにおいて、南アジア諸国の国民の福祉増進と生活の質的向上を図り、経済成長、社会的進歩、文化の発展を促進してすべての人に尊厳ある生活を送る機会を提供すること、ならびに南アジア諸国の集团的自立を促進し、相互の信頼と問題の理解に貢献するとともに、社会、経済、文化、科学技術の分野における協力と相互支援を促し、他の開発途上諸国や地域協力機関、国際機関と協力するとされている。この活動指針は、2011年11月の第17回SAARCサミット宣言においても繰り返し強調されている。特に高等教育においては、専門学位の相互認証と学術

水準の調和化 (harmonization) のための枠組み策定の推進、ならびに南アジア地域の大学・研究機関及びシンクタンク間の長期連携制度の確立が目標のひとつに掲げられた。SAARCに誕生した「南アジア大学 (South Asian University、以下SAU)」は、まさにそうしたSAARCの高等教育連携を象徴する大学院大学である。SAUは、2005年の第13回SAARCサミットでインドのシン首相が提案し、2007年の第14回サミットで設立合意が図られ、地域連携と人材育成を目指す高等教育機関として現在、開学準備が進められている。その設立理念は、シン首相の提案にあるとおり、世界レベルの教育機関を整備し、学生や研究者などの人材を集めることで、南アジアを世界の拠点のひとつとするために地域の加盟国がともに協力し合うことにある³。

SAARCが高等教育連携に力を入れるもう一つの理由は、これまで南アジアから多くの人材が欧米先進国、特に旧宗主国であったイギリスへと留学し、そのまま頭脳流出となることで人材獲得上、不利な立場にたたされてきたことがある。留学は、留学終了後の就業の可能性と密接に結びついており、従来はアメリカへ留学したインドの留学生が、そのままアメリカに残って就職するという例が多かった。もっとも最近では、留学修了後、そのままアメリカに残って就職するのではなく、本国に帰国し、新たに起業するといった例もみられるようになっており、SAARCとしてはこの機をとらえて人材獲得と国際交流拠点としての位置づけを確かなものとしようとしている。この意味で、政治的な課題は含みつつも、SAARCの地域連携の取り組みが、今後、国際的な学生流動の新たな「教育ハブ」として成立するかどうか注目される。

2. 学生移動のトランジット化と教育ハブ

以上述べた多国間連携とそれに伴う教育ハブが主として第2類型の学生移動に関連しているのに対し、第3類型のトランジット型の学生移動では、個別の事例によってハブもより多様な特徴をもつ。すなわちトランジット型の移動をする学生は、定型化したパッケージ型の移動ルートではなく、自身の興味や関心により独自の移動ルートを渡り歩いていく学生である。

こうしたトランジット型の学生移動の活発化は、トランジットの地点となる国や地域に、学生招致を通じた新たな高等教育政策の展開を可能にしている。多くの、しかも多様な「普通の人々」としての学生がより柔軟に移動することで、それぞれのトランジット地点は、単に高等教育にとどまらず、その地で学んだ学生を将来的に人材として活用することや、あるいはさまざまな学生を招致することで、社会活動をより活発に展開できるようになるからである。

Knight (2011) は、こうした「教育ハブ」を、シンガポール、マレーシア、香港、アラブ首長国連邦、カタール、バーレーンの6つの事例調査を基に3つのタイプに類型化している。第1のタイプは「学生ハブ (Student Hub)」であり、自国の学生および外国人学生に対して教育活動を提供することで、外国人学生からの授業料収入、自国学生への教育機会の提供、国内高等教育の国際化、地域高等教育における国際競争力の強化を目指すというものである。第2のタイプは「高度人材ハブ (Skilled Workforce Hub)」である。このタイプは、第1の「学生ハブ」と一見類似しているものの、労働力としての高度人材を育成し、かつ卒業後、かれらを雇用して

³ 南アジア地域協力連合 (SAARC) には、オブザーバーとして、日本、中国、米国、EU、韓国、イラン、モリシャスが加わっている。SAARCの設立意義や目的は、統合行動計画 (Integrated Programme of Action) において、7分野 (農業・農村開発、運輸通信、社会開発、環境気象、科学技術、人材開発、エネルギー) における地域連携を図ることに重点がおかれている。高等教育の専門学位の相互認証については、すでに生物、看護学、医学、教育科学、薬学、工学、数学、地理学、コンピューター、農業、法学、教員養成、会計学の分野で、修学期間や単位数の相互認証をどのように進めるかという論議が開始されている。この施策は、SAARC全体が目指している地域経済統合とそのための国家間の相互連携システムの構築の一環である。

そのまま当該国に残ってもらうということを意図しており、産学連携が鍵となる。さらに第3のタイプである「知識・イノベーションハブ (Knowledge/ Innovation Hub)」は、知の創生とイノベーションを図るというもので、経済を基盤とした知識・サービス基盤経済の創出、高度人材の育成、海外からの直接投資の勧誘、地域・グローバル経済における競争力およびソフトパワーの獲得を目的とするものである。この第3のタイプでは、国内外の教育機関、産業界、研究所、企業といったアクター相互の協力が重要な鍵となるというのである。

もっともKnight (2011) はこうした3つの「教育ハブ」の類型化を、さらに検証する必要があることを指摘している。これら3つの教育ハブは一見すると、「学生ハブ」から「高度人材ハブ」、そして「知識・イノベーションハブ」へと「発展」するものともとれるが、果たしてそうした時系列的なとらえ方が適切なかどうかといった点や、こうした教育ハブモデルが、オーストラリアや英国、米国といったより大規模なクロスボーダー教育を展開している国にも適用できるのかどうか、さらには日本が提案しているような「ゲートウェーモデル」とはどのように関連づけることができるのかどうかといった問題である。

ただいずれにしても、こうした「教育ハブ」と呼ばれるものが誕生するようになった背景に学生移動の活発化があること、そして今後も、学生移動のありよう如何で、高等教育政策における「教育ハブ」の位置づけが変容する可能性があることは確認することができよう。それは従来型だけの二国間を基軸とする学生移動では生み出されることのなかったきわめて多角的な機能をもつ「教育ハブ」であり、今日の高等教育政策の重要な戦略となりうる概念である。

IV. 「教育ハブ」をめぐる高等教育政策の事例

1. スリランカ——ハブ形成への挑戦

そこで次に、「教育ハブ」がまだこれから創出されようとしている事例をとりあげる。ここでは、「教育ハブ」という戦略を設けることにより、高等教育の拡充と国際化を図ろうとしているスリランカの例を分析する。

スリランカは、イギリスから1948年に独立後、民族、宗教ならびに地域別差異をもつ多文化社会として、国民統合を大きな課題としてきた国である。その多様性は、民族的にはシンハリ族74%、スリランカ・タミル族12.6%、インド・タミル族5.5%、ムーア族7.1%、その他となっており、他方、宗教的には仏教徒が全体の約7割を占めるのに対し、ヒンズー教が15.5%、キリスト教（主としてカトリック）7.6%、イスラーム（スンニ派）7.5%、その他となっている。人口約2040万人（2010年現在）を抱え、そのうち35歳以下の若者が61%を形成している若い国スリランカでは、国家発展のための人材育成が喫緊の課題となっている。特に2009年5月に、26年におよぶ内戦が終結して以降は、国家発展のためのさまざまな戦略がとられるようになった。

その政策を最も象徴するのが、2010年にラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) 大統領が発表した国家戦略ビジョン「マヒンダ・ビジョン (Mahinda Chinthana)」である。それによれば、「世界を見据える若者を育成する」というビジョンとともに、スリランカを南アジアにおける「知識ハブ (Knowledge Hub)」を目指すということが打ち出された。スリランカが提唱している「ハブ形成」は、「知識ハブ」の教育にとどまらず、「商業ハブ (Commercial Hub)」、「海洋ハブ (Naval Hub)」、「エネルギーハブ (Energy Hub)」、「航空路ハブ (Aviation Hub)」の5つのハブであるが、特に「知識ハブ」は、他の4つを結びつけるものとして、扇の要の機能を果たすものと位置付けられている。すなわち、この国家戦略ビジョンでは、スリランカが掲げる「アジアの奇跡」を起

こすための重要な戦略として「知識ハブ」を目指すとして、そこでは具体案として「もっとも経済的であり、かつ質の高い教育ハブ（To be the most-cost effective and quality education hub in Asia）」を目指すとしている。

こうしたスリランカのハブ形成戦略は、スリランカの高等教育の拡充施策と組み合わせて展開されている。スリランカには現在、放送大学を含む15校の大学とインスティテュートとよばれる高等教育機関が複数あるが、これらの機関の学生定員が少なく、たとえば2010年の同年齢人口の高等教育在籍者比率は4.3%にすぎない。このため、スリランカ政府は、高等教育機会拡大のための外部学位プログラムならびに技術教育発展のための高等技術学校の拡充を図っている。同時に、高等教育への私立セクターの参加を呼びかけ、私立高等教育機関の設立認可および海外からの高等教育機関の招致に積極的に乗り出している。これによって、スリランカ国内の高等教育需要への対応はもちろんのこと、海外の学生誘致を行うことで、南アジアにおける「教育ハブ」としてのプレゼンスを確立するというのがスリランカ政府の戦略である。

2. マレーシア——多様化する「学生ハブ」

以上述べたスリランカの「教育ハブ」戦略は、すでに東南アジアの国々がとってきた高等教育政策に類似したものがみられる。特に、国内の高等教育機関の拡充を私立セクターの導入および海外の教育機関との連携によって進め、国内学生の高等教育需要はもとより、国外学生の獲得により「教育ハブ」としてのプレゼンスを高めるという戦略は、まさにマレーシアの高等教育政策が1990年代の半ば以降とってきた政策に非常に類似している。

1957年の独立以降、国民統合と経済発展を国家目標に掲げ、特に1970年代以降、高等教育政策においても国語（マレー語）と国教（イスラーム）を軸としたマレー系優先政策（ブミプトラ政策）を展開してきたマレーシアにとって、1990年代半ばに設立が認められるようになった私立高等教育機関とそこで展開される英語を教授言語としたクロスボーダー・プログラムの導入は、高等教育に大きな変化をもたらした。そこには、国内でとられていた民族別大学入学者比率制度（クォーター・システム）の影響もあり、国内の国立大学に進学できずに従来は国外へ「留学」していた学生が、マレーシア国内に開学した私立高等教育機関ならびにそれを通じたクロスボーダー・プログラムに参加するようになった。同時に、そうしたクロスボーダー・プログラムに、国外からの学生が参加するようになり、マレーシアは従来の「留学生送り出し大国」から転じて「留学生受入れ国」へと転身したのである。例えば2008年の時点でマレーシアが受け入れている留学生の出身国をみると、中国とインドネシアがそれぞれ約1万人となっているが、次いで多いのはイランの約6200名であり、ナイジェリア約6000名、バングラデシュ約3600名、イエメン約3000名、ボツワナ約2400名、スーダン約2000名、イラク約1600名、パキスタン約1600名、ソマリア、モルディブ、サウジアラビアがそれぞれ約1500名といった様相である⁴。ここから明らかなように、マレーシアは中東とアフリカからの留学先として位置づけられている。こうした転換は、マレーシアが従来抱えていた頭脳流出問題への対応となるとともに、学生移動のハブとなることで、国際社会でのプレゼンスをあげようとする戦略である。

このようなマレーシアの「ハブ形成」を、Knight（2011）は「自国の学生および外国人学生に対して教育活動を提供することで、外国人学生からの授業料収入、自国学生への教育機会の提供、国内高等教育の国際化、地域高等教育における国際競争力の強化を目指す『学生ハブ』」と位置付けているが、まさに学生移動がもたらす高等教育政策のあり方の典型といえよう。

⁴ マレーシア出入国管理局が2009年に発表した「マレーシアにおける留学生の出身国と在籍機関」による。

V. 学生移動がもたらす「教育ハブ」の可能性と多文化社会変容のジレンマ

1. ハブ形成の流れと国境を超える政策展開の可能性

スリランカやマレーシアの事例にみる「ハブ形成」の流れにみるように、今日の学生移動が高等教育政策に与える影響にはそれぞれ差異がある。マレーシアの事例に対して、スリランカがこれから目標とするのは、まずは「学生ハブ」になり得るかどうかなという点である。この点について、世界銀行から刊行されたレポート（World Bank 2011）では、スリランカがハブ形成するにはどのような条件が必要かという点について、「学生ハブ」となるには、国際的に認められる質を維持した高等教育を実現し、かつ卒業生が学業終了後に雇用されうようなプログラムを見るべきであること、また「高度人材ハブ」になるには、査証条件や手続きを緩和し、学業終了後にスリランカで仕事に就くことができる環境整備を行うべきであるとしている。さらに「知識・イノベーションハブ」になるには、国際的に通用する研究環境と研究力の整備、海外との研究パートナーシップの準備、さらに諸外国の有名な研究者を招聘するだけの生活および仕事の環境整備を挙げている。

ここであらためてKnight（2011）が掲げた3つの「教育ハブ」モデルを見直すと、「学生ハブ」、「高度人材ハブ」そして「知識・イノベーションハブ」では、単に学生の国際移動が活発化するだけではなく、それが人材育成にどのくらいかわかるか、あるいは知のネットワークや文化を構築する点でどのような機能をもつかという点で質的差異がある。すでにKnightも問題提起しているように、この3つのハブは、「学生ハブ」「高度人材ハブ」「知識・イノベーションハブ」へと段階的に移行する時系列的なものかどうかは、議論の余地が残るところであろう。その国や地域の高等教育政策の状況如何では、当初より「高度人材ハブ」としての位置づけをもつところもあれば、「学生ハブ」として学生移動のなかで重要な機能を担うところもあると考えられるからである。たとえば、マレーシアにとっては今後、「学生ハブ」から「人材ハブ」へといかに移り動くことができるのが政策上の焦点となっている。しかしながら、現実のマレーシアは、前述のように、中東やアフリカからの学生を積極的に誘致する一方、そうした学生の多くは、卒業後もそのままマレーシアに残って仕事に就きたいと思わず、より上級の学位や就職先を欧米先進国に求めるという例が多い。いわば、マレーシアは欧米先進国へのトランジット・ポイントなのである（杉村 2010a: 44-45）。この点で、「学生ハブ」としてのマレーシアはそれ自体が、学生移動の流れの中で、中東やアフリカの学生が欧米先進国へ移動する際の仲介という一定の機能を有している。このように、ハブ形成の流れは、これまでの主として国家の枠内を中心に行われていた高等教育政策に対し、それに加えて国境を超えて展開される新たな高等教育政策の可能性を提起する。

2. 「教育ハブ」が生み出す2つの高等教育像——国家発展と地域発展

ハブ形成のもたらす第一の意義は、前述のように国家にとっての発展戦略である。しかしながらそれは、当該国がある地域国際社会の状況とも密接にかかわる。小論で取り上げたスリランカの場合、少なくともスリランカ政府としては、「学生ハブ」から「人材ハブ」、「知識・イノベーションハブ」を目指していく戦略をとろうとしているが、他方で、スリランカが含まれる南アジアでは、前述のとおり、SAARCによる新たな地域連携による高等教育の試みが既に開始されており、一方で地域ハブの動きも活発化している。こうした場合、国としてのスリランカのハブ形成と、国を越えて形成される地域のハブ形成が同時に進行することにより、少なくともスリランカ自体は二重の意味合いで自国の高等教育を位置づける必要がある。

同様のことはすでにマレーシアで実際に起こっている。マレーシアでは、前述のとおり、東南アジアにおける「教育ハブ」として少なくとも「学生ハブ」は確立されている。ただし、そうしたマレーシア独自の戦略とは別に、マレーシアもまたASEANの加盟国としてASEANが展開しつつある「地域ハブ」にも参加しており、自国の発展とともに、地域との協力や発展も考慮することを求められている。たとえば、ASEANの場合には、マレーシアと同様に、シンガポールもまた「教育ハブ」として位置づけられ、その意味では、マレーシアとシンガポールは、それぞれのハブとしての特徴は異なるものの、人材育成や人材獲得という意味では競合関係にある。しかし同時に、ASEANのネットワークのなかでは、ASEAN域外のネットワークとの対比において協調関係にある。

このことをふまえると、ハブ形成には大別して2つの可能性がある。ひとつは、Knight (2011) が整理しているように、各国政府が高等教育政策の戦略としてとる「教育ハブ」であり、それは国家単位のハブを生み出す。それに対して、ASEANやSAARCが生み出そうとしているのは、地域単位のハブである。この地域単位のハブは、単独の各国政府のハブとは異なり、連携やネットワークを基盤とする「教育ハブ」である。学生移動は、これら2つの「教育ハブ」を生み出し、それぞれの「教育ハブ」は、国別の教育発展と地域発展という異なる次元での高等教育の機能を創出するのである。

3. 「教育ハブ」がもたらす多文化社会変容の課題

他方、「教育ハブ」の創出は、学生が移動した先の社会に、多文化化と社会変容をもたらし、そのことが、少なからず高等教育政策の課題になることにも留意する必要がある。それは学生移動により、多種多様な文化をもった学生が集まることで、新たに生じる文化摩擦の問題である。ハブ形成が進み、異なる文化的背景をもった学生が交流の機会を得ることは、学生移動に本来期待される相互理解や協働の場を提供することとなり、教育の国際化の観点からみれば意義深いことである。しかしながら、逆に相互理解がうまく進まなかったり、逆に相互の不信や摩擦が起こる可能性もある。たとえば、Tan (2011) が指摘するように、今日、マレーシアで急増しているアフリカ系学生については、マレーシア社会との折り合いの難しさが問題化している。こうした文化接触に伴う摩擦の問題は、クロスボーダー・プログラムによって学生移動が加速されるなかで顕在化してきた問題である。マレーシア社会に馴染みにくいアフリカ系の学生の場合、かれらがマレーシアの文化や地域性に惹かれてマレーシアに留学してきたわけではなく、英語で、しかもより安い費用でクロスボーダー・プログラムが履修できるという利点に魅かれてマレーシアに来た例が多い。学生にとっては、マレーシア社会に対する理解や相互交流は関心外のこととなりがちである。

また、ハブ形成が目指す人材の獲得という点でも課題は多い。「教育ハブ」の特徴は、それが人材の養成や獲得に結びつく点にあり、それは「学生ハブ」「高度人材ハブ」「知識・イノベーションハブ」のいずれにもあてはまる。実際、スリランカにおいてもマレーシアにおいても、ハブ形成の中心には国家発展を担う人材育成がある。しかしながら、学生移動が活発化するなかで、それに伴う入国管理の問題が深刻化していることも否めない。マレーシアでは、前述のように、中国やインドネシアをはじめ、中東やアフリカ諸国からの留学生を多く受け入れているが、本来期待される留学終了後の就労については、有意味な国際交流が展開される一方、インドネシア人労働者をめぐる政治問題に代表されるように、それが人権問題や不法滞在者問題に発展する例もある。「学生ハブ」としての位置づけがそのまま「高度人材ハブ」へと発展するには解決すべき課題が山積している。

こうした状況がより深刻化するの、相互不信がナショナリズムに結びつく場合である。平野（2006）は「移動がナショナリズムと切り離せないものである」とし、そこでのナショナリズムには①国境を越えて『出ていく』人々のナショナリズム、②国境を越えて『入ってくる』人々のナショナリズム、そして③国境のなかに留まる人々のナショナリズムがあることを指摘している。そして、学生移動を含めた今日の人の移動においては、「人々が国境をまたいで異文化の人々と大量に、そして絶えず接触する状況」が作り出されており、「相互理解と友好」が生まれる可能性がある一方、「相互反発と排斥、敵対の関係を結集する危険性」もあることをあげている。

シンガポールで開学準備が進む米国イェール大学とシンガポール国立大学の連合カレッジ設立をめぐり、集会や結社の自由に規制があるシンガポールの規定にどう折り合いをつけるかという問題はその例であろう。同カレッジは、300年に及ぶイェール大学の歴史で初めての連合カレッジとなる高等教育機関で、4年間の学部課程の大学である。東西の文化を融合する教養教育プログラムを中心にしており、アジアの高等教育に大きな影響を与える存在になるであろうが、他方でシンガポールの国家政策とのずれが生じるとすれば、大学の運営が難しいものとなる（Gooch 2012）。

このことをハブ形成の動きと重ねて考えた時、一方では学生移動のルートを繋ぐネットワーク化を図る動きとなるが、多文化社会の変容とそれに伴うナショナリズムの問題が生じた際には、逆にそれが対立の拠点となり、ある種のブロック化を図る逆の効果を生むことにもなろう。その場合には、「学生ハブ」を形成し、学生移動を通じて自国のプレゼンスを高めることが難しい状況にもなりかねない。

VI. まとめ

小論では、国際的な学生移動が活発化し、大衆化・多様化するなかで、それが高等教育政策に与える影響を「教育ハブ」の創出という観点から分析した。国家発展とそのための人材育成という観点から、今日では高等教育政策において、学生移動の拠点としての「教育ハブ」となるかが大きな焦点となっている。Knight（2011）の分析によれば、それらは「学生ハブ」「行動人材ハブ」「知識・イノベーションハブ」の3類型に分類される。他方、学生移動については、従来からあった「二国間・二地点間の移動」、「多国間・多地点間の移動」さらに「トランジット型の移動」の3類型がみられ、こうした学生移動の実態に照らした場合、「教育ハブ」は、各国政府が目指す国家発展のためのハブとともに、地域連携やネットワークを基盤とするハブが同時並行的に形成される可能性を持つ。

こうした学生移動に伴う「教育ハブ」の創生は、現在、「学生ハブ」への挑戦を行っているスリランカの事例、他方、「学生ハブ」から「高度人材ハブ」への展開を図ろうとしているマレーシアの事例のいずれにおいても、頭脳流出を解決し、自国の高等教育拡充という意味では一定の意義をもつ。しかし同時に、それぞれの社会に文化変容をもたらす可能性がある。また、それぞれの地域で形成されているSAARCやASEANそれぞれの地域連携との兼ね合いも重要な要素である。今後は、国際化のもとで進行する学生移動とハブ形成のこうした功罪に、どのようにバランスよく対応するかが高等教育政策の課題となろう。

現在、日本においても、中国、韓国との間で「キャンパスアジア」構想が具体化し、実際の大学連携プログラムが始動している。このプログラムがより本格化すれば、地域連携を通じた「多国間移動」が東アジアでもより活発化し、ASEANをはじめとする他国・他地域との連携も含めて、

地域的なハブ形成を促進する。しかしながら、現実には、政治的な対立事項もあり、かつそれぞれの国が自国の「教育ハブ」としての発展を目指しており、ナショナリズムの問題にどう対応するかが大きな課題となっている。「教育ハブ」が高等教育政策にもたらす影響は、国際化がもたらす国際協調の側面と、新たなナショナリズムの浮上という2つの相反する方向性にどう折り合いをつけるかという国際教育学の課題とその重要性を、あらためて再認識させるものといえる。

参考文献

<日本語文献>

- 馬越徹 2005年 「アジア・太平洋地域の高等教育改革」、財団法人静岡総合研究機構編、馬越徹監修『アジア・太平洋高等教育の未来像』、東京：東信堂。
- OECD教育研究革新センター／世界銀行編著（斉藤里美監訳）2008年 『国境を超える高等教育——教育の国際化と質保証ガイドライン』、東京：明石書店。
- 北村友人・杉村美紀編 2012年 『激動するアジアの大学改革——グローバル人材を育成するために』、東京：上智大学出版。
- 白石隆 2009年 「東アジア統合とアジアの大学——シンガポールの事例」、『IDE 現代の高等教育』No.507、22-27頁。
- 杉村美紀 2008年 「アジアにおける留学生政策と留学生移動」、『アジア研究』54巻4号、10-25頁。
- 2010a年 「高等教育の国際化と留学生移動の変容——マレーシアにおける留学生移動のトランジット化」、『上智大学教育学論集』44号、37-50頁。
- 2010b年 「アジアにおける国家・個人の留学戦略と多様化する留学生移動」、愛知大学現代中国学会編『中国21』Vol.33、東京：東方書店、33-54頁。
- 2011年 「アジアにおける学生移動と高等教育の国際化の課題」、『メディア教育研究』第8巻第1号、S13-S21。
- ・黒田一雄編 2009年 『アジアにおける地域連携教育フレームワークと大学間連携事例の検証』、文部科学省平成20年度国際開発協力サポートセンター・プロジェクト最終報告書。
- 杉本均 2011年 「トランスナショナル高等教育の展開と課題」、杉本均（研究代表）『トランスナショナル・エデュケーションに関する総合的国際研究』平成20～22年度科学研究補助金研究最終報告書（基盤研究B・一般）、1-20頁。
- 平野健一郎 2006年 「国際移動時代のナショナリズムと文化」、『インターカルチュラル』第4号、2-22頁。
- 森川裕二 2006年 「留学生交流」、毛里和子・森川裕二編『東アジア共同体の構築4——図説ネットワーク解析』、東京：岩波書店、228-229頁。

<外国語文献>

- De Wit, Hans, et al. 2008. *The Dynamics of International Student Circulation in a Global Context*, Rotterdam, the Netherlands: Sense Publishers.
- Gooch, Liz 2012. "With Opening Near: Yale Defends Singapore Venture", in *The New York Times* (the global edition), August 27.
- Knight, Jane 2011. "Education Hubs: A Fad, a Brand, an Innovation?", *Journal for Studies in International Education*, 15, 3, pp.221-240.

- McBurnie, Grant and Christopher Ziguras, 2007. *Transnational Education: Issues and Trends in Offshore Higher Education*, Oxon and New York: Routledge.
- Ministry of Higher Education Sri Lanka 2012. “Fostering Innovations in Education: Best Practices from Higher Education in Sri Lanka”, Presentation of Dr.Sunil Nawaratne, Secretary of Ministry of Higher Education, at World Education Summit 2012, July 23-24, 2012, at Le Meridian Hotel.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) 2010. *Education at a Glance 2010: OECD Indicators*, Paris: OECD.
- 2012. *Education at a Glance 2012: OECD Indicators*, OECD Publishing.
- Tan, Irene Ai Lian 2011, “An Exploration of African Students in Malaysia” in 杉村美紀（研究代表）『アジア・オセアニアにおける留学生移動と教育のボーダーレス化に関する実証的比較研究』、平成 19 ～ 21 年度科学研究費補助金研究（基盤研究B海外学術調査）最終報告書, 137-144 頁。
- World Bank (Human Development Unit, South Asia Region) 2009, *The Towers of Learning: Performance, Peril and Promise of Higher Education in Sri Lanka*, Washington DC: The International Bank for Reconstruction and Development / The World Bank.
- 2011. *Sri Lanka as an Education Hub for International Students: The Road Ahead*, Report No.50.

「新二世」のトランスナショナル・アイデンティティと
メディアの役割
—米国・英国在住の若者の調査から—

The Transnational Identity of New Second Generation Migrants and
the Role of Media: A Case Study of Young People in New York City
and London

藤田結子*
Yuiko Fujita

Abstract

The objective of this study is to explore how electronic media influences the construction of transnational identity. In recent years, increasingly more people have begun to move back and forth between two or more countries and to connect transnationally using satellite television and the Internet. It is discussed that as a result, migrants begin to construct new transnational identities, and the identity of the “new second generation” is often the focus of attention. Therefore, I have conducted a case study of young second generation Japanese in New York City and London in order to explore the influence of electronic media on identity construction.

The results show that there are three identification patterns among the young people: (1) Japanese, (2) national identity other than Japanese, and (3) transnational identity. The process of their identification is affected by specific factors: parents, language, race and ethnic relations, and back-and-forth movement.

As for electronic media, the Internet has greatly influenced the young people's identity negotiation. After the Internet became available to them, the young people began to watch Japanese television programs far more frequently than they had previously watched them, by using free video-sharing services such as YouTube and Veoh. They also began to develop networks with other young second generation Japanese around the world by using social networking services such as mixi or Facebook. These electronic media enable them to negotiate their identities by “thinking across spaces.”

In conclusion, electronic media leads some of the young people whose parents are of different nationalities and who were brought up in more than two countries to form new transnational identities. These young people use electronic media as a means of constructing new identities to transcend their national identity, which tends to emphasize cultural and ethnic homogeneity.

* 明治大学商学部准教授、Associate Professor, Faculty of Commerce, Meiji University
E-mail: yfujita@meiji.ac.jp

I. 問題の設定

1. トランスナショナル・アイデンティティをめぐる議論

1990年代以降、さまざまな学問領域でトランスナショナリズム研究が活発になっている。Linda G. Baschら（1994）は、トランスナショナリズムを「移住者が送出国と受入国をつなぐ多様な社会関係を創出し維持する過程」と定義し、グローバルな資本主義システムの発展が主要因となって国際移動が活発化し、多くの人々が2国またはそれ以上の国々に渡る越境的社会空間で生活するようになったと述べている¹。具体的には、移住者やその子供が2国間を行き来する、2ヶ国語を話す、母国へ送金をする、母国の組織に所属するというような活動を指している（Kasinitz et al 2002）。

このようなトランスナショナリズムの傾向は、受け入れ国で育った二世以降よりも、母国出身の一世に強いといわれている（Vertovec 2001: 577）。この越境的社会関係は、（1）母国への感情的なアタッチメント、（2）受入社会での周辺化、（3）経済的要因によって生じると説明されてきた。つまり、ホスト社会への同化がうまく進まないこと、出稼ぎが目的の移住であることなどによって越境的社会関係が起きるとみなされ、出身国を志向するトランスナショナリズムと受け入れ国を志向する同化は二律背反するものだと捉えられていた（大井 2007）。しかし最近では、トランスナショナルなつながりを維持しながらも、ホスト社会に適応するという側面にも注目が集まるようになってきているという（南川 2007a）。

トランスナショナリズム研究が盛んになるにつれ、このような移住者のアイデンティティに大きな関心が寄せられるようになった。これまで社会科学では文化やアイデンティティは地理的な場所に結びつけられる傾向にあった。たとえば、アメリカ合衆国という場所にはアメリカ文化があり、「アメリカ人」としてのアイデンティティを抱く人々がいるという前提で考えられていた。しかし、これでは上記のような現象を分析するうえで限界があり、新たな分析枠組が必要となったのである（Gupta and Ferguson 1997）。

こうして「トランスナショナル・アイデンティティ（transnational identity）」という語が多くの研究で用いられるようになったのだが、この語が意味するものは研究によってさまざまであり共通の定義はみられない。移住者を対象とした研究に限れば、2つまたはそれ以上のネイション²に「故郷（home³）」を持つことから生じる多元的・多層的な意識を指すことが多い⁴。Mary C. Waters（1999: 90）が指摘するように、「トランスナショナル・アイデンティティ」は、移住者が母国と受け入れ国を行き来しつつも、A地点からB地点へと変化していくアイデンティティではない。むしろ、個人や両方の社会を変化させるような仕方で社会や国民国家を越えるのである。これは、個人は複数のアイデンティティを持ち、階級やジェンダーなどの属性によって異なる移住経験をするという点で、ポストモダン思想の影響を受けている。

そして、とくに1965年の米国移民法改正以降の「新二世（new second generation）」のアイデンティティに大きな関心が寄せられている（Portes and Rumbaut 2001; Levitt and Waters 2002;

¹ このトランスナショナリズムという現象の「新しさ」に関する批判については小井戸（2005）、村井（2007）を参照。

² 田辺俊介（2010: 15）が指摘するように「ナショナル・アイデンティティ」を定義づけるための基礎概念「ネイション」自体に研究者間で一致した定義が皆無である。本稿では、「ネイション」は日本語の「国民」「民族」「国家」に相当する概念として用い、「国民」の語は国民の意味に限定する場合に用いる。

³ 独語「heimat」（ハイマート）に由来する「home」の概念。

⁴ 他方、国際関係論やジャーナリズム研究では、政治、経済、イデオロギー、宗教などにもとづく国境を越える共同体への帰属意識（例：EU、環境団体、イスラム世界）などを意味することが多い。

Kasinitz et al 2008)。これらの研究において、「新二世」は、少なくとも1人の親が米国生まれである人々、および本人が12歳頃までに米国にやって来た人々（すなわち「1.5世⁵」を含む）を指す（Levitt and Waters 2002: 12; Kasinitz et al 2008: 1）。このような「新二世」には、母国と受入国を頻繁に行き来し、2国で交互に教育を受ける者がいる。さらにインターネットや国際電話を利用し国外に在住する家族・親戚と連絡を取り続けている。その結果、少なからぬ人々が、1つのネーションへの帰属意識を超えるアイデンティティを構築しているのではないかと議論されているのだ。なぜこのような議論がなされているのかといえ、将来的に「新二世」が「アメリカ人」としてのアイデンティティを抱かない、米国への愛国心を抱かないことが危惧されているからである。

2. 電子メディアの役割

そして、トランスナショナルなアイデンティティの構築には、電子メディアが重要な役割を果たすと言われている。もちろん、Vertovec（2001: 577）が指摘するように、コミュニケーション技術の発達が発達したトランスナショナル・アイデンティティやネットワーク形成の原因になったというのではなく、その形成を促したと考えるべきであろう。

このようなメディアとアイデンティティに関する議論は、Benedict Andersonのよく知られた『想像の共同体』（1983＝1997）に基づいている。過去には、新聞や小説などの印刷メディアの普及によって、同じ言語を話す人々が会ったこともない同胞を1つのネーションとして想像することが可能になり、国民国家という形式の普及が促された。さらに彼は、コミュニケーション技術の発達により、「遠隔地ナショナリズム」が出現したことを指摘する。移住者たちは国際電話やFAXなど以前では考えられなかったような方法で同胞とつながり、メディアを通して寸時の距離に存在するようになった母国を想像する。この状況を考えれば、ナショナリズムが時代遅れなものになったとはとうていいえないというのである（Anderson 1992＝1993）。

他方、Arjun Appadurai（1996＝2004）は、「想像の共同体」から着想を得つつも、異なる見解を述べている。彼によると、テレビ、ビデオ、コンピューターなどの電子メディアが世界中で普及し、人々はメディアが運ぶ大量の映像に日々晒されるようになった。これにより、世界中で数多くの人々が、生まれた場所から移動して働いたり暮らしたりすることを日常的に想像するようになった。同時に、電子メディアを通して、国境を越えて、製作者とオーディエンスがますます結びつきを強め、さらにオーディエンス自身が移住する者と留まる者の間で「対話」をし始めた。その結果、多数の「ディアスポラの公共圏（diasporic public spheres）」が出現しているというのである（Appadurai 1996＝2004）。

不特定多数の人々によって織りなされる言説の空間という意味での公共圏は、排他的かつ必然的にナショナルな境界をもつとこれまで考えられていた。だが、イスラム世界や環境NGOのネットワークに例示されるように、電子メディアの普及によって公共圏がナショナルなものであると前提可能な時代が終焉を迎えている。さらにAppaduraiは、このような電子メディアと国際移動の相乗効果によって、しだいに国民国家は時代遅れのものとなり、「ポストナショナル」なアイデンティティや政治形態への希求が高まっていく可能性を指摘する。

このような議論を受けて、2000年代以降、英国を中心に、電子メディアとアイデンティティに関する数多くの調査が行われるようになった。英国においても、旧植民地との関わりから、近年の新しい二世とそれ以降の世代のナショナル・アイデンティティへの関心が非常に高いか

⁵ 1.5世（1.5 generation）とは、一般的に12歳頃までにホスト国に移住し、ホスト国で育った人々を指す。

らである。これらの調査は共通して、世界各地の移住者やその子供たちが、テレビやインターネットなどを利用し、複数の文化や場所に関わるアイデンティティを創出している状況を報告している⁶ (Karim 2003; Block and Buckingham 2007; Bailey et al 2007)。

とくにKevin Robins and Asu Aksoy (2001) のトルコ系キプロス人を対象とした調査は、Appaduraiの議論が現実のものとなりつつあることを示している。調査参加者のうち若い二世・三世の女性数名は、生まれ育った英国の文化に適応していたが、英語にくわえてトルコ語も話すことができる。1990年代に英国でトルコからの衛星テレビ放送が開始されると、彼女たちはトルコ製番組を視聴し始めた。その結果、トルコの文化や人々について理解を深め、自己の「トルコ人らしさ」をより肯定的に捉えるようになった。さらに、メディアが構築する英国およびトルコの文化的空間を自由に越境し始め、トルコ、キプロス、英国の間に生きる存在としての自己を想像するようになったという。Robins and Aksoy は、彼女たちの経験や意識はナショナル・アイデンティティという「箱」に収めることができない、と論じている。

上記のように相反する傾向が観察されるのは、グローバリゼーションは複合的現象であるからだといえるだろう。Anthony Giddens (1999=2001: 34) が指摘するように、一方では地域的ナショナリズムの台頭を誘いつつ「想像の共同体」への愛着を強め、他方では在来型の国民国家の縛りを緩めるのである。では、この世界中で複雑に構築されつつあるメディア・ランドスケープとトランス／ナショナルなアイデンティティは、日本というネーションをめぐってどのように展開しているのだろうか。

3. 日本出身の移住者のケース

日本出身の移住者は南北アメリカを中心に世界各地に広がり、各国・地域によって状況が異なっている。ここでは調査対象とする米国・英国の場合について検討したい。まず先行研究は、日本で生まれ育った後に移住した日系一世や長期滞在者は「日本人」としてのアイデンティティを保つ傾向が強い、と結論づけてきた。個々の事例を見てみると、明治・大正期に米国や英国に移住した一世の場合、その大半が「日本人」としての意識を抱き続けていた⁷ (Takaki 1989; Itoh 2001; ベフ2002)。近年の永住者・長期滞在者も、「日本人」であることにこだわる傾向が強い。たとえば米英の駐在員とその妻・海外子女は日本に呼び戻された後のキャリアや教育のために、習慣・言語・外見上の「日本人らしさ」を保持・獲得しようと努める (町村1998; Sakai 2000; Kurotani 2005)。その一方で、キャリアや文化的な志向により米英に移住する女性たちは「日本人らしさ」を超える新しいアイデンティティを探そうと試みる。だが、結局はホスト社会の人種・民族の序列の下位に置かれてしまうため、「日本人」以外のアイデンティティを自由に選択することは難しい (Sakai 2000; Fujita 2009)。

つぎに二世・三世以降の人々であるが、米国の場合⁸、ホスト社会のエスニック・グループへ

⁶ このような電子メディアの利用を通して行われるアイデンティフィケーションは、Stuart Hall (1996: 2) が指摘するように、常に「進行中」のプロセスである。しかしその過程は様ではなく、世代、年齢、社会階層、ジェンダー、エスニシティ、宗教などの要因が複雑に交差し、メディアの選択やアイデンティティの構築に影響を与えている。

⁷ 米国の場合、多数の日本人がハワイや西海岸に渡った。一世たちはアメリカが自分の国だと信じつつも、1952年に移民帰化法が制定されるまで「帰化不能外国人」とされ、「日本人」として生きるほか選択肢がなかった (Takaki 1989: 212; ベフ2002: 234)。英国に関する先行研究は少ないが、イギリス人の配偶者を得た移民も、「日本人」としての強いアイデンティティを持ち続けていたという事例が報告されている (Itoh 2001: 108)。

⁸ 英国の場合、二世以降の「British Japanese」のアイデンティティについては、特定の傾向を明らかにするような社会学的研究の蓄積はみられない。

の帰属意識に基づく Japanese American としてのアイデンティティを抱くようになる (Fugita and O'Brien 1991)。今日では、米国にくわえ、カナダ、ブラジル、ペルーなどのアメリカ大陸の国々の日系人のあいだで、日本という共通の出自に応じたトランスナショナルな結びつきを確認しようとする動きも活発になっている。しかし多くの日系人にとって、Nikkei というトランスナショナルなアイデンティティは日系人がホスト社会に統合したことを前提として成立しており、相互のナショナルな境界線を越えた1次的なアイデンティティとはなっていない (南川 2007b)。

電子メディアの影響に関しては、日系一世、永住者、駐在員、海外子女などを対象に調査が行われてきた。その結果、日本製テレビ番組やビデオの視聴は、「日本人」としてのアイデンティティの再交渉を促すことが明らかになっている (藤田 2004; Kondo 2005; Kim 2010)。たとえば、日本で生まれ育った後にニューヨークやロンドンに移り住んだ20代～30代の「長期滞在者」「永住者」を対象とした調査では、若者たちは、2国間を頻繁に行き来し、日常的に日本製テレビ番組やインターネットを利用し国境を越えて日本とつながり続けていた。それにもかかわらず、トランスナショナルな意識を抱くようにはならず、むしろ日本への帰属意識を強める傾向が明らかになった (藤田 2007, 2008)。

このように先行研究は、日本出身の移住者のアイデンティティおよびメディアの影響に関する知見をもたらしてきた。だが「新二世」のアイデンティティに関しては、まだ先行研究の蓄積がみられない。

以上のことから、本稿は、トランスナショナル・アイデンティティと電子メディアをめぐる議論を、日本出身の親を持つ「新二世」の語りから考察することを目的とする。「電子メディアは、トランスナショナルなアイデンティティの構築にどのように影響を与えるのか」という研究の問いを設定し、以下で検討していきたい。

II. 調査方法

考察のために、日本出身の親を持ち、ニューヨークまたはロンドンに居住する「新二世」を選定した。在留邦人数は、2008年の時点でニューヨークが4万9,659人で第2位、ロンドンが2万7,072人で第5位と (外務省2009)、日本出身の人々が比較的多く調査地に適していると考えた。また、上記の、同都市における若者を対象とした調査結果と比較する目的もある。

現地の「新二世」の若者の社会的ネットワークによるスノーボール・サンプリングを用いて、調査参加者を集めた。上記の Kasnitz (2008: 1) の「新二世」の定義に習い、少なくとも1人の親が米国か英国生まれである者、および自身が12歳頃までに米国か英国に移住した者に調査への参加を依頼した。したがって、両親ともに日本人の者にくわえ、一方の親が日本人でも一方の親がほかの国 (中国、スリランカ、米国、英国、ドイツ) 出身の者が含まれる。この「新二世」たちの年齢は20代～30代前半、女性5人・男性4人である。全員が大学に在学中あるいは卒業しており、調査時の職業は学生、会社員、専門職などであった。したがって、全体的に高学歴のミドルクラス層の若者となっている。

この調査参加者の人数は9名と多くはないが、日本出身の親を持つ「新二世」の若者は少数であり、かつ地理的に分散していて該当者をリクルートすることが困難である。さらに先行研究の蓄積がないことから、今回のような新しい試みの調査の目的には十分だと考える。

2008年から2009年にかけて、ニューヨークまたはロンドンのカフェなどで、各人2時間程度

インタビューを行い、家族関係や生き立ちなどのライフストーリーと、調査時点でのアイデンティティや人間関係、故郷に対する意識、メディア利用などについて語ってもらった⁹。

言語については、語り手にとっての話しやすさを重視し、インタビュー時に語り手が自発的に話した言語をそのまま使用した。英語での会話も、後述のように、和訳せずに原文のまま本文中に引用することとした。なぜなら、特定の言語の使用自体が、個人の文化的経験やアイデンティティを浮き彫りにするからである。

本稿は、桜井厚（2002）のいう「対話的構築主義アプローチ」の立場からインタビューという調査方法を捉える。語り手全員が、その生き立ちのために、普段から自分のアイデンティティについてよく考えると述べていた。それでも、筆者がインタビューという場を設けて、「あなたは誰なのか」「どのような人生を歩んできたのか」という問いをあらためて投げかけるこのインタビューこそが、彼ら彼女らのアイデンティティやライフストーリーを構築する「文化的営為の場」であったと考える¹⁰。

III. 調査結果

1. 「新二世」のアイデンティティ

まず、「新二世」のアイデンティティに関する語りを見ていきたい。この若者たちの意識は「日本人」「日本人以外の国民」「トランスナショナル・アイデンティティ」という3つのカテゴリーに分類することができる¹¹。

(1) 日本人

両親ともに日本出身の日本人である男女Aさん、Bさん、Cさんは、幼年期から英国で育った、日英バイリンガルである。義務・高等教育を英国で受け、人生の大半を現地で過ごしていても、「日本人」としてのアイデンティティを抱いている。たとえばAさんの場合、普段から自身のことを「ジャパニーズだけどイギリス育ちの日本人」と表現し、「基本的に見た目も日本人で、やっぱりちょっと日本人の部分のほうが強い¹²」ことをその理由にあげている。

(2) 日本人以外の国民

一方の親が日本、もう一方の親がほかの国出身である者のうち、LさんとMさんは、後者の親の母国の国民としてのアイデンティティを抱いている。白人のイギリス人を父親に持つ男性Lさんの場合、英国で生まれ育ち、英語を第1言語としている。彼は躊躇することなく「I just always feel as being British, really」と述べるように、自分自身を「British」と考えている。家庭内での使用言語も英語であり、「I never really thought of myself as being half-Japanese until I

⁹ インタビュー同意書に記入してもらい、許可を得て会話をICレコーダーに録音した。インタビュー内容すべてを書き起こし、コード化して分析した。この若者たちのディアスポラの経験は個人が特定されやすいことから、詳細なプロフィールは省いた。

¹⁰ インタビュー・ガイドを用いつつ、それぞれの話に応じて新たな質問をし、意見を求められたときは考えを述べた。したがって、インタビュアーである「私」の属性や経験も、語りを生成する相互行為に影響を与えたと考える。

¹¹ 残りの1人は、この3つのアイデンティティとは異なる意識を抱いていたが、字数の制約上、本稿では割愛する。

¹² Aさん、男性、20代後半、会社員。インタビュー実施日は2008年3月1日。

went to Japan¹³」と、大学時代に日本への交換留学を経験するまで、自分自身の「日本人らしさ」をほとんど意識したことがなかったという。

(3) トランスナショナル・アイデンティティ

一方の親が日本、もう一方の親がほかの国出身である者のうち、Rさん、Sさん、Tさんは、1つのネーションへの帰属意識を超えるアイデンティティを抱いている。この3人はみな女性で、子供の頃から2つまたはそれ以上の国で暮らした経験を持つ。だが彼女たちのアイデンティティのあり方は一様ではない。

Rさんの場合、父親が白人の英国人であり、日本と英国で交互に教育を受けた、日英バイリンガルである。「私は日本にいるときは日本人、こっちにいる自分はイギリス人って考えたいですね」と場所に応じてアイデンティティをスイッチするという。「両方住んでいたっていうのもありますけれども、どちらも外国人っていうのが嫌なんで¹⁴」という話からわかるように、両方の国民から「排除」されることを回避するアイデンティティ戦略を採っているのである。

Rさんはいわば2つの国民共同体に帰属意識を有しており、彼女の場合、「複合的 (multiple)」アイデンティティを抱いていると言うこともできるだろう。

他方、SさんとTさんは明確な帰属意識を表明しない。Sさんの場合、父親が白人のアメリカ人で、幼少期から日本と米国で交互に生活し教育を受けてきた日英バイリンガルである。彼女は、典型的な「日本人」「アメリカ人」に対して違和感を持ち、自分自身とは一致しないと感じている。そのため、以下の話のように、ナショナルなカテゴリーで自己を表現することに葛藤を抱いている。

結局、1つの国籍で生まれた人の方が多から、そういうふうにカテゴリーしがちなんですよ、周りが。でもうちらとしては、「じゃあパパとママどっちを選ぶの」と言われるみたいなことを感じる。「じゃあ日本人なの、アメリカ人なの」とか、.....何かそういうセンシティブなことを言われると、「何で選ばなきゃいけないの」とか思っちゃう。やっぱりどっちもがいいけど、どっちつかずというか。¹⁵ (以降の傍点・斜体は筆者による)

Tさんの場合、父親がスリランカ出身であり、日本で生まれ、日本を含む4ヶ国で育った。義務教育期から英国に暮らし、第1言語は英語である。非常にディアスポラ的な生い立ちの彼女は、子供の頃に深刻な「identity crisis」を経験した。現在は英国のパスポートを得ているが、「half-Sri Lankan, half-Japanese」である自分自身を典型的な「British」だと思えないという。いつの頃からかTさんは、Sさんと同様、「〇〇国民」というアイデンティティを「選ばない」という戦略を取り始め、そうすることで気持ちが楽になったと語る。

I always felt that I had to *choose* (a national identity). And then as I got older, I realized I didn't have to *choose* (a national identity).¹⁶

このように、同様に日本出身の日本人を親に持つ「新二世」であっても、異なるアイデンテ

¹³ Lさん、男性、20代後半、会社員。同2008年2月27日。

¹⁴ Rさん、女性、30代前半、会社員。同2008年2月25日。

¹⁵ Sさん、女性、20代後半、会社員。同2009年3月27日。

¹⁶ Tさん、女性、30代前半、専門職。同2008年2月26日。

ィティを抱いている。とくにトランスナショナルな意識のあり方は、三者三様であった¹⁷。

2. アイデンティティ構築に関わる要因

では、なぜ同じ日本出身の親を持つ「新二世」の若者の間で、異なる帰属意識が形成されるのであろうか。先行研究は、トランス／ナショナルなアイデンティティの構築に影響を与える複数の要因を指摘しているが（Robins and Aksoy 2001; Levitt and Waters 2002ほか）、そのうち、本調査では次の要因の影響が示された。

(1) 親

本調査において、アイデンティティを左右する最も重要な要因の1つは、親のナショナルな属性である。なぜなら、1つのネーションへの帰属を超える意識を持つRさん、Sさん、Tさんの場合、共通して、一方の親（母親）が日本出身、もう一方の親（父親）がほかの国出身である。

他方、自分自身を「日本人」だと考えるAさん、Bさん、Cさんは、両親ともに日本出身の日本人である。Bさんの場合、2歳から英国で育ち、それ以後日本に長期間在住した経験がない。英国の永住権を取得しているので、法的にイギリス国民になる選択肢もある。だが彼女の両親が最近日本に帰国し、「家族がこっちにいないっていうのがちょっと寂しくなってきた」ので、「結局（自分は）日本人なので、最終的にはいつになるかわからないんですけど、たぶん日本に帰る¹⁸」と考えている。これまで暮らしたことのない日本に、将来的に「帰国」する予定を立てているのである。

(2) 言語

もう1つの最重要因は言語である。一方の親が日本出身であり、もう一方の親がほかの国出身である若者のうち、トランスナショナルなアイデンティティを抱くRさん、Sさん、Tさんは、（2ヶ国語の能力には差があるが）日英バイリンガルである。他方、日本人以外の国民としてのアイデンティティを持つLさんとMさんは、日本語をほとんど話すことができない。上記のRobins and Aksoy（2001）の研究においても、2ヶ国語の能力が重要であると指摘されていたが、本調査でも同様の傾向が示された。

(3) 人種・民族関係

まず「白人」として「パッシング（passing）」可能な外見を持つ者は、人種的特権を有する白人と自己同一化しやすい。たとえば、Mさんは「I could easily say I am fully-European and people will believe me easily¹⁹」と、周囲から完全に「European」だと見なされるので自分を日本人だと思い難いという。欧米では、日本人であるよりも、（暗に白人を意味する）「アメリカ人」や「イギリス人」であるほうが特権を享受できるが、それは周囲からの承認が必要なのである。

つぎに、トランスナショナルなアイデンティティを抱く女性たちは、共通して、どの国民国家においても国民の（エスニック・マジョリティの）一員と周囲から見なされてこなかった経験を持つ。Rさんの場合、「最近みんな（が自分のことを）『たぶん、スペイン人』とかよく言

¹⁷ 1つのネーションへの帰属意識を超えるということから、本稿では暫定的にこれらをトランスナショナル・アイデンティティとしたい。だがこの概念は、具体的にどのような意識を指すのか、何をもち「トランスナショナル」とみなすのか、十分に検討されないまま曖昧に用いられてきた。今後、これらの点をより慎重に議論していく必要があるだろう。

¹⁸ Bさん、女性、20代前半、学生。同2008年2月25日。

¹⁹ Mさん、女性、30代前半、フリーランス。同2008年2月29日。

う」と語るように、その外見が「イギリス人」としてパスしないこともままあるという。

同様に、彼女たちは、日本においても「日本人」としてパスしない。たとえば、SさんとTさんは日本人とみなされない疎外感と特権について次のように語った。

「ハーフってかわいいよね」とかいろいろ言われて、得かと思うけど。でも私はそこ（日本）で生まれたわけだし、生まれた所でやっぱり「ガイジン、ガイジン」と言われちゃうわけだから。（白人のアメリカ人の）父親とは違うわけじゃないですか。（父親のように自発的に来日し暮らして）by choiceで目立っているわけじゃない。

Every time I go back (to Japan), I feel that (I have more freedom). Maybe because I think a lot of people don't see me as Japanese, so I'm an outsider (as the normal stringent social rules don't apply to me).

これらの語りが示すように、「人種」的・文化的な同質性を前提とするナショナル・アイデンティティに抑圧されてきた経験を通して、トランスナショナルな意識の形成が促されるといえるだろう。

(4) 2国間の移動

トランスナショナルリズムに不可欠な要素として、2つあるいはそれ以上の国の行き来が指摘されているが、本調査においても、全員が短期間または長期間（数ヶ月～10年以上）日本で暮らした経験を有し、少なくとも数年に1度は日本とほかの国を行き来していた。とくにトランスナショナルなアイデンティティを抱くRさん、Sさん、Tさんは、子供の頃から2ヶ国またはそれ以上の国において義務教育を受け、家族とともに暮らした経験を有している。彼女たちは10代のときに育った場所を「故郷」だと考えるが、その国と国民としてのアイデンティティは必ずしも結びつかない。たとえば、父親がスリランカ出身、母親が日本出身のTさんは、20年ほど在住している英国が「home」だと思っているが、自分自身をいわゆる「British」だと考えていない²⁰。

3. 電子メディアの影響

(1) 衛星テレビ放送、ビデオ・DVD

では、「新二世」たちのアイデンティティ構築に、電子メディアはどのように影響を与えているのだろうか。まず、数名は1980年代に普及したビデオ、90年代に普及した衛星テレビ放送やDVDを利用し、以前から日本製テレビ番組を頻繁に視聴していた。Bさんの場合、2歳から英国で育ったが、自分を「日本人」だと思っている。彼女は、子供の頃から、日本にいる祖父から送られてきたビデオテープや、両親が契約していた日本語衛星放送JSTVをよく利用してきた。このような日本製アニメやドラマを通して「日本らしさ」を知ると言う。

²⁰ 以上の要因にくわえ、ジェンダーも影響を及ぼしている可能性がある。なぜなら、このRさん、Sさん、Tさんはみな女性だからである。その場合、女性は、男性を基準とする国民というカテゴリーから排除されやすいために、そのような意識を抱きやすいのではないか。さらに「階層」も影響を及ぼすことが推測されるが、本調査では分析することができない。また、先行研究が指摘する要因のうち、「政治へのコミットメント」「組織的活動」「出身国への送金」などの行為は見られなかった。

何かほんとに日本って遊びに行く場所なんですよ、私にとっては。ずっとこっち（イギリス）にいてるんで。（日本の）ドラマの世界で学校とかあるじゃないですか。ほんと未知な世界なんです。だからほんと日本に帰るとドラマの世界に入った感じ。……（日本では）文化祭があったりみんなでやる活動が多いじゃないですか。……ワーって楽しくやっているのがすごくうらやましく思いますね。

Bさんは、親や日本との行き来という要因にくわえ、このようなメディアの利用を通して、ナショナルな共同体を想像し、日本への帰属意識を形成している。

他方、Tさんの場合、電子メディアは異なる影響を与えている。彼女は、学生時代にロンドンの日系書店でアルバイトをしていた頃、店のレンタル用DVDをよく視聴していた。日本製のバラエティやドラマを見ることで、幼い頃暮らした日本への「ノスタルジック」な欲望が喚起されたという。

I like Smap × Smap. I just think it's really, really funny, yeah. I feel *nostalgic* because when I was living in Japan, I used to watch a lot of TV. That's how I learned my Japanese. So, it reminds me of when I was living there with my grandparents.

その一方で彼女は、「TV tends to make life in Japan look so much nicer and simpler」と、テレビ番組が描く日本は「現実」より理想的で単純化されている傾向を指摘する。つまり、この文化的空間が仮想的なものであることを想起しているのだ。Aksoy and Robins (2000) によれば、どの文化からも疎遠であるという感覚があるからこそ、「空間を横断して思考すること」(thinking across spaces) が可能になるという。そうであれば、電子メディアは、日本への欲望を喚起すると同時に、心的な距離を再認識させることで、彼女にトランスナショナルな意識の形成を促しているといえるだろう。

(2) インターネット

本調査の「新二世」たちが最もよく利用しているメディアは、90年代半ば以降に広く普及したインターネットである。コストと手間がかかるという理由から、衛星テレビ放送やDVDを用いて日本のテレビ番組をほとんど視聴することがなかった語り手たちも、無料動画サービスを用いて現在流行のドラマ、お笑い番組、格闘技など多様なジャンルを熱心に視聴するようになったという。

父親が英国出身のRさんの場合、11歳まで日本で育ち、当時はテレビでアニメをよく見ていた。英国在住の現在は、YouTubeやVeohなどの動画サービスを利用し始めて以来、日本のアニメを「あいうえお順に全部見た」というほどノスタルジックな欲望を満たす快楽を味わっている。しかし同時に、「もちろん私が見ている日本のメディアっていうのは、結構偏っているかもしれないんですね。……それが日本の社会の基準になるかっていうのはわからないですね」と、Tさんと同様、想像上の母国と「現実」は異なると考える。

さらにRさんは、新聞社が運営する女性向け掲示板（BBS）における家族や仕事の悩みに興味を持っている。「やっぱり自分に日本人っぽい考え方があるので」と女性たちの投稿を読むことで自分の「日本人らしさ」を再確認する一方で、「発言小町とかを見てると、（日本には）いじめとかに対してやっぱりされる者に非があるに違いないっていう考え方（がある）」と「カルチャーギャップ」も感じるという。

このように、インターネットが普及した後、日本とのつながりを再認識・再発見する機会は大幅に増えた。日常的に、ヴァーチャルに、「日本的な」空間と現在暮らす英国の空間を越境できるようになったのである。Rさんは英国に移住後2回日本に戻っており、この物理的な移動ももちろん重要である。だが、日常的にナショナルな文化的空間を越えて思考することは、インターネットの利用なしには不可能であっただろう。彼女の場合、電子メディアの利用は、「ナショナルなもの」への帰属意識ではなく、精神的に英国と日本を行き来するような、トランスナショナル・アイデンティティの構築を促している。

さらにEメールやソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）が、この若者たちの意識に大きな変化をもたらした。以前日本に帰国した友人たちはせいぜい「何回か手紙を書いたくらい」で連絡が途絶えてしまっていたが、インターネットが広く普及した90年代後半以降に知り合った友人とは、帰国後もつながり続けることができるという。

とくにSNSは、日本にルーツを持つ「新二世」の若者たちが、同胞と結びつく空間となっている。語り手全員がmixiやFacebookを利用し、日本出身で子供の頃に海外に移住した若者のコミュニティ、あるいは世界各地にいる「half-Japanese」が参加するコミュニティなどに加わっている。たとえばTさんは、「I found that (in SNS) there are actually a lot of like half-Japanese, half-Chinese, you know, “half”」と、そこで自分自身と似た外見の若者が互いに知り合い、社会的ネットワークを広げたり、悩みを共有したりしていると述べる。同様に、Rさんも次のように語る。

mixiに登録すると、やっぱり同じようにバイリンガルで、日本（の学校）で、現地校で教育を受けた人とか、何かそういう（自分と似たバックグラウンドの若者たちと）理解しあうところもある。・・・以前だとイギリスに住んでいると、日本のことなんて、情報なんて手に入らなかったですし、ネットの前は。

このように、衛星放送や動画サービスを利用してヴァーチャルに2国間を行き来し、さらにコンピューターを介したコミュニケーションを通して世界の同胞とつながっている。Appaduraiが論じるように、電子メディアを通して、国境を越えて製作者とオーディエンスがますます結びつきを強め、さらにオーディエンス自身が移住する者と留まる者の間で「対話」をしている。実際に、「新二世」の若者たちによる「ディアスポラの公共圏」が出現しつつあるといえる。

しかし、それが必ずしもトランスナショナルな意識の形成に結びつくわけではない。以上に見てきたように、本調査において、トランスナショナルなアイデンティティを表明していたのは一部の者のみであった。残りの者は電子メディアを通して、むしろ過去の移住者がそうしたように、1つのナショナルな共同体への帰属を想像していたのである。

IV. 結論

上記の調査結果から、「電子メディアは、トランスナショナルなアイデンティティの構築にどのように影響を与えるのか」という研究の問いに答えたい。

結論として、「新二世」の若者の語りから、電子メディアは、ほかの諸要因と重層的に関係しつつ、トランスナショナル・アイデンティティの構築を促すことが示された。これは、両親の出身国が異なりかつ複数の国で育ったというような、もともとディアスポラ的な経験が高い者

にのみ見られた影響であった。彼女たちにとって、電子メディアは、同質性を前提とするナショナル・アイデンティティの抑圧から解放され、新しいアイデンティティを創出するための1つの手段となっていた。

一方で、電子メディアは、両親が日本人である者、または1つの国で（生まれ）育った者には、ナショナル・アイデンティティの交渉・再発見を促していた。このような傾向は、日本で生まれ育った後にニューヨークあるいはロンドンに移り住んだ「長期滞在者」「永住者」の若者を対象とした調査（藤田 2007, 2008）でも、共通に見られたものである。

したがって、これらの調査結果に関して言えば、電子メディアの影響は限定的である。つまり、電子メディアは、複数の要因と関わりつつ、移住者が形成してきたもともとの感情・意識を補強したり促進したりするけれども、それを大きく変えるという効果はほとんど見られなかった。

最後に、以上の結論から導きだされた重要点を指摘したい。まず、先行研究では、トランスナショナルな移動や活動は一世に強いといわれてきた。しかし、トランスナショナル・アイデンティティについては、上記の筆者が実施した調査の結果に限れば、「新二世」の一部にのみ1つのネイションへの帰属意識を越えるような心情が見られた。したがって、トランスナショナルな意識については、むしろ「新二世」の間でより強い傾向がある可能性が示唆された。今後この点を慎重に検討していくべきだろう。

つぎに、本稿は、日本というネイションの場合においても、トランスナショナルな意識を抱く移住者は確実に存在していることを明らかにした。今後ますます国際移動が活発化し、ディアスポラ的な経験の高い「新二世」やそれ以降の世代が増加していくにつれ、電子メディアの影響の下、トランスナショナル・アイデンティティの創出がますます促される可能性があるだろう。現在、「日本人」というナショナルな共同体の境界にも、わずかではあるが確実に、「ポストナショナル」な秩序を志向する変化は現れ始めているのである。

参考文献

<日本語文献>

- ベフハルミ編 2002年 『日系アメリカ人の歩みと現在』、京都：人文書院。
- 藤田結子 2004年 「グローバル化時代におけるエスニック・メディアの社会的機能」、『マス・コミュニケーション研究』64号、121-134頁。
- _____ 2007年 「国境を越えるメディアとナショナル・アイデンティティ」、『マス・コミュニケーション研究』70号、97-115頁。
- _____ 2008年 『文化移民——越境する日本の若者とメディア』、東京：新曜社。
- 外務省 2009年 『海外在留邦人数調査統計』。
- 小井戸彰宏 2005年 「グローバル化と越境的社会空間の編成」、『社会学評論』56号、381-399頁。
- 町村敬志 1999年 『越境者たちのロスアンジェルス』、東京：平凡社。
- 南川文里 2007a年 「エスニシティのトランス／ナショナルな条件」、慶應義塾大学第5回 21COE - CCC国際シンポジウム報告書『多文化多世代交差世界の政治社会秩序形成』。
- _____ 2007b年 「二つの『ジャパニーズ』」、『日系人の経験と国際移動』、京都：人文書院、27-49頁。

- 村井忠政 2007年 「アメリカ合衆国における移民研究の新動向」、村井編『トランスナショナル・アイデンティティと多文化共生』、東京：明石書店、17-41頁。
- 大井由紀 2007年 「トランスナショナリズムから何がみえるのか」、慶應義塾大学第5回 21COE - CCC国際シンポジウム報告書『多文化多世代交差世界の政治社会秩序形成』。
- 桜井厚 2002年 『インタビューの社会学』、東京：せりか書房。
- 田辺俊介 2010年 『ナショナル・アイデンティティの国際比較』、東京：慶應義塾大学出版会。

<外国語文献>

- Aksoy, Asu and Kevin Robins 2000. "Thinking across Spaces: Transnational Television from Turkey", *European Journal of Cultural Studies*, Vol.3, pp.343-65.
- Anderson, Benedict 1983. *Imagined Communities*, London: Verso (=白石隆・白石さや訳 1997年『想像の共同体』、東京：NTT出版)。
- _____ 1992. "The New World Disorder", *New Left Review*, No.193, pp.3-13 (=関根政美訳 1993年「遠隔地ナショナリズムの出現」、『世界』586号)。
- Appadurai, Arjun 1996. *Modernity at Large*, Minneapolis, Minn.: University of Minnesota Press (=門田健一訳 2004年『さまよえる近代』、東京：平凡社)。
- Bailey, Olga G., Myria Georgiou, and Ramaswami Harindranath 2007. *Transnational Lives and the Media*, New York: Palgrave Macmillan.
- Basch, Linda G., Nina Glick Schiller, and Cristina Szanton Blanc 1994. *Nations Unbound*, New York: Gordon and Breach.
- De Block, Liesbeth and David Buckingham 2008. *Global Children, Global Media*, New York: Palgrave Macmillan.
- Fugita, Stephen and David J. O'Brien 1991. *Japanese American Ethnicity*, Seattle: University of Washington Press.
- Fujita, Yuiko 2009. *Cultural Migrants from Japan: Youth, Media, and Migration in New York and London*, Lanham, MD: Lexington Books.
- Georgiou, Myria 2006. *Diaspora, Identity, and the Media*, New York: Hampton Press.
- Giddens, Anthony 1990. *The Consequences of Modernity*, Cambridge: Polity (=佐和隆光訳 2001年『暴走する世界』、ダイヤモンド社)。
- Gupta, Akhil and James Ferguson 1997. "Beyond 'Culture': Space, Identity, and the Politics of Difference", in A. Gupta and J. Ferguson (eds.), *Culture, Power, Place*, Durham: Duke University Press.
- Hall, Stuart 1996. "Who Needs 'Identity'?", in S. Hall and P. Du Gay (eds.), *Questions of Cultural Identity*, London: Sage, pp. 4-10.
- Itoh, Keiko 2001. *The Japanese Community in Pre-War Britain*, London: Routledge Curzon.
- Karim, Karim H. 2003. *The Media of Diaspora*, London: Routledge.
- Kasinitz, Philip 2008. *Inheriting the City*, New York; Cambridge, Mass.: Russell Sage Foundation; Harvard University Press.
- Kim, Youna 2010. "Diasporic Nationalism and the Media", *International Journal of Cultural Studies*.
- King, Russell and Nancy Wood 2001. *Media and Migration*, London: Routledge.
- Kondo, Kaoruko 2005. *The Media and Japanese Children in Diaspora*, unpublished PhD thesis,

University of Westminster.

Kurotani, Sawa 2005. *Home Away from Home*, Durham: Duke University Press.

Leeuw, S. and R. Ingegerd 2007. "Diasporic Mediated Spaces", in Bailey, O., M. Georgiou, and R. Harindranath (eds.), *Transnational Lives and the Media*, New York: Palgrave Macmillan.

Levitt, Peggy and Mary C. Waters 2002. *The Changing Face of Home*, New York: Russell Sage Foundation.

Portes, Alejandro and Ruben G. Rumbaut 2001. *Legacies*, Berkeley: University of California Press; Russell Sage Foundation.

Robins, Kevin. and Asu Aksoy 2001. "From Space of Identity to Mental Spaces", *Journal of Ethnic and Migration Studies*, Vol.27, pp.685-711.

Sakai, Junko 2000. *Japanese Bankers in the City of London*, London: Routledge.

Takaki, Ronald 1989. *Strangers from a Different Shore*, Boston: Little, Brown and Company.

Vertovec, S. 2001. "Transnationalism and Identity", *Journal of Ethnic and Migration Studies*, Vol.27, pp.573-582.

Waters, Mary C. 1999. *Black Identities*, New York: Russell Sage Foundation.

私はここに属さない —グローバル化の時代の若者文化を考える—

Out of Place: Rethinking Youth Culture in the Age of Globalization

白石さや*
Saya Shiraishi

Abstract

The paper explores three concepts, globalization, youth, and culture. All three have undergone drastic changes in last decades and need to be redefined. Globalization stands for spatial-temporal processes which are carried mostly by the non-state actors including, among others, NGO, fandom, and individual. Globalization differs from Internationalization which refers to intensification of the border crossing activities mostly carried by the state actors. Youth, who was once the subject bitterly struggling to define oneself, has acquired the new role of revolutionary defining the new world. The young people with their digital literacy of today have been responsible in bringing about globalization.

Culture once was the sacred source of stable and homogeneous identities of people, but it is now a theoretically and politically contested field. The research on diffusion of post-war Japan's popular culture, Manga and Anime, to the young people in the world has inevitably prepared the ground for the new combination of three concepts because Manga and Anime now belong to the life-style of the young people who have been the engine of on-going global processes.

I. 世界を変えた若者達

1975年にマイクロソフト社を設立したビル・ゲイツ (William Henry Gates III 1955-) は当時まだ20歳であった。1976年にアップル・コンピュータ社を設立したスティーブ・ジョブズ (Steven Paul Jobs 1955-2011) は21歳、Yahoo (David Filo 1966- & Jerry Chih-Yuan 1968-) を1994年に創業したのはやはり当時20歳代であった二人の若者である。さらにラリー・ページ (Lawrence Edward Larry Page 1973-) は1998年に25歳でグーグル社を設立、映画にもなったマック・ザッカーバーグ (Mark Zuckerberg 1984-) がフェイスブックを全米の学生向けサービスとして開始したのは2004年で、20歳のときだった。そのフェイスブックの共同創設者でもあるクリス・ヒューズ (Chris Hughes 1983-) は「オバマを大統領にした小僧っ子 (The Kid Who Made Obama President)」と呼ばれたが、2008年のオバマ氏のキャンペーンにおいてソーシャルネットワークのコーディネーターを務めたとき、まだ25歳であった。

彼ら20歳代の若者達の胸のすくような創造的活動により、世界は大きく変化した。今日、人々

* 東京大学大学院教育学研究科教授、Professor, Graduate School of Education, The University of Tokyo
E-mail: s-shrsh@p.u-tokyo.ac.jp

が考え、発信し、情報を求め、相互にコミュニケーションをとり、映像を共有し、ネットワーク組織を形成して活動し、インターネットで物品を購入し、瞬時にグローバルにお金を動かすやり方は、40年前には想像もできないものだった。もはや国家や巨大企業だけでなく、数人規模のNPOや、個人が、小さなコストで、独自のアイデアを自由に発信し、時間と空間を超えて地球上各地の人々と意見を交換し、共に活動し、価値や、嗜好を創造共有することが可能となった。

こうした変化をもたらした情報コミュニケーション技術ICTは、世界各地での、大小の、多彩な、数々のイノベーションを次々に吸収し統合して、日々、この瞬間にも、目覚ましく進化を遂げている。この半世紀間、新しい情報コミュニケーション・リテラシーを学習し、自らも魔法のような道具やソフトを開発し、想像力豊かにその用途を押し広げていったのは、周知のとおり世界の若者達である。世界の各地で、若者達がほんの2～30年前には存在しなかった情報技術や道具を創り出し、そうした技術や道具のこれまでは夢想されることさえなかった利用方法を開発し、試行錯誤を経ながらビジネス・モデルを組み立て、人類の活動可能な領域を押し広げている。その傍らでは、数周遅れで必死に新しい情報リテラシーに追いつこうとする、またはそれさえもあきらめて全く取り残された古い世代がいる。こうした現代社会の姿は、いわば、のび太がドラえもんポケットから飛び出してくる新奇な道具の数々を使って、宇宙や、過去や、未来の世界を、友人たちと共に縦横に駆け回り、行く先々で新しい仲間と出会っている、その時に、一階の畳の間では、のび太の両親が、つくねんとお茶を飲んでいる、そういう状況であると言えよう。

II. 若者研究の変貌

こうした若者主導でめまぐるしく進化する現代のグローバル化の時代を理解しようとするとき、若者の研究、ないしは若者文化研究は重要な分野となる。それと同時に、若者文化研究の枠組みそのものが変化を求められている。従来、若者文化は子供から大人になる過程で一時的に通過するものであり、「もはや子どもではなく、まだ大人でもない」若者が、やがては大人になることで卒業していく「過度的な段階」であると捉えられていた。本稿では詳細には立ち入らないが、ファン・ヘネップによる通過儀礼理論（ヘネップ 2012）、およびそれをもとにリミナリティとコミュニタス理論を展開したヴィクター・ターナーの研究（Turner 1969; Turner 1970）が、今日に至る若者文化の位置づけの原型であると言えよう。これらの研究には「過渡期」や「過度的な状況」や「中途半端」という言葉がちりばめられている。リミナリティが「もう子供ではない、しかしまだ大人ではない」若者達の一時的な通過地点であってみれば、若者文化は、少々、日常生活の枠からはみ出している、社会的に寛容な扱いを受け、つまりは軽視されてきた。

文化人類学の現地調査においても、その多くのテーマが伝統的文化社会であってみれば、調査研究者にとって主要なインフォーマントとなるのは経験を積んだ長老であり、他方で、四六時中、あれこれと家事育児近所付き合いや雑事で動き回っていて「まとまった物語を語る時間がとれない」女性や、「何も知らない」若者は無視されがちであり、さらに子どもは特に育児や発達をテーマにした子ども研究という限定され囲い込まれた領域の調査研究対象になるほかは、全般的な文化・社会・政治・歴史・経済の領域に関する調査の対象となることはまずなかった。数少ない例外として、シャーロン・ステファンにより編纂された『Children and the Politics of Culture』（Stephens 1995）においては、社会、政治、および文化的軋轢はまず子ども達の日常

生活に影を落とすという視点を提供したという側面において画期的であり、子どもの日常をその社会のもつ諸問題の中に据えて論じた。それでも子どもや若者を社会的状況の中に受動的に、往々にして社会的政治的矛盾の犠牲者という位置づけにしているという限界を脱していない。さらには、古典的文化人類学研究の多くが、「歴史のない伝統社会とその文化」を対象にしていたことから生じた文化の予定調和論からは、若者の生み出す突出した、あるいは斬新でイノベティブな文化は、一時的現象であり「若者らしさ」であると見做されがちだった。彼らもやがて大人の自覚をもち、ネクタイを締めた責任ある社会の成員となって「戻って」くる。

そうした若者研究の原型を作った一人は、文化人類学の領域において若者子ども研究の著作の数々を著したマーガレット・ミードであった。ミードを有名にした『Coming of Age in Samoa』(Mead 2001a) や『Growing Up in New Guinea』(Mead 2001b) といった子どもや若者研究の前提にあったのは、「この子ども達が、このような若者になり、このような大人になって、この文化を維持していく」という、いわば当時の文化人類学に特有の「時間的に静止したものとしての未開社会研究」のアプローチに基くものであった。眼前にある所与の社会文化の、歴史的変化を想定しない研究である。しかし、このミード自身が、こうした静止社会における子どもや若者研究モデルからの脱却を図ったことは、あまり知られていない。それはミードが55歳(1956年)のときに書いた『New Lives for Old: Cultural Transformation-Manus, 1928-1953』(Mead 1966) である。1928年に現地調査をしたマヌスを、ミードは25年後の1953年に再訪したのだが、そこで見たのは、かつて水上家屋に住んでいた人々が「陸に上がり」、林を切り開いて、アメリカ軍のバラックを模した家を建てて、まったく異なるライフスタイルの生活を築いていたことだった。ミードは、25年前に水上生活を維持する上でのノウハウを学んでいた子ども達が、結婚して親となり、第二次大戦を経て、自身の子どもの時代とはまるで異なる家族生活と文化を生きていたことを発見したばかりでなく、彼らがむしろ進んでそうした変化を望み、選択したのであって、決して受動的に外からの一方的な変化を受入れたのではなかったことを指摘している。

しかし、若者文化の研究者の眼差しは、近年になってIT技術やインターネットの登場に注目をした論考の場合においてさえも、依然として大人の教育者目線のものであることが多い。例えば、ジェイラン・モルティモア編の『The Changing Adolescent Experience: Social Trends and the Transition to Adulthood』(Mortimer and Larson 2002) を開いてみよう。この本は若者研究分野において早々に情報技術やインターネットとの関わりをテーマとして取り上げたものである。しかし、書かれているのは、「情報技術において、若者達がコンピューター・ウィルスを発信したり、情報網を妨害したりすることでもたらしうるダメージを限定するために、彼らが責任ある行為をとるように社会化(socialization)していくことが、重要な課題である」¹ といった叙述である。この情報技術やインターネットという機能や装置そのものが、20歳そこそこの若者たちによって世の中に送り出されてきたことは、どうやら完璧に忘却されているらしい。

しかしICT革命がグローバル・ネットワークの形成を可能で容易なものとし、若者がその情報技術の主要な設計者であり、担い手である現実において、状況は着実に変化している。現代のICT化し、グローバル化する社会や文化を論じる諸研究に著されているのはそうした若者達の姿である(Brooks 2001; Florida 2003; Florida 2007; フロリダ 2007; レヴィ 2007; タブスコット・ウィリアム 2007; タブスコット 2009)。かつては若者固有のカジュアルな服装であったチノパンやTシャツが、今日のICT産業分野においては、公式のイベントにおいても着用される服装となり、

¹ Anderson 2002: 176. Socializing youth in responsible behavior with technology is critical to society from the standpoint of reducing the potential damage that they can create by releasing computer viruses or by disrupting information systems in other ways.

もはや「ネクタイを締めて責任ある社会の成員となる」という儀礼は姿を消しつつある。若者たちは人と情報のダイナミックな交流を基盤にした新たなライフスタイルや、それに基づくアイデンティティを創造し、それがグローバルで多様な新しい社会と文化の設計図の基本となろうとしている。こうした社会や文化の変革の最前線にある人々のことを語ることで、若者文化研究は新たな研究分野を開拓することが求められている。

III. 孤独な若者の創造する新世界

実は政治学的領域において、若者が政治・社会・文化に大きな変化をもたらす重要な役割を果たしたことを議論した先駆者が、『想像の共同体』を著したベネディクト・アンダーソンであった。近代的国民国家論の古典となった同書において、アンダーソンは植民地アジアにおいて初めて近代的学校教育を受けた若者達に注目し、彼らのことを「孤独な二重言語のインテリゲンチア」（アンダーソン 2007: 219）と呼称した。

今からおおよそ100年位前、東南アジアの植民地ではナショナリズム運動が始まり、第二次大戦後、つまりナショナリズム運動が始まってからおおよそ半世紀の後には次々と新生国民国家が独立をした。そのナショナリズム運動の主要なリーダーたちは、植民地宗主国がもちこんだ近代的学校教育制度において教育を受けた若い人々であったことを、アンダーソンが明らかにしたのである。彼らは学校で宗主国の言語である英語やオランダ語やフランス語を身につけ、母語と併せて二重言語の知識人となった。さらにそうした言語によって、彼らは植民地学校の教室においてアメリカ合衆国のイギリスからの独立や、フランス革命、当時の世界史的事件であったロシア革命といった西欧社会の近代化の歴史と思想に触れるようになった。それと同時に彼らは輝かしい近代の科学技術の発展を学び、その過程で自分の生まれ育った社会における伝統的生活様式を時代遅れの因習として見るようになった²。「私はここに属さない」という孤独な若者の登場であった。

しかし、近代的学校教育を受けた若者達がいくら「英国人にも劣らぬ英国人」になっても、人種主義的な植民地社会においては、彼らは白人と対等な地位を与えられることはなかった。ここにも、そしてあそこにも属することのできなくなった若者達は、新聞を読み、あるいは仲間と新聞を発行し、やがて自分たちが帰属することのできる未来共同体として「国民（ネーション）」を創造・想像し、彼らの知識や能力を必要とする近代的国民国家（ネーション・ステート）の独立を目指す指導者となっていった。

それから約一世紀を経て、現在、同じようなことが世界の各地で再び起こっていることを実感する。筆者は1990年代以来、日本のマンガやアニメのグローバルな広がりをリアルタイムで、世界の20余りの都市において、追ってきた。そこで出会ったのは、母語に加えて第二言語としてデジタル言語のリテラシーを身につけた、新しい二重言語のインテリゲンチア達である。ここで「デジタル・リテラシー」とは、今や古典となった著作『デジタル・リテラシー』におけるポール・ギルスターの定義によると、「ネットワークで繋がったコンピュータ関連の諸資源にアクセスをもち、それを活用できる能力（the ability to access networked computer resources and use them）」である。しかし、それは決してキーボード操作だけをさすものではなく、「コンピューター

² 土屋 1991、白石 近刊、等。最良の文献はインドネシアの国民文学作家ブラムディヤ・アナンタ・トゥールの四部作として知られる『ガラスの家』（2007）である。

によって得られる広範な情報源からの複数の情報を理解し、利用する能力」であって、それは「新しい認識の仕方」にかかわるものである（Gilster 1998: 1-4）。

このデジタル・リテラシーを獲得した若者同士の間では、日常的に新たなICT関連ガジェットや、アプリに関する紹介情報や、評価評論、議論が間断なく行き来している。しかし、そうした対話は入門程度のデジタル・リテラシーしか有しない人々にとっては呪文を聞くのと変わらない位、意味不明である。二重言語の若者達の目には、日々、デジタル言語によって切り開かれる時間と空間や、未来に向けての可能性が見えているのだが、そうでない人々にはそれは見えない。100年前に、近代的学校教育を受けた植民地の若者達が「自由」や「独立」を議論し始めた時にも、いまだ伝統的文化を遵奉して生活をしていた人々にとってはそうした用語や概念は全く未知のものであったはずだ。アジアの植民地の学校で、若者達がアメリカ独立戦争や、フランス革命や、そしてロシア革命に胸を躍らせていたときに、彼らの家族にとってはそれは全くアクセスすることのできない知識体系であり世界認識のしかたであった³。

この100年前のナショナリスト達と、今日のICT領域における天才達——またはリチャード・フロリダの言葉を借りるならば「クリエイティブ・クラス」を構成するタレント（才人）達（2007: 7-11）——との共通項は、第一には新規のリテラシーを学ぶ柔軟な能力であり、これは往々にして若者が特権的にもつ能力である。その新規のリテラシーを用いて、彼らは近代的自由や独立の思想を学び、ジャーナリズムという新しい職業に就き、近代文学の創作を手掛け、それを仲間と共有した。100年前のナショナリスト達にとっての新しい文学は、文字通りの近代文学であるだけでなく、戦争や革命における英雄や、科学技術分野において偉大な発明発見を成し遂げた偉人の伝記の数々である。こうした近代文学は、国民英雄を描き出すことで、国民そのものを所与の枠組みとして創造し、新しい認識枠組みとして定着させていった。同じようにして、今日のデジタル言語による新しい文学は、時間と空間を超えた新世界システムを創造するコンピューター・プログラムの数々である。それはウィンドウズのOSであり、Amazonや楽天の通信販売システムであり、Googleの検索エンジンであり、YouTubeやニコニコ動画の動画サイトであり、MixiやFacebookに代表されるソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNA）である（タプスコット 2009）。

ふたつの時代の二重言語の若者達の第二の共通項は、彼らの登場を促し、同時に彼らによってさらなる進化をとげることになる情報コミュニケーション技術の画期的な飛躍の時代に遭遇したこと、この新メディアの社会的インフラ整備を背景として、その新しいメディアへのアクセス手段を特権的に所有していたことである。いわば彼らの基本モデルとも言えるのがアメリカ独立に腕を振るった合衆国建国の父の一人、ベンジャミン・フランクリンである。彼は、政治家であり、科学者であっただけではなく、印刷業者であり、新聞や書籍の出版業者であり、カタログ通信販売システムを創始し、郵便局長を務めた人物であった。後に続く植民地ナショナリスト達も、アメリカ合衆国の独立や、フランス革命、ロシア革命に関する書物を読み、自ら新聞や小説を印刷出版し、それを郵送し、通信販売を行った。当時の近代的国家を代表する建物が、鉄道の駅と郵便局であったことは周知のとおりである。近代的国民国家の基礎は人、物、情報の移動であった。100年余をへて、今また、その情報コミュニケーション技術の革新が世界規模で進行している。

今日、新しいデジタル・リテラシーを手に入れた若者達は、次々とその可能性——ほんの数年前までは予想もできなかったような可能性——を想像／創造し、実現し、現実のものとして

³ プラムディヤ・アナンタ・トゥールの四部作の主人公ミンケとその両親との関係はその見事な例である。

いる。世界中の相互に名前も顔も知らない若者達が、競い合い、補完し合って夢のようなプログラムを編み出している。そうした急激な変化が道德的社会的に望ましいのか否か、そういう議論そのものを無意味にしてしまう抗いようなない勢いで、情報コミュニケーション技術は進化している。もはやそれは若者が大人になるまでの一時的な遊びの時間や空間であるとはだれも考えない。そしてその先に何が待っているのか、それは未だ不明である。100年前の孤独な若者達は、半世紀をかけて近代的国民（ネーション）を想像／創造したが、現在のデジタル・リテラシーに特権的アクセスを持つ若者達が、デジタル・メディア・ネットワークによってどのような人と人との繋がり方や協働モデルを構築していくのか、それは未だ定かな姿としては現れていない（松下 2012）。

本稿で論じるグローバル化時代の若者文化を支えているのは、こうした若者達である。筆者がマンガやアニメを世界に追いかけたその先で出会ったのは、単なるマンガやアニメが好きなファンというだけではなかった。たしかにマンガやアニメは戦後の日本で独自の発展を遂げた日本発のポピュラーカルチャーであるが、それは世界の各地でグローバル化時代を生きる若者達に支持される「グローバル化時代のグローバルな若者文化」として変貌を遂げている。マンガやアニメのファンとなった人々を世界の各地に求めてまわり、数え切れない多くの若者の一人ひとりから話を聞くと、彼らは決して従来の生活の延長上にマンガやアニメを付け加えただけではないことがわかってくる。この間に彼らの生活自体が短期間の間に大きく変化を遂げていた。日常的にコンピュータを操作し、携帯電話を使い、ネットで検索をし、人と繋がり、情報取得や発信をするという生活様態の変化が起こり、こうしたデジタル・リテラシーを習得し習熟するその途次において、彼らはマンガやアニメと出会っている。グローバルに普及するマンガや特にアニメはその過程においてデジタル化し、いわば「コンピューターによって得られる広範な情報源からの複数の情報」の一部となり、それを理解し、利用する能力をもつ若者達が昨日とは異なる新たなライフスタイルを構成するときにその要素のひとつとなっている。彼らは新しい情報技術と共にマンガやアニメを受入れ、丸ごと生活の一部として愛好するようになった。グローバル世代の若者にとり、コンピューターとデジタル・リテラシーとデジタル・カルチャーとしてのマンガやアニメとはワン・セットの統合された生活を構成する不可分の構成要素となっている。

20世紀末から21世紀初頭にかけて、新たなデジタル・リテラシーを獲得した若者達が世界の各地に登場すると同時に、彼らの新しいライフスタイルに組み込まれた娯楽文化として、マンガやアニメが世界的基盤を広げていった。それを示す事例の一つが、マンガやアニメ関連商品の商品としての地位の確立にみられる。マンガやアニメは日本の外の世界においては当初は存在しない娯楽の様式であり消費財であった。だれがどこにこの新規な商品を陳列して売り出すのか、そこから話は始まる⁴。

筆者がマンガ・アニメ拡散普及の実態調査のためにアジア各地を訪れ始めた1990年代初頭には、香港、シンガポール、クアラルンプール、ジャカルタでは新興都市中間層の登場に合わせてピカピカの中高層ショッピングモールが建設されていた。そのモールの親子連れで賑わう1～4階と違い、往々にして上階のフロアの店舗は当初はまだガラ空きで、森閑としていることが多かった。そこに細々と開店していたのが、コンピュータやその周辺機器の小さな店であり、棚に並んだ商品数も少なく、がらんとした店内には学生風の若者達が数名、コンピュータ作動に関する詳細を額を寄せ合って検討している姿がみられた。だれが店員でだれが客なのか一見

⁴ マンガ・アニメと関連グッズのアジアへの浸透の仕方に関しては、白石2007、他を参照。

区別のつかない、どこことなくクラブ活動的な雰囲気漂っていた。そうした店の隣に、薄暗いマンガ・アニメ関連グッズの店があった。こうしたフロアの店舗間の通路を歩いているのはほとんどがジーンズにTシャツの若者であり、中高年の人や家族連れの姿はなかった。

こうしたアジアの都市のショッピングモールを数年間隔で訪れると、度ごとに状況は変化していき、上階のフロアにも店舗数が増え、店内には商品が溢れるようになり、混雑した明るく賑やかな新世界へと変貌を遂げていった。さらに2000年を過ぎると、堂々としたコンピュータ機器や家電の店がモールの1～4階に開店し、ポピュラーカルチャー関連グッズも、子供用品店やおもちゃの店や広い面積をもつ明るい本屋に並べられるようになった。これはデジタル・リテラシーを有する若者達が社会的経済的な地位を獲得していく過程であり、彼らのライフスタイルを象徴するマンガやアニメやゲーム関連グッズもそれに伴ってモールの中に地位を得ていったことを著している。

世界の各都市を20年かけて訪れ、マンガやアニメの受容される形とその変遷とを見てくると、調査研究における基盤として、次のテーマが浮上する。すなわち、こうしてグローバル化し、若者に愛好されるポピュラーカルチャーのあり方を理解し把握し叙述するにあたって、研究者はどういう研究枠組みをもっているのだろうか、ということである。海外におけるマンガやアニメの受容の実態や文化産業の様態に関する紹介や論考はすでに他で展開しており、本稿ではこの現代の文化を捉えるための概念枠組みそのものを考察してみたい。

IV. 国際化とグローバル化

さて、ここで「グローバル化」を定義しておこう。グローバル化と国際化とは混同して使われることも多いが、この両者を明確に区別することで、現在進行中のさまざまな現象が説明しやすくなる。ここではピーター・カツェンスタイン (Peter J. Katzenstein) による『世界政治と地域主義——世界の上のアメリカ、ヨーロッパの中のドイツ、アジアの横の日本 (A World of Regions: Asia and Europe in the American Imperium)』においてなされた定義を基本として、筆者が若干の手直しを加えてまとめたものである (Katzenstein 2005 [カツェンスタイン 2012])。まず、「国際化 (inter-nationalization)」は、境界線を越えて行われる領域的活動であり、それは20世紀的国民国家システムの継続上にある。国際化においては、国民国家 (nation=state) がアクターとなり、国家間の関係性が引き続き重要性をもつ。国民国家の主権が擁護され、ナショナリズムが主要な集団的アイデンティティとして存続する。国家間の様々な相違は継続されることが多い。

「グローバル化」は、時間と空間を超えた、非領域的なグローバル・プロセスである。それは世界政治においては新たな変革であり、新たなアクターの登場によって特徴づけられる。個々のアクターとして、企業、銀行、NGO、NPO、ファン、個々人等々があげられ、それぞれの利益や関心を追求する活動として、または相互間の競争を衝動として、グローバル化を推し進める。その結果、国民国家間の相違は収斂し、同時に国家内のローカルな多様性はむしろ拡大することがある。グローバル化は実際的にはマクロというよりはミクロの現象として立ち現れ把握される。

この定義に拠れば、マンガ文化は、国際化して世界の各地に広がっていったのではなくて、個々の作品や、個々のマンガ作家のファンや、各地の出版社や、ローカル・エージェントの活動として、すなわち非国家的アクターによるグローバル化の過程として進行してきたことが指摘で

きる。つまり初期においては日本のマンガやアニメを発見した海外のファンが中心的な担い手となってグローバル化のプロセスを進めたのであった。ところがやがてマンガやアニメが世界の各地で受容されている実態が知られるようになると、国家がアクターとして参入し、マンガやアニメは日本固有の国民的文化であるとするいわば文化の所有権を宣言し、それに伴って「日本のコンテンツ」、「日本のソフトパワー」、さらには「クールジャパン」であるとして、国際関係の枠組みに取り込み、馴致しようとしているとして理解できる。

V. グローバル化世代の若者文化としてのマンガ・アニメ

グローバル化の進行する状況下での国際社会の行く末に関しては政治学者の議論に譲り、本稿では、グローバル化の基盤となる情報技術革命をハードとソフトの両面において推進してきた才能ある若者達に目を向ける。彼らがこの半世紀足らずの間に成し遂げてきた情報技術革命は、これまでになかった情報技術の創造であるだけではなく、その開発過程において、必ずしも20世紀の多くの科学技術の開発にみられたような、潤沢な国家予算配分を受けて、幾多の研究者や研究機関が共同で研究開発を進めてきた、そういう形のものではなかった。米国の場合、典型的には一人二人の学生が、個人的な助成や融資を受けて、あるいはアルバイトで資金を捻出して、自宅や友人宅のガレージで自分たちのアイデアをプログラム化し、あるいは手作りによって機器を実体化し、失敗や改良の積み重ねの上に起業するというコースが定番化されている。そうして創出されたプログラムや機器によって仕事の進め方や社会の組織的繋がり方が大きく変えられてきた。昨日まで、一般の人々は夢想だにしなかったことが、今日はだれにもアクセス可能なサービスになっている。

昨日は無かった情報通信サービスが、一夜にして可能になるということは、さてそのサービスをだれが、どうやって利用するのか、どういう目的のために用いるのか、そのサービスからどうやって利益を上げることができるのか、どのようなビジネス・モデルを構築することができるのか、そういった実用化の方策そのものをも、創り出すことが求められるという状況である。まずニーズがあり、それを満たすために研究開発がなされ、その成果としてニーズを満たす、というのとは異なる。才能あふれる若者達が、新たな情報通信の方途を案出するや、それは瞬く間に世界の多くの若者たちによって共有され、間髪を入れずにさまざまな用途そのものが創出されていくのだ。若者達は各地で独自に、幾多の機器やプログラムを競争的に創造し、その成果はすぐさま共有され、共同で開発が進められ、さらにその用途が開拓されていく。ドン・タプスコットが『ウィキノミクス：マスコラボレーションによる開発・生産の世紀へ』（タプスコット・ウィリアムズ 2007）で展開したオープンで流動的でダイナミックなコミュニティによるマスコラボレーションの広がりである。それは「まず最初にメディアやエンターテインメント、ソフトウェアにあらわれた」（Ibid.: 59）と彼は指摘する。当然のことながら、この協働作業は研究教育用の巨大コンピュータを有する主要大学のコンピュータ・サイエンス専攻の学生達の間で最初に始まった。誰よりも早く、世界に先駆けて、彼らはインターネットでの情報伝達を経験し、じきに文字だけではなくコンピュータによる映像や音の創作と共有にも習熟した。彼らに続いて今日の世界的な情報通信技術の革命とそれに伴う社会や文化の様相を次々と変えていったのは、先に挙げた天才達だけではなく、その周辺にあってあるいは世界の各地に散在して、大小様々の多彩な創造活動を推し進めている数え切れない多数の若者達であった。彼らにとっての最初のコンピュータ上でのエンターテインメントとしてマンガやアニメやゲームは、彼

らを夢中にさせ、インスピレーションを提供した。

そうした多彩なクリエイティヴで、あるいはイノベティヴな活動のなかには、マンガやアニメの情報誌の発行もあった。同人誌的に個人やグループによって発行配布されていたアニメ情報誌は、1987年にMacintosh IIが発売されて、カラー映像処理の途が広く可能になったとき、「全米最初のアニメ情報の商業誌」としての『ANIMAG: The Magazine of Japanese Animation』⁵が刊行された。これは数人のカリフォルニア大学バークレー校の学生達が、共同で同機を購入し、共同で編集発行したものである。当時のコンピュータの性能は現今の物と比べようもないほど遥かに劣るから、この時のカラー写真を多用した雑誌の発行には膨大な時間と労力と情熱とが必要であった。彼らの多くは1年後に大学をドロップアウトするはめになり、他に先んじて習熟したコンピュータ・リテラシーを用いてマッキントッシュ・コンピュータのセールスなどをやり、やがてマイクロソフトに採用されたり、アメリカでのマンガ翻訳出版の大手となるVIZに就職した者もいた。コンピュータ販売においてもマンガやアニメの市場の新規開拓においても、その領域での情報を開拓的に他人に先だって有していた人々が必要とされるからである。

VI. 文化の諸概念とその変遷

「研究テーマを選ぶときには、最初の段階でさっと調べて40～50冊くらいの先行研究書があるくらいがよい。2～3冊しかなければ、テーマをもう少し広げたほうがいい。80～90冊をこえるようなら、もっとテーマを絞りなさい」と学生時代に指導を受けた記憶がある。ネット検索が可能になった現在では大きく状況が変化をしているが、それでも「マンガ」をテーマにすることは無謀と言えるだろう。マンガ単行本とマンガ雑誌の合計販売部数は2007年で12億3,512万冊（財団法人デジタルコンテンツ協会 2008: 90）という膨大なものであり、それにははるかに及ばないとはいえ、近年のマンガ論やマンガ・アニメ評論・分析、さらにはマンガ出版業界に関する多様な出版物の氾濫はすでに大方の周知のとおりである。

しかし本稿においては、あえて「今日のグローバル化する日本のマンガ・アニメ文化」に関して、それを捉えるにあたってどういう容器が準備されてきたのかという基本に戻って整理してみたいと思う。ここでの容器とはまず文化と言う概念の定義や用法である。

1. 国民文化

文化をどうとらえるか？これは実は文化人類学者にとって手強い仕事である。1952年に、A. L. クローバーとC. クルックホーンという当時のアメリカの文化人類学を代表する二人が、すでに「文化（culture）」に関して150余りの定義を収集して報告をしているくらいである（Kroeber and Kluckhohn 1952: 83）。レイモンド・ウィリアムズにおいては「英語で一番ややこしい語を二つか三つ挙げるとすれば、cultureがそのひとつとして挙げられるだろう・・・おもな理由は、この語が現在いくつかの違った学問分野で、またいくつかの相容れない異なった思想体系において、重要な概念をさすようになっているためである」（Williams 1983: 87）。と記している。ここでは本稿の議論に関係すると考えられる主要ないくつかを拾い上げて検討しておくにとどめよう。

⁵ Editor: Matthew Anacleto, Associate Editors: Michael Ebert, Calvin Wade, Assistant Editor: Jenny Boe, Grant West, Toshi Yoshida, James Christiansen, Derek Quintanar. 2000年7月サンフランシスコにてインタビュー。

従来、主要には(1)「a set of standard of perfection」を指していた文化(culture)の概念は、近代になって、文化人類学者によって(2)「a way of life」を指すものへと広げられ、それはさらにフランツ・ボアズ(1858-1942年)によって「cultures」という複数形で使用されるものとして定義された。ボアズが教鞭をとったコロンビア大学の文化人類学研究科では「ここでアメリカにおける最初の文化人類学が教授された」という言葉を掲げている。ボアズの弟子であったルース・ベネディクト(1887-1948年)は、こうして複数化した文化を前提に『文化の諸様式』を記し、文化相対主義を確立させた。この複数化した相対的文化の概念は、近代的植民地国家の経営において、社会を集団に分けて支配する上での格好の名分となり、現地の人々を「異なる文化をもつ民族」の名目で分割支配する上で広く採用された。

こうした近代的な文化概念は、国民国家システムが世界基準となり「国民を構成するということは、われわれの時代の政治生活における最も普遍的で正統的な価値となっている」(アンダーソン 2007: 20)とされた時代の到来と共に、そのまま国民という巨大な想像の共同体の(所有になる)文化として定着した。すなわち「人々が国民に統合されていく過程は、政治的であると同時に文化的であり、むしろ文化的統合が政治的統合の基盤でさえある。国民文化とよばれるものが姿を現すとともに、国民国家ができあがっていく」(平野 2000: 14)という現象を招来し、ここに各国の(3)「国民文化」という概念をもたらした。こうした歴史過程において、平野が述べるように国際関係においては「文化の境界は実在しないとしても・・・むしろ積極的に文化の境界を恣意的に引いて、文化間の関係を考察することに意義がある」という現象が生じて、政治的歴史的境界が文化的境界に重ねられてきた。「国民文化というものが姿を現すとともに、国民国家ができあがっていく」(Ibid.: 19)。現実には国民想像においては、生まれたばかりのマス・メディアが文化の発信共有に大きな役割を果たしたことを考えると、そのメディアがナショナル・マーケットを獲得していく過程と共に、国民想像が共有され、国民文化が創造されていったと考えてよいだろう。

2. ポピュラーカルチャーとマスカルチャー

ポピュラーカルチャー研究の先駆的研究者は、イギリスの文芸批評家であるクエリー・リーブス(Queenie Dorothy Leavis 1906-1981)であるとされる⁶。彼女は、大衆小説を研究の対象とした点において、および、その大衆小説という文化的生産物を読者およびマーケットとの関係において実地に調査し分析したという方法論の創始者として、このポピュラーカルチャー研究という新領域の開拓者である。彼女のそうした一連の独創的試みの基礎にあった考え方には、大衆小説は文学作品と呼ぶに値するものではなく、したがって従来の文学作品研究に用いられたような綿密なテキストの分析に基づく文芸批評の方法は妥当ではない、という姿勢があったとされる(Leavis 1979 [1932])。その結果、彼女は(粗野な未開社会研究の方法と考えられていた)文化人類学的方法を採用することとした。大衆小説の作家に質問票を送って彼らの文化的態度を調べるだけでなく、大衆小説が読まれたり購入されたりする現場であった移動文庫や新聞雑誌販売所を自ら訪れて(勇気のある行為であった)参与観察を行い、「粗野で、教養のない、安易な思考や感情」をもつものとしての大衆読者の特性を発見した。いわば文化人類学者が植民地において「未開人」と、必然的に、その未開性の根拠としての未開の文化を発見したと同様の過程である。しかしそれでも文化人類学が非西欧世界とその「文化」とを研究対象として発見していったように、ポピュラーカルチャーとその消費者である読者とが研究対象として発見

⁶ “Centre for Leavis Studies” 参照。http://mypages.surrey.ac.uk/eds1cj/qd-leavis-life-and-work.htm、2012年10月1日アクセス。

され、ポピュラーカルチャーをテキスト分析の枠から飛び出して流通と消費の現場における社会文化的関係性の文脈で把握するという視点が提供された。

次いで、テオドール・アドルノ (Theodor W. Adorno 1903-1969) は、ポピュラーカルチャーは文化産業によって大量生産されたものであり、同時代の大量生産の現場で働く疎外された大衆に安易な娯楽を提供することで、彼ら自身をも大量生産品と同じ個性を奪われた存在へと造形する効果をもたらすと批判した⁷。

画期的な変化はカルチャースタディーズ (文化研究) がイギリスに始まったときに起こった。ここで文化は新たに「日常生活におけるテキストであり実践である」と定義され、その代表的な研究対象としてポピュラーカルチャーが取り上げられて、その消費の現場は、政治的な同意 (consent) 形成と抵抗 (resistance) の舞台であると位置づけされた (Storey 1996)。ポピュラーカルチャーはもはや政治的社会的歴史的現実を単に一方的に「反映」するものではなく、文化産業と消費者の間で、政治的社会的歴史的「現実の創造」そのものが戦われるサイトであると認定されたからである。

こうした文化に関する政治的議論の流れの中で、文化人類学においても、文化とは人々が人生に意味を付与する場であるだけでなく、人々が日々新たな意味を生成し、実践し、同時にそれを具象化する現場であると考えようになった (Inda and Rosaldo 2002 他)。もはや文化は、故郷の山や川のような所与の自然環境のようなものではなく、また人々にとって逃れがたい宿命的なものであることもやめたのである。つまり権力や文化産業だけではなく、大衆の側からもまた、文化への働きかけや意味の創造が可能であることが認識されるようになった。文化は、遺伝子のように先祖から継承するだけのものではなく、現在の人々が主体的に設計し、コーディネイトし、教会堂と同じように絶えず手を加えて改修することのできるものとなった。

さらに一步進める形で、アメリカにおけるカルチャースタディーズを代表する研究『Selling culture』(Ohmann 1996) において、リチャード・オーマンは、文化産業によって生産される大衆文化をマスカルチャーと呼び、それはたしかに人々の日々の生存のための必須のものではなく、比較的少数のスペシャリストによって多数の消費者に向けて制作されるが、それが定期的に繰り返し提供されることで共通の嗜好と習慣性をもつ消費者を創出し、利益を生み出す過程であるとした。これはアンダーソンが『想像の共同体』のなかで展開した、毎朝新聞を読むというさりげない日常的なルーティーンから、同じく毎朝新聞を読んで、同じ情報を得ている不特定多数の読者たちを想像することが読者共同体としての国民を想像する第一歩であるという議論を想起すると、これは軽視できない事項である。

こうしてマスカルチャー研究がいわば文化の生産流通消費活動における上流域に注目するものであるのに対して、ポピュラーカルチャー研究は「ポピュラリティ (人気)」に注目し、それを主要な研究対象とする。つまりポピュラリティとは作品と読者との出会いの場における両者間の意味創造によって生じる価値であるとするならば、ポピュラーカルチャー商品は読者の嗜好によって選択されるマーケット・デモクラシーとでも言うべきものによって人気度と売れ行が左右されることになる。しかし、文化の生産流通消費活動における下流域である消費の現場に焦点をあわせるポピュラーカルチャー研究は、あくまでも文化産業によって与えられたものの中からしか選ぶことができないという根本的な制約下にあることを忘れてはいけない (Ohmann 1996: 11-38)。

ここまで国民文化研究からポピュラーカルチャー研究に至る研究史の流れの中で、徐々に確

⁷ この high-culture と popular-culture の評価とその変化に関しては、Easthope and McGowan 1992: 207-223 を参照。

立されてきたことは、文化がもはや宿命的かつ本質的に先祖から代々受け継がれてそこにあるといったものではなく、今や、生産され、競い合われ、マスコラボレーションにより改善され編集されて刻々と変化するものであるという認識枠組みの変遷である。

3. ファンとファンダム

ここで、ポピュラーカルチャーの消費者としての「ファン」をどう把握するのが重要な課題として浮上する。「fans」は特定の対象に対して強力な関係（very intensified relationships）をもつ人々であり、もはや何らかの働きかけを受けなくとも、すでに特定のスターや、テキストや、アイコンなどに献身的執着を有している。ところがこれもまた形成途上の概念である。Cheryl Harrisは、『Theorizing Fandom: Fans, Subculture and Identity』（Harris 1998）のなかで「社会科学においては、fansと彼らを社会的文化的に包み込む環境としてのfandomとは未だ全く理論化されていない。何がfandomを生み出すのか、fandomは一体どういう特有の活動を行うのか、社会的文化的過程においてfansはどういう役割をはたしているのか、だれがfanになり、どうやってfanであり続けるのか、まだなにもわかっていない」と叙述している。そのうえで、彼女は共同体としてのfandomの形成においてはファン同士のさまざまな言説や表現の共有が重要であることを指摘する。それは例えばニュースレターの発行と送付、同人誌、二次創作等々である。また、そこではファン活動としての積極的な物質文化の創造と獲得活動も見られ、多くのファンが何らかの対象物の収集を行っており、そうした収集活動を開始することがfandomへの参加資格となり、また儀礼化したメンバーシップの継続の証しともなる。ここで強調しておくべきことは、Henry Jenkinsの言う「多くのファンは、独自のヴィジョンやファンタジーを表現するような文化的創造活動を行っているのだという感覚を楽しんでいる」ということであり、それが彼らの活発な諸活動の動力となっている。彼らはもはや単なる経済学的「消費者」ではなくなっている。

4. マンガ文化研究

マスカルチャー研究概念をマンガ研究に用いることにすれば、文化産業の制作出版流通の構造や販売のための戦略とその成果に目を向けることになる。そこでマンガ雑誌の刊行やテレビ、インターネットの機能の調査は必須となる。他方で、ポピュラーカルチャー研究概念からのアプローチであれば、マンガのもつ人気の性格や分布や深度を測り、その人気（あるいは不人気）の根拠をテキスト分析や個々の読者へのインタビューによって把握し理解しようと努めることになる。それはまた、ファンとしての活発な表現活動を追いかけ、彼らのコレクションを確認することをも伴う。マンガのグローバル化が決して単独で行われるのではなく、アニメやゲームやキャラクターグッズやフィギュア、同人誌制作と同人誌グループの形成、情報誌出版、ネットワーク化したクラブ活動、頻繁なコンベンションの開催、コスプレの広がり等々も、必然的に伴うこと、そのことの是認が「fan」と「fandom」の理解にかかってくる。

ここで新たな課題となるのが、今日のマンガ文化に見る文化的越境現象である。文化産業による国境を越えた活動は必ずしも新しい現象ではない。しかし前述の国民文化の枠を超えた「人気」の在り方をどう把握し記述し理解するのか。そのときに、例えばロラン・バルトによる「意味は読者（reader）という焦点において結ばれる」と言う知見はポピュラーカルチャー理解のための調査研究の方向性に大きく影響することになる（Barthes 1957）。『ドラえもん』を見るときに理解が、たとえ日本の子供たちとインドネシアの子供たちとで異なっているととしても、もはやそれはどちらか一方が正しく他方が「誤解」であるということにはならない。それぞれの視聴の現場においてそれぞれの視聴者という焦点において意味が結ばれ、意味が創造される。

しかし、現実においては意味の創造は完全に価値中立的な空間と文脈でおこなわれるのではない。ワルシャワの調査インタビューのときに、ポーランドの専門学校生徒であるファンが次のように語ってくれた。

子どもの頃マンガが好きになり、そしてやがてマンガが日本という遠い見知らぬ国の人々によって創作され、そこで多くの人々に愛されて育まれてきたと知った。それから、マンガを日本の文化を背負ったものとして味わうようになり、ごく自然にマンガに表現されている日本の文化や言語に興味をもつようになった。それから、マンガに登場するキャラクターの衣服を縫って身にまとい、そうする過程で細かいアイテムの構造や機能や意味を理解し、それらを自分の手元に入手し集めなくなった⁸。

ファンがその道に深くはまり込んでいく過程を簡潔に見事に表現していると言える。これに類似した過程を、世界の多くのマンガ・アニメ・ファンが歩んできている。最終段階ともいえるコスプレ大会出場においては、自分でキャラクターを選定し、衣装をデザインし、個々のアイテムを入手するそのひとつひとつのステップにおいて、個々のファンの拘りが埋め込まれており、豪華な衣装の中には数か月から一年かけて手縫いで縫製されたものもある。毎年ニューヨークで開催されるコスプレの主催者は、コスプレーヤーがステージ上でのパフォーマンスを終えて舞台裏に戻ってきたときに、最も気を配るという⁹。彼女はそこで暖かなホットチョコレートを準備して笑顔で待ち構える。1年間の想いをこめて壇上での数分のパフォーマンスを終えた後、彼や彼女らはあるいは興奮冷めやらず、あるいは打ちひしがれて泣き出してしまうことも珍しくない。コスプレは決して自分探しではない。むしろ自分をだれかに創りあげ、偽装する、そのスリルである。日常生活において自分が自分を演じるのは、実は自分でない存在を演じることもできるからである。その非自分を演じる能力は多くの場合には封印されている。その能力を解禁し思う存分に開花させるコスプレ。一度その味を覚えるとクセになる。その成否に注がれる努力は半端なものではない。こういう現象は、世界の各地のマンガ・アニメ・ファンの間で生じている。

さらにここで注意しておきたいことは、もはや文化が本質的なものではなく、長老から若者へ、親から子へと継承されるものでもなくなってみれば、ポーランドの若者が言及した「日本文化」さえも、それに関わる人々の手で間断なく読みかえられ編集されコーディネートされていくものである。今や日本文化は世界各地においてさまざまに生産され解釈され消費されていることになる。

5. コミックとマンガ

「コミック」と「マンガ」とを論じるにおいて、両者ともに定番と言える定義がないのに驚く。一般的に、日本国内においては、マンガとコミックとは全く同じものとして使用されており、「少女コミック」という言葉に見るように、どちらかと言えば「コミック」という言葉のほうが「漫画」よりは近代的で品がある、といった扱いがされている。また、マンガ雑誌に対して単行本のことを「コミック」と言う使い方も散見される。しかし、世界的には一般に日本の「manga」と各国各地の多様な「comics」とが用語的に使い分けられている現状がある。例えば、スペインにおいて、アメリカ・コミックや欧州のコミックを対象として続いてきたコミック・サロン (salon

⁸ 2010年9月20日、ワルシャワにて。

⁹ 2012年7月28日、ボルチモアにて。

del comic) から1994年にマンガ・サロン (salon del manga) が分離独立し、日本のマンガやアニメのファンのための祭典として特化したという事例にそれが顕著に表れている。海外でのマンガの状況を議論する本稿では、「comics, comic books」は世界各地のさまざまなスタイルのコミック一般を指し、「マンガ (manga、漫画)」は戦後の日本で特殊な発展を遂げた独自の様式のコミックを指すものとする。

その上で、世界の「コミック」の定義としてよく用いられるのが、スコット・マッククラウド (Scott McCloud) による定義で、彼はコミックとは「時間的継続性を有するアート (sequential art)」¹⁰ であり、コミックがコマによって時間的な進行を空間化した表現メディアであるとの認識を明示している。なお「graphic novel」という用語も最近は欧米各地で使用されるようになってきたが、まだ使い分けは確立していない。ヨーロッパでは、知識人の間で、「日本のマンガ一般に対してはまだ拒否感があるが、谷口ジローの作品ならば受容できる」と考える人々がこうした彼らにとっての「高尚な芸術性を持つマンガ」に対して「manga」に替わって「graphic novel」という呼称を好む傾向がある。

一方で、「マンガ、漫画、manga」の定義は、これは実は様々に試みられている。日本における近年の盛んなマンガ評論活動の成果であるとも言えよう。それぞれにマンガに関する潤沢な経験や知識と理解をもとに叙述されており説得力がある。しかし本稿では「マンガとは視覚的語りである。絵が中心的位置を占め、もはや文字による物語に「挿絵」や「装飾的役割」を果たすだけなのではなく、むしろ、絵だけで語ることができ、時には絵と文字情報とが相互に対立や矛盾したり、または文字が絵を「装飾」することもある¹¹。という定義を採用するものとする。世界のさまざまなコミックと比較するうえで、マンガにおける「絵によって物語る力」、それを可能とするためのマンガの文法や語彙にあたる共有された表現技法の発展が目覚ましいからである。

VII. まとめにかえて

世界が大きく急激に変化している。特にグローバル化と定義される、非国家主体を主要なアクターとする、時間と空間とを超える非領域的なグローバル・プロセスにおいて、それは著しい。そしてそれを担っているのは新しいデジタル・リテラシーを習得し、さらに日々、そのハードとソフトの両面において進化を推し進めている世界各地の若者達である。かつて文化は共同体成員によって祖父や長老から継承され、共有されて、安定的で均質なアイデンティティを提供する共同体的価値の根源であった。しかし今日の人々の日常生活を形作っている文化は、断片化し、多元的で、理論的にも政治的にも恒常的に異議申し立てによって係争中の、流動的な、把握し難いものとなっている。その意味ではもはや高文化や生活文化、そしてポピュラーカルチャーの相互間の違いは消滅しつつあると言える。そうした今日の文化活動を主体的に統括しているのはだれだろうか？それは最も活発かつ創造的に文化の諸断片を創造し、収集し、選別し、意味づけをし、係争し、あるいは共有している若者達であり、もはや文化を定義する役割は長

¹⁰ McCloud 1993. "juxtaosed pictorial and other images in deliberate sequence, intended to convey information and/ or to produce an aesthetic response in the viewer"

¹¹ Shiraishi 1997. Manga is visual narration. A new model of visual narrative. The picture has taken the central position. It no longer simply "illustrates" or "decorates" the voices that were the primary storytellers. Picture and voice may contradict each other, or voice and sound may "illustrate" the pictorial text that "tells" the story.

老から若者世代へと移行しつつある。日本に見るように、まだまだ古い世代が政治的経済的支配力を保持している社会においてさえも、その日常的な仕事の進め方、組織や人とのコミュニケーションや連携のとり方という文化社会的基盤の部分において、確実に変化は進行している。デジタル・リテラシーをコアとする生活様式が徐々に形作られている。

そしてその過程で、マンガやアニメという日本発のポピュラーカルチャーが、時には彼らに新たな創造のためのインスピレーションをもたらし、時にはレジャータイムにおいて彼らが仲間と共有するエンターテインメントとして、さらには彼らデジタル・ネットワークの会員同士が出会う祭典としてのアニメ・コンベンションという場を提供することで、その若者世代のデジタル化したライフスタイルの象徴的な一部分として定着している。

参考文献

<日本語文献>

- アンダーソン、ベネディクト 2007年 『定本 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』（白石隆・白石さや訳）、東京：書籍工房早山。
- カッツェンスタイン、P・J 2012年 『世界政治と地域主義——世界の上のアメリカ、ヨーロッパの中のドイツ、アジアの横の日本』（光辻克馬・山影進訳）、東京：書籍工房早山。
- 財団法人デジタルコンテンツ協会編 2008年 『デジタルコンテンツ白書2008』（経済産業省商務情報政策局監修）。
- 白石さや 2007年 「東アジア大衆文化ネットワークと日韓文化交流」、濱下武志・崔章集共編『東アジアの中の日韓交流』、東京：慶應義塾大学出版会、第二章。
- 近刊 「アチェ語の教科書にみる<読む>こと——文化の喪失と創造」。
- タブスコット、ドン、アンソニー・D・ウィリアムズ 2007年 『ウィキノミクス——マスコラボレーションによる開発・生産の世紀へ』（井口耕二訳）、東京：日経BP社。
- タブスコット、ドン 2009年 『デジタルネイティブが世界を変える』（栗原潔訳）、東京：翔泳社。
- 土屋健治 1991年 『カルティニの風景』、東京：めこん。
- 平野健一郎 2000年 『国際文化論』、東京：東京大学出版会。
- プラムディヤ・アナンタ・トゥール 2007年 『ガラスの家』（押川典昭訳）、東京：めこん。
- フロリダ、リチャード 2007年 『クリエイティブ・クラスの世紀——新時代の国、都市、人材の条件』（井口典夫訳）、東京：ダイヤモンド社。
- ヘネップ、ファン 2012年 『通過儀礼』、東京：岩波書店。
- 松下慶太 2012年 『デジタル・ネイティブとソーシャル・メディア——若者が生み出す新たなコミュニケーション』、東京：教育評論社。
- レヴィ、スティーヴン 2007年 『iPodは何を変えたのか？』（上浦倫人訳）、東京：ソフトバンク・クリエイティブ。

<外国語文献>

- Anderson, Ronald E. 2002. "Youth and Information Technology", in Jeyson T. Mortimer and Reed W. Larson (eds.), *The Changing Adolescent Experience: Social Trends and the Transition to Adulthood*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.175-207
- Barthes, Roland 1957. *Mythologies*, New York: Hill and Wang.

- Brooks, David 2001. *Bobos in Paradise: The New Upper Class and How They Got There*, New York: Simon & Schuster.
- Easthope, Antony, and Kate McGowan (eds.) 1992. *A Critical and Cultural Theory Reader*, Toronto: University of Toronto Press.
- Florida, Richard 2003. *The Rise of the Creative Class: And How It's Transforming Work, Leisure, Community, and Everyday Life*, New York: Basic Books.
- 2007. *The Flight of the Creative Class: The New Global Competition for Talent*, New York: HarperCollins.
- Gilster, Paul 1998. *Digital Literacy*, New York: John Wiley & Sons.
- Harris, Cheryl 1998. *Theorizing Fandom: Fans, Subculture and Identity*, New York: Hampton Press.
- Inda, Jonathan Xavier, and Renato Rosaldo (eds.), 2002. *The Anthropology of Globalization: A Reader*, Malden, Mass.: Blackwell.
- Katzenstein, Peter J. 2005. *A World of Regions: Asia and Europe in the American Imperium*, Ithaca: Cornell University Press.
- Kroeber, A. L. and C. Kluckhohn 1952. "Culture: A Critical Review of Concepts and Definitions", *Papers of the Peabody Museum of American Archaeology and Ethnology*, Vol.47, No.1.
- Leavis, Queenie Dorothy 1979 [first published by London: Chatto and Windus in 1932]. *Fiction and the Reading Public*, London: Peregrine/Penguin.
- McCloud, Scott 1993. *Understanding Comics: The Invisible Art*, Northampton, Mass.: Tundra Publishing.
- Mead, Margaret 1966. *New Lives for Old: Cultural Transformation – Manus, 1928-1953*, New York: Morrow.
- 2001a. *Coming of Age in Samoa: A Psychological Study of Primitive Youth for Civilisation*, New York: William Morrow.
- 2001b. *Growing Up in New Guinea: A Comparative Study of Primitive Education*, New York: HarperCollins.
- Mortimer, Jeylan T. and Reed W. Larson (eds.) 2002. *The Changing Adolescent Experience: Social Trends and the Transition to Adulthood*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Ohmann, Richard 1996. *Selling Culture*, London: Verso.
- Shiraishi, Saya S. 1997. "Japan's Soft Power: Doraemon Goes Overseas", in Peter J. Katzenstein and Takashi Shiraishi (eds.), *Network Power: Japan and Asia*, Ithaca: Cornell University Press, pp.234-272.
- Stephens, Sharon (ed.) 1995. *Children and the Politics of Culture*, Princeton: Princeton University Press.
- Storey, John 1996. *Cultural Studies and the Study of Popular-Culture*, Athens, Georgia: University of Georgia Press.
- Turner, Victor 1969. *The Ritual Process: Structure and Anti-Structure*, Ithaca: Cornell University Press.
- 1970. *The Forest of Symbols: Aspects of Ndembu Ritual*, Itaca: Cornell University Press.
- Williams, Raymond 1983. *Keywords*, London: Fontana.

高学歴中国朝鮮族の移動 —先を見つめる子育てとハイブリッド・アイデンティティー—

Highly Educated Korean Chinese Living Overseas: Their Strategic Language Education and Hybrid Identity

趙貴花*
Guihua ZHAO

Abstract

In this paper I investigate the current situation of how highly educated Korean Chinese move between three countries, Japan, China, and Korea, especially paying attention to those who currently reside in Japan. I also consider how their self identities are established and how they should give their children language education at home.

Recently, young Korean Chinese, who have a chance to learn Chinese, Korean, and Japanese in Korean Chinese School (Chaoxianzu Xuexiao) in China, freely move in the East Asian region, in order to acquire higher education and get a better job, sometimes with the aim of reuniting with their parents and relatives. They feel this region forms a living sphere across the national border.

Meanwhile, highly educated Korean Chinese regard language as a part of human capital, and strategically try to hand over this “language capital” to their children in a long-run perspective, in order for them to survive in a tough competitive society. They often teach their children Chinese or Korean, which are not taught in Japanese school.

Their multilingual ability and cross-border mobility within this region also give a great influence on the formation of their self identities. While they move freely across the border, they develop a subjective way of thinking to cultivate a hybrid self identity on a cultural basis beyond political and historical conflicts. They also expect their children to establish such a hybrid self identity with a great diversity and flexibility. In that sense, strategic language education can be regarded as a means to realize it.

* 成蹊大学アジア太平洋研究センター特別研究員、Assistant Research Fellow, Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University
E-mail: chokika@ejs.seikei.ac.jp

**謝辞：この論文は、昨年成蹊大学アジア太平洋研究センター主催の連続講演会『グローバル化時代の人の移動とアイデンティティ：若年層に着目して』（全3回）の第1回「アジアにおける留学生の移動と教育」で報告した内容を基に執筆したものである。執筆にあたっては、東京大学の白石さや教授から丁寧な指導を受けた。また、成蹊大学の川村陶子准教授から貴重なコメントと激励をいただいた。そして、成蹊大学アジア太平洋研究センターの中神康博所長から論文の書き方についてアドバイスをいただいた。これらの先生方に、この場を借りて深くお礼申し上げたい。

I. はじめに**

グローバル化の進展と世界的な高度人材獲得競争の激しい中、近年の新しい動向として留学や就職による高学歴者の国際移動が増えつつある。本稿では、中国の朝鮮族というエスニック・グループの国際移動に注目し、留学や就職で日本に移動した高学歴朝鮮族の事例をもとに、彼らの日中韓3国におけるダイナミックな移動の実態と家庭における子どもへの言語教育戦略および彼ら自身の新しいアイデンティティの創造について考察する。現在、アジアの豊かな専門職人材の動向が世界的な注目を集めているが、東アジアから最も多くの「高学歴移民」を送り出しているのが中国で、その数は120万人に及ぶ（アベラ 2009: 14）。中国の中でも、日中韓3国の間を活発に移動しているのが中国朝鮮族である。

中国では1978年に改革開放政策が実施され、国家や各政府機関からの公費派遣の留学政策が主として推進された。私費留学を奨励する政策は1981年に打ち出され、1984年には中国政府により「自費出国留学に関する暫定規定」が公布されることで、私費留学が全面的に解禁された（坪井 2007: 155）。日本法務省の人口統計データによれば、2010年現在日本における外国人数は約213万4,151人であり、その中で人数が最も多いのが中国人で、約68万7,156人とされている¹。その「中国人」と登録されている人びとの中には、中国の漢族だけでなくさまざまな少数民族も含まれるが、日本政府による統計データでは彼らの総称として「中国人」と記載されているため、民族別に人数を分けることは難しい。本研究の調査対象である日本在住の中国朝鮮族は、人数の把握は難しいが、約6～7万人に推定され、首都圏には約4～5万人が滞在していると見られる²。朝鮮族の日本への移動は1980年代の大学教員の海外研修による移動から始まったと見られ³、1990年代以降は企業研修や留学による移動が増え始めた。

朝鮮族の人びとは、これまで中国の東北部（黒竜江省、吉林省、遼寧省）に主に住んでおり、中国の地にあってもエスニック・アイデンティティを強固に保ってきた。その背景には子どもたちに中国の国家言語である中国語に加えて、朝鮮族のエスニックな言語である朝鮮語を平行して教えるという二言語教育が重要な役割を果たしてきた。中国政府による公教育機関での二言語教育によって、朝鮮族の人びとは中国人としての国民的帰属意識と朝鮮族としてのエスニック・アイデンティティの両方を相互にバランスをとりながら維持してきたと考えられる（趙 2008: 177-187）。朝鮮族の3～4世の若い人たちは、朝鮮族学校において中国語と朝鮮語だけでなく、外国語として日本語あるいは英語も習得することができた。こうした多言語能力によって、彼らの東アジアにおける交流の最前線で活躍する機会が飛躍的に増加している。1990年代以降、中国の改革開放と市場化の中で、朝鮮族の人びとは中国内はもとより、韓国、ロシア、日本、北朝鮮、アメリカなどへと活躍の場を広げている。それでは、このような多言語能力を有し、活発な国際移動を行う朝鮮族の人びとのアイデンティティはどのように変化しているのだろうか。そして、彼らは自分の子どもにはどんな言語を習得させようとしているのだろうか。本稿では、これらの点について検討していく。

朝鮮族の海外への移動と移動先での長年の滞在とともに、彼らの中にはすでに移動先の国籍を取得した者もいる。本稿では中国の戸籍に「朝鮮族」と登録されている者だけでなく、海外へ移動し、移動先の国籍を取得したとしても、自ら「朝鮮族」と主張する者は「朝鮮族」と呼ぶ。

¹（日本）法務省登録外国人統計 http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html（アクセス：2012年7月5日）

²『東洋経済日報』2010年「＜オピニオン＞韓国経済講座 第120回」8月13日 http://www.toyo-keizai.co.jp/news/opinion/2010/post_4078.php（アクセス：2012年7月5日）

³ Ibid.

なお、本稿で用いる「高学歴者」という用語は、高等教育を受けた者を指し、主に出身国や移動先の国の高等教育機関で教育を受けることで学士や修士、博士の学位を授与された者を指す。本稿で用いる「言語教育戦略」とは、親が一定の目標をもち、子どもに一つあるいは複数の言語を習得させるために、意識的および計画的に行う教育的行為を指すものである。

筆者は2010年1月から2012年9月の間に、東京、名古屋、京都、大阪などの都市においてフィールドワークを行った。主に朝鮮族がよく集まる街や飲食店などで参与観察し、朝鮮族の家庭を訪問し、彼らが使用する言語や居住環境および地域特性などを多角的に観察した。そして、本調査では約23名の20代前半から50代前半の朝鮮族の男女に対してインタビューを行ったが、本稿ではその中で代表的な事例を引用しながら論述する。

以上のことから、本稿ではまず朝鮮族の日中韓3国における移動の実態を明らかにし、その次に高学歴朝鮮族の子どもへの言語教育のさまざまな形について分析し、最後に移動する朝鮮族自身のハイブリッド・アイデンティティの構築について考察する。

II. 日中韓3国を一つの生活圏とする朝鮮族

日中韓3国は、地理的に近接し、歴史的、文化的に関係が深く、近年経済的な相互依存関係が深まる中、その域内の人の移動がかつてないほど活発化している。その中でも、この3国の域内において積極的に移動を行っている人たちがいるが、彼らは日本在住の朝鮮族である。

中国から日本に移動してきた朝鮮族の背景には、彼らの多くが中国の中等教育において外国語として日本語を習得したことが一つの要因になる。中国東北部の朝鮮族学校では中学1年から高校3年までのカリキュラムの中で、これまで日本語を外国語として設置することが多かった。それは主に歴史の中で中国の東北部が旧満州地域として日本語の影響を受けていたことと、日本語が朝鮮族の使用する朝鮮語と発音や文法などにおいて類似点が多いことから、朝鮮族に習得しやすい言語として認識されていたことが要因として考えられる。

以下では、日本在住の3人の朝鮮族の事例を通じて、彼らの日中韓3国における移動の実態を明らかにする。

1. 留学・就職を主とする移動

現在日本に住んでいる朝鮮族の人びとは、1990年代以降に留学で来日した朝鮮族がその主流を占める。彼らは主に20代前半から30代前半の間に留学を行った朝鮮族3～4世の人たちである。彼らの中には、日本で学業を終えた後中国に帰る者もいれば、就職などで日本に滞在し続ける者もいる。さらに、留学や就職などを目的にアメリカや韓国などの国へ移動する者もいる。

＜事例1＞ 朴志桓（仮名）、男性、30代、朝鮮族、中国で学士号、韓国で修士号、日本で博士号取得、専門職。

朴さんは中国東北部のある朝鮮族の集住する村で生まれ育った。この村には約1000世帯の朝鮮族が集住していたため、朴さんは幼い頃から日常において朝鮮語のみ使用し、中国語を使わなくても不便はなかった。小学校から高校まで朴さんは地元の朝鮮族学校に通い、大学受験の時は優秀な成績で中国内のある名門大学に進学した。大学卒業後、偶然、知り合いを通じて韓国の大学のある教員と連絡をとるようになり、それをきっかけに韓国への留学を決意した。朴さんが韓国へ行くことを決めたことには、

学業以外にも「母国に一度住んでみたいし、韓国の人や韓国の文化についてももっと知りたかった」という理由もあった。朴さんは韓国の大学で修士課程の勉強をする一方、博士課程への進学を目指していた。自分の専門分野では日本で行われている研究が中国や韓国より優れていることに気づいた朴さんは、日本への留学を準備した。日本にいる昔の大学の先輩から指導教員を紹介してもらい、2002年に日本に留学した。来日した後は、奨学金を得ながら博士課程での勉学・研究を通じて、無事に博士号を取得した。その後、帰国する予定だったが、日本で仕事が見つかることで、朴さんは引き続き日本に滞在することを決意した。

朴さんは、自分が国際移動を行うことには、学業以外にも「若いうちに、いろいろな文化を体験したい」ということが一つの理由でもあるという。彼は現在、毎年仕事や親族の訪問などで、日本と中国そして韓国の間を行き来している。今後について、「仕事によって、さらに国際移動を行う可能性がある」と語った。

＜事例2＞ 呉文成(仮名)、男性、30代、朝鮮族、中国で学士号、日本で修士号と博士号取得、専門職。

呉さんは、中国東北部のある朝鮮族の集住する町で生まれ、高校の時までそこで育った。小学校から地元の朝鮮族学校に通い、成績が優秀で飛び級をした経験もある。大学受験の時は北京の名門大学に進学し、卒業後は北京で就職した。呉さんは中等教育で日本語を習ったが、仕事をする中で、業務上日本語の能力をさらに高める必要があることを意識し、友人の助言を得て日本へ留学した。呉さんは2000年来日し、日本語を習得したらすぐ帰国する予定だったが、日本の大学で修士課程、博士課程を経て博士号も取得した。中国で就職することを考えていた呉さんは、ある日、韓国のある大学から来た一本の電話で韓国への就職を決めた。この決断について、呉さんは「韓国を選んだというよりは、(韓国の)大学を選んだと言える。その大学の知名度や研究環境、そしていろんな可能性と機会を考えて決意した」と語る。

けれども、呉さんにとって韓国はまた特別な地でもあった。彼は朝鮮族3世で、韓国は祖父母の生まれた故郷でもある。約10年前から呉さんは年に一回ほど韓国に行き、祖父母の故郷である慶尚北道に足を運んだりする。そこにはすでに親戚も見つからないが、呉さんは祖父母の戸籍を確認し、祖父母の生まれた地で現地の生活を体験することで、先祖の歴史を辿り、自分のルーツを確認しようとしている。呉さんの両親と兄弟は中国に住んでいるため、呉さんは定期的に中国にも帰る。呉さんは、韓国の大学に就職したが、必ずしもずっと韓国に住む考えはなく、仕事の必要によってさらに国際移動を行なう可能性があるという。

上記の二つの事例から、朝鮮族の若い人たちの中には留学や就職などで日中韓3国の間を移動していることが分かる。けれども、この三つの国において高等教育の各段階を経てきた朴さんや中国と日本で高等教育を受け、さらに韓国の高等教育機関で就職する呉さんのようなケースは、必ずしも朝鮮族の中で一般的に見られる現象ではない。それは彼らのような一部の高学歴エリートによく見られることである。けれども、さまざまな目的で中国から日本へ移動し、親戚訪問や結婚およびビジネスなどの目的で、さらに日本から韓国へ移動する朝鮮族もいる。

上記の事例に見られる共通点は、より良い教育とより良い仕事の環境などを求めて国際移動を行なうことである。そして、移動先を国で選ぶのではなく、本人と直接関連がある大学など、

より小さな単位で考えることが明らかである。そして、朴さんと呉さんとも国際移動を行なう際に、友人や知人のネットワークを活用していることも観察できる。

また、朴さんと呉さんの日中韓3国における移動は、単に勉学や仕事のための移動に限るものではない。中国で朝鮮族としてのエスニック・アイデンティティをもち、朝鮮族学校に通った彼らにとって、韓国は「祖父母の故郷」として常に心の中に描かれていた。そうした先祖への記憶と故国への想像が、彼らの韓国への移動を促している。そして、朴さんと呉さんとも中等教育で中国語と朝鮮語以外にも外国語として日本語を学んだことが、彼らの日本への移動を促進した一つの潜在的な要素としても考えられるだろう。さらに、朴さんの「若いうちに、いろいろな文化を体験したい」という考えは、ほかの若い朝鮮族にもよく見られるが、これは国際移動を行なう朝鮮族の人びとがより良い教育環境や労働環境を求めているだけでないことを示している。

朝鮮族の若い人たちは、すでに中国内だけでなく、より広い外の世界に目を向け、活躍の範囲を広げつつある。彼らはこうした国際移動の中で、自分が誰なのか、どんな言語を学ばなければならないのかを意識し始める。さらに、彼らは子どもにはどんなアイデンティティを構築させ、どんな言語を学ばせ、どんな教育を受けさせるのかを考えるようになった。

2. 両親の滞在地が「帰る場所」となる移動

日本に滞在している朝鮮族の家族や親戚の人びとは、中国だけでなく、韓国にも多く居住している。それは、中国東北部に集住していた朝鮮族が、1992年の中韓国交正常化とともに、親戚訪問や出稼ぎ、結婚および留学などを目的に韓国に移動し、現地で長期滞在する人が増えてきたからである。2012年7月31日の韓国法務部の統計によれば、韓国在住の韓国系中国人（筆者注：中国朝鮮族を指す）は約46万7,981人とされている⁴。

日本に留学している朝鮮族の中には、留学費用の多くを韓国で働いている両親の仕送りに頼る者もいる。そして、日本の朝鮮族の中には、正月や休暇の時に両親や親戚がいる韓国に移動し、そこで休暇を過ごす者も少なくない。結婚を迎える朝鮮族の若いカップルたちは、両親や親戚が多い韓国で結婚式を挙げることも一般的である。筆者が会った日本在住のある30代の朝鮮族女性は、4年前に韓国で結婚式を挙げた。韓国には、彼女の両親だけでなく、親戚も約30名住んでいる。その親戚のほとんどは中国から出稼ぎで韓国に移動し、その中にはすでに韓国の国籍を取得した者もいるという。

留学で日本にきた朝鮮族の中には、勉学を終えた後に日本で就職する者が少なくないが、女性の場合には卒業直後に会社に就職しても、結婚・出産した後には仕事への復帰あるいは再就職が難しくなることが多い。仕事を続けようとする女性の場合には、中国や韓国にいる両親に子育てを支援してもらうことも珍しくない。その場合には、両親が日本に来て短期滞在（3カ月～6カ月）する場合もあれば、子どもを中国や韓国にいる両親に預ける場合もある。そして、下記の事例のように、両親に子どもを預けることができないが、子どもを連れて両親のところに定期的に「里帰り」する場合もある。

＜事例3＞ 金美玲（仮名）、女性、30代、朝鮮族、主婦、中国で学士号、日本で修士号取得。

⁴（韓国）出入国・外国人政策本部ホームページ

http://www.immigration.go.kr/HP/COM/bbs_003/ListShowData.do?strNbodCd=noti0097&strWrtNo=100&strAnsNo=A&strOrgGbnCd=104000&strRtnURL=IMM_6070&strAllOrgYn=N&strThisPage=1&strFilePath=i/mm/（アクセス：2012年9月20日）

夫も朝鮮族。長女は4歳、次女は7カ月。

金さんは中国の黒竜江省出身で、中国の大学では日本語を専攻した。2000年に留学で来日し、大学院に進学して修士の学位を取得した。その後、東京のある会社に就職したが、長女に次いで次女を出産することで会社を辞するようになった。夫は現在日本のIT関係の会社に勤めている。実父はすでに亡くなり、実母は約15年前に出稼ぎにソウルに移動し、すでに韓国国籍を取得している。韓国には、中国から移動してきた親戚が約15名滞在している。金さんは実母と義母（夫の母親）ともに韓国に滞在していることから、定期的に子どもを連れて韓国に行く。2011年に日本で東北大地震があった時にも、金さんは子どもたちの安全を考慮して二人の子どもを連れて韓国の実母の家に行き、そこで約3か月滞在した。金さんの妹は中国で暮らしているため、金さんは妹に会うために中国に帰ることもある。将来、家族でどこで定住するかに関して、金さんはまだはっきり決めていないが、日本を離れる場合には、中国あるいは韓国に移動する予定だという。その中でも、金さんは「韓国と比べると、中国の生活にもっと慣れるが、韓国には母親がいるため、韓国へ移動する可能性が高い」と語る。

このように、金さんの四大家族は日本で暮らしているが、妹は中国に居住し、実母と義母および親戚の多くは韓国に滞在している。すなわち、金さんの家族と親戚の人びとは日中韓3国にそれぞれ滞在しているのである。そして、金さんは実母と妹および親戚の人びとと会うために中国だけでなく、韓国へ移動することも多い。特に、二人の子どもの母親である金さんは、実母がいる韓国に「里帰り」することが多くなる。日本を離れて再移動を行う際にも、金さんが中国より韓国を優先的に考えるのは、韓国が彼女にとって生まれ育った場所でもなくとも、実母がいることで安らぎを感じさせるために、一つの「帰る場所」となっているからである。

近年、中国における朝鮮族の子女の中にも両親が韓国で長期滞在する場合には、彼らの韓国への入国と現地での短期滞在が比較的に容易になっている。しかし、中国や韓国の人びとが日本へ移動する場合には、ビザの制限が厳しく、親戚訪問や観光としての短期滞在が容易ではない。この点では、日本在住の朝鮮族の日中韓3国の間の移動が比較的に行われている。

以上見てきたように、高学歴朝鮮族の日中韓3国における移動には主に、この3国の言語が駆使できること、より良い高等教育とより良い仕事の環境を求めていること、そして両親の滞在地を一つの「帰る場所」とするなどの要因が含まれることが明らかになった。日本の朝鮮族にとって、日中韓3国はすでに国境を越えた一つの生活圏になっている。

III. 高学歴朝鮮族の子どもへの言語教育戦略

日本在住の朝鮮族女性の中には、日本で出産と子育てを経験する人が多い。その子どもたちは日本で育つ中で、日本の保育施設や教育機関（幼稚園、小学校、中学校など）に通うことが一般的である。けれども、特に高学歴朝鮮族の親たちは単に子どもを日本の保育施設や教育機関の教育に頼るだけでなく、家庭内における教育も積極的に行っている。彼らは家庭教育の中でも言語教育を重視し、家庭によって子どもに一つの言語を教える場合もあれば、複数の言語を同時に教える場合もある。しかし、それらの家庭に共通に見られるのはそれぞれの家庭内で複数の言語が使用されていても、主には一つの言語の教育に専念していることである。本稿ではその代表的なものとして、中国語を重視する家庭、朝鮮語／韓国語を重視する家庭、日本語

を重視する家庭の事例を取り上げる。

なお、本稿で用いる「中国語」は、中国で一般的に「漢語」と呼ばれる中国の国家標準語を指し、「朝鮮語」は、主に中国において少数民族としての朝鮮族が使用してきた「民族語」を指す。朝鮮族が使用する朝鮮語を北朝鮮の言語と区別するために、北朝鮮の国語は「北朝鮮語」と称する。「韓国語」は主に韓国の国家言語であり、ソウル語を中心とする標準語を指す。1990年代以降、朝鮮族の韓国への移動と彼らの韓国人と接する機会の増加および韓国のテレビドラマや音楽などのポピュラーカルチャーの影響の中で、朝鮮族がこれまで使用してきた朝鮮語は徐々に変化している。すなわち、韓国語の影響を受けることで、語彙やアクセントおよび言葉の表現などにおいて朝鮮語の「韓国語化」が進行している。したがって、朝鮮族の人びとの中では朝鮮語と韓国語の区別があいまいになっている。こうした現象に基づいて、本稿では朝鮮語と韓国語の両方を含めて、「朝鮮語／韓国語」という表記を用いる。

以下では、五つの家庭の事例を通じて、それぞれの家庭内における言語使用状況と言語教育の実態を明らかにする。

1. 中国語を重視する家庭

近年の中国経済の著しい発展とともに、世界各地からさまざまな機会を求めて中国を訪れる企業や人びとが急速に増加している。その流れの中で、中国語の国際的な市場価値も高まり、国際移動を行なう朝鮮族の中にも、次世代の中国語の習得を重視する人が増えつつある。日本在住の朝鮮族の場合には、子どもの中国語教育を家庭教育の中に取り組みることが多く見られる。

以下では、夫婦とも朝鮮族である二つの家庭と妻は朝鮮族で夫は日本人である一つの家庭の事例を見てみよう。

＜事例4＞ 李明華（仮名）、女性、30代、主婦、中国で学士号、日本で修士号取得。夫も朝鮮族。長女3歳、長男4か月。

日本の永住権を取得したのですが、中国には私と夫の両方の親と親戚がいるので、いつか帰る可能性もあります。だから、子どもたちも中国人として、中国語が分かなければならないと思います。そして、何より私は朝鮮語より中国語にもっと慣れているので、子どもたちにも中国語で話しかける場合が多いです。夫は朝鮮語を使うのが好きなので、普段夫との間では中国語と朝鮮語を混ぜて話す場合が多いです。娘は保育園に通っているため普段日本語を使うことが多いですが、できれば家の中では中国語を話すようにしています。朝鮮語は子どもたちが祖父母とコミュニケーションをとるために必要な言語だと思いますが、私と夫の間では朝鮮語を使うことも多いので、子どもたちが自然に覚えていくのではないかと思います。小学校に入る頃からまた英語も学ばなければならないので、子どもたちにあまり負担をかけたくありません。朝鮮語や韓国語と比べて、中国語がもっとも学びにくいと思いますので、子どもたちに小さい時から少しずつ中国語を覚えさせたいです。（2010年7月12日、東京にてインタビュー）

李さんが子どもたちに中国語を教えようとすることには主に三つの理由がある。一つ目は、李さんにとって中国語が一番使い慣れている言語であり、二つ目は中国に帰る可能性を考えているからである。そして、三つ目は子どもたちに中国語を学ばせることで「中国人」という国民的帰属意識を獲得させようとするからである。したがって、日本の学校教育では習得しにくい中国語を家庭教育で補おうとしている。そして、李さんは自分の言語習得経験から中国語は

短期に容易に習得できる言語ではないと判断しているため、子どもが小さい時から少しずつ習得していくように指導している。ほかに、李さんの言語教育には選択的な戦略も見られる。すなわち、家庭内で中国語の使用と教育を重視するが、朝鮮語の教育には力を特に入れていないと言えよう。李さんは子どもたちが朝鮮語を主に使用する祖父母とコミュニケーションをとるためには朝鮮語を学ぶことが望ましいが、子どもたちが複数の言語を同時に習得することには大きな負担があると判断し、朝鮮語は夫婦の間で用いることによって、子どもたちが自ら習得していくことを期待している。

＜事例5＞ 張仁哲（仮名）、男性、40代、会社員、中国で学士号と修士号取得、日本で博士号取得。妻も朝鮮族。長女12歳、次女9歳。

私と妻の間ではいつも中国語を使います。娘たちは日本の学校に通うので日本語がもっと上手ですが、中国語も覚えてほしいから、家ではできれば中国語を使うようにしています。でも、家庭内だけでは中国語がちゃんと学べないので、娘たちを家の近くの中国語学院に通わせています。それまで娘たちは中国語をある程度聞き取れましたが、ほとんど話せなかったです。中国語学院に通い始めてからは、中国語をよく聞き取れるし、ある程度話すこともできるようになりました。娘たちが中国の祖父母と中国語で電話するのを楽しんでいるのを見て、とても嬉しいです。韓国語は、昔私が子どもたちに教えようと思って、韓国の友人から教科書を送ってもらったことがありますが、仕事が忙しかったので教える暇がなかったです。妻は朝鮮語や韓国語ができないので、諦めました。私は中国で朝鮮語を習ったのですが、あまり使えなかったのではほとんど忘れしました。子どもたちも将来たぶん朝鮮語や韓国語より中国語をもっと使うことになるのではないかと思います。（2010年9月4日、東京にてインタビュー）

日本国籍を取得した張さんの場合には、子どもたちに中国語を学ばせるのが必ずしも中国に移動させるためではない。彼は中国語が中国の両親や親戚の人びととコミュニケーションを行うための重要な道具であることと、子どもたちが将来中国語を用いて諸活動を行う可能性を考えたことから、子どもたちに中国語を習得させようとしている。そして、中国語は張さんが妻との間で一番多く使われる言語であることから、家庭内においても共通言語になっている。朝鮮語／韓国語は妻が駆使できないため、家庭教育にも取り入れることができなかった。こうした家庭内の言語使用状況から、夫婦の間で共有できる言語が子どもに再生産される可能性も高いと考えられる。しかし、家庭内の言語環境だけでは言語教育の効果が顕著でないことを意識した張さんは、語学学校という学校外教育も利用することで言語教育の目標を達成しようとしている。

＜事例6＞ 姜雪（仮名）、女性、30代、会社員、日本で学士号取得、カナダに1年留学。夫は日本人。長女4歳。

夫との間では基本的に日本語を使います。夫は日本人ですが、昔中国で中国語を少し習ったことがあるので、たまに中国語も使います。特に私の母親が中国から日本に来る時は、夫はいつも中国語で私の母親とコミュニケーションを行います。娘は保育園に入るまでは、中国語と韓国語（祖母との間では韓国語をよく使う）をよく使いました。しかし、保育園に入ってから日本語がちゃんと聞き取れなかったもので、それ以降は家でほとんど日本語を使っています。最近、私がまた娘に簡単な中国語を教

え始めています。娘が小学校に入る前に、中国の実家に送って中国語をもっと学ばせようかと考えています。夫も娘が中国語を学ぶのをとても賛成しています。私が中国人だし、実家も中国にあるから、子どもが中国語が学べるこの環境をちゃんと生かさなければもったいないと思います。子どもが中学校に入ってから、カナダに留学させることも考えています。(2012年9月10日、東京にてインタビュー)

夫が日本人で、すでに日本国籍を取得した姜さんは、家庭内では日本語を使うことが多いが、場合によって中国語も使っている。中国語を少し学んだことがある夫も子どもが中国語を学ぶことに賛成しているため、姜さんは家庭内で子どもに少しずつ中国語を教えるように努力している。さらに姜さんは、自分が中国語という言語資本を持っていることと、中国にある親族のネットワークを活用することで、積極的に子どもに自分の言語資本を継承させようとする。

ほかにも日本人男性と結婚した朝鮮族女性の中には、夫との間では日本語のみ使用していても、子どもには中国語を習得させるために、夏休みや冬休みに中国にいる兄弟の家に子どもを送って短期留学させる現象も見られる。韓国の場合にも、韓国人男性と結婚した朝鮮族女性の中には、子どもに中国語を学ばせるために、中国の東北部にある実家に子どもを送り、現地の朝鮮族学校に約1年間留学させる現象が現れている。こうした家庭内では自分の持っている言語資本を生かすにいが、国境を越えた親族のネットワークを活用することでその言語を子どもに習得させようとするのが、近年移動する朝鮮族の中で増えつつある。

上記の三つの事例とも、親は「中国語は教育投資に値する言語である」と認識しているため、家庭教育だけでなく、語学学校の教育および中国への短期留学などのさまざまな方法を用いて、子どもに中国語を習得させようとしている。

2. 朝鮮語／韓国語を重視する家庭

日本在住の朝鮮族の中には、朝鮮語を「朝鮮族」と定義する際の重要な基準として認識する者が少なくない。特に夫婦とも朝鮮族で、二人の間で朝鮮語／韓国語を用いることが多い場合、「朝鮮族だから、子どもも朝鮮語を学ばなければならない」という考えから子どもに朝鮮語／韓国語を習得させようとする傾向がある。さらに、近年朝鮮族の韓国への移動の増加および中国と韓国との経済的文化的な交流が増える中で、朝鮮族の人びとは朝鮮語／韓国語をエスニック・アイデンティティを維持するための言語として考えるだけでなく、就職にも有利な一つの言語として認識することもある。

グローバル化の進展は、ヒトや物、カネだけでなく、国境を越える情報の伝達を加速化させている。今日、すでに国際移動を行わなくても、海外の情報を容易に獲得することができる。日本在住の朝鮮族の人びとは、インターネットを通じて中国だけでなく、韓国の音楽や映画、テレビドラマなどのポピュラーカルチャーを日常的に接している。一部の朝鮮族女性にとって、韓国ドラマを観ることがすでに彼女たちの日常生活の欠かせないものになっている。韓国ドラマを通じて、朝鮮族の女性たちは韓国の言語やライフスタイルおよび韓国人びとの価値観への理解を深めている。ある朝鮮族女性から「韓国ドラマをよく観るけど、韓国語の表現が面白い」という声も聞かれた。この「韓国語の表現が面白い」という言葉は、韓国語の語彙の豊かさとその言語がもたらす親近感を指すものである。

以下では、家庭教育において朝鮮語／韓国語の使用を重視する二つの家庭の事例を見てみよう。

＜事例7＞ 全鳳花（仮名）、30代、朝鮮族、日本で学士号を取得、会社員。夫も朝鮮族。長女4歳。

私は家で夫とは韓国語をよく使いますが、子どもとは日本語を使うことが多くなります。テレビで流されているのも日本語だし、保育園で使うのも全部日本語なので、子どもは当然日本語を一番多く使うようになります。けれども、できれば家では子どもにも韓国語を使うようにしています。私の両親は、娘が生まれた時から毎年日本にきて約半年滞在するので、そのおかげで娘が祖父母から韓国語をたくさん学ぶことができました。夫の両親は数年前からずっと韓国に住んでいるので、毎年のお正月には私が子どもを連れて韓国に行きます。娘は今韓国語があまり話せないですが、結構聞き取れます。韓国語で話しかけたりすると、何を言っているのか分かっていて、すぐ日本語で返事してくれます。うちはいつか中国に帰るつもりなので、中国語は帰国してから学んでも大丈夫だと思います。今はせっかく日本にいるから、日本語も覚えてほしいし、朝鮮族だから韓国語もできないとだめだと思います。中国に帰ると、韓国語は一つの外国語にもなるので、学んでおいたほうが子どもが大きくなった時にきっと役に立つと思います。（2010年11月30日、東京にてインタビュー）

全さんの子どもは日本の保育園に通っているため、ほとんど日本語しか話せないが、全さんは家庭教育を通じて子どもに韓国語を習得させようとしている。それは、韓国語が家族三世代の間でコミュニケーションを行うための一番重要な言語であるだけでなく、「朝鮮族」としてのエスニック・アイデンティティを獲得するための手段でもあり、さらに一つの外国語として子どもの将来の就職にも役立つと考えているからである。特に、全さんの「朝鮮族だから韓国語もできないとだめだ」という言葉には、朝鮮族のエスニック言語を失うことは「朝鮮族」でなくなるという意味が含まれている。自分の親の世代が朝鮮語を維持してきたように、全さんは自分の子どもにもその言語を維持・継承させようとしている。それは、渡辺が指摘したように「民族固有の文化や世界観を次世代に伝達し、次世代がそれを継承していくためには、それが反映されている言語が必須である。いわば、いわゆる（他の言語に）翻訳不可能な部分こそ、その文化の特質であると言えるかもしれない」（2004: 134）という考えによることだろう。

全さんは、中国語は中国に帰った後でも十分な言語環境が与えられると考えているため、日本にいる間は中国語の教育を行っていない。日本語は現在日本に住んでいると同時に、子どもが日本の保育園に通うために必要な言語であるが、将来に活用できるもう一つの外国語としても考えているため、家庭内で子どもと日本語を用いることが多い。全さんは、中国語と日本語は居住国の言語であるため、社会的な言語環境が十分だと考えるが、韓国語は韓国に住まない限り子どもが自然に習得できる環境が不十分であることを意識し、積極的に家庭教育に取り入れようとしている。

＜事例8＞ 申明愛（仮名）、30代、朝鮮族、会社員、中国で学士号取得、日本で専門学校卒業。夫は韓国人。長男3歳。

夫は韓国人で、私も母語は朝鮮語（主に中国にいた時に使っていた朝鮮語を指す）なので、夫との間では韓国語を使うほうが便利です。子どもも韓国語ができなければならぬと思うので、保育園では日本語を使い、家では韓国語を使うようにしています。夫は息子を韓国人として育てたいから、小学校に入学する時には韓国の学校に通わせたいと言っています。私の実父母や義母、そして親戚の多くも韓国に住んでいるので、

私も韓国で暮らしたいと思います。夫は子どもが中国語も学んでほしいと言っていますが、家で私一人だけが中国語を使うのはなかなか難しいです。私は、むしろ子どもに中国語より世界的に通用する英語を学ばせたいです。今年の初めからベネッセの英語教材を使っていますが、子どもがDVDを見て少しずつ覚えています。でも、家で主に使うのはやはり韓国語です。(2012年9月2日、東京にてインタビュー)

申さんが家庭内で韓国語を主に使うのは、夫婦との間で一番多く使われるのが韓国語であると同時に、子どもにも習得させたいからである。申さんの三人家族は現在日本で生活しているが、将来韓国に帰ることを予定し、子どもが小学校に入学する際には韓国の学校に入れようとする。子どもに韓国の学校教育を受けさせたいという考えには、申さんの夫が子どもを「韓国人」として育てたいという意識が強いことによる。したがって、申さんの家庭は事例7の全さんの家庭と異なり、韓国へ移動するための準備として家庭内で韓国語の教育を行っている。そして、申さんは日本語は日本で暮らすために必要な言語であり、子どもが日本の保育園に通うために習得しなければならない言語として考えているが、必ずしもそれを一つの言語資本として蓄積しようとする意識はあまり見られない。そして夫は申さんが中国語が駆使できることから子どもにも中国語を教えることを希望するが、申さんはむしろ世界的に使用範囲が広く、自分は十分習得できなかった英語により投資する価値があると考えするため、子どもに英語を習得させようとしている。

上記の事例7と事例8の共通点は、韓国語の教育を行う原因の一つが、子どもに「朝鮮族」あるいは「韓国人」というアイデンティティを獲得させることである。けれども、両者の異なる点は、全さんは日本や中国（東北部の朝鮮族学校以外の教育機関）の学校教育では保障できない朝鮮語／韓国語を家庭教育によって補おうとする一方、申さんは子どもを韓国の学校に通わせるためにその準備の一環として家庭内で韓国語の教育を行うことである。

3. 日本語を重視する家庭

日本在住の朝鮮族は、まず日本で生活するためには日本語を習得することが必要になる。本稿で取り上げた朝鮮族はほとんど中国の中等教育で日本語を外国語として習得し、さらに日本の高等教育機関で教育を受けたため、日常生活における日本語の使用には特に困難を感じない。そのため、彼らは日本語を学び始める自分の子どもへの指導もできる。彼らは子どもが保育園や幼稚園に通う前から、日本語を教え始めることが多い。けれども、子どもが保育園で保育士やほかの子どもたちとのコミュニケーションがある程度できるようになると、すでに述べたように家庭内で中国語や朝鮮語／韓国語を教えることが少なくなる。しかし、下記のように家庭内でずっと子どもと日本語のみ使用する場合もある。

＜事例9＞ 徐英実（仮名）、女性、30代、中国で学士号、日本で修士号取得、現在博士後期課程在籍。夫も朝鮮族。長男4歳。

私は、子どもがまず一つの言語をちゃんと学んでほしいです。今は日本に住んでいるから、日本語をしっかり学べばそれでいいと思います。家で私は夫との間では朝鮮語と中国語そして日本語の三つの言語を混ぜて使う場合が多いですが、息子とはほとんど日本語のみ使います。息子は朝鮮語が少し聞き取れますが、あまり話せません。私の母親や姉妹そして親戚の多くは普段朝鮮語／韓国語を使いますので、息子もある程度学べると 생각합니다。将来中国に帰る予定なので、中国語は中国に帰ってから学ん

でも間に合うと思います。中国で暮らすためには、中国語をちゃんと学ばなければならないと思うので、子どもが小学校に入る時は中国の漢族学校に通わせるつもりです。私が日本のことが好きだからかもしれませんが、息子が日本にいる間に日本語をちゃんと学んでほしいし、中国に帰っても忘れないでほしいです。将来息子が中国の学校に通っても、夏休みとかに日本に来てもっと日本語を学んだり、日本社会を体験できるようにしてあげたいです。(2011年12月18日、名古屋にてインタビュー)

中国に帰ることを予定している徐さんは、日本で子育てする間に子どもに中国語を教えるのではなく、日本語の習得に専念させている。そのために、子どもに保育園で日本語を学ばせるだけでなく、家でもその言語を続けて使用できるように積極的に言語環境を作っている。徐さんは居住国の言語に熟達する必要性を認識し、日本にいる間には子どもに日本語を習得させている。それは中国に帰ると、日本語に接する環境が限られているため、日本にいる時の社会的な言語環境を最大限に生かしたいという考えによる。けれども、徐さんが子どもに日本語の習得を重視することは、単にそれを一つの言語資本として蓄積するという考えに限るものではない。徐さんは「日本人の仕事に真摯に取り組む姿勢や人への思いやりなどに魅力を感じる。息子にも是非そういった面を見習ってほしい」という考えから、子どもに日本語を学び日本人と接することで、日本人のそういった文化的な側面も自然に受け入れていくことを目指している。そのため、将来中国に帰っても子どもが日本や日本人の人びとに関する理解を深めるために情報収集をしたり、さらに日本へ移動したりするためには日本語を習得する必要があると徐さんは強く意識している。

以上、家庭教育においてそれぞれ中国語、朝鮮語／韓国語、日本語を重視する五つの家庭の事例を見てきた。これらの事例から、日本在住の高学歴朝鮮族の人びとは子どもの教育において主に三つの言語を考えていることが明らかになった。すなわち、居住国の言語、家族の間でコミュニケーションをとるための言語あるいは「朝鮮族」や「中国人」という帰属意識を獲得させるための言語、そして今後の移動や子どもの将来の就職に有利な言語などである。そして、彼らはそれぞれの言語を子どもに習得させるために、学校教育と語学学校のような学校教育および家庭教育といったさまざまな教育の方法を用いて、それぞれの教育の目標を達成しようとしている。

しかし、その中でも高学歴朝鮮族の親たちは特に家庭教育を重視し、自ら持っている言語文化資本を家庭の中での教育を通じて積極的に次世代に継承させようとしている。朝鮮族の親たちが家庭内において言語教育戦略を行うことができることには、彼ら自身が三言語あるいは四言語の言語資本を有すると同時に高等教育を受けたことが不可欠である。複数の言語を身につけることによって、居住国での適応やさらなる移動の準備そして家族や親戚との繋がりおよびエスニック・アイデンティティの維持といった拮抗する諸要素のバランスを保つことが、移動する高学歴朝鮮族の生き方であり、彼らの次世代への教育の臨み方でもある。このように、日本在住の高学歴朝鮮族の家庭内の言語使用と言語資本の再生産は、彼らのはっきりとした目標と子どもの受容に合わせて計画的および戦略的に行なわれている。

IV. ハイブリッド・アイデンティティの構築

日本在住の朝鮮族は、一般的に日本の人びとから「中国人」と呼ばれている。それに対して、

朝鮮族の人びとも一般的に「中国人」と自称する。彼らの「朝鮮族」としてのエスニックな部分は、日本社会であまり知られていないと同時に、あまり問われないものである。それは主に、朝鮮族の人びとの自己主張によって周りの人びとに知られる場合もあれば、単に朝鮮族のエスニック・グループの中で維持される場合もある。朝鮮族の中で「日本人の方に自分が朝鮮族であることを説明しても、相手がよく分からないし、関心もないようだ」という発言がよく聞かれる。こうした「朝鮮族」というエスニックな部分が日本社会で明確にカテゴリー化されていないことが、むしろ朝鮮族の人びとに自分たちのアイデンティティを自由に表現する空間を与えていると考えられる。

グローバル化の進展とともに人の国際移動が急速に増加する今日、移動する人びとの帰属意識も多様に変化している。平野は「現代の重層的な国際社会のなかでは、個人は異なる次元上の複数の集団に、意識の強度に違いはあっても、同時に帰属することを意識する。今日の国際社会のなかで、個人のアイデンティティーは複合的な性格を帯びるようになっていっているのである」(2000 = 2001: 193) と述べ、個人の複合的なアイデンティティについて指摘した。そして、Schumann は、トルコ系ドイツ人の事例を取り上げ、彼らの中で行われるドイツ文化を受容するのか、それとも自分たちのエスニック文化を維持するのかという両者の間の絶え間ない交渉は、一種の特別なアイデンティティを創造する(2011: 2) と主張し、そうしたアイデンティティを「Hybrid Identity」(ハイブリッド・アイデンティティ) と称した。

本稿で取り上げた朝鮮族の中でも、国際移動によってアイデンティティが多様に変化していることが見られる。彼らの中には、移動によって「中国人」意識や「朝鮮族」意識が強くなる場合もあるが、新しい現象としては自分の属する国籍にこだわらず、複数の国や地域およびそれとは異なる次元の共同体にも強い帰属意識をもつことが見られた。朝鮮族のこうした新しいアイデンティティの構築は、主に文化的な要素による自己規定である。本稿では、個々人の内面における複数の文化の交渉あるいは統合による新しいアイデンティティの創造に注目することで、「ハイブリッド・アイデンティティ」という語を用いる。

それでは、以下では具体的な事例を通じて移動する朝鮮族のハイブリッド・アイデンティティの構築について検討する。まず30代前半に日本に留学し、すでに日本国籍を取得した林さんの事例を見てみよう。

＜事例10＞ 林晋洙（仮名）、50代前半、中国で学士号、日本で修士号と博士号を取得、専門職。

最初に日本に来た時に、日本人の方から「あなたは何人ですか」と聞かれましたが、当時はとても答えにくかったです。私は、自分が中国から来たが「朝鮮族です」と答えると、彼らは理解できないようでした。それを説明するのも、とても難しかったです。その後、また息子との対話もあったのですが、息子は日本で生まれ育ったので、私が中国から来た朝鮮族と言っても、彼はなかなか理解できなかったようです。そうした理解をしてもらえないことで、私は一体自分が何者だろうという葛藤を経験しました。それで、考えた末に、それも日本に来てから約10年経った後ですが、自分のことを「東北アジア人」と自称することにしました。それは、近年私が東北アジアのさまざまな国（主に中国、韓国、北朝鮮、日本、ロシア、モンゴルなど）や地域を訪問することが多かったのですが、それらの国の言語もある程度できるし、それらの国の人びとも仲良くしてきているので、そうした地域にも親しみを感じているからです。これで、私のアイデンティティの問題は解決できたと思います。それに対して、息子も納得で

きたようです。(2011年12月17日、京都にてインタビュー)

林さんは仕事による海外出張が多いが、中国の国籍であることと海外への移動の際にビザの申請の手続きが複雑であるため、出張の日程に合わない場合が多いことから、6年前に日本国籍を取得した。林さんは自分が国籍を変えたのは、国際移動が自由にできることが目的であるため、名前は昔のままだという。そして、林さんは多様な国へ移動する中で、すでに「朝鮮族」という言葉だけでは自己規定できなくなったことに気づいた。彼が上記の東北アジアのそれぞれの国や地域に帰属意識をもつことになったのは、来日してから約10年経った後のことであり、それまではさまざまな呼び名で自称したりしていた。けれども、林さんが自称する「東北アジア人」という言葉には、「中国人でもあり、朝鮮半島（韓国と北朝鮮両方を含む）の人でもあり、日本人でもあり、モンゴル人でもある」ことを意味すると同時に、その反対である「中国人でもなく、朝鮮半島の人でもなく、日本人でもなく、モンゴル人でもない」ことも意味すると語る。それは、林さんの中にある多様な言語や文化がそれぞれ彼の一部であると考える時には、そうした言語や文化が各自創造される地域やそこにおける人びとと一定の共通点があると言えるが、単に一つの地域に時間的および空間的に深く関わることを基準として規定する場合には、彼をどの国や地域の人としても定義できないということである。

ベネディクト・アンダーソンは、「国民とはイメージとして心に描かれた想像の政治共同体である—そしてそれは、本来的に限定され、かつ主権的なもの〔最高の意志決定主体〕として想像される」(2007: 24)と定義している。こうした「国民」概念は、主に国籍の属する国に限定することを指し、近代社会において正当性をもっていた。したがって、このような国民概念では林さんの「中国人でもあり、韓国人や北朝鮮人でもあり、日本人でもある」という定義は成立しにくいのである。平野も指摘したように「近代においては、個人が帰属意識をもつべき集団は、国民あるいは国民国家に限定された。(中略)平面的な構造の国際社会のなかでは、個人が国家Aに帰属するということは、同時にそれ以外のどの国家にも帰属できないということに等しかった。Aの国民であることが個人の人格そのものでさえもあった」(2000=2001: 193)。グローバル化時代における人びとの国際移動が日常化しつつある今日、人びとのライフスタイルも大きく変化している。すでに複数の国や地域において人生のそれぞれの時期を過ごす人びとが増えている中で、従来の国民概念では彼らの帰属を規定することに限界があるだろう。

したがって、移動する朝鮮族の人びとは国籍や出身のエスニック・グループに拘らずに、文化的な側面から自分の帰属を規定し、新しい自分を表現しようとしている。白石は「共同体は、その成員となる人々によって「我々」という一体性をもつ集合体として想像されることで成立する。それは人々の文化的アイデンティティの問題である。すなわち、一人ひとりの成員が、自己の帰属に関する時間的・空間的な意味の創造／想像を行い、あるいは、創造／想像された時間空間を自己のものとして受容することである」(2007: 203)と指摘している。上記の林さんは、複数の国や地域の人びとと言語・文化的に相互に認識し、相互に受け入れることで「われわれ」意識を持つことになった。そして、彼はそうした複数の国や地域を一つの空間的な共同体として想像することで、その共同体に帰属意識をもつことができた。

このほかにも、国際移動を行う朝鮮族の若者の中には、国民的帰属意識に加えて日常において本人と密接な関係にある企業といった集団に対する帰属意識をも新たに獲得する事例が見られる。以下では、中国でアメリカ資本の企業に就職した後、日本に派遣され、日本と中国の間を行き来する朝鮮族の若者の帰属意識の変化について見てみよう。

＜事例11＞ 徐基峰（仮名）、男性、20代、朝鮮族、中国で学士号を取得、アメリカ資本の企業の社員、日本に転勤。

私は自分の「中国人」としての国民意識が薄くなっていると思います。それに代わってきたのは、会社への帰属意識と自己認識です。今の私にとって最大の利益集団は会社であり、私のほとんどの社会活動は会社の環境を通じて表すことになります。それに個々人の競争力が最も重要になっています。中国にいた時は、常に国家情勢によく関心を寄せていたし、自分のやっていることを常に国家の発展につなげて考えていました。しかし、企業に勤めてからは企業意識がだんだん強くなり、自分と企業との関連性にだんだん気づくようになりました。特に多国籍企業は利益を創出することが前提になりますが、多様な考え方や価値観が受け入れられることもあるため、そうした環境がますます好きになってきました。（2010年2月13日、東京にてインタビュー）

徐さんは中国で暮らしていた時は、中国国民として「中国人」意識が強く、常に自分を国と関連づけて考えることが多かったが、企業に勤めてからは国より企業への帰属意識を強く持つようになった。そして、特にアメリカ資本の企業に勤め、さらに日本に転勤することで徐さんのそうした変化はより顕著に現れている。中国で生まれ育ち、朝鮮族学校に通うことで中国語と朝鮮語、そして日本語を習得し、その後英語も独学した徐さんは、多様な考え方が受け入れられる多国籍企業の中で自分の居場所を感じるようになる。それは、彼が自分の中にある多様な文化的な要素による価値観や考え方がそうした企業において受容されることで、それまで維持してきた多様な言語的文化的な要素を肯定的にとらえることができたと同時に、それらを引き続き維持することもできるからであろう。このような企業といった集団の中で感じた居心地良さは、徐さんの企業に対する強い帰属意識を持たせた。

このように、林さんと徐さんは国際移動の中で自分の中にある複数の言語や文化に気づくことで、彼らのアイデンティティは大きく変化している。彼らは移動の中で自分が誰なのかを考えるようになり、したがって主体的に自分を表現するようになった。国民国家の枠組みを超え、政治的および歴史的な枠組みを超えた一種のハイブリッドな文化的アイデンティティが高学歴朝鮮族の中で創出されている。

V. むすび

本稿では日本在住の高学歴朝鮮族の日中韓3国における移動の実態と彼らの言語教育戦略、そして高学歴朝鮮族のハイブリッド・アイデンティティの構築について考察した。

朝鮮族の人びとが中国の朝鮮族学校において中国語と朝鮮語および外国語として日本語を習得したことが、彼らの東アジアの域内における移動を活発化させている。特に、高学歴朝鮮族の若い人たちは、より良い教育やより良い仕事の環境を求めて、日中韓3国の間で移動している。その中でも、韓国は朝鮮族にとって先祖の生まれた地としての「故国」であると同時に、若い朝鮮族の場合には両親や親戚の多くが中国から韓国に移動し、さらに韓国で長期滞在しているため、彼らにとって韓国は中国に加えてもう一つの「帰る場所」となっている。特に、国際移動が比較的容易である日本在住の朝鮮族にとって、日中韓3国はすでに国境を越えた一つの生活圏になっている。

朝鮮族の人びとは国際移動の中で、自分は誰なのか、どんな言語を学ばなければならないの

かを意識するようになり、さらに子どもの言語習得やアイデンティティの獲得についても考えるようになった。日本在住の高学歴朝鮮族の人びとは子どもへの言語教育を重視し、一般的に三つの言語を考えている。すなわち、居住国の言語、家族の間でコミュニケーションを行うための言語あるいは「朝鮮族」や「中国人」という帰属意識を獲得するための言語、そして今後の移動や子どもの将来の就職に有利な言語などである。高学歴朝鮮族の人びとは、こうした三つの言語を学校教育だけでなく、家庭教育や塾といった学校外教育を通じて、子どもにそれぞれ習得させようとしている。

日本在住の高学歴朝鮮族の人びとは特に家庭教育を重視し、学校では習得しにくい中国語や朝鮮語／韓国語を家庭教育によって子どもに習得させようとしている。中国に帰ることを予定する家庭では中国の学校では習得しにくい日本語の教育を重視する場合も見られた。こうした言語教育戦略を行う朝鮮族の親たちは、三言語あるいは四言語の言語資本を有し、出身国や移動先の国で高等教育を受けたという特徴がある。すなわち、彼らには子どもの言語教育において投資するに値する知識がある。高学歴朝鮮族の人びとは、国際移動の中で自分たちの言語資本に目覚め、長期的な視野から子どもたちが激しい競争社会の中で生き残るための一種の生きる力として、自分たちの言語資本を戦略的に次世代へ再生産しようとしている。

また、今回の調査から、高学歴朝鮮族自身がハイブリッド・アイデンティティを獲得していることが明らかになった。日本在住の高学歴朝鮮族の中には、ダイナミックな国際移動の中で、すでに国籍や出身のエスニック・グループにこだわらず、複数の国や地域およびそれとは異なる次元の共同体に同時に帰属意識を持つ現象が現れている。彼らは国際移動の中で主体的な考えをもつようになり、言語的文化的な側面から自分を規定することで、政治的および歴史的な枠組みを超えたハイブリッドな文化的アイデンティティを創造している。このような彼らは、子どもにも多様な柔軟なアイデンティティの構築を目指していると考えられる。戦略的な言語教育はそのための手段でもあるだろう。

参考文献

<日本語文献>

- アベラ、マノロ 2009年 「東アジアにおける専門職労働移動」、『アジア研ワールド・トレンド』No.164、14-15頁。
- アンダーソン、ベネディクト 2007年 『定本 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』（白石隆・白石さや訳）、東京：書籍工房早山。
- 白石さや 2007年 「ポピュラーカルチャーと東アジア」、西川潤・平野健一郎編 『東アジア共同体の構築3 国際移動と社会変容』、東京：岩波書店、203-226頁。
- 趙貴花 2008年 「グローバル化時代の少数民族教育の実態とその変容：中国朝鮮族の事例」、『東京大学大学院教育学研究科紀要2007』第47巻、177-187頁。
- 坪井健 2007年 「在日中国人留学生の動向」、飯田哲也・坪井健共編 『現代中国の生活変動』、東京：時潮社、151-177頁。
- 平野健一郎 2000＝2001年 『国際文化論』、東京：東京大学出版会。
- 渡辺己 2004年 「北アメリカ北西海岸先住民にみる言語とアイデンティティ」、小野原信善・大原始子編著 『ことばとアイデンティティ——ことばの選択と使用を通してみる現代人の自分探し』、東京：三元社。

<外国語文献>

Schumann, Stefanie. 2011. *Hybrid Identity Formation of Migrants: A Case Study of Ethnic Turks in Germany*, München: GRIN Verlag GmbH.

中国における案例指導制度

The System of “Guiding Cases” in China

陳興良*（翻訳 金光旭**）

Chen Xingliang (trans. Jin Guangxu)

Abstract

In 2010 each of the Supreme People’s Court and the Supreme People’s Procuratorate issued “Provisions on Work Related to Guiding Cases”, which marks the official establishment of the system of “guiding cases” in China. This system is regarded as the case law system with Chinese characteristics.

This article discusses various problems concerning this newly established system of guiding cases in China, expecting that the system will play a proper role in judicial practices and thereby constitutes an important part of Chinese legal rules. In this discussion the author also makes a preliminary analysis on the form and contents of the first guiding cases that the Supreme People’s Court released. The Court presents each guiding case in the following five respects: the key points of the judgment passed on each case; relevant laws and regulations; basic facts; the consequences of the judgment; and the reasons for the judgment. Among them the first and the last ones are the most important, because the key points of the judgment will become the rules created newly by guiding cases, and the reasons for the judgment the legal foundation of those rules.

The first guiding cases released by the Supreme People’s Court and the Supreme People’s Procuratorate consist of three types: (1) the type which creates rules; (2) the type which merely announces political policies; and (3) the type which directs the daily works of courts and procuratorates. This release however marks only the beginning of the guiding case system in China. How this system makes an impact on the development of the rule of law in China is still to be assessed in the future.

I. はじめに***

2010年は、中国の司法制度の歴史において記念すべき年である。同年11月26日と7月9日に、最高人民法院と最高人民検察院は、それぞれ「案例指導に関する規定」（以下「規定」という）を公布した。これにより、わが国において「案例指導制度」が正式に発足した。案例指導制度

* 北京大学法学院教授、Professor, Peking University Law School, People’s Republic of China

** 成蹊大学法学部教授、Professor, Faculty of Law, Seikei University
E-mail: kin@law.seikei.ac.jp

*** 筆者は、2010年に、成蹊大学アジア太平洋研究センターの招聘外国人研究員として、同大学を訪問する機会に恵まれた。本論文の執筆に当たって、成蹊大学滞在期間中に調査した日本の判例制度に大きな示唆を受けた。成蹊大学に対し、謹んで感謝の意を申し上げたい。

における案例は、指導的案例と呼ばれ、それ以外の一般案例とは区別される。このうち、最高人民法院によって公布される指導的案例は、実質的には判例としての性格を有するものである。その意味では、案例指導制度は、中国の特色のある判例制度であるといってもよい。上記最高人民法院と最高人民検察院の規定は、それぞれ案例指導制度に関する重要な問題について規定しており、この制度の基本的な枠組みを示している。その後、最高人民法院と最高人民検察院は、これらの規定に基づいて、第一回目の指導的案例を公布している。

案例指導制度は、なお創設段階にあり、その実務における運用の実態についても、なお今後の実証的研究を待たなければならないが、本稿では、差し当たり、上記規定などを手掛かりに、案例指導制度について紹介した上、それに関連する若干の問題点について検討することとする。

II. 指導的案例の選定権

最高人民法院と最高人民検察院の「規定」によれば、指導的案例の選定権は、最高人民法院と最高人民検察院にある。すなわち、最高人民法院の「規定」第1条によれば、「全国法院の裁判及び裁判の執行業務に対して指導的役割を有する指導的案例は、最高人民法院がこれを確定し、かつ統一して公布する」とされ、また、最高人民検察院の「規定」第14条によれば、「検察機関の指導的案例は、全国検察機関の業務を指導する一方法として、最高人民検察院がこれを公布する」とされる。これらの規定は、直接には、指導的案例を公布する主体を定めたものであるが、実質的には、指導的案例の選定の主体を定めたものであるといえる。「規定」によれば、指導的案例は、最高人民法院の裁判委員会の討論又は最高人民検察院の検察委員会の審議を経て決定されることとなっている（最高人民法院「規定」第4条第3項、最高人民検察院「規定」第13条第2項）。ここから分かるように、最高人民法院の裁判委員会と最高人民検察院の検察委員会は、指導的案例を選定する法定機構である。これらの機構による「決定」は、選定を意味するのである。以下では、まずこの選定権について検討してみる。

1. 指導的案例の選定権の意義

指導的案例の選定権とは、一定の手続に従って、一定の要件についての審査を経て、既に法的効力が発生した案例を指導的案例として確定する権限をさす。したがって、指導的案例の選定作業は、必ずしも当該案例の事案そのものに対する裁判活動ではなく、むしろ一定の案例を指導的案例として確定する作業である。最高人民法院の「規定」第4条第1項によれば、指導的案例は、最高人民法院の確定裁判でもよいし、各地方人民法院の確定裁判でもよい。したがって、指導的案例の選定対象となる案例の素材については、特に審級の制限はない。しかしながら、これらの案例素材が指導的案例になるためには、最高人民法院又は最高人民検察院により、所定の手続に基づいて選定される必要がある。このように、指導的案例の選定作業を指導的案例の裁判活動と明確に区別することが、指導的案例の選定権を理解する上で極めて重要である。

指導的案例の選定について、最高人民法院の「規定」では「討論を経て決定する」とされるのに対し、最高人民検察院の「規定」では「審議を経て決定する」とされる。用いられる文言が若干異なるものの、いずれの機関の選定作業もその機関の決定権の行使活動であることには変わりがない。ここで実質的に重要なのは、各級の法院又は検察機関の終局処理を経た案例が、一定の要件を満たし、かつ最高人民法院の裁判委員会又は最高人民検察院の検察委員会の最終決定を経て、はじめて正式に指導的案例としての資格を持ちうるということである。

2. 指導的案例の選定権の根拠

「規定」では、指導的案例の選定を最高人民法院と最高人民検察院の権限として定めているが、この権限の法律上の根拠はどこにあるのだろうか。「人民法院組織法」と「人民検察院組織法」のいずれにおいても、指導的案例の選定権を定めた規定は見当たらない。また、全国人民代表大会の常務委員会も、指導的案例の選定をこの両機関に授権したことがない。したがって、指導的案例の選定権に関しては、現行法上明文の根拠規定が存在しないというのが実情である。この点に関して、この権限を最高人民法院と最高人民検察院の司法解釈権に求める見解があるかもしれない。すなわち、全国人民代表大会常務委員会は、その「法律解釈業務の強化に関する決議」（1981年）において、最高人民法院と最高人民検察院に司法解釈権を授与している。また、「人民法院組織法」33条においても、「最高人民法院は、裁判過程における具体的な法令適用にかかわる問題について、解釈を行うものとする」と定めている。それでは、これらの司法解釈権から指導的案例の選定権を導くことができるであろうか。ところで、最高人民法院の「司法解釈に関する規則」をみると、そこでは、司法解釈の形態として、「解釈」、「規定」、「回答」、「決定」の4種類が定められているが、指導的案例は必ずしもそこに含まれていないのである。たしかに、歴史上かつては、案例形式をとった司法解釈も存在したことがある。たとえば、最高人民法院が1985年に公布した「軍人婚姻を妨害する罪に関する4つの案例」〔法（研）発（1985）16号〕では、各級人民法院に対しこれらの案例を参照するよう求めており、これらの案例は、実質的には司法解釈の効果を持っていた。もっとも、その後制定された最高人民法院の「司法解釈に関する規則」では、既述のとおり、指導的案例を司法解釈の形態として定めなかったのである。しかも、指導的案例と司法解釈とは、その法的効果の点でも異なっており、司法解釈には法的拘束力があるのに対して、指導的案例にはこのような拘束力がないのである（周2004）。こうしてみると、司法解釈権から指導的案例の選定権を根拠づけることにはやはり無理があるといわざるをえない。

このように、案例指導制度は、現行法上の規定に基づいた制度ではない。むしろ、それは近年来最高人民法院によって進められた司法改革の一環として登場した制度であるとみるのが妥当であろう。既に1999年に最高人民法院によって公布された「人民法院5か年改革綱要」において、「2000年から、法律適用の問題に関して最高人民法院の裁判委員会による討論及び決定を経た典型的な案例は、下級法院による類似事件の審理に資するようこれを公布する」と定められていた。その後、2005年に公布された「人民法院第2次5か年改革綱要」においては、さらに進んで、「裁判指導制度の改革及び法律の統一的適用システムの構築」と題する節が設けられ、その中で、案例指導制度を創設する方向性が明確に打ち出されるとともに、それを実現するために、最高人民法院により案例指導制度に関する規範的文書を制定すること、その中に指導的案例の選定基準、選定手続、公布方式、指導規則等を盛り込むことといった具体的な作業プランが示された。前述の最高人民法院の「規定」は、まさにこの作業プランに基づいて制定されたものである。他方、最高人民検察院も、2003年に「案例管理の強化に関する規定」を公布し、その中で、案例編纂作業を強化し、普遍的指導意義のある案例を速やかに編纂して公布する旨を定めていた。これらの規範的文書は、いずれも司法改革の措置として登場したものであり、その後の案例指導制度の正式導入に向けて条件整備を図ったものである。このように、案例指導制度は、司法改革の観点からみれば、その積極的意義を十分に肯定できるものであるが、他方、実定法上の根拠が不十分であるという問題点を抱えていることも否定できないと思われる。

3. 指導的案例の選定権の独占

「規定」では、最高人民法院と最高人民検察院のみが指導的案例を選定することができるから、最高人民法院と最高人民検察院が指導的案例の選定権を排他的に独占することになる。もっとも、理論上は、指導的案例の選定主体については争いがある。案例指導制度の導入過程において、次のような見解も有力であった。すなわち、指導的案例の選定権は各級の法院にも等しく認めるべきものであり、ただ異なる審級の法院によって公布された指導的案例がその適用範囲や規範的効力の点において差異があるに過ぎないというのである。こうした考え方は、たとえば次のような指摘に端的に現れている。「わが国の判例選定制度は、本質的には、立法権と衝突するものではない。なぜなら、判例は必ずしも法源ではないからである。したがって、誰が判例を選定するかという主体の問題は、司法権内部の問題であって、司法の審級構造と密接に関連する問題である。……成文法の国の審級制度の特徴は、その階層的構造にあり、各法院の裁判は、それぞれの階層に応じて異なる特徴を持っている。上級の法院の裁判は普遍的性質を持つのに対し、下級の法院の裁判は具体性を持つのが一般的である (Damaska 2004: 24)。また、その階層的構造からして、下級法院の判断が常に上級法院の全面的な審査を受けることになっている (Ibid.: 29)。このような審級制度の特徴を踏まえて考えるなら、各級の法院を等しく判例選定の主体として認めた上で、その選定した判例の効力に差異を付けるような制度設計が合理的である」(鄭 2007: 317-318)。この論述から分かるように、論者は、司法権の構造や審級制度に関するアメリカの学者の分析を借りて、各裁判所の判例による法創造の権限を根拠づけようとしているのである。しかし、注意しなければならないのは、今回導入された案例指導制度においても、指導的案例となる案例の素材は、下級審を含めたすべての法院の判決であるから、これによって、上級法院の裁判の普遍性と下級法院の裁判の具体性のいずれも指導的案例の選定を通じて反映することができるのである。その一方で、指導的案例を最高人民法院が独占的に選定するようにしたのは、司法権内部の階層的特徴をよりよく反映するためともいえよう。したがって、司法権の階層的構造から最高人民法院の独占的判例選定権を批判するのは、必ずしも説得的でないと思われる。

一方、指導的案例の選定権を最高人民法院が統一に行使すべだと主張する立場の論拠についても、検証してみる必要がある。たとえば、「指導的案例の権威性と法律適用の統一性を維持するために、案例の発付は一元的でなければならず、多元的であってはならない。これは、司法解釈を国の最高裁判機関が行うのと同じ原理である」と述べる学説がある(周 2010)。この立場は、指導的案例の選定権を司法解釈の権限とパラレルに捉えているところからも分かるように、最高人民法院の独占的選定権の根拠を、指導的案例の権威性及び法律適用の統一性に求める考え方である。これは比較的広く支持を集めている考え方といえよう。実は、これまでの司法改革の過程で各地の法院で試験的に運用された案例指導制度にも、こうした考え方と共通する狙いがあった。その中でもっともよく知られているのは、2002年から鄭州市中原区人民法院が試験的に運用されたいわゆる「先例判決」制度である。それは、一定の手續に基づいて確認された確定判決は、同法院の爾後の同種事件に対して拘束力を持ち、合議体又は独任裁判官は、この先例に従って同様の裁判をしなければならないというものであった¹。こうした下級審の法院でみられた判例制度の実践及び模索の背景には、わが国の裁判実務において、いわゆる「同案不同判」(同じ事件について異なる裁判がなされる)という現象が極めて深刻であるという事情があり、このような点を踏まえて、学界の中でも、こうした不健全な現象を最終的に克

¹ 『人民法院報』、2002年8月17日。

服する対策として、各地方の実践を積極的に評価する見解がみられたのである（汪 2006: 152）。たしかに、もし指導的案例の主たる意義を「同案不同判」の解消にあると位置づけるのであれば、こうした下級審の法院による指導的案例制度の実践にも一定の意義があるといえよう。しかし、今回制定された最高人民法院の「規定」では、指導的案例の選定権をすべて最高人民法院に帰属させ、各地方の法院による指導的案例の発付を一切認めなかったのである。このことは、今回導入された指導的案例制度の主たる意義を「同案不同判」の解消に求める考え方が必ずしも適切でないということを意味する。同じ事件について同じ裁判をすることは、案例指導制度と無関係ではないが、二者が必然的に結びつくものではない。なぜなら、同じ事件について異なる裁判がなされる主たる原因は、ルールの欠如にあるのではなく、ルールからの逸脱にあるからである。「同案不同判」の解消を主に指導的案例制度に期待するのは、明らかに楽観すぎる考え方であり、もし司法機関の腐敗の問題や、司法権の健全な行使を制約するその他の構造的要因を克服しなければ、仮に法律又は司法解釈のような明文の規定が存在したとしても、「同案不同判」の現象は依然として存続し続けるのである。したがって、私見によれば、指導的案例の主な機能は、法的規範の創造にあると思われる。すなわち、それは、裁判活動の依拠すべきルールの問題を解決しようとするものであり、ルールの生成システムであると理解すべきなのである。以下では、この点についてさらに詳しく述べることにしたい。

III. 指導的案例についての実体的考察

指導的案例については、その実体面に関していくつか検討すべき問題がある。

1. 指導的案例の選定基準

最高人民法院と最高人民検察院の「規定」は、いずれも指導的案例の選定基準について明文の規定を置いている。そのうち、最高人民法院の「規定」第2条は次のように定めている。「本規定にいう指導的案例とは、裁判の法的効力が既に発生し、かつ、次に掲げる基準を満たしている案例をさす。①社会的注目を浴びている事件にかかわるもの、②適用すべき法律の規定が比較的抽象的な事件にかかわるもの、③典型的な事件にかかわるもの、④複雑又は新しいタイプの事件にかかわるもの、⑤その他指導的意義のあるもの」。一方、最高人民検察院の「規定」第8条は次のように定めている。「推薦及び募集する案例は、次に掲げる要件を満たさなければならない。①法的効力が発生していること。②案例に係る事件が少なくとも次に掲げる要件の一つを満たしていること。(a) 法律の適用に関わる問題点についての現行法上の規定が比較的抽象的で、不明確な事件、(b) 多発の可能性のある新しいタイプの事件又は法律の執行に誤りが生じやすい事件、(c) 民衆の反響が強く、社会的な注目を集めている事件、(d) 法律の適用において指導的意義のある事件」。以上の最高人民法院及び最高人民検察院の「規定」に基づいて分類すると、指導的案例には次の5つの類型が存在する。

(1) 社会的影響の大きい事件にかかわる案例

最高人民法院及び最高人民検察院の「規定」は、いずれも社会的影響の大きさを選定基準の一つとして定めている。近年、わが国では、その影響が全国範囲に及ぶような重大な事件が毎年少なくとも数件起きている。その中でも、有名な事件として、たとえば、余詳林事件、許霆事件、孫偉銘事件、鄧玉愛事件、趙作海事件などを挙げることができる。これらの事件は、そ

の事件名だけでも、その内容が社会的に周知されている。この「社会的影響の大きい事件」と類似した用語として、「影響力の大きい訴訟」という表現がある（吾 2006: 5-10）。これは、当該事件の意義が、その事件の当事者の訴訟利益を超えて、類似事件に対する裁判、立法、司法制度の改善、社会管理制度の改善、さらには人々の遵法意識の促進などにおいて重要な役割を果たしうる事件のことを意味する。この影響力の大きい訴訟については、その判例としての価値を肯定する見解も有力である。しかし、社会的影響の大きい事件については、さらに分析する必要があると思われる。これらの事件には、社会的影響力があるのは確かであるが、この点だけをもって指導的案例と選定するのは適切でないからである。社会的影響の大きい事件であっても、当該事件によって法的規範が創造されるか否かという点こそ、それが指導的案例になれるかどうかの基準にならなければならない。すなわち、その社会的影響力が、法的影響力に変えられるかどうかが重要なのである。ある事件の社会的影響が大きく、ある時期においては社会の関心を広く集めるものであっても、その関心の所在が当該事件の抱えている法律の問題ではなく、むしろそれ以外の部分にあるような場合は、この事件はやはり指導的案例としては適格ではないのである。したがって、「規定」では、社会的影響の大きい事件を指導的案例の一類型として挙げているが、これについては形式的に選定するのではなく、あくまでも規範の創造可能性の有無という観点から実質的に選定しなければならないと思われる。

(2) 適用すべき法律の規定が曖昧な事件にかかわる案例

これらの案例は、事件自体が必ずしも重大な社会的影響を有しないかもしれないが、法律の規定が具体的でなく明確でないため、これらの案例を通じて法律規定の内容を明らかにするという役割が期待されるのである。たとえば、於慶偉事件がその一例である。この事件では、会社の臨時職員に業務上横領罪を適用できるかどうかが問題となっていた。検察官は窃盗罪で起訴したのに対して、法院は業務上横領罪を認めた。判決は、その理由について次のように述べている。「刑法第271条第1項によれば、業務上横領罪の主体は、会社、企業又はその他の組織体の職員である。わが国の実際の経済活動の中で、会社、企業又はその他の組織体の職員には、一般に、正規の職員、契約職員及び臨時職員の三種類が含まれている。業務上横領罪が成立するか否かは、会社、企業又はその組織体の職員が会社等の財産を不法に領得する際に、職務上の立場を利用したか否かが重要であり、必ずしも行為者の職場における身分が重要であるわけではない。正規の職員であっても、もし職業上の立場を利用しなかった場合は、業務上横領が成立しないのであり、逆に臨時の職員であっても、もしその職業上の立場を利用して、会社等の財物を不法に領得した場合は、業務上横領罪が成立するのである。刑法第271条第1項の業務上横領罪に関する規定は、会社等の職員の身分について定めたものでないから、臨時の職員を業務上横領罪の主体から排除したものと解すべきでない」（最高人民法院 2003: 55）。本件判決は、臨時職員を会社、企業又はその他の組織体の職員に含まれると解することにより、刑法第271条1項の規定の意味内容を明らかにしており、したがって、法律の規定が曖昧な事件にかかわる案例の典型的な例であるといえよう。指導的案例の主要な部分は、まさにこのような案例である。なぜなら、このような案例には、規範を創造する機能があり、そこで創造された規範は、それ以降の同種事件の解決にも指導的な意義があるからである。

(3) 典型的な事件にかかわる案例

何が典型的な事件なのかについては定まった定義があるわけではないが、筆者の理解によれば、同種事件の処理にとってそのモデルになるような事件のことを意味するものと思われる。

これまでも、最高人民法院は、しばしば典型的な案例を発付する方法で全国の裁判活動を指導してきた。とりわけ、特定の記念日や特定の時期に合わせて、特定のテーマを設定して、それに関連する典型的な案例を発付するという方法がよくとられてきた。たとえば、「薬物禁止の日」のときは、薬物犯罪に関する案例を発付し、「子どもの日」のときは、児童虐待に関する案例を発付した。また、特定の犯罪について取り締まりを強化するという刑事政策の目的に合わせて、典型的な案例を発付する場合もあった。たとえば、2011年3月2日に、最高人民法院は、無体財産権を侵害する罪及び偽劣製品を生産及び販売する罪に関する5つの案例を発付したが、その冒頭において、「現在全国的に展開されている無体財産権を侵害する罪及び偽劣製品を生産及び販売する罪に対する取り締まりを有効に実施し、もって無体財産権を確実に保護し、社会主義市場経済の秩序を維持するために、最高人民法院は、本日、第3回目として、合計5件の無体財産権を侵害する罪及び偽劣製品を生産及び販売する罪に関する案例を発付することとする」と述べている²。しかし、これまで発付された典型的な案例をみると、そこには必ずしも規範の創造はみられない。したがって、その意義は、法律の適用を指導するというよりも、むしろ一般社会や司法機関に対して注意を喚起するところにあるといえよう。もし指導的案例制度の意義を規範の創造という点に求めるのであれば、いわゆる典型的な案例にはこうした機能は認められず、よって、それを指導的案例として選定することが適切であるかどうかは、なお検討の余地があるように思われる。

(4) 法律の適用に争いのある事件にかかわる案例

事案が複雑であり、法律の適用において争いが存在するような事件については、案例を発付することによって、類似事案の解決に指導を与えることが重要である。法律の適用に争いのある案例には、規範を創造する機能があり、それによって創造された規範には、法律を適用する上での疑義を解消するという意義がある。たとえば、夫婦間の強姦は、わが国の実務における一つの難問であり、夫婦間の性的行為について強姦罪を肯定できるか否かをめぐって大きな争いがある。こうした中で、最高人民法院の刑事裁判部は、白俊峰強姦事件及び王衛明強姦事件を発付することによって、この類型の問題の解決に統一的なルールの提供を図った。そのうち、白俊峰事件の判決は、その理由の部分で、「合法的な婚姻関係が存続する間、夫が妻の反対を押し切って、暴力的手段を用いて妻に対して行った性的行為は、刑法でいう女性の意思に反して行う性的行為に当たらず、強姦罪が成立しない」と述べている（最高人民法院 1999: 25）。他方、王衛明事件の判決は、その理由の部分で、「たとえば、離婚訴訟の期間、又は婚姻関係が既に法律の定めた解除手続の段階にあるなど、婚姻関係が正常でない期間においては、婚姻関係が存在するものの、それをもって女性の性的行為に対する承諾が存在すると推定することはもはやできず、したがって、婚姻関係の存在をもって強姦罪の成立を否定することはできない」と述べている（最高人民法院 2000: 28）。このように、以上の二つの案例を通じて、次のような規範が確立されたといえよう。すなわち、「婚姻関係が正常に存続する間は、夫は強姦罪の主体になりえない。しかし、婚姻関係が正常でない間は、夫は強姦罪の主体になりうる」。法律の適用に争いのある事件にかかわる案例は、法律の適用に統一した指針を与えるものであり、その実践的意義は極めて大きいといえよう。

² 『人民法院報』、2011年3月21日3面。

(5) 新しいタイプの事件にかかわる案例

社会の変化に伴って、裁判実務においては、これまで遭遇したことのない事件に当面することは決して稀ではない。これらの事件については、裁判経験の蓄積がないため、指導的案例制度を通じてその適用すべき規範を確立する必要がある。たとえば、インターネット犯罪は新しいタイプの犯罪であるが、最近、これらの犯罪事件の処理において、いわゆる「架空財産」が財産犯の侵害客体になりうるかという問題が生じている。この点について、孟勳＝何立康ネット窃盗事件についての判決は、その理由の部分で次のように述べている。「いわゆる『架空財産』とは、電磁的記録を媒体とした架空のアイテムのことであり、インターネットのオンラインゲームで、ゲームプレイヤーが、ゲームアカウントの申し込み、ゲームポイントカードの購入、アップデート等の方法により取得した架空の貨幣、武器又は装備などがその主な形態である。これらの架空財産の取得形態についてみると、主に二つのパターンがある。一つは、プレイヤーが、大量の時間、エネルギー及び金銭を投入して、ゲームを繰り返すことによって「磨いた腕」を駆使して獲得するパターンであり、もう一つは、プレイヤーが、現実の貨幣で購入することによって獲得するパターンである。……このうち、現実の貨幣で購入する方法によって獲得した架空財産については、その財産的価値の評価は比較的容易であるが、プレイヤーがゲームを繰り返すことによって「磨いた腕」を駆使して獲得した架空財産については、その財産的価値の評価は困難である。しかし、財産権を保護する観点からすれば、財産的属性を有するものである限り、それは等しく法的保護を受けるべきであり、財産的価値の評価の難易は、その要保護性を判断するための根拠にはならないと解すべきである」（最高人民法院2007: 47-48）。この判旨によって、インターネット上のいわゆる架空財産も財産犯の客体になりうる事が明らかになり、したがって、この判決は、インターネット犯罪事件の処理にとって重要な指導的意義があるといえよう。

以上は、指導的案例の5つの類型について述べたが、これらの類型が相互に重なり合う場合があるという点についても留意する必要があるだろう。しかし、どのような分類をするにせよ、より重要なことは、ある判決を指導的案例に選定する際には、あくまでも規範の創造という観点から行うべきであり、さもないと、選ばれた案例には、模範を示す意義があるとしても、裁判を指導する意義はなくなるのである。

2. 指導的案例の適用範囲

指導的案例の適用範囲について、最高人民法院の「規定」第7条は、これを類似の事件に適用すると定めている。他方、最高人民検察院の「規定」第5条では、類似の事件、類似の問題に適用する旨を定めている。それでは、ここでいう類似性を如何に理解すべきであろうか。これは、指導的案例制度の運用において極めて重要な問題である。私見によれば、いわゆる類似の事件とは、事実関係が基本的に同じである事件をさすと理解すべきである。学説の中には、事件の類似性に基づいて指導的案例を適用する方法について、つぎのような具体的な提案をするものもみられる。すなわち、①まず、指導的案例の事実的特徴を特定する。たとえば、事件Aに係る最高人民法院の判決について、その事実的特徴を、X、Y、Zと特定する。②次に、A事件について、最高人民法院が行った法的判断Pを明らかにする。③その上で、裁判所の当面する事件Bについて、その事実的特徴を、X、Y、Cと特定する。④最後に、A事件とB事件を比較した結果、X、Yに共通性が認められるため、B事件にもA事件の法的判断Pを適用する、とされる（董2009: 192）。これは、いわば類比推理の方法を単純に援用した判断方法であるが、それが実際の裁判においてそのまま有効に機能するかどうかは、また未知数といわざるをえない。筆者は、

事件の類似性の判断方法においては、判例法の国である英米の経験が十分に参考になると思われる。たとえば、イギリスの学者は次のように指摘する。「成文法の国であれ、不文法の国であれ、あらゆる法体系において、裁判官は、公平性を維持するために、これまでの類似事件において使われてきたのと同じ処理方法で自分の抱えている新しい事件を処理しようとする傾向がある。コモンローの国においては、裁判官は、これまでの判例と自分の抱えている事件とが、基本的事実において類似していると認めたときは、その判例に従わなければならない。他方、もし基本的事実において食い違いがあるときは、先行判例が法的問題についてどのような解釈を行ったにせよ、裁判官はその拘束を受けないのである。したがって、コモンローにおいては、適用すべき法を発見する決定的な方法は、基本的事実の異同についての判断である」(Stein and Shand 2004: 133)。この指摘から分かるように、事件の基本的事実の類似性についての判断は、わが国が導入しようとする指導的判例制度にとっても、決定的に重要な問題なのである。また、同時に注意しなければならないのは、このような判断方法は、判例法上特有のものであり、成文法の法条の適用とはその手法が異なっているということである。成文法の法条の適用は、一種の演繹的判断であり、認定した事実を前提に、それに法律の条文を適用する過程である。そこでは、当該事実が当該条文の射程に包摂されているか否かが問題になっているから、その判断において決定的に重要なのは、その法律の条文を如何に解釈するかである。これに対し、判例制度においては、規範は判例に由来するため、その規範は比較的具体的なものである。したがって、そこでは、裁判活動の重点は、規範の解釈にあるのではなく、むしろ問題となっている事件と判例の事件との間に、基本的事実の点で類似性があるか否かについて正確に判断するところにある。すなわち、類似していれば、判例の規範を適用し、類似していなければ、判例の規範を適用しないのである。そして、この基本的事実の類似性を判断するに当たっては、類比推論の方法を採用するのが一般的である。以上の検討から分かるように、指導的判例制度を導入したわが国においても、今後は、判例事実との類似性をめぐる争い及びそれについての裁判所の判断が、訴訟活動の重要な部分を占めることになるだろう。そして、その裁判所の判断が、指導的判例の適用範囲を決定づけていくものと思われる。

3. 指導的判例の規範的効力

指導的判例に示された法的判断は、類似又は同じ事件に対していかなる規範的効力を有するだろうか。これは、指導的判例制度についてもっとも関心を集めている問題といっても過言ではない。また、法学理論においても、最も論争のある問題である。英米法系の国では、判例は当然に法的拘束力があるとされる。これに対して、大陸法系の国では、判例は裁判において補充的な機能しか果たさないとされる。しかし、大陸法系の国においても、英米に比べてその拘束力が弱いとはいえ、判例に事実上の拘束力があることは否定できない。たとえば、日本においては、判例は裁判実務において極めて大きな拘束力をもっているといわれる。それでは、判例にこのような事実上の拘束力があるのはなぜであろうか。まず、その理論的根拠として、下級審の裁判は最高裁判所の判例に従わなければならないこと、公平性の観点から同じ事件については同じ法的解決を与える必要があることが、挙げられている。次いで、実際上の理由として、もし下級審の裁判官が上級審裁判所の判例に反する判決を下すとなれば、その判決は上訴の結果結局破棄されるであろうから、裁判官は、このようなリスクを避けるために、上級審の判例に従うことになるという点が挙げられる(後藤 1997)。わが国においても、指導的判例制度を導入するに当たって、指導的判例に拘束力を認めるべきか否かをめぐって活発な議論が展開されるようになったが、これを認めるべきとする立場と認めるべきでない立場がはっきり分かれて

おり、意見の一致をみるには至っていない。議論を一層複雑にしているのは、指導的案例の拘束力をめぐる議論が、指導的案例とわが国の特徴的な制度である司法解釈との関係を如何に理解するべきかという問題と複雑に絡み合っているからである。指導的案例の拘束力を否定する立場は、案例と司法解釈とを区別すべきであることをその根拠とする。すなわち、最高人民法院の行う司法解釈に法的拘束力があることは明白であるが、案例は、全国の裁判実務を指導する上で重要な意義があるとしても、法的拘束力までは持ちえないとされる（周 2004）。これに対し、指導的案例の拘束力を認める立場は、案例も結局司法解釈の一形態であると主張する。すなわち、最高人民法院の裁判委員会の討論を経て選定された案例には司法解釈の効力があり、したがって法的拘束力があることは否定できず、またそれによって、下級審の法院はその案例に従わなければならない、最高人民法院自身も自ら選定した案例に従って法解釈を行う必要があるとされるのである（董 2009: 150）。しかし、ここで指摘しておくべきことは、こうした論争は、いずれも案例に「法的拘束力」があるかどうかをめぐって展開されているという点である。司法解釈に法的拘束力がある点については異論のないところであり、もし指導的案例を司法解釈の一形態と捉えるなら、そこに法的拘束力があることは当然の帰結である。この案例と司法解釈との関係についてはさらに後述するが、結論を先に述べれば、わが国の指導的案例制度の設計からして、これを司法解釈と同一視するのは無理があるように思われる。したがって、指導的案例には法的拘束力がないといわざるをえない。しかし、他方で、指導的案例に事実的拘束力すらないのであろうか。この点については、さらに検討する必要がある。

まず、最高人民法院と最高人民檢察院の「規定」が登場する以前から試験的に行われてきた案例指導制度についてみてみよう。そこでは、指導的案例の効力の問題について、次の3つの表現が用いられている。第一は、「参照」である。たとえば、最高人民法院1985年7月8日付けの通知「軍人の婚姻を妨害する罪に関する4つの案例について」においては、「以上の案例を事件処理の参照に資する」と記されている。第2は、「参考」である。たとえば、1985年から、「最高人民法院公報」は、最高人民法院の裁判委員会が討論を経て選んだ一定の案例を定期的に掲載し始めたわけであるが、その際には、「各級の人民法院はこれを参考にすることができる」という表現が用いられている。第三は、「指導」である。たとえば、2005年に最高人民法院が公布した「人民法院第2次5か年改革綱要」（2004年～2008年）においては、このような表現を用いて、指導的案例の下級審法院の裁判実務に対する指導的意義を強調している。もっとも、以上の3つの用語は、表現の仕方の相違であって、その意味内容においては実質的な差異がないというべきであろう。問題は、最高人民法院と最高人民檢察院の「規定」においても、「参照」という表現を用いている。ここでいう「参照」の意味について、最高人民法院研究室の胡雲騰主任は次のように解説している。「参照とは、参考にして遵守するという意味である。すなわち、裁判官が裁判するとき、もしその事件に類似した案例があれば、その案例の示す基準に従って裁判しなければならないのである」（胡 2011）。また、注目に値するのは、同「規定」の第7条は、「参照しなければならない」と定めている。この点についても、胡雲騰氏は次のように解説している。「参照しなければならないと定められている以上、もし裁判官が指導的案例を参照しないときは、必ず説得的な理由を示さなければならない。もし理由も示さずに指導的案例を参照しないとなると、裁判が指導的案例からかけ離れてしまい、その結果、裁判の不公平を招くことになるのである。このような判決については、当事者は、上訴などの不服申立をする権利がある」（Ibid.）。以上の解説から分かるように、指導的案例は、決して何の拘束力もないものではないのである。一方、最高人民檢察院の「規定」についてみると、たしかにその第15条では、「参照することができる」と定められているが、それに続く第16条では、「同じ事件又は同じ問題を処理

するに当たって、もし検察官が指導的案例に従うことが適切でないと判断したときは、必ず意見書を提出して、検察機関の長又は検察委員会の決裁を受けなければならない」定められている。この16条の規定からすれば、上述の「参照しなければならない」場合以上に、指導的案例の効力が強いという見方もできる。なぜなら、それは、ドイツの判例制度に似ているからである（王軍・蘆 2011）。ドイツでは、連邦憲法裁判所の判例を除いて、判例一般には法的拘束力がないとされているが、法律上報告制度が定められており、裁判所が判例に反する裁判をするときは、上級の裁判所に報告することが求められているのである（王琬 1998）。たしかに、わが国の指導的案例制度で用いられている「参照」という用語そのものからは、その拘束力が弱いという印象を受けやすい。また、一部の学者がすでに指摘しているように、「一般の用語法からすれば、『参照』の場合は、裁判官に比較的に広い裁量の余地を与えるはずであるのに、それを『必ずしなければならない』というのは、自己矛盾を内包した表現である」ともいえそうである（張 2011）。ただし、この点については、やはり「規定」全体の構造から実質的に理解すべきであって、そこでいう「参照」には一定の拘束力を有するものと捉えるのが適切であろう。したがって、結論的にいえば、わが国の指導的案例には法的拘束力がないものの、事実上の拘束力はあると考えるのが妥当と思われる。

IV. 指導的案例の構成部分

指導的案例は、どのような体裁をとり、どのような部分から構成されるべきかという問題がある。こうした問題は、英米法系の国と大陸法系の国には特に存在しない。英米法系の国では、判例というのは、原始的判決そのものをさす。既述のように、裁判所は、当面する事件と先行する事件とを対比しながら、適用すべき判例を発見するのである（孫 1995: 262）。ただ、厳密にいうと、判決文がそのまま全体として判例になるわけではなく、その中には、法的拘束力をもつ裁判理由と、それをもたない傍論とが含まれており、前者のみが判例になるのである。判例になる裁判理由であるか、それとも判例にならない単なる傍論にすぎないのかは、判決文に示された法的判断が当該事件の論点についてなされたものであるか否かによって決まる。事件の結論を左右するような論点についてなされた裁判官の意見のみが判例であり、それ以外の点についてなされた意見は傍論にすぎないのである。そして、前者は法的拘束力を有するのに対し、後者は一定の説得力を有するにすぎない（董 2009: 164）。この点は、大陸法系の国の判例制度においても、基本的には同じである。すなわち、判例は、原始的判決の裁判理由の中にあり、裁判官は、その中から判例に値する部分を発見し、読み取らなければならないのである。しかし、判例を特別な手続によって公布するような制度をとっている法域では、何が判例であるかという特殊な問題を発生させる。たとえば、台湾においては、判例と判決を区別している。「司法院」の裁定を経た最高法院の判決だけが判例であり、先例としての拘束力を有することになる。そして、判例の中で、拘束力を持つのは「裁判要旨」の部分である。ある判決を判例として裁定する際には、この裁判要旨を付するのが一般的であり、判例としての法的規範はこの要旨の中に示されるのである（Ibid.: 180）。

わが国でこれまで試験的に行われてきた案例指導制度についてみると、当初は、判決文の中で事実関係と裁判の理由とは明確に区分されていなかった。そもそも判決文が比較的簡潔なものであったため、そこに十分な理由の説示が示されない場合が多かった。たとえ「最高人民法院公報」によって公布される指導的案例であっても、そこには判決から抽出された指導的規

範が示されていなかった。しかし、後に、「最高人民法院公報」によって公布される指導的案例には、判決要旨である「裁判摘要」が付け加えられるようになった。したがって、これらの指導的案例は、裁判摘要と案例の2つの部分から構成されていた。このうち、案例は、原始的判決であり、そこには、事実関係、訴訟の経緯、裁判の理由及び裁判の結論が含まれている。これに対し、裁判摘要は、「最高人民法院公報」の編集者が、当該判決の裁判理由の中で、当該事件の具体的な事実を前提として述べられた法的命題をある程度抽象化したうえ、一般的命題として示したものである。したがって、裁判摘要は、個別的な事件をある程度超越して、それを一般化したものである。中国では、この裁判摘要のことを「指導的規範」と呼んでいる。すでに指摘されているように、この指導的規範への抽象化が適切に行われるか否かは、指導的案例が有効に機能できるかどうかを直接に左右するといっても過言ではなからう（劉 2010: 4）。

ところで、最高人民法院の「規定」では、指導的案例の体裁について明確に定めていない。これに対し、最高人民検察院の「規定」では、その第10条でこの点について次のように具体的に定めている。「案例資料を作成する際の体裁として、表題（主題と副題を含む）、要旨、事件の基本的内容、主な争点及び処理理由の5つの部分を含む必要があり、かつ、それぞれが以下の要求を満たさなければならない。（1）表題。主題は、事件の核心的な内容を抽出したものとし、副題は、事件名とする。（2）要旨。指導的意義のある事件の要点を簡潔に摘示する。（3）事件の基本的内容。事件処理の経緯、関係者の意見及び最終処理意見を含んだ、事件の基本的な内容を簡潔かつ明確に要約する。（4）主な争点。事件の争点又は対立する意見を摘示する。（5）処理理由。事件について行った分析及び評価を踏まえて、事件の指導的意義を明らかにする」。以上の規定は、指導的案例の構成部分について比較的詳細に定めており、今後の実務における統一的な運用にとって重要な意義があるといえよう。

V. 指導的案例の選定手続

案例は、一定の選定手続を経てはじめて指導的案例になる。したがって、この選定手続には、指導的案例の権威性、適切性及び合法性を担保する上で重要な意義がある。最高人民法院と最高人民検察院の「規定」によれば、指導的案例の選定手続には、次の3つのステップが含まれる。

1. 指導的案例の推薦手続

わが国の指導的案例は、必ずしも最高人民法院が自ら行った裁判に限定されたものではなく、むしろその大半は下級審法院の判決から構成されている。それでは、こうした下級審法院の判決がどのようなルートを通じて、指導的案例になるのであろうか。この点に関しては、最高人民法院と最高人民検察院は、それぞれ指導的案例の選定にかかわる専門的機構を設けている。まず、最高人民法院の「規定」第4条は、指導的案例の推薦手続について次のように定めている。「①最高人民法院の各裁判部門は、最高人民法院及び下級人民法院の既に法的効力を生じた裁判のうち、この規定の第2条に定める基準に符合すると認めるものについては、これを案例指導事務室に推薦することができる。②高级人民法院及び軍事法院は、各自の法院及びその管轄区内の人民法院の既に法的効力を生じた裁判のうち、この規定の第2条に定める基準に符合すると認めるものについては、各自の法院の裁判委員会の討論及び決定を経て、これを最高人民法院の案例指導事務室に推薦することができる。③中级人民法院及び基層人民法院は、各自の法院の既

に法的効力を生じた裁判のうち、この規定の第2条に定める基準に符合すると認めるものについては、各自の法院の裁判委員会の討論及び決定を経て、これを高級人民法院に報告するとともに、最高人民法院の案例指導事務室に推薦するよう建議することができる」。また、同「規定」第5条は、指導的案例の推薦ルートを広く確保するという趣旨から、人民代表大会の代表等による推薦手続についても定めている。他方、最高人民檢察院の「規定」では、指導的案例を確保するルートとして3つを定めている。第1に、最高人民檢察院の各業務部門及び省級人民檢察院は、指導的案例に値すると認める案例について、これを最高人民檢察院の案例指導委員会に推薦することができる（第6条）。第2に、最高人民檢察院の案例指導委員会は、下級の人民檢察院に対し、案例を募集することができる（第7条第1項）。第3に、人民代表大会の代表及びその他の社会各界の有識者は、人民檢察院の処理した案例のうち、指導的案例に値すると認めるものについて、これを最高人民檢察院の案例指導委員会に推薦することができる（第7条2項）。以上のような手続により、指導的案例を選定するための案例素材が確保されることになるのである。

2. 指導的案例の審査手続

上述の手続によって推薦された案例がすべて指導的案例になれるわけではなく、さらに審査の手続を経る必要がある。審査とは、いうまでもなく、推薦された案例が指導的案例としての適格性があるかどうかについての審査である。最高人民法院の「規定」第6条第1項によれば、「案例指導事務室は、推薦された案例について速やかに審査意見を提出しなければならない。この規定の第2条に定める基準に符合するものについては、院長又は担当副院長に報告して、最高人民法院の裁判委員会の討論及び決定に付するよう求めなければならない」とされる。ここから分かるように、最高人民法院の指導的案例制度は、二段階の審査手続を設けている。第1は、案例指導事務室による予備的審査であって、そこで、案例を裁判委員会の討論及び決定に付するかどうか決定される。第2は、最高人民法院の裁判委員会による最終審査であって、そこで、指導的案例とするかどうか決定される。これに比べて、最高人民檢察院の審査制度はやや複雑であり、案例指導委員会が予備的審査をした後、さらに案例を関係する業務部門の審査に付さなければならず、同部門が指導的案例とすることに同意したもののみが、檢察委員会の討論及び決定に付されることになる。案例指導委員会の審査は、討論形式によって行われ、必要に応じて、専門家を招いてその意見を聴くことができるとされている。以上の手続の設計から分かるように、指導的案例の適格性についての審査は厳格である。このような手続は、指導的案例の質を担保する上で極めて重要な意義があるといえよう。

3. 指導的案例の公布手続

審査を経て決定された指導的案例については、一定の形式によってこれを公布しなければならない。最高人民法院の「規定」第6条第2項によれば、「最高人民法院の裁判委員会の討論を経て決定された指導的案例は、統一して、『最高人民法院公報』、最高人民法院のホームページ及び『最高人民法院報』に公告の形式で発付する」とされる。また、同「規定」第8条によれば、最高人民法院の案例指導事務室は、毎年指導的案例集の編纂を行うとされる。一方、最高人民檢察院の「規定」第17条に規定する指導的案例の公布形式には、①最高人民檢察院公報、②最高人民檢察院指導的案例集、③最高人民檢察院のホームページの3つがある。また、同「規定」第14条によれば、指導的案例は、公開発付のものと、内部発付のものとに分かれる。後者は、事件処理の経験や教訓を総括するに資するためのものであって、檢察機関内部の使用にとどま

っている。ただ、総じていえば、指導的案例は、公開が原則であり、内部発付は例外となっている。指導的案例は周知されてはじめて検察業務に対する指導的役割を果たすことができるのであるから、公開の原則を堅持すべきであろう。

VI. 指導的案例制度の運用上の問題点

最高人民法院及び最高人民検察院は、指導的案例制度を導入した後、相次いで第一回目の指導的案例を公布した。すなわち、最高人民検察院は、2010年12月31日に6つの指導的案例を、最高人民法院は、2011年12月21日に4つの指導的案例をそれぞれ公布している。以下では、主として最高人民法院の公布した指導的案例を素材に、その形式面及び実体面における問題点について考察することとする。

1. 指導的案例の体裁について

形式面からみると、最高人民法院によって公布された指導的案例は、裁判要旨、適用法条、事件内容、裁判の結果及び裁判の理由の5つの部分から構成されている。その中で特に注目に値するのは、裁判要旨と裁判の理由の部分である。裁判要旨は、指導的案例によって示された規範であり、裁判の理由は、その規範が拠って立つ根拠だからである。

他方、注目に値するのは、最高人民法院が指導的案例を公布するに当たって通知文を発行しているということである。すなわち、最高人民法院は、その「第一回目の指導的案例の発付に関する通知」（以下「通知」という）において、わざわざ各指導的案例の指導的意義について述べているが、その内容は、指導的案例の裁判要旨と概ね一致するとはいえ、異なる部分もみられる。そこで、この通知と裁判要旨との関係が問題になるのである。たとえば、通知は、王志才殺人事件の指導的意義について、つぎのように指摘している。「王志才殺人事件の判決の趣旨は、執行猶予付き死刑を言い渡された者の減刑の制限について、その適用の具体的基準を明らかにするものである³。同判決は、『刑法修正案（八）』によって新設された減刑を制限する制度は、2011年4月30日以前に行われた犯罪行為にも適用されるとした。すなわち、罪状が極めて重大であるため、即時執行の死刑の選択も考えられ、被害者側の処罰感情も峻烈である場合であっても、被告人に刑を軽くすることのできる法律上の又は酌量による事由があるため、執行猶予付き死刑を選択するとともに、その減刑につき制限を加えることによって罪刑均衡の要請を満たすことができるときは、執行猶予付きの死刑の選択に合わせて、減刑を制限する旨の判決を言い渡すことができるとした。このような処理は、厳罰と寛大な処理を結合した刑事政策を反映したものであり、重大な犯罪に対して厳しい評価を加えることができる一方、即時執行の死刑の適用を限定することもでき、よって調和のとれた社会の実現に寄与するものである」。一方、王志才殺人事件の判決の裁判要旨は、次のようになっている。「恋愛及び結婚をめぐるトラブルから殺人に発展した事件において、被告人の犯罪手段の残虐性からして、本来は即時執行の死刑の選択が考えられる場合であっても、被告人に、自白及び反省並びに積極な弁償とい

³（訳者注）中国の刑法第50条では、執行猶予付きの死刑を言い渡された者が、一定の要件を満たした場合、執行猶予の期間が経過した後、無期懲役又は25年の有期懲役に減刑する旨が定められている。これに対し、2011年の刑法改正により、第50条に第2項が新設され、累犯又は重大な犯罪である場合は、裁判所が、情状により、執行猶予付きの死刑を言い渡すとともに、それに対する減刑を制限する決定を行うことができるとされた。

った刑を軽くする有利な情状があり、他方、被害者の遺族の処罰感情が峻烈であるときは、人民法院は、社会的矛盾を緩和し、社会的調和を図る観点から、犯罪の性質、情状、結果の重大性及び被告人の主観面の悪質性並びに再犯危険性を考慮して、2年間執行猶予付きの死刑の選択に合わせて、減刑を制限する旨の判決を言い渡すことができる」。

以上の通知に示された案例の指導的意義と裁判要旨とを比較してみると、その強調する重点が必ずしも一致するわけではない。すなわち、王志才殺人事件には、実は2つの法的問題が含まれている。1つは、執行猶予付き死刑の適用基準に関する問題である。この点について、同案例によれば、恋愛及び結婚をめぐるトラブルから殺人に発展した事件において、被告人に自白及び反省並びに積極的な弁償といった刑を軽くする有利な情状があり、かつ被害者の遺族の理解が得られるような場合は、執行猶予付きの死刑を適用することができる。他方、同様な情状がある場合で、被害者の遺族が厳しい制裁を望むようなときは、執行猶予付きの死刑を適用するとともに、「刑法修正案（八）」によって新設された減刑を制限する制度を適用することができる。この点を明らかにしたのが、本件案例の第1の意義である。2つめの問題点は、「刑法修正案（八）」による改正刑法の施行日である2011年4月30日以前に行われた犯罪について、同改正内容を適用することができるかどうかである。この点については、2011年5月1日より施行された最高人民法院の「『中華人民共和国刑法修正案（八）』の時間的効力の問題に関する解釈」において、2011年4月30日以前に行われた犯罪について執行猶予付きの死刑を科する場合は、原則として改正前の刑法第50条の規定を適用するが、被告人が累犯であるか、又はその犯した罪が殺人、強姦、強盗、略取、放火、爆発、危険物の投放若しくは組織的暴力犯罪であり、かつその罪質が極めて重大であって、改正前の刑法によって執行猶予付きの死刑を適用するだけでは罪刑均衡の原則からして適切でない場合には、改正後の刑法第50条第2項を適用して、執行猶予付きの死刑を適用するとともに、減刑を制限する決定をすることができる旨が明文で定められている。したがって、この司法解釈の規定自体からしても、「刑法修正案（八）」による改正刑法の施行日である2011年4月30日以前に行われた犯罪について、減刑を制限する制度を適用することできることは明白である。その意味で、この第2の問題点については、本件案例の意義はそれほど大きくないと思われる。もちろん、減刑を制限する制度は、施行されて間もないということもあって、裁判実務においてはその適用をめぐる混乱もありうるから、2011年4月30日以前に行われた犯罪について実際に減刑の制限を適用した実例を公布することは、裁判実務に対する注意を喚起するという意味はあるといえよう。

ところで、以上のような意義を有する王志才殺人事件の案例について、上述の通知と裁判要旨の強調する論点は若干異なっている。通知は、新規定の時間的効力の問題も含んだ、執行猶予付きの死刑を適用する際の減刑制限の問題に重点を置いているのに対し、裁判要旨は、むしろ恋愛及び結婚をめぐるトラブルから殺人に発展した事件について執行猶予付きの死刑を適用する基準の問題に重点を置いている。案例の裁判要旨とそれを説明するための通知との間に、このような齟齬が生ずるのは望ましいことではない。おそらく、最高人民法院は、初めての指導的案例の公布ということを考慮して、わざわざこれに関連する通知を出したかもしれないが、今後このような通知が必要か否かについては再考の余地があるように思われる。

2. 指導的案例の実体的内容について

最高人民法院及び最高人民検察院によって公布された指導的案例には、規範創造型、政策宣伝型、業務指導型の3つの類型がみられるが、その中で最も注目に値するのが、規範創造型の指導的案例である。指導的案例の主たる機能は、立法及び司法解釈の不足を補う規範を創造する

ことによって、裁判活動を指導するところにあるから、この類型の案例がもっとも重要であることは既述の通りである。たとえば、潘玉梅＝陳寧収賄事件についての判決は、新しい収賄形態についていくつかの法的規範を作り出している。その裁判要旨は以下のとおりである。(1) 公務員が職務上の立場を利用して請託者のために利益を図り、かつ、実際の出資をせず、会社の経営にも参加していないのに、請託者と「共同経営」の名義で会社の「利益」を受けた場合は、収賄罪が成立する。(2) 公務員が他人の請託の内容を知らずながら財物を収受した場合は、「他人のために利益を図る」ことの承諾があったものとみなすことができ、実際に他人のために利益を図ったか否か又はその利益が実現したか否かは、収賄罪の成立に影響しない。(3) 公務員が職務上の立場を利用して、請託者のために利益を図り、市場の相場を明らかに下回る価格で請託人から不動産等を購入した場合は、収賄罪が成立する。賄賂の金額は、市場価格と実際に支払った価格との差額で計算する。(4) 公務員が財物を収受した後、当該賄賂に関係する者が検挙されたため、自らの犯罪を隠蔽するために賄賂を返却した場合でも、収賄罪が成立する。以上のような規範は、同じ類型の収賄事件の裁判に重要な指導的意義のあることはいうまでもない。とりわけ、これらの規範は、ある程度抽象的な形式で示されているため、当該具体的な事件を超越して、爾後の同種事件の処理にとって遵守すべきルールになりうるのである。

他方、今回最高人民法院によって公布された指導的案例には、そこで示された規範と既存の司法解釈と重複するという問題も存在する。たとえば、上述の潘玉梅＝陳寧収賄事件の裁判要旨において示された4つの規範は、いずれも最高人民法院及び最高人民検察院の司法解釈の中にその原型を発見することができる。すなわち、裁判要旨(1)は、最高人民法院及び最高人民検察院の2007年7月8日付けの「収賄に係る刑事事件の処理における法律適用に関する若干の問題についての意見」(以下「意見」という)の第3条第2項と同じ内容である。また、裁判要旨(2)は、最高人民法院の2003年11月13日付けの「経済犯罪事件の審理に関する全国法院座談会紀要」において、「他人のために利益を図る」との意義について示された解釈と同じである。さらに、裁判要旨(3)と(4)は、それぞれ上述の意見第1条と第9条第2項の内容と同じである。したがって、今後の裁判においては、はたして司法解釈と指導的案例のいずれを引用するべきかという問題が生じるとと思われる。おそらく、最高人民法院は、初めての指導的案例の公布ということを考えて、案例による規範の創造という点において比較的に慎重な姿勢をとったかもしれないが、今後公布される指導的案例も同じようなものに限定されるのであれば、指導的案例制度の存在意義そのものが問われるであろう。

参考文献

＜中国語文献＞

- 王琬 1998年 「判例在聯邦德国法律制度中的作用」、『人民司法』第7期。
 王軍・蘆宇蓉 2011年 「檢察案例指導制度相關問題研究」、『人民檢察』第2期。
 汪世榮 2006年 『判例与法律發展：中国司法改革研究』、中国：法律出版社。
 胡雲騰 2011年 「人民法院案例指導制度的構建」、『法制資訊』第12期。
 吳革編 2006年 『中国影響性訴訟2005』、中国：法律出版社。
 後藤武秀 1997年 「判例在日本近代化中的作用」、『比較法研究』第1期。
 最高人民法院編 1999年 『刑事審判參考(第3輯)』、中国：法律出版社。
 _____ 2000年 『刑事審判參考(第7輯)』、中国：法律出版社。

- _____ 2003年 『刑事審判參考（第31輯）』、中国：法律出版社。
- _____ 2007年 『刑事審判參考（第53輯）』、中国：法律出版社。
- 周道鸾 2004年 「中国案例制度的歷史發展」、『法律適用』第5期。
- _____ 2010年 「中国案例指導制度若干問題研究」、『中国法律』第1期。
- 孫笑俠 1995年 『法的現象与觀念』、中国：群衆出版社。
- 張志銘 2011年 「对中国建立案例指導制度的基本認識」、『法制資訊』第1期。
- 董偉編 2009年 『中国判例解构构建之路』、中国：中国政法大学出版社。
- 鄭修明 2007年 『刑事判例機制研究』、中国：法律出版社。
- 劉樹德 2010年 『刑事指導案例匯覽』、中国：中国法制出版社。

＜外国語翻訳（中国語訳）文献＞

- Damaska, Mirjan R.（鄭戈訳）2004年 『司法和国家權力的多種面孔』、中国：中国政法大学出版社。
- Stein, Peter and John Shand（王献平訳）2004年 『西方社会的法律價值』、中国：中国法制出版社。

Manifestations of the Mountain: Preliminary Remarks on the Utopian Study of Potalaka in Pre-modern East Asia

Steffen Döll*

Abstract

This paper proposes to examine Potalaka, the mythical dwelling place of the *bodhisattva* Avalokiteshvara, as a spatial configuration where utopias, be they religious, philosophical, political, or literary, are presumed to be actualized. It shows that all over Eastern and Central Asia the topos of Potalaka was deployed within actual landscapes. This served the purpose of establishing continuities between utopian space and this very world: the distance between the two, it was believed, could actually be overcome by physical travel. Further, already existing features in natural and cultural geographies were sublimated and/or subdued: it became possible to localize the incorporation of concepts from Daoism or Japanese folk religion into an overarching Buddhist cosmology. On the other hand, descriptions of Potalaka mountains rely heavily upon terminology and imagery prefigured by Daoist and Confucian discourse. This characteristic allowed for the closing of the gap—this time, an ideological one—between utopias from different traditions. And while it is invariably Buddhism that claims the leading role for itself, the interaction between Chinese and Japanese conceptions led to a kind of mutual idealization—the somewhat surprising constellation of the one being the other's utopia.

I. Introduction: utopian associations**

In the aftermath of the Mongol attacks on Japan in the years of 1274 and 1281, the Kamakura *bakufu* (1185-1333) and the rulers of the Yuan dynasty (元朝, 1271-1368) stood as declared enemies upon either shore of the East China Sea. And while international relations were strained to the extreme, exchange on other levels peaked: Beginning with Myōan Eisai (明菴栄西, 1141-1215) travelling to China in 1168 and 1187, Japanese Buddhist monks went to the continent on a regular basis and brought back with them the complete set of Song dynasty (宋朝, 960-1276) religion and culture. Numerous Chinese Buddhist masters, on the other hand, especially from the Chan (禪) tradition, went to Japan, prefigured the officially sponsored institution of Five Mountains (五山) Zen Buddhism, presided over the newly established, huge monastic complexes of

* Japan Center, Ludwig-Maximilians-Universität, Munich, Germany
E-mail: steffen.doell@lmu.de

** Acknowledgement: I would like to express my gratitude to the Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University, for a generous fellowship in the autumn of 2011 that facilitated research on a variety of projects—among others the present essay.

Kamakura and Kyoto, and—last but not least—served in political and advisory functions to *bakufu* representatives. Among these emigré monks, Yishan Yining (一山一寧, 1247–1317) stands out in several respects. He came to Japan not as an unknown fledgling master but as a national teacher (國師) and superintendent of the Buddhist institution (總統, the highest office available in the clerical hierarchy) of Zhejiang province. Even more surprising and completely contrary to the customs then, he was not invited by any Japanese party but came to Japan unbidden and as an official representative of the Yuan administration. It is small wonder, then, that he was met with hostility and suspected by the *bakufu* as a Mongol spy: Only narrowly did he escape execution and was temporarily put under arrest before finally being acquitted of all charges and released¹.

Upon closer inspection, Yishan's biography reveals that he was granted the title of "National Teacher" as well as the office of superintendent only a few days before his departure to Japan where his mission was to "effect goodwill between our two countries" (*Issan goroku*, T 2553: 80.331c²). This suggests on the one hand that Yishan was above all a political functionary and that the initial suspicion of espionage may indeed have been justified. On the other, the question becomes: Why was Yishan chosen as emissary? Why not a more official representative? The answer sounds obscure: At the time the mission was to depart, Yishan presided over Guanyin monastery (觀音寺) on Mount Baotuo (寶陀, also Butuo 補陀 or Putuo 普陀), an island in the eastern ocean off the coast around Ningbo. The island's location close to the shipping routes cutting across the Hangzhou gulf in the direction of Korea and on to Japan made it strategically important to interregional and international trade and exchange. Moreover, the *Fozu tongji* (佛祖統紀) records of the monastery's beginnings:

The monk Egaku (慧鑬) from the country of Japan did obeisance at Mount Wutai (五臺) and was presented with an image of Avalokiteshvara³. He wanted to return to his home country by way of Siming (四明) [i.e. a mountain to the southwest of Ningbo], but when the boat passed Mount Baotuo, it ran upon rocks and could not go any further. The crew was doubtful and in fear of their lives and said: "It seems that maybe the time is not yet ripe to revere this image east of the ocean. We would ask you to leave it here at this mountain." And

¹ Subsequently, he was put in charge of—among others—Kenchō 建長 and Engaku 圓覺 monasteries in Kamakura as well as Nanzen 南禪 monastery in Kyoto. He became one of the major religious figures in early 14th century Zen Buddhism and made his influence felt through his disciples—Kokan Shiren (虎關師鍊, 1278–1346), Sesson Yūbai (雪村友梅, 1290–1347), and Musō Soseki (夢窓疎石, 1275–1351) among them—well into the Muromachi period (1392–1467). For further details on Yishan, the other emigrant monks of the 13th century, and the early *gozan*, see my book (2010).

² Editions marked by "T" refer to the Tokyo University online edition of *Taishō shinshū daizōkyō*: <http://21dsk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/ddb-bdk-sat2.php> (all internet resources were accessed September 30, 2012). "T" is followed by serial number, volume, page, and column.

³ Literally the *bodhisattva* that "observes the sounds of the world," the name was translated to Chinese as Guanyin (j. Kannon) or Guanshiyin (觀世音菩薩, j. Kanzeon). He is the personification of mercy and compassion and in Buddhist mythology can change his appearance in order to support and assist sentient beings. He plays a major role in Buddhist canonical scriptures such as the *Avatamsaka Sutra* or the *Lotus Sutra*. In China and Japan Avalokiteshvara is often depicted as a female *bodhisattva*.

indeed doing so, the boat floated and moved again. But Egaku still was loath to leave the image and craved to take it with him. But as he could not leave, he put together a hut above the ocean in order to attend to the image.

As this anecdote indicates, Avalokiteshvara monastery's traditional association with maritime trade and traffic also made it a well-frequented religious site for sailors praying for mild weather and safe voyage. In time, it even became a famous destination for pilgrims that hoped to receive Guanyin's protection and visions of the great *bodhisattva*. After the above passage, the *Fozu tongji* continues:

Mount Baotuo is situated in the middle of the Great Ocean. From the city of Yin [i.e. Ningbo] one has to cross the water to the south-east for six hundred *li* (里). Then, one arrives at a remote place that the *Avatamsaka Sutra* speaks of as “Shores of the Southern Seas.” There lies a mountain that is called Potalaka, and the *bodhisattva* Avalokiteshvara dwells there [...] On this mountain is a cave that is filled with the sound of water. The ocean's waters are swallowed and exhaled again, and day and night one hears the crashing of the waves. In front of the cave, there is a stone bridge, and those who abide by the ritual come here in heartfelt prayer. Some have a vision of the great *bodhisattva* in seated meditation; some see Sudhana⁴ bowing, then looking up again, and finally turning towards them; some merely see a clear receptacle of emerald jade; some see nothing but a *kalavinka* bird dancing in the air.

Six or seven miles from the cave there is a great *aranya*, a forest, and this is where people from the nations and dynasties east of the ocean come and go to congregate and trade (T 2035: 49.388b-c).

With this attribution, the last piece in answer to the initial question falls into place: Potalaka—of which “Baotuo,” the island's name, is a transliteration—is a Buddhist pure land and the dwelling place of the *bodhisattva* Avalokiteshvara who was worshipped throughout Buddhist Asia. Indeed, frequent attempts were made to identify Potalaka with specific topographic features of different regions throughout Central and Eastern Asia. Wherever Mahāyana Buddhism gained a permanent foothold, Potalaka mountains were made out in natural geographies. Not only are there Manchurian, Korean, and Chinese Potalakas, but Avalokiteshvara's mythical dwelling place also gave its name to Budala Palace, the traditional seat of the Dalai Lama—who himself is seen to be a reincarnation of the great *bodhisattva*—in Lhasa. In the case of Japan, Mount Potalaka (補陀落山, j. Fudaraku-sen) was among others believed to be situated in the Kumano-Nachi area, on the Ashizuri peninsula, and/or the Nikkō region (where it is also called Futara-san (二荒山)).

⁴ The story of Sudhana is found in the *Gandavyuha Sutra*, itself a part of the *Avatamsaka Sutra*. Sudhana was a young Buddhist practitioner that follows the advice of the *bodhisattva* Manjusri and visits 53 sages and *bodhisattvas*. 28th among them is Avalokiteshvara.

Given these facts it seems that Yishan can be adequately characterized as a decidedly political figure chosen by the Yuan administration as emissary to the enemy country of Japan because his current status was believed to emphasize religious commonalities that were more fundamental than the present enmity between China and Japan:

- He presided over an Avalokiteshvara monastery that was founded by a Japanese on his pilgrimage through the sacred places of China;
- The monastery he presided over was a center of Avalokiteshvara worship and international trade;
- The mountain Avalokiteshvara monastery is located upon invokes a sacred space the concept of which, even though it had its particular manifestations, was shared by all Mahāyana Buddhist communities.

These three features are obviously interrelated and exemplify the matrix of the issues this paper addresses. It hopes to indicate general characteristics of utopias in East Asia⁵ as well as suggest typological categories that allow for the classification of similar phenomena. East Asian utopias, it is claimed, function as mediators and connectors between differing traditions, between actual and mythopoetical geographies and landscapes, between political interests and literary intuition, religious responsibilities and artistic associativity, between individual expression and social conceptualization. Their study contributes to each of these fields and provides a fresh outlook on where and how they come together—or depart from their common ground. For this reason, the following analyses will rely on a wide range of pre-modern Chinese and Japanese materials but nonetheless do not in any way claim to be complete. Rather, they are to suggest possibilities of further studies into East Asian utopian thought and writing.

II. Potalaka in between Buddhisms, or: how do you get there at all?

All Potalakas, be they purely mythological or manifestations of the mountain embedded in actual geography, draw their legitimacy from out of the original description in the *Gandavyuha* chapter of the *Avatamsaka Sutra*:

Due south from here, there is a mountain that is called Potalaka. There dwells the *bodhisattva* Avalokiteshvara, who is called He Who Observes While Remaining Within Himself (觀自在)[...] When, going forth steadily and carefully, [Sudhana] reached this mountain, he looked in every place there was for the great *bodhisattva*. He finally met him in the rocky valleys of the

⁵ For the concept of utopia in general cf. Levitas (1990). An in-depth analysis of the historical development of utopian thought in China cf. Bauer (1974).

mountain's western face, where water springs forth, glittering and shimmering, where trees stand together in forests, dense and impenetrable, where fragrant grasses grow soft and lush. Respectfully he circled him clockwise and prostrated himself. The *bodhisattva* He Who Observes While Remaining Within Himself sat with his legs fully crossed upon a precious stone of diamond while all around him *bodhisattvas* without number sat reverently upon similar precious stones. For them, he expounded the Law of great compassion, and made sure that all sentient beings equally grasped this same Law. When Sudhana had finished observing his preachings, he felt great happiness and began to dance for joy. He folded his hands together and perceived truthfully, and for a long time his eyes did not blink (*Dafangguang fo huayan jing*, T 279: 10.366c).

While the *Avatamsaka* is definitely articulate about the merits of encountering Avalokiteshvara upon Potalaka, it does not become clear how to actually get there. This remains a constant problem for utopian writers also addressed by Xuanzang (玄奘, died 664) in his travelogue *Datang xiyu ji*:

To the east of the Malaya mountains (秣剌耶山) is Mount Potalaka. Its paths are dangerously steep; its rocky valleys are precipitously sloped. On the mountain's top there is a lake. Its waters are as clear as a mirror and issue into a great river. On all sides it flows around the mountain, circulating around it twenty times until it emerges into the southern ocean. By the side of the lake stands a celestial palace built of stone. This is the abode for the *bodhisattva* He Who Observes While Remaining Within Himself as he comes and goes. Those who wish to see the *bodhisattva* must cross the waters of ocean and river without regard for their own life and ascend the mountain. And even though they may forget all these dangers and adversities, there are only a few who actually reach their goal. Still, even to those that remain at the foot of the mountain but pray and whole-heartedly wish to see him, he might appear in the shape of Shiva or even as a practitioner of the outer ways smeared with ashes [i.e. a Yogin]. He then consoles and encourages them and helps them to carry through with their vow (T 2087: 51.932a; cf. the translation in Läänemets 2006: 306-7).

As a practice of “getting there,” the practice of *Fudaraku tokai* (渡海) or *Fudaraka ni wataru* Potalaka has drawn special attention (cf. Kanno 2007; and Moermann 2007). It must be remarked that these collocations are generic terms that do not refer to singular or homogeneous, but decidedly heterogeneous phenomena. It seems to be the case that only in the course of time descriptive coherence was accumulated by successive expansion of these terms' semantic fields. One of the earliest instances of what would only later come to be described by *Fudaraku tokai* is found in *Konjaku monogatari*

shū. It is of help in guessing at the beginnings of and thereby suggesting a certain historical development within such practices:

Once upon a time there was a monk who lived at the Tennō monastery. He was called Dōkō. Year in, year out he would read the *Lotus Sutra* and thus practice the Buddha-Way. Also, he would not fail to go to Kumano and spend his summer months in retreat there.

One time, when he was on his way back from Kumano to his home monastery and came by the coast of the ocean near the village of Minabe in Ki province, the sun set, and he decided to pass the night under a great tree that was standing there. When it had just become midnight, twenty or thirty men upon horses came near to the tree. He thought: "Who are they?" But then one of them asked: "Is the old man of the tree trunk present?" From the tree trunk there came the answer: "The old man is present." When Dōkō heard this, he was surprised and alarmed: "There is a man in the trunk of this tree?" The men upon the horses said: "Come out quickly and join us!" Again, from the tree came: "Tonight I cannot come with you. The reason is that my pack-horse has broken a leg and hurt itself; I cannot ride it. Tomorrow, I will heal its injury or else get another horse; then, I will be able to come with you. I have become old and walking does not agree with me anymore." He then perceived the men on the horses, after hearing these words, going past him.

When the night became dawn, Dōkō was extremely anxious about these happenings, and when he went looking around the tree-trunk, there was nobody there - only stones put together to look like deities that watch over roads and borders (*sae no kami*). They looked ancient and weather-worn and seemed to have been there for long years. There were only male images there but no female ones. In front of them there were several *ema*⁶ but the bases at their feet were in disarray. When Dōkō saw this, he thought: "This must be what the Road-God was speaking of last night!" He found this even stranger but bound up the frayed legs of the horse images with string and returned them to their original state. Dōkō thought: "Let us see what happens with them tonight," and when the sun set, he was still at the tree-trunk. Exactly at midnight, just as the night before, many men upon horses came near. This time the Road-God also emerged, mounted a horse, and went with them.

When morning came and Dōkō heard the Road-God returning, an old man approached. He did not know him, but he bowed before Dōkō and said: "Because the saintly man before me treated the legs of my pack-horse the other day, I was able to fulfill my duty. I do not think that I can somehow repay your

⁶ Nowadays, *ema* (絵馬) are mainly taken to refer to small wooden plaques at Shintō shrines written with pictures and prayers. Here, *ema* seem to have been of somewhat larger size and are understood quite literally to mean "painted horses; pictures of horses".

kindness. I am the Road-God around here, and those many men upon horses were demons of plagues and epidemics. When they come into this country, they do not fail to use this old man to lead the way. And if I do not do their bidding, they hit me with their whips and abuse me with their words. This bitterness is hard to bear. So now I wish to discard this frail appearance of a deity and gain as quickly as possible the body of superior virtue. Would that I could rely on the worthy powers of the saintly man before me!" Dōkō answered: "Even though the things you pronounce are recommendable, they are beyond my powers." The Road-God in turn said: "If the saintly man before me were to remain under this tree for another three days and read the *Lotus Sutra*, I would through the powers of the *Lotus* at once be able to discard this body of bitterness and be born into a place of bliss!" Then, he vanished without a trace.

Dōkō followed the Road-God's words and stayed there for three days and nights and whole-heartedly read the *Lotus Sutra*. When the fourth day came, the same old man as before approached him. He bowed before Dōkō and said: "By the compassion of the saintly man before me I will now discard this body and gain a worthier one. I will be born at Mount Potalaka, become an attendant to Kannon and ascend to the rank of a *bodhisattva*. This is only because I have heard the *Lotus*. If this saintly man before me was of a mind to know whether this is true or false, I would ask him to make a small brushwood boat from the twigs of grasses and trees, put a wooden image of me inside, let it float upon the ocean, and see what happens with it." Again, he vanished without a trace.

Thereupon, Dōkō again followed the Road-God's words. At once, he made a brushwood boat, put the Road-God's image inside, went to the seashore, and let it float upon the ocean. At that time, there were neither winds blowing nor waves moving, but still the brushwood boat quickly disappeared towards the south. When Dōkō saw this, he stood weeping until the brushwood boat could not be seen anymore, bowed reverently, and returned. There was also in this same village an old man who in a dream witnessed the Road-God from under the tree. The deity had turned his shape into that of a *bodhisattva* that emitted light, glittering and shimmering, and produced music, and, pointing towards the south, he rose and soared into the distance. Dōkō believed this with all his heart, and when he returned to his monastery he never ever neglected to read the *Lotus Sutra* (*Konjaku monogatari shū* 13.34, pp. 256-8).

Here is an almost paradigmatic characterization that brings together all the essential elements of the *Fudaraku tokai* narratives: the boat, the ocean, the southern direction, the continuity between here and there. There are still more issues in these passages that warrant further discussion; they will again be taken up again below.

Fudaraku tokai, however, was not always as peaceful as in the above legend. In its later, more extreme shapes it was attested by Jesuit missionaries to Japan in the 17th century to have included ritual suicide by voluntary drowning oneself near the shore

or by starvation and dehydration on board of boats on the open ocean⁷. This may have been only a late development as earlier practitioners seem to have been loath to confront death in order to reach a Pure Land. A valuable source in this respect is the following anecdote from *Hosshin shū* by Kamo no Chōmei (鴨長明, ca.1153-1216).

At a certain time, there was a man in Sanuki province whose name was of third rank. The eldest son of his wet-nurse, when he came of age, wished to be born in the Pure Land of Amida Buddha and became a monk. In his heart the man of third rank thought: “The state of this our body is subject to a myriad of things and may not turn out to be at all that we wish for. If one were to contract a serious illness and could no longer think about one’s end, it might be hardly possible to attain the original state of mind required for rebirth in the Pure Land.” Thus he came to think that only by dying without an illness would it be possible to have the right thoughts when one’s end finally came, and so he decided to burn his body. “But will I be able to bear it?” he said, and heated two hoes until they were red-hot in order to put them on the left and right and himself between them. This he did frequently, but however he wanted to burn himself he could not even bring himself to look at the scalding hoes. Still, “It’s not that big of a deal,” he said and made to carry through his resolve. But then he thought: “To light up one’s body must be easy enough. However, this might not permit one to renew one’s life and go to the Land of Utmost Bliss⁸. And insofar that I am a mere ordinary person how am I to be sure that no doubts arise in my heart when I meet my end? Rather, it must be that Mount Potalaka is the one place even within this our world where one can go with one’s present body!” And so he came to think that he wanted to go there and accordingly stopped trying to burn his arms. As there was a place in Tosa province that he knew, he went there and prepared a new but small boat. All day he spent therein and learned how to use the rudders. Subsequently he spoke with a sailor and demanded: “Tell me when a wind from the north will blow and not let up!” When he finally met this wind, he set sail in his small boat, boarded it all alone and set out to the south. Though he had a wife and children, his resolve stood firm and there was no way to stop him. They could only vainly gaze in the direction into which he had vanished to cry and grieve. The people of this time estimated that the quality of his intent was not at all shallow and that undoubtedly he must have made his way (*Hosshin shū* 3.5, pp.86-7; cf. Moermann (2007: 273)).

⁷ Both *Fudaracu tokai* and *Fudaracuni vataru* are listed in the Japanese-Portuguese dictionary *Vocabulario da Lingoa de Iapam* (1603). The Jesuits apparently were not too well-informed about the practices they were observing as they seem to have connected Potalaka only with Amida, not with Avalokitesvara (cf. the letter translated in Moermann (2007: 277-9)).

⁸ The “Land of Utmost Bliss” (極樂) is a translation of Sanskrit Sukhavati, the Pure Land of Amida Buddha.

The narrative revolves around the conviction that only a firm belief in the grace of Amida Buddha ensures rebirth in Sukhavati, his Pure Land of Utmost Bliss. And since illness and the general frailty of old age might be an obstacle to such a belief—the man of third rank reasons—it is better to die while still of sound mind. His subsequent experiments are designed to gain a general idea of what to expect when one burns oneself. But uncomfortable as they are, they do not serve to strengthen his resolve. Therefore he decides to forgo birth in Sukhavati and instead opt for the voyage to Avalokiteshvara's Potalaka—an option he is able to realize with brilliant success.

What is of importance for the purpose of this paper's argumentation is that the story draws a clear distinction between the goal and practices of rebirth in Sukhavati and those of travel to Potalaka. It is explicitly stated that while one has to die—an early and somewhat sudden death seems recommendable—in order to reach Sukhavati, the shores of Potalaka are gained “with this one's body,” i.e. in one's present existence. Potalaka is thus not removed in time but in space; it does not require a rupture in one's mode of existence but is very much a part of this world; it is not so much a paradise as Sukhavati but rather a utopia.

The *Konjaku monogatari shū* narrative given above only superficially contradicts the *Hosshin shū* outlook on *Fudaraku tokai*. For the Road-God, there is indeed an existential rupture involved, and the expression “to be born” (*umarete*) certainly is used. But since he is a supernatural being that can obviously choose to be immaterial (e.g. hidden within a tree trunk) as well, death seems too harsh a word for him discarding his *kami* existence in exchange for a “superior body.” Furthermore, the small boat that is constructed from the most mundane of materials seems to remain on the physical side of this world at least until it vanishes from the observer's view.

On the other hand, the relation between Sukhavati and Potalaka never was one of exclusion but of mutual complementation. The Japanese monk Ennin (圓仁, 793-864), traveling China and recording his experiences and observations in *Nittō guhō junrei kōki*, makes note of his visit to Kaiyuan (開元) monastery in Fujian province on the seventh day of the third month in the fifth year of the Kaicheng era (開成), i.e. 840. Although there were Kaiyuan temples—named after the Kaiyuan era (713-741) during which they were established—all over China, the one in Fujian province was already built in 685 and renamed only in 739:

On the outer edge of the west corridor leading to the Buddha Palace of Kaiyuan monastery, there is a Hall for the Monks of the *samgha* [i.e. the Buddhist community]. On the northern wall within, there are paintings of the Pure Land in the west and the Pure Land of Potalaka. I was told that they were painted because of a request by emissaries from the Country of Japan. Upon the wall documentation of how the paintings came to be is written, but the characters have altogether faded. The only thing I was able to ascertain were the three characters “The country of Japan.” To the left and right of the Buddha images, the names of the benefactors had been written down, and these were all ranks

and titles, surnames and first names of people from the country of Japan[...] When I made to ask about this, there was no one who could explain about things. It was not even known in which year the ambassadors of our dynasty came to this region.

Here also, as was the case in *Fozu tongji*, there is clear indication of China-Japan relations coinciding with the instance of Potalaka imagery. Also, visual depictions of Potalaka next to Sukhavati suggest that this was not a question of “either-or” but one of “as well as.” This suggestion gains argumentative weight as it is reiterated in iconographical instructions contained in texts such as *Bukong juansuo shenbian zhenyan jing* (cf. Matsumoto 1984) or the *Fusō ryakki*. The latter explicitly states:

Within the grounds of Koufuku (興福) monastery one hall was constructed in which an image of the *bodhisattva* Kannon was installed. Depictions of the pure land of Mount Potalaka were ornamenting the western half while depictions of the pure land of Amida were ornamenting the eastern half. (*Fusō ryakki*)

Although the spatial distribution of Sukhavati and Potalaka representations must remain subject to further discussion it becomes clear that the relation between them was by no means one of exclusion but rather one of mutual dependence. This inclusiveness seems to have been typical for discourses centering on Potalaka, while Sukhavati discussions generally seem more self-contained. But Potalaka’s inclusivism went much further to include even non-Buddhist traditions.

III. Potalaka, Penglai, and others, or: why go there in the first place?

In the passages quoted above from *Konjaku monogatari shū*, Potalaka is presented as a kind of utopia for the Road-God, i.e. a better place far removed from the afflictions of his current state of existence. Of his actions, he gives only partial account: As the deity that is in charge of the infrastructure around Minabe, he cannot but lead the way for the demons of plague and sickness when they come to wreak havoc among sentient beings. If he refuses them his services, he himself is threatened and attacked. By leaving behind his *kami* existence he also benefits the community in the area: Without someone to lead the way, we can assume, the demons will go astray and their attempts at afflicting the population will remain ineffective. Thus, the Road-God’s choice of Potalaka over his traditional tree-trunk is a wise one in every respect: It is as advantageous to himself as it is to the ones around him, and it puts the demons at a severe disadvantage. Therefore this tale also told its Japanese audience the story of how Buddhism, though it may seem to be something else altogether, fulfills all the traditional native and folk religions’

functions (and much more)—but without their drawbacks. And yet again, Potalaka is the symbol for this subordination and sublimation.

Similar examples abound. Especially powerful in terms of linguistics and of imagery comes from *Henjou hakki seirei shū*, written by Kūkai (空海, 774-835). He tells the story of Shōdō, a pious man that decides to ascend the heights of Mount Potalaka. This time, Potalaka is even less removed, less otherworldly, but integrated into the actual landscape of the Nikkō area:

At long last, in the first year of the Jingo Keiun (神護景雲) era [767], in the first third of the fourth month, he set out to ascend the Mountain of Potalaka. But the snows were still deep and the cliffs stood steep while clouds and mists and thunder threatened to confuse him, and thus he could not climb to the top. So he turned around, made station halfway up the mountain for three times seven days and then returned home. Then, in the first year of the Ten'ō (天応) era [781], in the first third of the fourth month he once more undertook to scale the mountain but again could not make the ascent.

In the second year of the same era [782], in the middle of the third month, he copied canonical scriptures for all the different gods of the heavens and of the earth, produced drawings of the Buddhas, girt his trousers and wrapped his feet, discarded his previous life and pledged himself to the Way exclusively. Carrying the canonical scriptures and the images upon his back he came to the foot of the mountain. There, for seven nights in a row, he read the canonical scriptures and did obeisance in front of the Buddhas. Resolutely he made a vow and said: "I would have the gods and spirits know: I beg you to purify my heart. The canonical scriptures and images that I have copied and produced, I will not fail to sacrifice for the gods as soon as I reach the mountain-top in order to heighten the glory of the gods and enrich the happiness of sentient beings. Humbly I beg of you: Benevolent Gods, increase your glory! Poisonous Dragon, [deity of clouds and mists,] draw in the mists! Mountain Spirits, lead the way and help my vow! If I do not reach the summit, I will not become a *bodhisattva*!"

When he had thus made his vow, he set out across the bright white fields of snow and clung to green leaves like jewel pendants. When he had come half the way to the top, as his body was tired and his strength exhausted, he made camp for two nights. Then, at long last he could see the peak and was wildly fascinated [by the view]. It was as if he had been dreaming and now had woken up. Without mounting a raft he suddenly had entered the river above the clouds [i.e. the Milky Way], and without swallowing mysterious medicine he witnessed the Caves of the Gods. Half of him rejoiced [over the wonders he was to behold once he reached the summit], while the other half of him was troubled [over the hardships he would still have to endure until then]. He barely managed to hold on to his mind and spirit.

As to the shape of the mountain, from east to west it was like dragons sleeping, and there was no limit to what one could overlook. From south to north it was like tigers crouching, and it was excellent for making oneself comfortable and resting. It bore comparison even to the mysterious heights of Mount Sumeru, the summit of the cosmos, and it drew around itself a belt of lesser mountains like ringed irons. It smiled down upon the lower peaks of the Heng and Dai Mountains of eastern China and mocked the meekness of the western Mountains of Kunlun and of those mountains the fragrance of which makes men drunk. When the sun rose, Potalaka was the first to be lit; when the moon came up it set latest there. Even without the mysterious powers of heavenly sight ten thousand leagues stood before one's eyes. Why would one still care to ride a swan when the white clouds lie to one's feet? [...] The high peaks of all four directions were reflected in the waters of the lakes at the foot of Mount Potalaka and thus stood on their heads, and upon its slopes naturally were different grasses of a hundred kinds as well as trees and rocks. Higher still, silvery snow covered the ground, and droplets of ice glittered on the trees as if golden flowers came forth on their branches. The mirrors of the lakes selflessly reflected everything and among the myriad colors which one could have escaped reflection? Mountains and waters thus reflected each other in such beauty that it was almost painful to watch (*Henjō hakki seirei shū* 2.1, pp.124-127).

The topics deployed in Kūkai's narrative are in keeping with the Potalaka portrayals quoted above: The majesty of the mountain and the seeming impossibility to make it to the summit; the enterprise succeeding only when spiritual protection is invoked and Buddhist artifacts and icons are carried along; the surrounding imagery of flowers and bodies of water; the clearness of a mirror as metaphor for the universality of Avalokitesvara's compassion. Still, new elements are also introduced, above all the comparison of Potalaka with and subsequent subjugation of mountains from Chinese mythology. To the fleeting eye, the heights of the mountain might be mistaken as the "Caves of the Gods," i.e. the abode of Daoist immortals, yet these are commonly reached by "swallowing mysterious medicine" or "riding a swan" through the air, i.e. by Daoist practices of self-cultivation. Buddhist Potalaka, on the other hand, can be reached and scaled in this very body—if one merely relies on the protection of the Buddhas and *bodhisattvas*. Then, having braved the difficulties of the ascent, one is recompensed by the farsightedness that is explicitly likened to the *bodhisattva's* powerful gaze. There can be no doubt about it: To Kūkai, though it integrates elements of Daoist mytho-geography, Potalaka is far superior to other sacred spaces such as Kunlun.

Yet another—and, one might claim, far more complex—model of Buddhist-Daoist interaction enters the field of vision by way of the Mount Potalaka in the Kumano region (cf. Moermann 2005) and the historical events associated with it. They figure in the developments of Chinese mythology and its adaption in Japan: At a time most dramatic

in Chinese history, when the wars of unification under the first Qin emperor (秦始皇帝, 259-210 BCE) were in full swing, there were many who planned regicide. The emperor himself, in turn, took somewhat surprising countermeasures. The situation is vividly described in the *Huainan Hengshan liezhuan* of the *Shiji*:

In former times, the Qin emperor distanced himself from the Way of the ancient kings. He murdered the masters of the Daoist arts, burned the books of poetry, disregarded ritual and righteousness, thought highly only of brute force, and relied solely on punishment and penalties. He redirected grains from the fertile coasts and had them transported to the barren interior. At that time, though men would plow their fields, the crops were insufficient; though women and children would spin and weave, the cloth would not be enough to cover their bodies [...] Corpses lay strewn for thousands of miles, and blood covered the fields and acres. The common people were exhausted, and among ten households there were five that came near to open rebellion.

But then the Qin emperor had Xu Fu (徐福, born 255 BCE), a master of magic, set out across the open sea in order to find the wonders of the gods. When Xu Fu returned, he lied to his master and said: “Your minister has met a grand deity upon the ocean. He said: ‘Are you a messenger from the emperor in the west?’ Your minister answered: ‘This is correct.’ — ‘What is it that you want?’ I said: ‘I would ask you for the medicine that grants long years and a fulfilled life.’ The deity said: ‘The manners of your Qin dynasty king are shallow. I will let you see this medicine but I will not let him have it.’ Therefore I went with him in south-eastern direction. When we came to the island of Penglai, I saw a palace covered in auspicious plants. There were servants there and they had the appearance of copper dragons, and when they rose towards the light they illuminated the heavens. There, your minister bowed in reverence and asked: ‘What is that I shall present you with as an offering?’ The deity of the ocean said: ‘If you were to come up with the eldest sons and good daughters from notable families as well as a hundred artisans, then your wish will be granted.’” The Qin emperor was highly delighted and sent off three thousand good men and women as well as seeds from the five grains and a hundred artisans. Xu Fu then settled in a fertile country with them and became their king, never to return to the Qin emperor. After these events, the common people grieved and hurt and yearned for their lost loved ones, and among ten households there were six that came near to open rebellion (*Shiji*).

The passage describes the catastrophic situation the military campaigns of the Qin emperor have led to; the sufferings of people and country; and the clever deceit with which Xu Fu manages to save the best of Qin’s people and make a new beginning. The central mechanism in Xu Fu’s cunning stratagem is, of course, the invocation of Penglai. From cosmo-geographical texts it was common knowledge in ancient China that on the

edges of the known world there were places—usually mountains—where deities, Daoist immortals, and other supernatural beings dwelt, most famous among these Kunlun in the west and the islands to the east beyond the waves of the Bohai Sea⁹.

The commentaries to the *Haineibei jing* (海内北經) of the *Shanhai jing* give an account of Penglai's characteristics that may be taken as representative for the general attributes of the immortals' islands:

Penglai lies in the middle of the ocean. [Commentary:] Thereupon dwell immortals. Their palaces and houses are made of gold and jade, and the birds and beasts around there are all white. If one gazes out to Penglai from afar, it is as a cloud in the middle of the Bohai sea (*Shanhai jing*).

It is no wonder, given the directions to the immortal islands beyond the eastern oceans, that Japan was sometimes suggested to be one of them, and indeed there are instances of “Penglai” and “Yingzhou” referring to none other than the Japanese archipelago. In light of this localization of Daoist immortality and the legend of the Qin emperor's emissary, it is also hardly any wonder that Xu Fu was thought to actually have landed in Japan, sometimes presumed to even have founded Japanese civilization (cf. Howland 1996: 86-92). Today, the Kumano region, traditionally regarded as the place where he disembarked, still is the center of Xu Fu belief in Japan. And it seems unlikely to be mere coincidence that one of the most revered mountains in the Kumano area is called Potalaka.

Things become less circumstantial when returning to the island of Mount Baotuo off the Ningbo coast. There, sometime in the middle of the 12th century, Hongzhi Zhengjue (宏智正覺, 1091-1157) came to visit the place that, some two hundred years after Egaku lived there, had already become known as one of the Three Sacred Mountains of Buddhism¹⁰ and a major site for pilgrimages. Hongzhi met the abbot and several other high-ranking members of the Baotuo clergy; of course, poems were exchanged. One is a prime example of an emotive, visually suggestive, densely constructed irregular poem:

To thoroughly perceive one's heart-mind has nothing to do with the phenomena of the world, but to thoroughly perceive the phenomena of the world also has nothing to do with one's heart-mind. The dreams in lofty abodes among the clouds cool the amber-colored trees; the light of ocean and moon penetrates coral forests. Shadows vibrate among wind-shaken bamboo; echoes emerge from autumnal slabs of stone. The tangled woods of the myriads of

⁹ *Shiji* and *Hanshu* (漢書, 5th century CE) enumerate the three islands of Penglai, Fangzhang (方丈), and Yingzhou while *Liezi* (列子, 5th century BCE) gives five: Daiyu (岱輿), Yuanqiao (員嶠), Fanghu (方壺), Yingzhou (瀛洲), and Penglai (蓬萊).

¹⁰ The other two sacred mountains given most frequently are Mount Wutai, where the *bodhisattva* Manjusri (with the major attribute of wisdom) was believed to dwell, and Mount Emei upon which the *bodhisattva* Samantabhadra (associated with meditation) supposedly had made his abode. Cf. Ishino (2010) for a thorough portrayal of the interaction between clergy and lay pilgrims in the early 17th century.

phenomena in unison preach the Buddhist *dharma*, but above them, on the rocky heights of Mount Potalaka, there is one who already knows their sounds (*Hongzhi chanshi guanglu*, T 2001: 48.113a).

First, the staggering diversity of phenomena is vividly portrayed through images and metaphors, before the poem's last two lines retract the discourse into a concise formulation of doctrine: While it is true that not a single phenomenon is outside of the Buddhist teaching, it takes one with great powers of realization to actually perceive their underlying unity. The "one who knows the sounds" plays not only upon the name and translation of Avalokiteshvara as Guanyin or Guanshiyin, but also draws on an anecdote attributed to the *Liezi* classic: Whenever Yu Boya (俞伯牙) played the zither, Zhong Ziqi (鍾子期) would, through the music, know his friend's state of mind. The relation between the two was so close that when Ziqi died, Boya stopped playing altogether and destroyed his instrument, for there would never be anyone else that understood him and his music as Ziqi had done.

One more poem by Hongzhi ends upon another invocation of Chinese mytho-history:

Lord Mei came in the manner of an immortal to this island when it was in spring. He regarded mundane foods as mere means to an end. The wonderful wisdom of Guanyin is present in every single particle of dust (T 2001: 48.96b).

These lines refer to the legend of Meifu (梅福) who, during the latter days of the Former Han dynasty (206 BCE to 8 CE), had led an unsettled life in and out of office before going into seclusion. He was supposed to have come to Mount Baotuo, and it is to the mysterious properties of this mountain and its master Avalokiteshvara that Hongzhi attributes Meifu's success in finally becoming an immortal.

From the above, the following can be deduced: Reacting to non-Buddhist traditions, the Potalaka paradigm followed two general discursive strategies. One was to annex topoi from Daoism, Japanese native religions etc. by claiming Buddhism's absolute superiority and blatantly subduing other traditions, as was the case with the presentation of the Road-God as an essentially tragic existence or with Kūkai's outlook from Potalaka over the mountains of China. The other was more nuanced and included linguistic devices—citation or variation of, and association with, established literary and philosophical topoi—fashioned to embed Buddhist concepts into preexisting mythologies. This strategy led to overlaps between Buddhist and non-Buddhist utopias, and the latter were in the process construed as tentative and imperfect revelations of the penultimate and universal characteristics of Potalaka.

IV. Mutual utopias: China and Japan

It is hardly surprising that Japanese texts sometimes took up on the notion of their

archipelago being Daoist China's utopia. This worked, however, well also within Japanese Buddhist discourse where even in the early decades of the Heian period (794-1185) similar argumentations were employed. An example of surprising complexity is that of the *Denjutsu isshin kaimon*, which was written in the generation after Saichō (最澄, 767–822), founder of the Japanese Tendai school. One episode centering on Nanyue Huisi (南嶽慧思, 515–577)—who was claimed to have been the teacher of Zhiyi (智顗, 538–597) and was thus of paramount importance for Tiantai/Tendai's self-conception—relates how he was visited by Bodhidharma, “a *sramana* from the countries in the west” (cf. also Faure 1997: 112-3). When he met Huisi on Mount Heng, he asked:

“How many years have you been practicing in this out-of-the-way place?” The master of meditation, Huisi, answered: “More than twenty years.” Bodhidharma asked: “Have you received any spiritual visions? Have you come into the possession of some kind of supernatural powers?” Huisi answered: “I have neither received spiritual visions nor come into the possession of spiritual powers.” After some time, Bodhidharma sighed and said: “To grow tired of meditative immersion is easy, but to leave this murky world behind is hard. Out of the blue I have met you for nothing else than to converse with you in order to extinguish the grave faults committed through eons as innumerable as particles of dust. For the time being, take heed to your pure-hearted friend! Then, for a long time, excellent causes for future rebirths will grow. But monk, oh monk! You must exert yourself! Why would you remain on this mountain and not go out into the ten directions? For me, causes and effects have equally come to an end and only east of the ocean lie prosperity and growth. For me, in the lands beyond this mountain there are no more opportunities. Here, the people's emotions are coarse and malevolent. They act greedily and possessive; they eat by way of murder and harm. I would ask of you: Provide for the true teaching to develop and spread through China, and put an end to murder and harm!” Huisi asked: “Who are you?” Bodhidharma answered: “I am void emptiness.” After they had talked with each other for a while longer, Bodhidharma took his leave, turned east, and walked away. Even the emperor's countenance was not able to hold him back (T 2379: 74.653b-c).

Seemingly frustrated with Buddhism's situation in China and the Chinese's stubborn adherence to the canonically outlawed custom of killing animals and eating their flesh, Bodhidharma announces his intention to go east and asks Huisi to be his lieutenant in China. At a cursory glance it might seem a weak argument to have the patriarch of another tradition, namely Chan/Zen, order about one's own founding figure. It must be kept in mind, however, that—especially in Japan at that time—Zen, far from being an independent school, was perfectly integrated within the totality of Buddhist doctrines and practices. Furthermore, throughout all Buddhist traditions the figure of Bodhidharma came to be interpreted as a manifestation of Avalokiteshvara. The

assignment Huisi took upon himself therefore functions more than anything else as a legitimization by the great *bodhisattva* himself. Again, his self-characterization as “void emptiness” is a frequent description of a mirror’s nature, which has already figured in the above descriptions of Potalaka landscapes.

It is this complex network of associations and doctrinal relations that a final example, again by Yishan, relies upon. In his *Recorded Sayings* there is included a series of three hymns on Avalokiteshvara that merit close inspection. Although it is difficult to ascertain whether these had been composed while Yishan was still living on Mount Baotuo—or even prior to that—or when he had already settled in Japan, the *Denjutsu isshin kaimon* episode seems to act as background knowledge without which especially the last poem would be nearly unintelligible.

He erects a great round mirror that in itself is as empty as the treasury of the Thus Come Ones [i.e. the Buddhas]. Not a single shape arises therein, neither moving nor motionless. Waters flow around precipitous cliffs. He lowers his head and listens.

Over the ocean he treads on boats of lotus leaves and, pondering, gazes upon the moon in the waters. Single drops of rain fall from the twigs of the willow, and a clear coolness spreads through the dust. How is this not the realm of universal salvation?

The man upon the rocks of Potalaka has thirty-two bodies to manifest himself in. And just like myself, while he may cross the darkness of the east, he does not depart from *samadhi* (*Issan kokushi goroku*, T 2553: 80.327c).

Perfectly without ego, Avalokiteshvara stands in the first verses upon Potalaka’s cliffs over the turmoil of the waves—or perhaps rather the turmoil of the world. Once more it is precisely the continuity between the utopia of the *bodhisattva*’s abode and the world of suffering and ignorance that makes the image work. The lines of the second poem claim the identity of world and utopia; they are hardly in need of further interpretation. Suffice it to say that the full moon as a metaphor for perfect enlightenment is reflected in the waters that, as the above quotations have shown, have several connotations: When calm and still, water is as egoless as a clear mirror, but when in confusion it is violence and detriment personified. In the last poem Yishan identifies himself, first with Avalokiteshvara, but second also with Bodhidharma: The “darkness of the east” is not only the ocean but perhaps also the vastness of China that is as yet unaware of the true Buddhism that will spread through the efforts of Bodhidharma and Huisi. And just as the light of the *dharma* was brought east by the patriarch of Chinese Chan, first to China, then on to Japan, so will Yishan take it upon himself to follow in the *bodhisattva*’s footsteps to act as ambassador to Japan.

V. Conclusion: the utopian impulse

This paper has proposed to look at the form and function of places such as Potalaka in pre-modern East Asia in order to come up with a typology and topology of utopian projections and voyages. It has become clear that actual and sacred geographies were seen as interconnected, but also that therefor utopias rest upon the notches—or perhaps rather the fault lines—where concepts from different and sometimes even contradictory traditions entangle, relate to one another, and are deployed within discourse.

If an attempt is to be made at importing the results of the discussions that have been underway in utopian studies in the fields of history of thought, politology, social sciences, literary studies etc. into the historical situation of the East Asian context, difficulties are encountered. First and foremost among these is an eschatological issue. The term “utopia” was coined by Thomas Morus (1478-1535) who, playing upon the double entendre of *ou-topia* and *eu-topia*, projected an ideal form of state, society, and communalism to either the most removed parts of the actual world or to the most parodistic parts of political discourse. But as the white spots on European maps of the world continued to shrink, subsequent utopian thinkers and writers tended to interpret utopia not in terms of geography (as is the case with Shangri-La, Atlantis etc.) but of history: The ideal state of things was not to be found in some out-of-the-way spot of the world but either to be met in the aftermath of an unavoidable cataclysm; or to be socially constructed within the flow of time. The first alternative has dystopic elements to it and happens in a mythical or timeless time, as time itself becomes meaningless by the end of the world. The second is atypical in that it is of utter unimportance where the new eutopia will be created; important is only when this creation will take place.

In the light of these utopian conceptions, East Asia seems to present a rather divergent picture and set of problems. It is true that there exist mythologies, for example those of the blessed time of Shun and Yao in China, or the Age of the Gods in Japan, or even the three times in Buddhism, that seem structurally similar to the tale of the Garden of Eden and the Fall of Man. But whether these conceptions are actually best addressed by the term “utopia” seems questionable: From them, there can follow no orientation towards the future. In a way it might even be claimed that the assumption of paradises—the eviction from which brought about history and communal time in the first place—functions as an obstacle to the utopian impulse (cf. Griffin and Moylan 2007). If that is the case, the spatial and mytho-geographic ideals this contribution has been calling utopias are indeed aptly described by the concept: The islands of Daoist immortals and Avalokishvara’s Potalaka—eutopian as they are—form a stark contrast to the situation found in the here and now. They are undoubtedly located within this world, and though the problem of their availability is of paramount importance in texts dealing with them, it is first and foremost a question of how to make the voyage, seldom of when to make it; never of if.

References

< Primary Sources >

Bukong juansuo shenbian zhenyan jing (不空羼索神變真言經), 709. T 1092: 20.

Dafangguang fo huiyan jing (大方廣佛華嚴經), 699. T 10: 279.

Datang xiyu ji (大唐西域記), 646. T 2087: 51.

Fozu tongji (佛祖統紀), 1269. T 2035: 49.

Fusō ryakki (扶桑略記), after 1094.

<http://miko.org/~uraki/kuon/furu/text/kiryaku/fusoryakuki.htm>.

Henjō hakki seirei shū, also *Henjō hakki shōryō shū* (遍照發揮性靈集), early 9th century. Katsumata (1973)

Hongzhi chanshi guanglu (宏智禪師廣錄), 1166. T 2001: 48.

Hosshin shū (發心集), early 13th century. Yanase (1940).

Issan kokushi goroku (一山國師語錄), early 14th century. T 2553: 80.

Konjaku monogatari shū (今昔物語集), also *Uji Dainagon monogatari* (宇治大納言物語), after 1120. Ikegami (1993).

Nittō guhō junrei kōki (入唐求法巡礼行記), after 847. Fukaya (1990).

Shanhai jing (山海經), 4th-3rd century BCE, <http://ctext.org/shan-hai-jing>.

Shiji (史記), 109-91 BCE, <http://ctext.org/shiji>.

< Secondary Sources >

Bauer, Wolfgang 1974. *China und die Hoffnung auf Glück: Paradiese, Utopien, Idealvorstellungen in der Geistesgeschichte Chinas* (China and the hope for happiness: Paradises, utopias, ideal conceptions in Chinese intellectual history), Munich: dtv.

Cleary, Thomas 1993. *The Flower Ornament Scripture: A Translation of the Avatamsaka Sutra*, Boston and London: Shambhala.

Döll, Steffen 2010. *Im Osten des Meeres: Chinesische Emigrantenmönche und die frühen Institutionen des japanischen Zen-Buddhismus* (East of the Ocean: Chinese emigrant monks and the early institutions of Japanese Zen Buddhism), Stuttgart: Franz Steiner.

Faure, Bernard (trans. by Phyllis Brooks) 1997. *The Will to Orthodoxy: A Critical Genealogy of Northern Chan Buddhism*, Stanford: Stanford University Press.

Fukaya Ken'ichi (ed.) 1990. *Nittō guhō junrei kōki*. Tokyo: Chūō kōron.

Griffin, Michael J. and Tom Moylan (ed.) 2007. *Exploring the Utopian Impulse: Essays on Utopian Thought and Practice*, Oxford: Peter Lang.

Howland, Douglas 1996. *Borders of Chinese Civilization: Geography and History at Empire's End*, Durham, North Carolina: Duke University Press.

Ikegami Jun'ichi (ed.) 1993. *Shin Nihon koten bungaku taikei*, Vol.35, Tokyo: Iwanami.

Ishino Kazuharu 2010. "Making the Path in the Chinese Potalaka: Introduction to 17th century's Two Inscriptions of Donations for the Putuoshan [in Japanese]", *Journal of East Asian Cultural Interaction Studies*, 3, pp.143-59.

- Kanno Tomikazu 2007. "The History of *Fudaraku tokai* [in Japanese]", *Konan Women's University Researches*, 43, pp.1-10.
- Katsumata Shunkyō (ed.) 1973. *Kōbō daishi chosaku zenshū* (Complete writings of Grand Master Kōbō), Vol. 3, Tokyo: Sankibō Busshorin.
- Läänemets, Märt 2006. "Bodhisattva Avalokitesvara in the Gandavyūhasūtra", *Chung-Hwa Buddhist Studies*, 10, pp.295-339.
- Levitas, Ruth 1990. *The Concept of Utopia*, Syracuse, New York: Syracuse University Press.
- Matsumoto Moritaka 1984. "Iconological Study of Potalaka White-robed Kuan-shih-yin", *Philosophy*, 78, pp.147-69.
- Moerman, D. Max 2005. *Localizing Paradise: Kumano Pilgrimage and the Religious Landscape of Premodern Japan*, Cambridge, Mass: Harvard University Asia Center.
- 2007. "Passage to Fudaraku. Suicide and Salvation in Premodern Japanese Buddhism", in Bryan J. Cuevas und Jacqueline I. Stone (eds.), *The Buddhist Dead: Practices, Discourses, Representations*, Honolulu: University of Hawai'i Press, pp.266-96.
- Yanase Kazuo (ed.) 1940. *Kamo no Chōmei zenshū* (Complete works of Kamo no chomei), Vol. 2, Tokyo: Fuzanbō.

高等教育と逆ジェンダーギャップ —モンゴルの事例から—

Reverse Gender Gap and Higher Education: Views from Mongolia

野崎与志子*
Yoshiko Nozaki

Abstract

One of the most significant worldwide transformations in education over the past several decades has been the drastic increase in women's access to colleges and universities. However, the narrowing gender gap in education does not necessarily mean that gender inequalities in various spheres of society are narrowing simultaneously. This article presents a country case study of Mongolia concerning "reverse gender gaps" in its higher education enrollments, along with a review analysis of relevant literature. Specifically, it is concerned with the following questions: How has women's higher education enrollment changed over time in the context of higher education system development, transition, and expansion? How men and women distributed across the higher education? Which fields of study are predominantly female and which are predominantly male? If there are patterns of gender disparities, what are their meanings in relation to women's paid work and the socio-historical contexts of marriage and families? The article suggests that the Mongolian reverse gender gaps in higher education are complex phenomena that require nuanced interpretations.

I. はじめに

世界的な視野から教育という分野を眺めたとき、過去数十年間における最も重要な変化の一つは、女性の高等教育へのアクセス（参加）が劇的に増加したことである。現在、多くの研究や調査において、高等教育における男女の平等を測る指標である「ジェンダーギャップ」が、目を見張るいきおいで縮小して来ていることが報告されている。ここで言うジェンダーギャップ（gender gap）とは、多くの場合、男女の参加度の差の事を指し、ジェンダーパリティ（gender parity）という語を用いる場合もある。欧米の多くの研究者は、先進国ではジェンダーギャップ解消の傾向が特に強く、時には、女性の高等教育参加度が男性のそれをうわまわる「逆ジェンダーギャップ」（reverse gender gap）現象が見られる場合があると指摘している（Glodin, Katz, and Kuziemko 2006; Woodfield and Earl-Novell 2006; King 2006; Mortenson 1999）。

* ニューヨーク州立大学バッファロー校名誉准教授、Associate Professor Emerita, University at Buffalo (The State University of New York); 成蹊大学アジア太平洋研究センター客員研究員、Visiting Research Fellow, Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University
Email: ynozaki@buffalo.edu

高等教育におけるジェンダーギャップの縮小傾向は、近年において、初等中等の学校教育を含めた教育全体において、男女の参加度が拮抗して来ている流れと重なっている。少なくとも、データの的には（世界の国々における統計資料の分析結果としてはであるが）、教育参加の男女差が解消して来ている事が明らかである。教育参加の男女差は、全てのレベルの教育において、教育年数といった到達度（attainment）と在籍者数（enrollment）において、かつてほどの大きな差は無くなって来ていると主張されている（Arnot, David, and Weiner 1999; United Nations Children's Fund 2005）。

しかしながら、全ての問題が解消されたわけではないようである。特に、教育参加度の男女差が無くなってきていることが、社会の様々な領域における男女不平等の解消に、ストレートにつながっていないということが指摘されている。したがって、しばしば、国連機関等の報告書では、教育及び経済や政治におけるジェンダーギャップの「急激な縮小」と「執拗な残存」の両方が指摘されるという、矛盾した結論が述べられていることが多い（例えば、United Nations International Children's Emergency Fund, UNICEF 2005）。

さて、ジェンダーギャップの縮小と残存という現象は、最近目覚ましく教育システムが整い経済成長して来ているアジアの国々にもみられる現象なのであろうか？先進国に見られるとされる逆ジェンダーギャップ現象は、アジアの開発途上国にも見られる現象なのであろうか？もし、そうだとすれば、どのような社会歴史的背景の中で起こって来るのであろうか？経済の成長やシステムの変容は、教育のジェンダーギャップにどのような影響を与えるのだろうか？以上の様な問題を、国際比較研究の手法で追求してみることは大変意義あるものであるが、現在のところそのような研究は数少ない。

本稿では、モンゴルの高等教育におけるジェンダーギャップの様相を、事例研究（case study）アプローチを用いて検討してみたい。モンゴルを取り上げるのは、大きな逆ジェンダーギャップ現象の見られる国であるからである。

II. モンゴルの高等教育の概観

モンゴルは、1991年に、中央アジア諸国の中では初めて、計画経済（command economy）から市場経済（market economy）に移行した国となり、それによって、高等教育の仕組みにも劇的な変化がもたらされた（例えば、Weidman et al. 1998; Weidman 2002）。モンゴル社会全体として経済体制の資本主義化は決して簡単なことでは無かったが、特に、女性には困難を伴うものであった（例えば、Robinson and Solongo 2000）。経済の資本主義移行がジェンダー、階級、その他の社会的諸関係にどのような影響をもたらしたかは、今後の研究によってより詳しく明らかにされると考えられるので、本稿では、より限定的に、ジェンダーと高等教育への影響について検討する。

まず確認しておくべき事は、モンゴルは経済の資本主義化以前に、既に、公的費用でまかなう高等教育のシステムを持っていたという点である（例えば、Weidman et al. 1998; Weidman 2002）。そのシステムは、規模は他国に比べれば小さいものの、よく整ったものであった。モンゴルの最初の大学はチョイバルサン（Choybalsan）大学で、モンゴルの国立大学である。英語ではMongolian State Universityと呼ばれていた時代もあるが、現在は、National University of Mongoliaとなっているので、以下ではNUMと記す。

NUMは1942年に設置され、当時は教育、医学、及び獣医学の三つの学部（department）からなっ

ており、男女の両方に門戸を平等に開いていた（Robinson and Solongo 2000）。授業に用いられる言語はロシア語で、ほとんどの大学教員はロシア人であった。その後、NUMは大きく発展し、工学、科学／数学、社会科学、経済学、及び哲学といった多様な専門分野において、それぞれの教育と研究を行うインスティテュート（institute、大学の組織上のユニットで、多くの場合ヨーロッパモデルの高等教育機関）を擁する大学となった。1980年代までに、90%以上の大学教員はモンゴル人となったが、その多くはロシアで教育を受けた後にNUMで職を得ており、多くの授業は依然としてロシア語を用いて行われていた。ロシア語が授業用の言語として用いられたのは、高度で専門化した学問領域において、モンゴル語で書かれたテキストがなかったという事情もあった（Worden and Savada 1989）。経済体制の資本主義移行の直前には、NUMには、医学、農業、経済、教育、工業技術、ロシア語、体育文化の8つのインスティテュートがあった。

経済体制の資本主義移行後は、ワールドバンクによって新しい高等教育の仕組みが概念化され、新しく生まれた資本主義国家としてのモンゴルにおいて、高等教育の枠組みとなった。その枠組みは、公的経費の削減、資源や財源の再配置、新しい資源や財源の開拓等を原理としたネオリベラル的なものであった（Government of Mongolia, 2003）。その枠組みに従い、モンゴル政府は1991年に私立大学の設置を認め（それまでは、全ての高等教育機関は国立であった）、その結果として、図1に見られるように、高等教育における学生数は1990年代後半から急激に増加する（詳細な検討は後述する）。

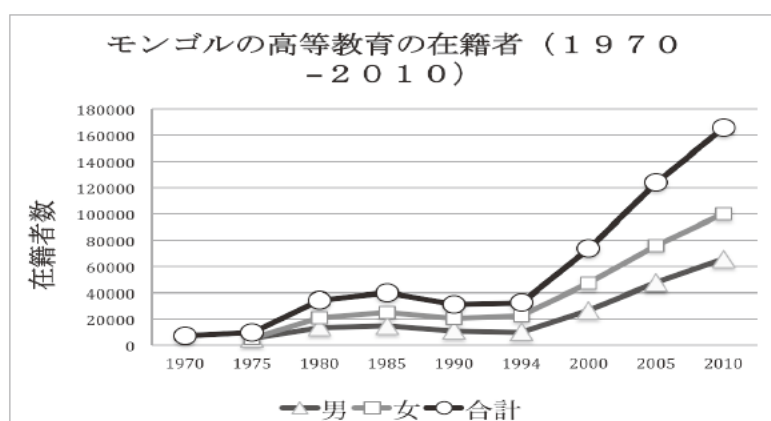


図1 モンゴルの高等教育の在籍者数の推移

〔出典：1970年から2005年のデータはワールドバンクのEdstats Query (World Bank 2008) による。2010年のデータはユネスコのInstitute for Statistics (2012) による。〕

続いて、1992年にモンゴル政府は学生向けの大学教育ローン（日本的に言えば卒業後に利子を付けて返還する奨学金）を開始すると同時に、授業料の徴収を始めた。つまり、それまでの完全な公費による大学教育から、私費の負担を伴う大学教育に移行したのである。（ちなみに、教育の「費用＝コスト」をどのように「分担＝シェアリング」するかは、今日のネオリベラル改革をめぐる論争の中心的問題である。日本では、歴史的に高等教育のコストは公私で分担されて来たが、世界的に見るとほぼ公費による高等教育を行っている国々も多くある。）

また、1993年には、モンゴル政府は、それまで大学生に支給して来た生活援助金（stipend）制度を廃止し、教員一人あたりの学生数を増やし、高等教育の新しい資金源を模索し、経営学

や外国語など人気のあるプログラムを増やすなどの政策を実行した。新しい資金源としては、国際的な組織や個人からの寄付等が考えられていた。さらに、1998年にモンゴル政府は、全モンゴル高等教育設置認定委員会（National Council for Higher Education Accreditation）を設立した（Mongolia n.d.）。経済体制の資本主義移行以後、多くの私立の高等教育機関が創立されたが、それらの私立大学の教育の質を検討（及び、規制）する必要が出て来たからである。2004年にはモンゴルの公的な第二言語が、ロシア語から英語に変更された（Brooke 2003）。

2000年代の終わり時点で、モンゴルには185の高等教育機関が存在し、およそ22%が公立、74%が私立、そして残りの4%が外国の大学の現地校という割合であった（Mongolia n.d.）。しかし、最も有名で権威のある大学は、依然として、NUMであった。（現在も基本的には、大学間の序列は変わっていないと思われる。）高等教育のタイプとしては、四年制の機関、二年制の機関、職業教育機関に分かれる。経済体制の資本主義移行以後、モンゴルの高等教育は学生のデマンドに基づく在籍者状況となっている。即ち、ある特定の専門領域を志望する学生が多ければ、それに見合う形での増設が行われ、また、学生のデマンドにマッチする形での多様なプログラムが作られ、高等教育への市場主義的なアプローチがとられて来ている（Weidman et al. 1998）。但し、「多様な」というと聞こえはよいが、質的な問題を抱えているプログラムも多いと指摘されている。（高等教育研究において「プログラム」というのは、学位や資格を授与できる教育内容上のユニットを指す。「学部」といった時は、大学の組織運営上のユニットを指す。）

現在、モンゴルの高等教育に在籍する学生数（在籍者数）は、約17万人である（2010年は約166,000人）。国際比較では、各国の教育システムの規模を計る指標として、GER（Gross Enrollment Ratio）という数字を用いる（表1参照）。GERは、そのレベルの教育を受ける可能性がある年齢にある人口中で就学要件を満たしている人々の数に対して、実際に在籍する学生の数の割合（%）で表される。高等教育では、中等教育を終了し高等教育を受ける可能性のある年齢の人口（分母）に対する在籍者（分子）の割合と言える。高等教育は多くの国々では、必ずしも中等教育終了後すぐに進学するわけではないので、年齢に関係なく全ての在籍者をカウントするGREという数字を用いるのが適切である。（日本では、進学率等を問題にする事が多いが、世界的にはGREを用いて高等教育政策を検討するのが主流である。）

さて、表1からわかるように、モンゴルの高等教育のGERは、1975年は7.3%であったが、1985年には21.6%となった。経済体制の資本主義移行に伴って、1990年代前半のGERは低くなったが（最低値は1992年の10.6%）、その後1990年代の後半には急速に持ち直し、2000年代には逆に急成長した。2005年には43.3%となり、2010年には53%となった。この数値は世界的にも高く、日本の2010年の60%と比べても遜色ないというべきであろう。モンゴルは開発途上国であるから教育水準や教育規模も「開発途上」と考えるのは誤りである。

表1 高等教育のGross Enrollment Ratioの推移(1970-2010)

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
日本									
合計 %	17.6	26.3	30.5	27.8	30.7	41.7	47.4	55.3	60
男 %	25.3	35.3	40.4	35.5	37	45.6	51	58.5	63
女 %	9.9	17.2	20.3	19.8	24.1	37.6	43.6	51.9	56
ジェンダーギャップ	15.4	18.1	20.1	15.7	12.9	8	7.4	6.6	7
モンゴル									
合計 %	5.5	7.3	21.8	21.6	14.3	15.2	28.8	43.3	53
男 %	No Data	7	16.9	15.9	10	9.1	20.7	33.1	42
女 %	No Data	7.5	26.7	27.6	18.8	21.4	37.1	53.7	65
ジェンダーギャップ	N/A	-0.5	-9.8	-11.7	-8.8	-12.3	-16.4	-20.6	-23

[出典：1970年から2005年のデータはワールドバンクのEdstats Query(World Bank 2008)による。
2010年のデータはユネスコのInstitute for Statistics (2012) による。]

興味深いのは、モンゴルにおいて逆ジェンダーギャップと呼ばれる、女性の教育参加率が男性のそれをうまわわるといふ現象がみられることである。例えば、2010年において、日本の高等教育の在籍者のGERジェンダーギャップは7パーセントポイント男性優位であるが、モンゴルではマイナス23パーセントポイント男性優位、即ち、23パーセントポイント女性優位である。以下では、データを基にモンゴルの高等教育における学生数の動向をジェンダーの視点から考察してみたい。

III. 在籍者数と逆ジェンダーギャップ

モンゴルの教育を男女の参加者（在籍者）数値的なギャップという視点からながめると、実は、逆ジェンダーギャップ現象が初等中等教育を含め、全ての教育システムレベルで起こっていることがわかる。但し、最近まで、研究者は、どちらかというと、初等中等教育での逆ジェンダーギャップに焦点を当てて来たため、高等教育における逆ジェンダーギャップは見逃されて来た(UNICEF 2004; UNICEF-Mongolia 2007)。特に、開発途上国では、初等中等教育に焦点をあてるという国連の方針（例えば、Education for All等の取り組み）もあり、高等教育の問題が研究として取り上げられるようになってきたのは最近である。ある意味で、初等中等教育への援助を中心とする方針は、開発途上国が自前で人材育成をはかれる様な高等教育の整備がおくれるという、やや残念な結果をもたらしたため、現在は高等教育への援助や関与にも関心が寄せられるようになってきている。

さて、モンゴルの逆ジェンダーギャップ現象の特徴の一つは、逆のギャップが初等中等教育より高等教育において大きい（差が開く）ということである（表2参照）。即ち、モンゴルの女性は男性に非常に大きな差をつけて、高等教育において資格や学位を取ったりするために学んでいることを物語っている（Robinson and Solongo 2000; Shabaya and Konadu-Agyemang 2004）。これは、多くのアジア諸国にはみられない現象であり、世界的にも比較的珍しい現象である。（表2には、比較の為に日本のデータも載せてあるので、参考にされたい。）

表2 初等中等高等教育のGross Enrollment Ratio (GER)¹

		GER			
		Total %	Male %	Female %	Gender Gap
日本	初等教育2005年	99.9	99.7	100.0	-0.3
	中等教育2005年	101.6	101.5	101.6	-0.1
	高等教育2005年	55.3	58.5	51.9	6.6
モンゴル	初等教育2005年	96.8	95.8	97.9	-2.1
	中等教育2005年	90.7	85.2	96.4	-11.2
	高等教育2005年	43.3	33.1	53.7	-20.6

〔出典：データはワールドバンクのEdstats Query（World Bank 2008）による。〕

経済体制の資本主義への移行は高等教育のGERにどのような影響を及ぼしたかは、社会経済研究者の誰しもが興味を持つところであろう。図1に見るように、単純な在籍者数においても、逆ジェンダーギャップ現象は1970年代後半から始まった現象であり、1980年代には既に高等教育に学ぶ女性数は男性のそれよりもかなり多かった。

注目すべきことに、表1に見るように、資本主義への移行直前に男女ともにGERは減少し、逆ジェンダーギャップも縮小した（例えば、1990年は、8.8%女性優位）。しかし、1990年代後半から2000年代において、資本主義移行に伴う社会及び教育の改革と急激な高等教育の拡大の中で、逆ジェンダーギャップ現象は年ごとに大きくなっていったのである。特に、女性の高等教育在籍者GERは1990年代後半には素早く回復した。例えば、1995年には、男性では高等教育進学可能者の内9.1%が実際に在籍しているのみであったにもかかわらず、女性では21.4%が高等教育で学んでいた。2000年代においても女性の高等教育への参加規模は大きくなり続けており、2010年には、GERは65%となっており、男性との逆ジェンダーギャップは23パーセントポイント女性優位となっている。

さて、GERのジェンダーギャップのみを検討していると、見逃してしまうのが、高等教育で実際に男女の占める割合の変化である。（GERは非常に有効な政策立案及び比較検討のツールではあるが、テクニカルに創出された数字という側面があり、「生」の数字というわけではない。）例えば、男女の高等教育における「シェア（占める割合）」を時系的にデータで見ても重要なであろう。

表3に示されているのは、1975年以降のモンゴルの高等教育における女性の占める割合である（比較の為に日本の数値も示してある）。この表から女性の占める割合は1995年の70%がピークで、その後、徐々に減少して来ており、2010年には60%と1980年前後の割合になっている。もちろん、1980年と2010年では、全体の在籍者数が4倍以上になっているので（図1参照）、厳密には元の状態に戻ったということではない。しかし、男性の高等教育在籍者に占める割合が、1995年以降毎年増加しているということは、興味深い事実であり、男女のシェアという視点からすると、逆ジェンダーギャップは縮小しつつある。

¹ GERは分子が年令に関係なく全ての在籍者で、分母は一定の年令の人口グループにおいて該当する教育を受ける資格を持った者の数である。そのため、分子が分母よりも大きくなり数値が100%以上になることがしばしばある。例えば、一度退学し何年かの後に復学した場合等の生徒が含まれるためである。

表3 高等教育における女性の占める割合の推移（1970-2010）

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
日本 女%	28	32	33	35	39	44	45	46	46
モンゴル 女%	No Data	51	60	62	65	70	64	61	60

〔出典：1970年から1990年の日本、及び1975年から1995年のモンゴルのデータはワールドバンクのEdstats Query（World Bank 2008）による。1995年から2010年の日本、及び2000年から2010年のモンゴルのデータはユネスコのInstitute for Statistics（2012）による。〕

従って、先に述べたGERから見た逆ジェンダーギャップの拡大は、ニュアンスのあるもの（様々な意味を吟味すべきもの）として検討することが重要であることが示唆される。今までの研究では、モンゴルの逆ジェンダーギャップを男性の就学率をどのように高めるかといった単純な問題に置き換えて議論することが多かったが、少なくとも今後の研究では、逆ジェンダーギャップのニュアンスに注目して理解し対策（即ち、政策）を考えて行く必要があるだろう。

IV. 専門分野別に見る男女の占める割合の偏りと不平等

モンゴルの高等教育における逆ジェンダーギャップ現象は、必ずしも、男性と女性の在籍者数が、個々の専門分野に同様に分布していることを意味しない。表4に見るように、専門領域（研究領域や学問分野）によって、男女の参加度には違いが有る。

表4 専門領域別の女性在籍者数（2005年）

	日本			モンゴル		
	男女 合計	女性	女性の占め る割合（%）	男女 合計	女性	女性の占め る割合（%）
全専門領域合計 （全在籍者）	4038303	1853130	45.9	123824	76049	61.4
教育	289063	204968	70.9	12126	9340	77.0
人文/芸術	653330	437925	67.0	15926	11502	72.2
社会科学/法律/ ビジネス	1158144	400189	34.6	47290	30540	64.6
科学	118704	29911	25.2	8262	3919	47.4
工学/製造/建築	668526	79468	11.9	20117	8253	41.0
農業	87214	34607	39.7	3854	2324	60.3
健康/福祉	478656	294422	61.5	9585	7750	80.9
サービス	275846	215965	78.3	6214	2120	34.1
その他	308819	155675	50.4	450	301	66.9

〔出典：データはユネスコのInstitute for Statistics（2012）による。〕

2005年において高等教育に在籍する女性の数はおよそ76,000人であった（男女あわせた全体の在籍者は約124,000人で、女性の占める割合は約61.4%であった）。その内、単純に数のみで言えば、女性が最も多いのは社会科学分野（ビジネス、法律といった専門分野を含む）で、約30,000人の女性が学んでいた。次に多いのは、人文系領域（芸術関係の分野を含む）で、約

12,000人の女性が在籍していた。さらに、教育系領域で約9,000人の女性が学んでいた。

但し、女性の占める割合と言う視点で見ると、最も女性の割合が大きいのは健康/社会福祉関係領域で、80.9%が女性であった。次に、女性の占める割合の大きいのは教育系の領域で、77.0%であった。高等教育における女性の占める割合は61.4%であるので、この二つの領域はかなり女性の占める割合が高くなっていたと言える。

逆に、女性の占める割合の低くなっている専門領域もあった。サービス領域(サービス業、交通、環境、安全などに関わる研究分野)では、女性は34.1%を占めるのみであったし、工学領域(工業、製造、建設に関わる研究分野)では、女性の占める割合は41.0%であった。女性の占める割合が高い分野と低い分野での差は、46.8パーセントポイント(80.9%と34.1%の差)であった。これは、大きいようにも感じられるかもしれないが、同じ年の日本では、女性の占める割合が高い分野と低い分野の差は66.4パーセントポイントあり(サービス領域の78.3%と工学領域が11.9%の差)、男女の専門領域に占める割合について言えば、モンゴルの方がより平等化がすすんでいると言える。

ここで、注意しておきたいのは、大学ごとに見て行くと、専門領域別の男女の割合は、モンゴル全体の統計データとは少し異なってくるという点である。例えば、表5に見るように、NUMの諸学部の男女の参加比は、ユネスコのデータに現れてくるモンゴル全体の統計とは少し異なっており、個々の大学特有の様相をかいまみせてくれる。

表5 NUMにおける専門領域に占める女性の割合

専門領域	女性の割合 (%)	
	学部生	大学院生
数学/統計	53	40
工学	29	19
外国語翻訳	87	76
銀行/会計	57	N/A
社会科学	65	60
環境/土地管理	40	60
物理	47	50

[出典：Fix Dominguez (2008)]

2003-2004年度において、NUMの在籍者数は約一万人であったが、その内の61%が女性であり、モンゴル全体の統計の数値とほぼ一致するが、学部生においては、工学領域の女性の占める割合は29%で、大学院生では19%であった。工学領域のモンゴル全体の統計数値は女性のシェアが41.0%であるので、NUMでは工学領域において女性の占める割合が全国での数値より小さいと言える。

反対に、外国語翻訳プログラムにおいて、女性の占める割合は学部生で87%、大学院生で76%であった(外国語プログラムのみの全国的な数値はないが、表4に見るように、外国語分野を含む人文領域では女性の占める割合は72.2%である)(NUM 2004; Fix Dominguez 2008)。NUMはモンゴルで最も権威ある大学であり、そこで女性割合の高いプログラムと低いプログラムの差が大きくなっていること、さらに、大学院生では女性の割合が少なくなっているのは、今後の研究が検討すべき問題の一つであると考えられる。また、NUMとはタイプの異なる大学のプログラム(例えば、新しく創立された私立大学の職業訓練的プログラム)で、女性の占める割合がどうなっているのかを調査してみる必要があるだろう。即ち、どのタイプの高等教育の、ど

のレベルの、どの専門領域において、女性の占める割合が高いのか、低いのかを吟味して行く必要があるだろう。

V. 女性の仕事・結婚・家族と高等教育の市場化への移行

さて、以上のように、モンゴルの教育、特に高等教育では、逆ジェンダーギャップという興味深い現象を様々な数字でもって観察することができる。以下では、それを社会、経済、文化といった教育を取り巻く大きなコンテキストに結びつけて議論してみたい。

まず、経済体制の資本主義への移行というコンテキストとの絡みで見てみると、移行前後での高等教育の在籍者数が、特に男性のそれが、長期にわたってかなり落ち込んだ事が注目される。この点に関して、この時期の逆ジェンダーギャップの推移は、移行期の労働市場と関係があると理解されている。即ち、移行期においては国家による公共事業が減少する等の労働市場の変化があり、伝統的農業（主に牧畜業）が雇用の受け皿として頼みの綱の役割を果たしたと指摘されている（Mongolia n.d.）。伝統的農業では、男性は高等教育の資格や学位がなくても職を得る事が可能であったが、残念ながら、女性にはその恩恵はなかったため、女性が高等教育に戻って来るのは比較的速かったという説明がなされている。

ソビエト時代の社会サービスに関する言説に依拠しつつ、やや複雑な説明をする研究者もいる（Silova and Magno 2004）。資本主義移行前の多くのソビエト衛星諸国では、労働市場に積極的に参加する女性をサポートするために、比較的大きな国家予算が費やされていた。しかし、それは政策全体としては女性のおかれている不平等問題の社会文化的次元を都合よく無視するものであった。特に、女性が義務としての賃金労働に上乘せする形で家庭において家事労働を担うという、女性に対して二重の労働が課されるという事実を所与のものとするものであった（例えば、DeLoach and Hoffman 2002）。

社会主義国モンゴルも例外ではなく、資本主義経済への移行前の男女平等政策は建前と実際に開きがあった。教育と労働における女性の平等な参加を求める一方で、女性が家庭の外で働くことを可能にする為の（つまり「女性の為の」）サービスが提供されていた。それらは、都市部及び地方の両方の地域における幼稚園や保育園の設置や、老人や障害者の介護施設やサービスの充実と言った多岐にわたるものであった。しかし、裏を返せば、それらの子育てや介護の仕事は、女性が担う責任とされていたということであり、だから「女性の為の」サービスであったわけである。

モンゴル政府は、実際、家庭における伝統的ジェンダー役割を維持するのにその力を使っていた面もある。例えば、五人以上の子どもを生んだ女性に対する報償として、メダルの授与、報奨金の授与、年次休暇、子どもの保育費の減額、及びその他の保証が与えられた。言い換えれば、ソビエト時代においても、男女平等が掲げられていたにもかかわらず、婚姻と家族という二つの制度におけるジェンダー役割はほとんど変わらずに維持されていたのである。このような社会的背景において、教育は女性がキャリア（及び国家によって保証された仕事）を得る大きなチャンスを提供する鍵となっていた。そのいわばお返しとして、女性は社会主義政府を熱烈に支持しコミットしていたのである。

開かれた市場経済への移行と高等教育の拡大は、議論の上では女性の学校教育への機会の増大をもたらしたと言う事になるが、女性の視点からすると、それは啓蒙的な教養を高めるための教育への参加ではなく、増加した教育機会を自分たちの労働市場での価値を高めるために、

男性以上により利用せざるを得なかったのかもしれない。というのは、女性には男性と同様の経済的保証がないからである。モンゴルの男性は、男性支配的な仕事（例えば、牛の飼育や家畜の世話など）につく事が多い。財産の私有化がすすむ過程で、家畜を含む資産は世帯主の名前で登録されたのであり、世帯主は圧倒的に（約90%）男性であった（Robinson and Solongo 2000）。一方、国の財政でまかなう公共セクターの仕事（例えば、教育、医療、看護、社会福祉サービス等）の仕事は減少したが、それでも国全体としては最大の雇用者である点に変わりはない。公務員になるためには高等教育の資格が必要であり、その点においてはジェンダーによる不利はないのであり、多くの女性は公共セクターの仕事を目指したのではないだろうか。

もちろん、私企業でも高等教育の資格が必要な職種はある。それはホワイトカラーと分類される仕事である。しかし、現在、そのような職を得る事は急激にむずかしくありつつある。実際、多くの調査や報告書の中で、多くの女性たちが大学を卒業しても職を得る事が難しい、高等教育での資格や学位があるにもかかわらず賃金の低いサービス産業の仕事（例えば、ウェイトレスや店員）をとらなくてはならないといった不満を述べているということが紹介されている。とはいえ、高等教育が女性にとって、依然として、良い仕事にアクセスする為の近道であることには変わらないのは事実である。

さらに、モンゴルの高等教育における逆ジェンダーギャップ現象に関して興味深いコンテキストとして、女性にとって婚姻や家族といった制度が、生きる為の条件として、また、アイデンティティーの根源として、依然として重要な制度として横たわっている事をあげておきたい。高等教育で学んだ女性たちが、配偶者として同レベルの高等教育を受けた男性を見つけることが困難であるということ（少なくとも、女性がそのように語っていること）である。しかしながら、そのことが女性の高等教育への参加とその継続を妨げているという調査結果は今の所ない。

最後に、理論的な問題に触れておきたい。モンゴルの高等教育において専門分野における女性の占める割合は、女性が歴史的に女性の多い分野に過度に集中し、歴史的に男性が多い分野を過度に忌避する事を示唆している。このようなジェンダーによる偏向が存在する原因を、家庭や地域共同体での文化的伝統や社会的規範の中で、女性が子ども時代から経験してきたジェンダーに基づくスティグマや差別にあると説明する事は非常に尤もなことである（UNICEF-Mongolia 2007）。つまり、ジェンダーギャップは女性が受動的に社会化（socialization）された結果なのである。

しかし、次のように説明する事も正しいように思われる。社会全体が人々の社会における成功や到達度を評価する方法には、二つの軸があり、一つは職業やキャリア（それに関連する教育とその他の諸価値）であり、もう一つは婚姻と家族（それに関連する教育とその他の諸価値）である。高等教育のジェンダーギャップを含めて、ジェンダーに基づく差は、モンゴルの女性たちが、この二つの軸の複雑なバランスと両者の重さを天秤にかけて対処して来た結果であると考えられるのである。つまり、ジェンダーギャップは、歴史社会的条件の中で女性が積極的に選択した結果なのである。

後者の理論に立てば、モンゴルで女性の教育達成が高水準にあることは、必ずしもジェンダー平等がすすんでいる事を意味しないし、女性が知識や技術をより身につけ、社会の経済活動に参加出来るようになってきていることを意味しない。女性の高等教育における選択に影響をあたえる、より大きな社会的問題（例えば、家族、婚姻、経済）に関して、クリティカル（批判的）に検討してみる必要があるだろう。そのような研究は、経済体制の資本主義移行が、モンゴルの社会と高等教育におけるジェンダー不平等に、どのような長期的影響をあたえたのかをより深く理解する助けとなるであろう。

参考文献

- Arnot, M. 2002. *Reproducing Gender? Essays on Educational Theory and Feminist Politics*, New York: Routledge Falmer.
- Arnot, M., David, M., and Weiner, G. 1999. *Closing the Gender Gap: Postwar Education and Social Change*, Cambridge, UK: Polity Press.
- Brooke, J. 2005, "For Mongolians, E is for English, F is for Future, *New York Times*, February 15, <http://www.nytimes.com> (retrieved on August 31, 2007).
- Fix Dominguez, R. 2008. "Gender and Higher Education in Mongolia: The Reverse Gender Gap and the De- and re-traditionalization of Gender", in Y. Nozaki, and R. Fix Dominguez (eds.), *Gender Equality and Higher Education in the Asia-Pacific and Beyond: Comparative and Historical Seminal Case Studies*, State University of New York at Buffalo Graduate School of Education and State University of New York Press, pp. 39-46.
- Goldin, C. Katz, L. F., and Kuziemko, I. 2006. "The Homecoming of American College Women: The Reversal of the College Gender Gap", *National Bureau of Economic Research Working Paper Series*, 12139.
- Government of Mongolia. 2003. *Economic Growth Support and Poverty Reduction Strategy*, <http://povlibrary.worldbank.org/library/country/117?offset=10> (retrieved on August 31, 2007).
- King, J. E. 2006. *Gender Equity in Higher Education: 2006*, Washington, DC: American Council on Education, Center for Policy Analysis, <http://store.acenet.edu/showMultipleItems.aspx?session=DD30F605046346789> (retrieved on September 3, 2008).
- Mongolia. n.d., in State University of New York at Buffalo, The International Comparative Higher Education Finance and Accessibility Project Web Site: <http://www.gse.buffalo.edu/org/IntHigherEdFinance/> (retrieved on September 3, 2008).
- National University of Mongolia. 2004. *Suralt sagchid: Mergejil, angi, kurseer, 2003-2004 [Students: Profession, Class, Course, 2003-2004]*, Ulaanbaatar, Mongolia: Mongol Ulsiin Ikh Sorguul.
- Robinson, B., and Solongo, A. 2000. "The Gender Dimension of Economic Transition in Mongolia", in F. Nixson, B. Suvd, P. Luvsandorj, and B. Walters (eds.), *The Mongolian Economy: A Manual of Applied Economics for a Country in Transition*, Northampton, MA: Edward Elger Publishing, pp.231-255.
- Shabaya, J., and Konadu-Agyemang, K. 2004. "Unequal Access, Unequal Participation: Some Spatial and Socio-economic Dimensions of the Gender Gap in Education in Africa with Special Reference to Ghana, Zimbabwe and Kenya", *Compare: A Journal of Comparative Education*, 34(4), pp.395-424.
- Silova, I., and Magno, C. 2004. "Gender Equity Unmasked: Democracy, Gender, and Education in Central/Southeastern Europe and the Former Soviet Union", *Comparative Education Review*, 48(4), pp.417-442.
- United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization (UNESCO) Institute for Statistics. 2012. Data Centre [Data file], available at <http://stats.uis.unesco.org/>.
- United Nations International Children's Emergency Fund. 2004. *The State of the World's Children 2004*, New York: UNICEF.

- . 2005. *Progress for Children: A Report Card on Gender Parity and Primary Education*, New York: UNICEF.
- United Nations International Children's Emergency Fund-Mongolia. 2007. *Situation Analysis of Children and Women in Mongolia*, Ulaanbaatar, Mongolia: UNICEF-Mongolia.
- Weidman, J. C., Bat-Erdene, R., Yeager, J. L., Sukhbaatar, J., Jargalmaa, T., and Davaa, S. 1998. "Mongolian Higher Education in Transition: Planning and Responding under Conditions of Rapid Change", *Tertium Comparationis*, 4(2), pp.75-90.
- Weidman, J. C. 2002. "Developing the Mongolian Education Sector Strategy 2000-2005: Reflections of a Consultant for the Asian Development Bank", *Current Issues in Comparative Education*, 3(2), pp.99-108.
- Woodfield, R., and Earl-Novell, S. 2006. "An Assessment of the Extent to Which Subject Variation Between the Arts and Sciences in Relation to the Award of a First Class Degree Can Explain the "Gender Gap" in U.K. Universities", *British Journal of Sociology of Education*, 27(3), pp.355-72.
- Worden, R. L., and Savada, A. M. 1989. *Mongolia: A Country Study*, Washington, DC: GPO for the Library of Congress.
- World Bank Group. 2008. *EdStats Query* [Data file], available from World Bank Web Site, <http://www.worldbank.org/>.

トマス・ジェファソンの「自由の帝国」
—共和政の帰結か？—

Thomas Jefferson's "Empire of Liberty":
A Consequence of the Republican Constitution?

愛甲雄一*
Yuichi Aiko

Abstract

The purpose of this article is to examine whether Thomas Jefferson's expansionist "Empire of Liberty" was a logical consequence of his conception of the republican constitution. As is well known, since the September 11, 2001 attacks in America, the origin of the expansionist-militaristic tendency of the "imperial" United States has become one of the most widely discussed issues; and some have argued that the tendency should be interpreted as natural product of its "republicanism", an ideological basis for many Founding Fathers in building the new nation around the end of the eighteenth century. In this interpretation Jefferson and his term "Empire of Liberty" have often been cited as a symbol that stands for this correlation. This is because this most eloquent defender of the republic was also one of the keenest to expanding American territory both in his policy and his ideology.

The author however claims that Jefferson's expansionism has in his own thinking only indirect, if important and somewhat crucial, relations with his conception of the republican constitution. He took the republican America generally as a peaceful force in an international sphere, particularly in comparison with monarchical/despotic governments in war-prone Europe. Also, Jefferson's passion for expanding the "Empire of Liberty" was mostly justified by his following three aims, none of which proves a logical correlation between his conception of the republican constitution and his expansionism: (1) to remove the threats of European powers; (2) to obtain more lands as well as to secure commercial routes in order to achieve the economic prosperity of Jefferson's ideal "agricultural" republic; and (3) to spread to the Western Hemisphere, or even to the whole world, the civilization that was embodied in America. The origin of America's expansionist empire was actually very complex, to say the least; it is thus inappropriate to ascribe its cause to a single factor, the form of its constitution.

* 成蹊大学アジア太平洋研究センター主任研究員、Chief Research Fellow, Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University
E-mail: aikoyuichi@ejs.seikei.ac.jp

I. はじめに¹

アメリカ独立宣言（1776年）の起草者であり、「建国の父祖Founding Fathers」のなかでももっとも著名な人物のひとりであるトマス・ジェファソン（Thomas Jefferson 1743-1826）。本稿の目的は、その彼が熱望した拡大していくアメリカという「自由の帝国Empire of Liberty」²が、彼の追求した「共和政republican constitution / government」のあり方にどれだけ基づくものであったのか——この問題を検討することにある。

ジェファソンが1809年4月27日に盟友のジェイムズ・マディソン（James Madison 1751-1836）に宛てた手紙のなかでは、その「自由の帝国」に類した表現が用いられている。前後の文脈から言って、その表現のなかに領土膨張主義的な響きが含まれていることを誰しも否定することはできないだろう。

「キューバを併合した後は」私たちはただ北部を私たちの連邦confederacyに含みさえすればよい……。そうすれば私たちは、建国以来一度も見たことがなかったような自由のための帝国empire for libertyを手にすることでしょう。私は、我々の憲法体制ほど広大な帝国extensive empireと自治政府とに適したものはかつてなかった、と確信しています³。

しかしジェファソンといえ、アメリカ合衆国憲法の施行（1788年）後に「共和派republicans」を形成し、マディソンらとともにその領袖として、アメリカに樹立された共和政の精神や社会を擁護・強化することに努めた人物である（Banning 1978）。一般的な理解によるなら共和政と帝国という2つの統治形態は元来両立し得ないはずであり（Andrew 2011: ix-xi）、したがって共和政体を擁護するジェファソンがなぜアメリカの帝国化を志向したのか、やはり奇妙と言わざるを得ないだろう⁴。しかも、アメリカ建国期の18世紀末から19世紀初頭にかけては、モンテスキュー（Charles Louis de Secondat, Baron de la Brède et de Montesquieu 1689-1755）の執筆した『法の精神De l'esprit des lois』（1748年）の影響もあって、共和政を平和的な政体——ゆえにそれは膨張主義的な性格とはそぐわない——と見なすパラダイムがかなり広範に受け入れられていた時期でもある（愛甲 2011: 212-214）⁵。『ザ・フェデラリストThe Federalist』（1787-88）の第

¹ 本稿における外国語文献からの翻訳は、すべて筆者本人のものである。ただし邦訳のある場合はその訳文も適宜参照させていただいたことを、ここに付記しておきたい。

² この「自由の帝国」という言葉を含めて本稿では、「帝国empire」という表現を多用する。言うまでもなく、「帝国」という概念は多義的であるが、ここでは基本的に「大規模な領土を保有し統治する国家」といった程度の意味でのみ使用する。

³ “To James Madison, April 27, 1809”, in Looney 2005: 169. ジェファソンの著作物として後世に伝えられているものの大部分は演説や政治宣言、報告書、そして書簡類である。ゆえに本稿では、読者の便宜を考慮し、ジェファソンの著作物を参照・引用した時はすべて脚注にてそれらのタイトルや宛先（日付）を記載することにした。

⁴ 共和政と帝国とを対立的に用いる語法は、ジェファソンと同時代に生きたアメリカ人の間でも広く共有されていた。たとえば1788年6月5日におけるヴァージニア邦の憲法批准会議において、中央集権化を進める憲法案に反対していたパトリック・ヘンリー（Patrick Henry 1736-1799）は、その憲法案がアメリカを「強力かつ強大な帝国powerful and mighty empire」にしてしまうと述べたうえで、「そのような政府は共和主義republicanismの特質とは両立しない」と主張している（Ketcham 1986: 208）。

⁵ アメリカ建国期の政治思想にモンテスキューの『法の精神』が著しい影響を及ぼしことについては、Arendt 1963: 148-153; Spurlin 1969; Lutz 1984などを参照のこと。モンテスキューは『法の精神』第9編第3章において、「共和政の精神」が「平和と節度」にあると指摘している（Montesquieu 1951: 371）。なおジェファソン自身も『法の精神』を政治理論上参考にすべき重要な書だと考えていたが、しかしそこに書かれている事柄すべてに同意していたわけではない。この点については、“To Thomas Mann

6篇において、その執筆者であるアレグザンダー・ハミルトン（Alexander Hamilton 1755/1757-1804）がわざわざこのパラダイムに言及している点に、その影響力の証左を見出すことができよう。もちろん、そこでのハミルトンの主張は、これまでの共和政が必ずしも平和的ではなかったことを指摘し、ゆえにそのパラダイムには妥当性がないことを示す点に、むしろその目的があった（Hamilton, Madison and Jay 2003: 19-25）。が、ハミルトンといえば、共和政の原則から乖離しイギリス的な君主政に擦り寄っていった人物として、後にジェファソンら「共和派」から激しい攻撃を受けた「連邦派Federalists」の領袖である（明石1993: 160-165）⁶。とすれば、そのハミルトンとは異なり共和政を擁護し続けたはずのジェファソンが、なぜ膨張主義的な「自由の帝国」構想を積極的に推進しようとしたのか、当時の知的コンテクストを考慮するなら実に不思議なことだと言わねばなるまい。モンテスキュー的視点からすれば平和を志向するはずのジェファソンにおいて、アメリカの領土拡張——ときにそれは軍事力の行使をも辞さない——がいかなる事情から是とされたのだろうか。この点を明らかにしようというのが、本稿の課題である。

しかしこうした課題の検討に移る前に、なぜそのような問いに取り組むのかについて、少し説明を加えておこう。ことは近年、特にアメリカというコンテクストにおいて、共和政と帝国との関連性が盛んに言及されてきたことに関わっている。周知の通り、2001年9月11日に発生した同時多発テロ事件以降、強圧的な外交・軍事政策を世界的に展開したジョージ・W・ブッシュ政権下のアメリカを前に、それを軍事的な「帝国」として表象する向きが、学界・ジャーナリズムを問わずさまじい勢いで広がっていった（山本2006: 3-52; 油井2006: 312; 藤原2009: 200-204）。多くの論者がそこで、アメリカはなぜ帝国化したのかという起源をめぐる問いに対し、答えを与えようとしてきたのである。しかしそれについては、18世紀末に誕生したアメリカ共和政では既に同国の帝国化が始まっていたとの指摘が、少なくない数の論者によって頻繁に行なわれてきた。そしてその種の指摘では多くの場合、「共和派」ジェファソンの使用した「自由の帝国」という表現が、その点を象徴的に示すものとして言及されてきたのである（古矢2004: 43-54; 西崎2004: 31-36; ステファンソン2008: 305-308; 五十嵐2010: 24-35; 山下2010: 231-235; 渡辺2010: 180-182）。このことは、そうした指摘を行なっている人びとが、共和政と帝国化との間には何らかの因果関係がある、と見ていた可能性を示唆している。そして事実、少なくとも山下範久と渡辺靖は、その両者の間に論理的な相関性があったという議論を展開しているのである。

彼らによれば、アメリカ建国を理念的に支えた「共和主義」のなかには本質的に「他者／外部」を否定する論理が内在しており、ゆえにアメリカに誕生した共和政は、常にその当初より帝国へと反転する可能性を帯びていたという。なぜなら、「共和主義」の主要構成要素には「自治の理念」が含まれているが、しかしそれは自治を行なう「私たち」の存在のみを射程に置く、その意味では排他的な理念に他ならないからであった。したがって「共和主義」には、「私たち」以外の者を排除するか、「他者」を「私たち」の内部に強引に包摂しようとする暴力性や拡張性が常に潜在的に含み込まれることになる。要するに、アメリカの帝国化は「共和主義」のそうした一般的特質を原因にしていた、というのであり、ゆえにこの議論はあらゆる共和政国家にも適用可能なものと考えていいことになろう。実際、山下も渡辺もともに、そうした因果関係の根拠として古代ローマの共和政が帝国化していった事実と言及しており、そのテーゼがけっ

Randolph, May 30, 1790”, in Jefferson 1999: 261 を見よ。

⁶ ジェファソンとハミルトンとを対比して論じた著作は少なくないが、最近のものとして、たとえば Federici 2012: 214-237などを参照のこと。なお「連邦派」や「ハミルトン主義者」を「イギリス狂」や君主政支持者などと呼んで批判しているジェファソンの書簡に、たとえば “To John Melish, Jan. 13, 1813”, in Jefferson 1984: 1268-1269がある。

してアメリカの場合のみに留まるものではなかったことを主張している（山下2010: 231-235; 渡辺2010: 180-182）。

しかしながら、歴史的に見れば帝国化しなかった共和政国家の事例も、スパルタやスイスをその代表としてかなりの数にのぼる。しかも、ナショナリズム研究の泰斗であるアンソニー・D・スミスがつとに指摘してきたように、神話や伝統、土着的な言語や文化といったものをベースに他集団から自集団を区別せんとする契機は、近代以前を含めて人類史上常に存在してきた（スミス 1998）。そうしたことが他集団に対する排除や包摂への関心、ひいては自集団の統治する領地を拡張せんとする欲望を生み出してきただろうことは、想像に難くない。とすれば、アメリカの場合でも帝国化の原因を山下らの言う「共和主義」ではなく、そうした意味での「ナショナリズム」に求めることも十分に可能だと言えよう。もちろん、彼らとて帝国化が「共和主義」から常にもたらされると主張しているわけではないし、またそのみが帝国化の原因になると論じているわけでもない。とは言え、建国期のアメリカが共和政であったことを後の帝国化への説明因子として挙げる彼らの議論は、抽象的な論理の上ではその正しさを否定できないにしても、特殊具体的な歴史的事象の説明としては、やや単純過ぎるきらいがある。

よって以上のような昨今の研究動向を考慮した場合、共和政と帝国化との因果関係を全面的に取り扱うことは本稿ではもとより不可能であるが、しかしジェファソンの「自由の帝国」に対する熱狂ぶりが彼の追求した共和政に思想的にどれだけ起因していたのかについては、その因果関係を今後明らかにするためにも、その取り掛かりとして十分に検討しておく必要がある。しかも、先に指摘したように、当時の知的コンテクストのなかでは、共和政の擁護者であることと帝国化の追求とはお互い矛盾する可能性を強くはらんでいた。したがって政治思想的に見ても、ジェファソンのなかで共和政を断固として擁護する立場がいかにして「帝国主義的」であることと同居し得たのか、この点を明らかにすることは、すこぶる重要なテーマだと言える。ところが、管見の限りでは、こうした課題に部分的に答えているものは少なからずあっても、それに正面から取り組んだ論考はこれまでほとんど見られなかった。したがって本稿では、限られた紙面の許す範囲のことではあるが、ジェファソン自身の発言を広く検討することによって、彼自身の思想のなかで共和政と帝国化とはどこまで因果を結ぶものであったかを明らかにしていくことにしたい。

以下での議論は、次のような順番で進めていく。まず次節に当たる第II節では、ジェファソンの考える共和政の諸条件を概観し、同政体の対外的性格が彼によってどう理解されていたのかを明らかにする。この作業は、彼において共和政の擁護という立場と帝国化の追求とがどう結び付けられていたのかを検討するための前提として、欠かせないものだと言えよう。続く第III節では、ジェファソンがいかなる思想的根拠から「自由の帝国」拡大を正当化したのかに関し、説明を試みることにしたい。その際、その各々の根拠が彼の求めた共和政のあり方とどの程度関連していたのかについても、指摘していくことにする。そして最後に、第IV節において、本稿の結論を簡単に述べることによって、この小論を閉じることにしたい。

II. ジェファソンの共和政とその対外的性格

1. ジェファソンにおける共和政の条件

政治学上の概念はほぼあらゆる場合において、その定義は著しく論争的である。共和政という概念もまたけっしてその例外ではなく、ジェファソン自身も「共和国the republicという用語

はあらゆる言語で曖昧な用いられ方をしています」と述べて、それが実にアモルファスな概念であることを指摘している⁷。しかし、彼の考えた共和政がどのような内実をもつ政体であったのかは、彼がさまざまな場面で行なった演説や政治宣言、膨大な量にのぼる書簡などを拠る所に、さほどの困難もなく浮き彫りにすることができる。ジェファソンがその実現を追求した共和政の諸条件は、以下の3点にまとめることができよう。

第一に、共和政のなかで行なわれる統治は人民の多数派意思を反映したものでなくてはならず、その意味において、人民をベースにしたものでなくてはならない。そして、さらにそこでの前提条件として、その人民を構成するすべての個人は権利のうえで平等、かつ自由な存在でなくてはならないことが付け加わる (Helo 2009: 37-39)。ジェフェソンはこの点に関して、以下のような言葉を使って表現している。「共和主義の第一原理は、多数派支配というルール *lex majoris partis*こそが、等しい権利をもつ個人によって構成されるあらゆる社会での根本法だ、という点にあります。たった一票でも数の多い多数派によって表明された社会の意思を、あたかも全員一致の意思と同じように神聖なものに見なすことが……すべての重要な教えのなかでも第一のものなのです」⁸。ゆえに、この条件が満たされず、ある特定の者(たち)に支配権が独占的に委ねられてしまう場合は、それは共和政以外の政体ということになる。

ただここで留意すべきは、ジェフェソンにおける自治の理念に基づいたこのような共和政体は、人民の直接的政治参加を必ずしも必要とせず、日常的な政治は彼らの代表者によって行なわれても構わなかった点である。彼は、個々の人民が直接政治に参加する共和政のことを「純粋な共和政 *pure republic*」ないし「民主政 *democracy*」と呼んで、それが少数の人口と小規模な領土しかもたない政治社会でのみ可能なうえ、しかも単独では長く存続できない、と見なしていた⁹。もちろん、こうした共和政が小国でのみ可能だという議論は、モンテスキューの有名な定式化以来 (Montesquieu 1951: 371)、当時アメリカ人の間でも広く行なわれていたものである¹⁰。しかしこれに対しては、特に憲法制定期において、人民の公正な選挙によって直接代議員たちが選出されている限りは代表制も共和的、との反論が広範になされ¹¹、それはジェフェソン自身も受け入れていた意見であった¹²。ただ「自然的な貴族 *natural aristocracy*」——統治を行なうに十分な徳と才能とに恵まれた人びと——を政府の諸官職に選出することにおいて人民以上に優れた人びとはいないと、ジェファソンは考えており、その意味において、最終審級としての人民の意思に対する彼の支持は一貫していた、と言わねばなるまい¹³。

ジェファソンが共和政の条件と見なした第二の要素は、特定の人物や団体に対し過度の権力が集中することを防ぐ、いわゆる分権の諸制度に求められる。「これまで太陽の下に存在してきたあらゆる政府において、自由や人間の権利を破壊してきたものは何だったのでしょうか。それ

⁷ “To John Taylor, May 28, 1816”, in Jefferson, 1984: 1392.

⁸ “To Baron von Humboldt, June 13, 1817”, in Jefferson, 1999: 221.

⁹ “To John Taylor, May 28, 1816”, in Jefferson, 1984: 1392. 「純粋な共和政」を「民主政」と言い換えている箇所は、たとえば “To Isaac H. Tiffany, August 26, 1816”, in Jefferson, 1999: 218.

¹⁰ 共和政は小国に適しているというモンテスキューの権威ある議論は当時、アメリカの中央集権化に反対したいわゆる「アンティ・フェデラリスツ」たちによってしばしば引用されていた (Onuf 2000: 54)。そのもっとも著名な事例が、「アンティ・フェデラリスツ」の代表的存在としてハミルトンやマディソンら『ザ・フェデラリスト』の執筆者たちによって手強い論争相手と見なされていた「ブルータス Brutus」(ロバート・イエイツ Robert Yates だというのが今日の通説)の議論である。その「ブルータス」がモンテスキューの小国論に言及している箇所については、Hamilton, Madison, and Jay 2003: 443 を参照のこと。

¹¹ こうした反論の代表的なものが、『ザ・フェデラリスト』の第9編でハミルトンが、また第10編でマディソンが行なったものである (Hamilton, Madison and Jay 2003: 36, 44-45)。

¹² “To John Taylor, May 28, 1816”, in Jefferson, 1984: 1392-1393.

¹³ “To John Adams, Oct. 28, 1813”, in Jefferson 1984: 1305-1306.

は、すべての監督権限や権力をまとめ上げ、ひとつの団体に集中させたことだったのです」¹⁴。よって政府の諸機関や権力保持者を法の支配下に置き、その権限を分散させようとして、それらを相互監視と均衡の状態とに据えることが、ジェファソンの共和政においては不可欠な要素となる。彼はこのような分権制度に関して以下の二点を至る所で述べている。

ひとつは縦の分権化、すなわち統治権力を連邦・州・郡county・区wardといったレベルに分割し、その各レベルの政府に対し、各々の統治領域のみに関わる事柄について独占的権限を与えることである。ジェファソンの議論においてこの点が注目されるのは、連邦の権限は外交や州をまたぐ事柄などに限定される一方で、もっとも小規模な区での統治こそがアメリカにおける共和政存続・発展の要だ、と強調されていることによる¹⁵。彼によれば、この「小さな共和国little republics」のなかで人びとが自分たちの身近な問題——教育や治安の維持、道路の補修など——に直接関与し、公民としての意識を身に付けていくことで、より大きな規模での共和政も強化されていく、というのであった¹⁶。先にも述べた通り、ジェファソンは大規模国家での代表制も共和政であり得ると主張していたが、しかし根底のところでは、かつてギリシャのポリスに見られた共和政体をかなりの程度理想化していたと言える（Sheldon 1991:13）。そして、そのような小規模共和政社会が一定の独立性を保ちながら、ともに連合したのが「アメリカ」である、と理解されているところに、彼の共和政観におけるひとつの特色があった。これは、連邦中央政府の設立という「中央集権化」を進めた憲法を支持したという意味において、彼もまた「フェデラリスト」であったにもかかわらず、そうだったのである。

2点目は横のレベルでの分権制度であり、連邦レベルで言えばそれは、大統領・連邦議会・連邦最高裁判所に統治権力が分割された、いわゆる三権分立制度が代表しているものである。しかしこの種の分権に対する彼の関心は、特定の地位に同じ人物が長期間留まり続け、それが事実上の終身権力と化す危険性に、主として向けられていた。たとえばジェファソンは、1787年に目を通した憲法草案について大統領職の終身化禁止規定が欠如していることに不満を述べ¹⁷、さらに最高裁判事を本人の自発的意志による以外で解雇できないことに、強い危惧を表明している¹⁸。彼においては「権力は腐敗する」「絶対的な権力は絶対に腐敗する」という有名な政治上の格言が厳しく認識されていたと言え、ここに、共和政下における強大な権力というものに常に警戒心を怠らなかつたジェファソン思想の特徴を垣間見ることができよう。

ジェファソンが追求した共和政第三の条件には、本政体における構成員の核に独立自営農民が据えられていた点を指摘できる。彼は『ヴァージニア覚書』において「大地の上の耕作者たちこそもっとも徳性にあふれた独立の公民である」¹⁹などと述べて、こうした農民が徳高きアメリカ共和政の存続にとって不可欠であると主張していた。それに対し、大都市に住む「愚民たち mobs」が行なう製造業 manufacturing や工芸 handicraft は、顧客への依存・追従や金銭づくの

¹⁴ “To Joseph C. Cabell, February 2, 1816”, in Jefferson 1984: 1380. この主張についてはその他にも、たとえば “Notes on the State of Virginia”, in Jefferson 1984: 245-246 などを参照。

¹⁵ “To Major John Cartwright, June 5, 1824”, in Jefferson 1984: 1492-1493.

¹⁶ “To John Tyler, May 26, 1810”, in Jefferson 1984: 1226-1227, and “To John Adams, Oct. 28, 1813”, in Jefferson 1984: 1308.

¹⁷ “Autobiography 1743-1790 with the Declaration of Independence”, in Jefferson 1984: 72, “To James Madison, December 20, 1787”, in Jefferson 1984: 916-917, and “To Edward Carrington, May 27, 1788”, in Jefferson 1999: 364. しかしこの点については後に初代大統領ワシントンが三選を辞退したことにより、「二選まで」とのルールが慣習化することになった。ちなみにこの慣習は1944年にフランクリン・D・ローズヴェルトが3回目の大統領選に立候補・当選したことによって破られたため、1951年に成立した憲法修正第22条によって、以後は法的に三選以上を禁止するようになっている。

¹⁸ “To John Taylor, May 28, 1816”, in Jefferson 1984: 1393-1394.

¹⁹ “Notes on the State of Virginia”, in Jefferson 1984: 301.

行為を生み出す職業として、その従事者数の増加が国家腐敗の原因となる、と考えられていたのである²⁰。ジェファソンはまた、商業 commerce に対してもその背後にある富への飽くなき欲望が人びとから徳性を奪っていくと見なし、しばしば否定的な言辞を発していた。「富に対する私たちの貪欲さ、そして法外なまでの支出が、海上で働く公民たち〔商人たち〕の心を墮落させてきましたし、また墮落させていくことでしょう。これらは、商業に固有の悪徳なのです」²¹。

周知の通り、政治思想史の分野では J・G・A・ポーコックが『マキヤヴェリアン・モーメント The Machiavellian Moment』（1969）を著して以来、こうしたジェファソンの態度に着目して、彼をマキヤヴェリ（Niccolò Machiavelli 1469-1527）などの流れを汲む古典的共和主義者 Classical Republican と位置付けることが繰り返行なわれてきた。こうした議論によれば、共和主義者の思想には私欲の蔓延が引き起こす公共精神・祖国愛の衰退に対する激しい警戒感があるが、この点において、ジェファソンの思想はそうした「伝統」に合致する、というのである（Pocock 1975: 526-545; Banning 1978; 明石 1993: 148-165）。しかし、この種の主張にはその後多くの反論や留保も寄せられ（Kramnick 1982; Matthews 1984; Sheldon 1991; Appleby 1992）、今日では、ジェファソンを単に農業だけを礼賛した人物とする見方は退けられている。事実、後年彼は『ヴァージニア覚書』での農民に関する記述が彼の意図を正しく伝えるものではなかったと弁解し²²、必需品の生産に携わる国内製造業の発展について、その後積極的に発言するようになっていった²³。後に触れるように、商業についてもジェファソンはそれがまったく不要などとは考えておらず、むしろアメリカで産出される農産物の輸出先確保という目的において、それをアメリカ共和政の維持と発展とに不可欠な産業だと見なしている（Onuf and Sadosky 2002）。要するに彼に言わせれば、「農業と製造業と商業とをバランスよく保つことが、私たちの独立にとって確かに重要なことなのです」²⁴。とは言え、製造業や商業の発展はジェファソンにおいて、あくまでアメリカでの外国に対する経済依存度の低減を目的として、主に容認されたものである。したがって、独立自営農民を中心とした徳高き共和国という理想を彼が放棄したわけではなかったことは、彼の共和政観の特色として、やはり銘記されてよい。

以上3つの条件によって、ジェファソンの共和政は特徴づけられている。では、そのような条件下にある共和国の対外的性格は、彼においていかなるものと考えられていたのだろうか。次はこの点について、検討を加えていくことにしたい。

2. ジェファソンは「共和政」を平和的と見なしていたか

先述のように、ジェファソンにおける共和政第一の条件は、それが人民の多数派意思を反映する政体だという点にあった。ところで、彼の時代に盛んであった「平和的な共和政」というパラダイムは、実のところ、本政体に見られるこうした特性にしばしばその根拠を見出している。そのもっとも典型的な事例が、共和政を「永遠平和への期待に沿った体制」だと論じたドイツの哲学者カント（Immanuel Kant 1724-1804）のそれに他ならない。カントによれば、戦争に必要とされる兵役や経済的負担、戦後復興期の負債や重荷を背負い込むのは一般の人びとであり、ゆえに彼らの意思が政策に反映される共和政では、他国との戦争を行なうかどうかの判断もきわめて慎重に行なわれるはずであった（Kant 1923: 351-352）。同様の主張は、ジェファソンの盟友であったマディソンの議論、さらにはアメリカ独立に多大なる影響を与えたトマス・ペ

²⁰ Ibid.: 290-291.

²¹ “To John Adams, May 17, 1818”, in Jefferson 1999: 222.

²² “To John Lithgow, Jan. 4, 1805”, in Lipscomb and Bergh 1903-4: 11: 55.

²³ “To Benjamin Austin, Jan. 9, 1816”, in Jefferson 1984: 1370-1372.

²⁴ “To James Jay, April 7, 1809”, in Lipscomb and Bergh 1903-4: 12: 270.

イン（Thomas Paine 1737-1809）の議論にも見られるものである。彼らもまた、世論や国民の利益を考慮するよう設計された共和政体にあつては、専制権力の支配する政体とは異なり、戦争回避の力学が強く働くと考えていた（Madison 1999: 505-507; Paine 2003:254-255）。

ではジェファソンにも、同種の主張が果たして存在していたのだろうか。管見の限りでは、人民の意思や世論を反映するがゆえに共和政は平和的となる、と直接論じるような主張は、彼の発言類には見当たらない。しかし、専制権力の下では頻繁に反乱が起こってきたことを指摘する一方、共和政アメリカでは「秩序や穏やかさ、ほとんど自己統制self extinguishmentとでもいべきもの」が常態化してきた、と彼が述べる時、やはりジェファソンにも同種の理解があった様子がうかがえる²⁵。そもそも彼においては、独立後のアメリカでは平和を確保すべきであること、ヨーロッパ諸国間の戦争に巻き込まれないようにすることが頻繁に主張されていた。たとえば彼は、ある書簡のなかでフランス革命後に欧州で起きたいわゆる干渉戦争に言及し、「私たちは戦争[に巻き込まれる]という懸念に心配を募らせており、それが避けられることを切に望んでいます……私自身は平和を愛好する者であり、戦争ではなく他の方法による権利侵害対処法を彼ら[ヨーロッパ]に示すことが、さらにひとつ有益な教訓を、私たちは世界に対し与えることになると思います」と述べている²⁶。しかもここで留意すべきは、当時戦争に明け暮れていたヨーロッパ諸国の多くは共和政以外の政体であった、という事実には他ならない。先の書簡でもジェファソンは、その欧州での戦争が「侵略的な暴君たち」によって始められたものであることを示唆しており²⁷、ここには間接的な形ではあるものの、人民の意思を反映する共和政の方は本来的に平和的だった、という彼の見解が見え隠れしている。ジェファソンは第一次大統領就任演説（1801年）において共和政原理に沿った統治を強調したが、そこでも彼は「すべての諸国民との平和、通商、誠実な友情関係」の実現、という目標を掲げていた。これらの点を考慮に入れるならば、ジェファソンが共和政を平和的、それ以外の政体は好戦的、と見なしていたという印象は深まる、と言ってよい²⁸。

とは言え、以上のような印象的事象だけを根拠にジェファソンもまた共和政を本質的に平和的だと考えていたとの結論を下すことは、やはり早計に過ぎるだろう。彼の共和政には人民の意思が反映するという条件と並んで、分権性と独立自営農民重視という条件も含まれていたであり、ゆえにこうした諸条件からも、彼が共和政の対外的性格をどう考えていたのか確認しておく必要がある。

ジェファソンが統治権力に関する「縦」の分散化を主張し、とりわけ区レベルでの「小さな共和国」を重視していたことは、先に指摘した通りである。ところで、共和政を平和的な政体と位置付けたモンテスキューの場合は、この政体が原理的に小国でなければならない点に、おそらくその平和的性格の根拠——ゆえに膨張志向の政策は採れない——が求められていた²⁹。が、先述の通り、共和国をもっぱら小国だけに限定しなかったのが、ジェファソンの立場である。ゆえに、彼において共和政の対外的性格と分権制との間に何らかの関連性が見出されていたと

²⁵ “To James Madison, December 20, 1787”, in Jefferson 1984: 918.

²⁶ “To Tench Coxe, May 1, 1794”, in Jefferson 1984: 1014.

²⁷ Ibid. なおジェファソンは、「フランスに加えられた権利侵害のことは強く感じるけれども、戦争は[アメリカが]それを償うに確実な方法ではない」とも述べ、「私たちにっては、平和を維持するという使命こそが平和的かつ名誉ある決着と報復とを手に入れることだ、と信じています」とも指摘している。
“To Elbridge Gerry, January 26, 1799”, in Jefferson 1984: 1057.

²⁸ “First Inaugural Address, March 4, 1801”, in Jefferson 1984: 494.

²⁹ このように、モンテスキューが共和政国家を平和的と見なしたその理由をそれが本性上小国であるという彼の定式に結び付けて説明しているものに、安武2004: 115-116がある。ただしモンテスキュー自身はこの点を明示的に論じてはいない。

すれば、それは政体の規模に関してではなく、過度の権力集中に対する彼の警戒心、とりわけ軍事権力の強大化に対する警戒心から生じていたと言えよう。事実、常備軍standing armyという強大権力に対する警戒心が、ジェファソンをして、共和政を平和的な政体と位置付けさせていた可能性がある。

ジェファソンによると、常備軍は常に政治の支配者たちによって用いられる抑圧の手段であり、彼らに大規模なそれを委ねておくことは危険きわまりないことであった。「国民の諸権利にとって、実に危険な道具があります。その道具は、諸権利を完全に統治者たちの慈悲に委ねてしまうことになるため・・・彼らがそれをもち続けることは、はっきりと規定されたケースを例外として、制限する必要があるのです。その道具とは、常備軍のことに他なりません」³⁰。ゆえに、少なくとも平和が保たれている時期は、ジェファソンによれば、常備軍をもたないことが肝要であった。その際の防衛は、アメリカの地理的利点——戦乱のヨーロッパとは大西洋によって隔てられている——を生かし、海岸線や港を防御し得る程度の海軍をもつ以外には、基本的に民兵militiaに頼るべきだという³¹。民兵制度は軍事力を公民のひとりひとりに委ねるという意味で権力の分散化にきわめて合致した制度であり、その点で、ジェファソンにとってそれは権力集中型の常備軍に比して、共和政にふさわしい軍事制度であったろう。

しかしそもそも民兵制度は、マキャヴェリ以来の「共和主義者」たちによって、共和政体の要のひとつに数え上げられてきた要素である。彼らによれば、共和国はそれを構成する公民たちの公共精神——公共善common goodの実現に奉仕しようという自己犠牲の精神ないし徳virtue——によって支えられなければならないが、その精神を育成するためにも、自分たちの共和国は自らの手で守る、といった制度が必要なのであった（佐伯2008: 138-154）。とすれば、「共和派」のジェファソンにおいてこうした民兵制度に好意的な姿勢が見られたとしても、それはけっして不思議なこととは言えない。ただ、ここで留意すべきは、彼以前の「共和主義者」たちはその多くがこの民兵制度を共和国の「偉大さ」実現のカギ、と理解していたことである。ここでの「偉大さ」とは、共和国が周囲に侵攻し領土を拡大していくこと、最終的にはローマのような帝国へと脱皮していくことを意味している。彼らの見方によれば、そうした帝国化の実現は「祖国」のためには命の放棄もいとわぬ、そんな民兵たちがいてこそ可能なことなのであった。いわゆる傭兵たちは、金銭で雇われるに過ぎない本質的に不忠な存在であり、したがって祖国の「偉大さ」のために殉ずる精神は彼らには期待できない。周知の通り、こうした主張を展開した典型的な例がマキャヴェリであるが、ジェイムズ・ハリントン（James Harrington 1611-1677）などの流れを汲む17世紀以降の「共和主義者」たちにおいても、こうした主張は引き継がれていった（厚見2007: 415-424; 浅沼2001: 233-243）。ところが、思想的にはそうした人びとの「伝統」を引き継いでいたとされるジェファソンの場合は、彼が民兵制度を称揚する際においても、それが「偉大さ」実現の方途として言及されている様子は見られない。彼は民兵についてもっばら平和時の防衛軍として言及するだけであり³²、しかもジェファソンが軍隊としての優秀さの点で民兵軍に期待していたかどうかは、かなり疑わしい点がある（Konig 2008）。あくまでその制度は、共和国における人びとの徳性強化・育成の手段という「平和的」なものとして考えられていたようであり、帝国化の手段としては見なされていなかった、と言えそうである。

それでは、ジェファソンにおける共和政3つ目の条件、すなわち独立自営農民こそが構成員の

³⁰ "To David Humphreys, March 18, 1789", in Jefferson 1999: 113.

³¹ "To Elbridge Gerry, January 26, 1799", in Jefferson 1984: 1056-1057.

³² "First Inaugural Address, March 4, 1801", in Jefferson 1984: 495. ここでジェファソンは民兵のことを「平和時において私たちのもつとも頼りになるもの、戦争初期に正規軍が彼らをその義務から解放するまでのためのもの」と評している。

核であるべきだという条件は、彼の理解において本政体の対外的性格にいかなる意味をもっていたのだろうか。実はこの点についても、ジェファソンの議論は、当時の支配的理解とは合致しない要素をはらんでいた。というのは、モンテスキューやアダム・スミス（Adam Smith 1723-1790）といった同時代の論者たちによれば、商業commerceこそが文明化と相互依存の拡大を通じて、人びとの間に平和を作り出すはずのものだったからである（Montesquieu 1951: 585; Smith 1976: 493）。ところが実は、その商業が国家を戦争へと巻き込んでいく危険性のあることを強く認識していたのが、むしろジェファソンの立場であった。たとえば彼は、商業国イギリスについて、その「金銭欲がこの地球を人間の血で染め上げることに2ペンスの価値があるとされた場所では、いずれの土地においても」野蛮な戦争を遂行してきた、と指摘している³³。ゆえにアメリカでは、製造業と並んで商業はある程度の範囲に限定しておかなければ、「外国人たちに対する私たちの依存度を増すことになり、戦争にも陥りやすくなるでしょう」³⁴。つまりジェファソンは、商業により他国——特にヨーロッパ諸国——との関係が密になればなるほどアメリカの平和は脅かされる、と考えていたのである³⁵。とすれば、むしろ農業を基盤に成り立つ共和政こそがアメリカを平和志向にさせる、と彼が見なした可能性は、その裏返しの帰結として否定できない。

以上のように見てくると、モンテスキューなどと同様に——ただし異なる根拠に基づいて——ジェファソンは共和政を本質的に平和的なものと考えていた可能性が高い。彼も「自衛戦争」は容認していたし、アメリカ独立戦争の正当性を否定することもしなかったが、しかしその発言は全般的に見て、共和政に平和への志向性を見出す傾向性が高かった、と言えるだろう。ゆえに、ある評者の言を借りれば、彼はマディソンと並んで「当時のより平和的であった政治家たち」のひとり、ということになるのである（Wilson 2002: 45）。

しかし、だとすれば、そのジェファソンが領土膨張主義的性格を有するアメリカの「自由の帝国」推進者であったことは、ますます奇妙に映る。ときに戦争をも容認したこの姿勢は、彼本来の共和政理解と矛盾することはなかったのだろうか。そこで、この問題を念頭に置きつつ次節において検討するのが、帝国化を正当化するジェファソンの思想的根拠、並びに彼が追求した共和政とそれとの関連性という課題である。ただその前にまず、彼がいかに「自由の帝国」の膨張に積極的であったかについて、手短に確認しておくことにしたい。

III. 「自由の帝国」の背景にあるもの——共和政体であることと関連するのか否か

1. 「膨張」への関心

政治家ジェファソンの軌跡を辿っていくと、そのキャリアは多くの点で、アメリカ建国期の領土拡張と密接に関わっていたことがわかる。彼がそこで果たした役割はかなり重要とも言えるものであり、しかもその「自由の帝国」拡張の手段として、彼はときに戦争すら容認することがあった。紀平英作はそのようなジェファソンのことを、以下のような言葉で表現している。「彼は・・・『自由の帝国』合衆国が内陸部に最大限の領土膨張することを期待した点で建国指導者全体をみても、最も攻撃的であった」（2008: 28）。

ジェファソンが生まれ育ったヴァージニア州ピードモント地方は、18世紀半ば（ジェファソ

³³ “To Alexander von Humboldt, December 6, 1814”, in Jefferson 1984: 1313.

³⁴ “To James Jay, April 7, 1809”, in Lipscomb and Bergh 1903-4: 12: 270.

³⁵ “To G. K. van Hogendorp, Oct. 13, 1785”, in Jefferson 1984: 836.

ンの誕生年は1743年)にはまだ「フロンティア」の最前線に程近く、西部開拓への情熱が旺盛な地域に位置していた。ゆえに、ジェファソンが生涯アメリカ領土の拡大に関心を抱いたその理由を、この生い立ちのなかに求める者もいる(たとえば、松本 1970: 30)。その真偽のほどはともかく、彼が独立戦争終結前には既にそのまなざしを西部への領土拡張に向けていたことは、紛れもない事実であった。1780年12月、オハイオ川以北・五大湖以南の支配権をめぐりケンタッキーで英軍などと交戦中の米軍指揮官宛て書簡において、ジェファソンは例の「自由の帝国」という言葉を初めて使用し、そうした姿勢を顕わにしている。「一部の大国により考えられている条件において平和が訪れた暁には、私たちは、イギリス領カナダの危険な拡大に対するアメリカ連合の防壁を手に入れることでしょう。そしてそれはまた同時に、危険な敵を価値ある友に変える広大で肥沃な土地を自由の帝国に加えることにもなるでしょう」³⁶。その後アメリカは独立戦争に勝利し、パリ条約(1783年)において、フロリダを除くミシシッピー川以東の土地をすべて獲得することになる。が、アパラチア山脈以西における所有権や統治権は、その時点ではまだ未確定であり、そこでジェファソンは今度は自身を委員長とする会議において「西部領土の政府に関する報告書Report on Government for Western Territory」の作成に携わったのであった。この「報告書」では、植民者たちに対する入植初期からの自治権付与、一定の人口数に達した場合の共和政体による邦(州)政府の樹立、さらには独立13州と対等な条件での連邦加盟といった事柄が提案されている³⁷。それは結局のところ、ある種の暫定的なものに留まったものの、今後のアメリカ膨張を前提にしつつ、その編入方式に関する青写真を示したものであった。したがって翌1785年に制定された土地の測量法や分配方法を規定している「公有地法」と並んで、アメリカ西部開拓に関する基本枠組みとなった「北西部領地法」(1787年)に対し、その土台となる発想をその「報告書」は提供したのである(肥後本 2010: 7-9)³⁸。

1780年代にはミシシッピー川以西に探検隊を派遣し、その調査を行なうことにも、ジェファソンは強い関心を示すようになっていた。彼が当時白羽の矢を立てたのがジョン・レドヤード(John Ledyard 1751-1789)というクック船長の航海にも参加したアメリカ人探検家であり、ジェファソンはその彼に二回ほど、結局は失敗に終わった北米大陸横断ルートの探査を依頼している(Peterson 1970: 339-340)。彼のこうした西部への関心はその後も続き、大統領任期中の1803年には先住民との交易確立を主たる名目として、連邦議会に探検隊派遣に関する資金の拠出提案を行なっている。これが実は、メリウェザー・ルイス(Meriwether Lewis 1774-1809)とウィリアム・クラーク(William Clark 1770-1838)による、アメリカ人初の大陸横断として結実したものに他ならない。この探検隊の成功は当時ほとんど未知であった大陸西半分に関するさまざまな情報をアメリカ人にもたらし、と同時に、まだ帰属の確定していなかったオレゴン地方の取得についても、その先鞭をつけたのであった(岡田 2004: 184)。

ところでこうしたルイス＝クラークの派遣をジェファソンに決断させたものが、1803年におけるフランスからのルイジアナ購入に他ならない。実は後述のように、この購入はジェファソンらアメリカ側の努力の成果というより、むしろナポレオン治下にあったフランス側の事情によって実現した出来事であった。しかし、いずれにしても合衆国領土をほぼ2倍にしたこの事件が、ジェファソンにとって喜ばしき僥倖と受け取られたことはほぼ間違いがない。というのも、

³⁶ “To George Rogers Clark, Dec. 25, 1780”, in Boyd 1951: 4: 237-238.

³⁷ “Report on Government for Western Territory”, in Jefferson 1984: 376-378.

³⁸ しかし「北西部領地法」は、ジェファソンの原案と比べた場合、自治政府の樹立に関して連邦政府のイニシアティブをかなり認めるものになっていた。ジェファソン案にあった奴隷制禁止条項もまた、地域的に限定される形で適用されていた。この点については、肥後本(2010: 7-9)を参照のこと。

その購入が憲法上連邦政府に認められた権限を逸脱している、との反対が間もなく持ち上がったものの、それまでその種の権限拡大にきわめて批判的だったジェファソンは、ルイジアナの獲得が「今回を除いてはおそらく二度とあり得ない素晴らしいこと」であり、しかも「この国の利益を大きく増進させるまたとない出来事」だとして³⁹、その購入権限を容認してしまっているからである（明石 1993: 363-370）。その後も彼は、フランスの協力を得ながら西フロリダ、さらにはフロリダ全土をスペインから獲得することに腐心し、1805年12月の大統領演説では、そのためにほとんどスペインに対する宣戦布告を行なう直前にまで至っていた（Wood 2009: 374-376）⁴⁰。大統領退任後も、たとえば1812年戦争の開戦について、彼はある友人に宛てて次のような言葉を残している。「私たちの戦争が成功裏に進むことによって、そして我々の連合にカナダが加わることによって、私はあなたの気持ちに喜びに満たされることを望んでいます。私たちの政府を破壊しようとするイギリスの悪名高い陰謀は・・・カナダの割譲が・・・平和条約の必須条件にならなければならないことを明らかにしてくれるでしょう」⁴¹。

ジェファソンはアメリカという「自由の帝国」が拡大し続けていくことを常に志向し、その機会が訪れた時には躊躇することなく、その推進へと舵を切ったのである。

2. 「自由の帝国」の背景にあるもの——共和政体であることと関連するのか否か

ではジェファソンが新生アメリカの領土拡大にそのように熱心であった背景には、いったいいかなる思想的な動因が働いていたのであろうか。彼の記述や発言から顕わになってくるのは、以下に挙げるような3つの関心や理念である。そのそれぞれは相互に関連しつつ、しかし別個の思想的淵源をもつものとして、彼の「自由の帝国」拡大を正当化している。ただ、共和政との関連という本稿の関心事に即して言うなら、その3つはともに、ジェファソンの追求した共和政体のあり方と直接的な因果関係にあったとは言えない。

(1) アメリカにおける安全保障上の関心

第一のものは、誕生したばかりのアメリカを取り巻く国際政治状況がこの新興国の独立維持や存続にとってきわめて危険なものであった、という点に関わる。今日でこそ世界随一の超大国としてグローバルに覇権を振っているアメリカであるが、独立直後においてはイギリスとの戦いに勝利したとは言え、まだ単なる弱小国のひとつに過ぎなかった（齋藤 1975: 38, 40）。ジェファソン自身も1784年、パリで行なわれた友好・通商に関する条約交渉の場において、多くのヨーロッパ諸国によるアメリカへの無関心に直面している。「彼らは実際のところ、母国の軛を捨て去ることに成功した反乱者として以外に、私たちのことなどほとんど知らないようだった」⁴²。しかも、大西洋によって本国から隔てられているとは言え、イギリスやフランス、スペインといった勢力は依然としてアメリカの周囲に植民地や通商上の拠点をもち続けていた。これは地政学的に見てきわめて不安定かつ危険な状態であり、しかもそうした諸国はしばしばアメリカ先住民部族と連携して、西部へのアメリカ人入植者たちと軋轢を引き起こしていた（肥後本 2010: 8）。ゆえに、ジェファソンを含む「建国の父祖」たちにとっては、この状況を打破し自国への脅威を取り除くことが、合衆国初期における大きな関心事となる。国際関係では「弱さこそが侮辱や

³⁹ “To John C. Breckinridge, Aug. 12, 1803”, in Jefferson 1984: 1138-1139.

⁴⁰ 結局フロリダがアメリカの領土となるのは、ジェイムズ・モンロー（James Monroe 1758-1831）第5代大統領政権下における1819年のことである。

⁴¹ “To General Thaddeus Kosciuszko, June 28, 1812”, in Jefferson 1984: 1266-1267.

⁴² “Autobiography 1743-1790 with the Declaration of Independence”, in Jefferson 1984: 57.

不正な扱いを刺激するのであり」⁴³、ゆえにアメリカもそれに対し、何らかの手を打つ必要があったわけである。

もちろん弱小国アメリカがこうした安全保障上の問題に対処していくためには、主にヨーロッパを舞台に展開されていた権力政治、とりわけその戦争に巻き込まれないことが、ひとつの選択肢ではあった。実際、先述の通り特にジェファソンの場合、常備軍を巨大化させたくないという事情も手伝って、そうした政策が熱心に追求されていたと言ってよい（齋藤 1992: 384-387）。しかし、その一方で機会が許せば積極的にその領土を拡大させ、ヨーロッパ諸大国からの脅威を取り除こうとしていたのもまたジェファソンその人であった（Onuf and Sadosky 2002: 204; Wilson 2002: 115）。彼は南北アメリカに広大な植民地を有しているスペインが既に弱体化しつつあると認識しており、したがってその領地がアメリカ人の入植を通じて徐々に手に入ることに期待をかけている⁴⁴。そうしたことも背景にあって、1790年、イギリスとスペインとの間にバンクーバー沖の島をめぐる対立が生じ、それが戦争へと発展しそうな状態になったとき、当時のジェファソン国務長官はそれに乗じて、フロリダとミシシッピー川航行権獲得を目的にスペインとの戦争を提案したのであった（Wood 2009: 367）。

ルイジアナ購入もまた、実は新たに浮上したフランスからの脅威に対抗しようとしてジェファソンが動いたことを、ひとつの背景にしていた。1801年10月、サン＝イルデフォンズ秘密条約によるスペインからフランスへのルイジアナ移譲がアメリカ側に明らかになると、当時のジェファソン政権はある種の恐慌状態に陥る。スペインとは既に折り合いのついていたアメリカ西部の生命線・ミシシッピー川の航行権などが、新たにルイジアナを領有したフランスによって覆される可能性が発生したからである。しかも、1799年以降のフランスは既にナポレオンによる強権的な統治下にあり、ジェファソンの支持する共和国とは程遠い状態にあった。彼が「偉大なる野獣the great beast」⁴⁵と呼んだその人物によって統治される軍事強国が、弱小スペインに代わり、直接国境を接するアメリカの隣国になってしまったのである。この事態はまさに「アメリカにとってすべての政治関係を完全に逆転させ」てしまうものであり、「フランスとアメリカとが長き友人で居続けることを不可能にする出来事でありました」⁴⁶。そこでジェファソンは1803年3月、盟友モンローを特別大使としてフランスに派遣し、ミシシッピー川の航行権を認めさせるとともに、ナポレオンの圧力を利用してスペインによるアメリカへのニューオーリンズ・フロリダ割譲を目論んだのである⁴⁷。結果から言えば、当時西インド諸島（ハイチ）での黒人奴隷反乱に手を焼いていたナポレオンは、今アメリカと事を構えることは得策でないと考え、モンローとの交渉を前に、ルイジアナ売却というジェファソンも予想しなかった提案をアメリカに提示したのであった（明石 1993: 355-363）。その受諾がアメリカの西部拡大に大きく寄与したことは先述の通りだが、しかしいづれにしても、このフランスとの危機にジェファソンがフロリダなどの獲得という領土の拡大で対処しようとしたことは、アメリカの安全確保という課題がいかに彼のなかで「自由の帝国」拡大政策と結び付いていたかを、示して余りある（McCoy 1980: 206-207）。

ただジェファソンから見て最大の脅威はスペインでもフランスでもなく、やはりイギリスであった。独立を成し遂げた後も、イギリスに対するアメリカの経済上・貿易上の依存度は著し

⁴³ “To John Jay, Aug. 23, 1785”, in Jefferson 1984: 819.

⁴⁴ “To Archibald Stuart, Jan. 25, 1786”, in Jefferson 1984: 844.

⁴⁵ “To Lafayette, Feb. 14, 1815”, in Jefferson 1984: 1360.

⁴⁶ “To the U.S. Minister to France (Robert R. Livingston), Apr. 18, 1802”, in Jefferson 1984: 1105.

⁴⁷ “To the Special Envoy to France (James Monroe), Jan. 13, 1803”, in Jefferson 1984: 1111-1112.

く高く、それがしばしばアメリカの外交や通商において、摩擦や制約の原因となっていたからである (Peterson 1965: 586)。しかも、ジェファソンら「共和派」から見て1790年代に支配的地位にあった「連邦派」の経済政策は、そうしたイギリスへの依存度をますます高める方向で進められていた⁴⁸。そもそもジェファソンはヨーロッパでイギリスと対立していたフランス、特に革命後の共和政フランスに対して好意的な人物であり、それもあって「アメリカ大陸においてイギリスのプレゼンスがさらに増すことには、まったく我慢ができなかった」という (Wood 2009: 366)。先に触れた1790年における英西間対立の場合でも、ジェファソンはこの両国間に発生する戦争がイギリスによるスペイン領の領有に繋がることを危惧し、したがってそれを防ぐために、イギリスと再度戦火を交えることすら提案していた (Ibid.: 367)。その意味で、後に発生した1812年戦争は、ジェファソンからすると、「海洋の永久支配」と「世界貿易の独占」とを目論むイギリス⁴⁹の影響力を削ぐためにもアメリカにとって積極的に利用すべき機会であった。この戦争によりイギリス領カナダがアメリカのものになる、との期待を彼が抱いていたことは既に指摘しておいたが、実際にこの戦争を遂行した「共和派」のマディソン政権もやはり、カナダの領有を目指したのである (Onuf and Sadosky 2002: 211)。

以上のように、ジェファソンの「自由の帝国」拡張に対する熱情にはまず、アメリカの独立を危険に晒すヨーロッパ諸大国の影響力排除という関心が少なからず働いていた。それはジェファソンの国際関係に関するシビアな観察から生じたものであり、ここにおいて、彼の共和政支持という立場が影響していた可能性は低い。たとえ共和政は本質的に平和的なものだとして理解されていたにせよ、ジェファソンにおいても、その対外的安全の確保は常に優先されるべきものだと考えられていたはずである。ゆえに、この思想的淵源に限って言えば、彼の求めたアメリカの帝国化は、彼の支持する共和政に直接起因するものではまったくなかった、と言わねばなるまい。

(2)「共和派」の政治経済思想

ただジェファソンの帝国化に対する熱情は、単にそうした安全保障上の関心からのみ生じていたのではない。それはまた、領土拡大が将来におけるアメリカ繁栄に不可欠だと見る「共和派」の政治経済思想にも、起因するものであった。ドリユー・マッコイが指摘するように「帝国がうまく機能していくためには西部への拡大と商業の拡大が不可欠であり、したがって断固とした、ときには強圧的な外交政策が、しばしば共和国の安泰のためには必要だったのである」 (McCoy 1980: 204)。この点こそ、ジェファソンをして領土の膨張に積極的に取り組ませた2つ目の思想的淵源であった。

アメリカの繁栄には領土の拡張が欠かせない、との発想は、ひとつには急増する移民人口への対処という必要から生じていた。1790年のアメリカ人口は393万人ほどで、400万にも満たない程度であったが、ジェファソンの大統領就任直前の1800年までの間に、既にそれは531万人にまで増加していた。1790年から1850年に至るまでの60年間に限って言えば、10年毎の人口増加率はそれぞれ32～36%にも達していたという (菅野 2004: 243-244)。これは、20世紀後半以降の「人口爆発」など思いもよらない時代のこととしては、著しい人口拡大のペースだったと言えよう。したがって、こうした急速に増加する移民に対し十分な居住地・開墾地を供給するためにも、当時の為政者たちは、アメリカの領土を拡大していかなければならなかったのだ

⁴⁸ “To John Melish, Jan. 13, 1813”, in Jefferson 1984: 1269.

⁴⁹ “To Madame de Staël, May 24, 1813”, in Jefferson 1984: 1273.

ある⁵⁰。

しかしジェファソンら「共和派」の政治経済思想に照らしてみれば、領地の拡大は、単にそうした人口動態上の変化からのみ必要とされたわけではなかった。彼らにとって、共和政存続の条件はアメリカを農業中心の国に育て上げることであり、したがって増加する人口を農業に吸収していくためにも、常に彼らが所有し開墾していけるだけの土地を必要としていたのである。前節でも指摘したように、ジェファソン自身も共和国における主な構成員が独立自営農民であることを、その存続と繁栄のために不可欠な条件だと考えていた。彼をはじめとする「共和派」にとって、製造業や商業が生み出す道徳的腐敗こそが、共和政体を崩壊させてしまう、と映ったからである（田中 2012: 557）。しかし「私たちの政府が基本的に農業を中心に支えられている限りは、何世紀もの間、それは徳の高い状態を維持し続けていくことでしょう」。その状態は、ジェファソンによれば、たとえ人口増という圧力が続くにしても、「アメリカのいずれかの場所に未開の土地がある限り」存続していくはずであった⁵¹。ゆえに、将来において徳高き共和国を存続させていくためにも、アメリカでは、その領土の拡大が必須事項だったのである。

そもそもジェファソンはアメリカへの移民急増という事態については、強い警戒心を抱いていた。ただそれも、たとえば人口増による社会不安の拡大などといった事情に基づくというより、むしろ共和政体にふさわしくない人びとが急激にアメリカへと流入することを、彼が恐れたからである⁵²。とすれば、否応なく増加する移民たちがジェファソンの毛嫌いした都市で道徳的に腐敗するのを放置しておくより、むしろその彼らに耕作可能な土地を提供して農業へと誘導していくことが、ジェファソンにとっては好ましい政策であった。「わずかな土地すら持たない者ができるだけ少なくなるよう、あらゆる方策を通じて規定することに、今が早過ぎるということはないでしょう。小規模でも土地を所有する者たちは、国家にとってもっとも大切な部分なのですから」⁵³。

しかしジェファソンら「共和派」の奉じた政治経済思想がアメリカの領土拡張を呼び込んだ理由は、流入する移民たちを独立自営農民へと化す、といった目的だけに限られない。アメリカの膨張は、彼ら農民たちが生産する農産物の輸出路・輸出先確保という点においても、必要な政策だったのである。これまで幾度か指摘してきたように、新興の弱小国アメリカの独立を守るという目的のため、ジェファソンは、ヨーロッパにおける権力政治や戦乱からできる限り距離を置こうとしていた。これは一見したところ、ヨーロッパとの海外貿易削減、自力更生経済の確立、といった政策の採用を予感させるものである。しかし実際には、彼は必需品の国内生産については強く望んでいたものの⁵⁴、貿易を完全否定するような考えは抱いていなかった。なぜなら、ジェファソンの観点からすると、徳の共和国をアメリカで維持・存続させるためには、独立自営農民たちを経済的に繁栄させることも、同時に欠かせなかったからである。ゆえに、特に連邦政府の主導下において、アメリカ産農産物が確実に輸出販売できる販路や市場を獲得していくことが、彼を含む「共和派」の経済政策には必要となる（Onuf 2000: 71; Onuf and Sadosky 2002: 131-133）。この意味での商業化は農民たちの経済を潤し、アメリカ農業の更なる発展に繋がる、というわけであった。要するに、ジェファソンら「共和派」は何も「商業commerceに反対していたわけではなく、彼らが恐れていたのは、商業主義化commercialization」に過ぎなかつ

⁵⁰ “Third Annual Message, Oct. 17, 1803”, in Jefferson 1984: 512.

⁵¹ “To James Madison, Dec. 20, 1787”, in Jefferson 1984: 918.

⁵² “Notes on the State of Virginia”, in Jefferson 1984: 210-212.

⁵³ “To James Madison, Oct. 28, 1785”, in Jefferson 1984: 842.

⁵⁴ “To Benjamin Austin, Jan. 9, 1816”, in Jefferson 1984: 1371-1372.

たのである (Banning 1986: 16)。

ジェファソンがミシシッピー川の航行権確保や、さらには大西洋・カリブ海地域への玄関口となるフロリダ・ニューオーリンズなどメキシコ湾岸地域の領土拡張に躍起になったのも、こうした思想的背景があったことを十分に理解しておく必要がある (McCoy 1980: 196-199)。また1812年戦争において、アメリカがイギリスからカナダを奪おうと考えたのも、アメリカの大西洋貿易上常に障害となっていたイギリスの排除が目的であった (Onuf and Sadosky 2002: 211)。ジェファソンはこの戦争で「私たちは既にアッパー・カナダを獲得しており、季節が許せば、そこにローワー・カナダを加えることになるでしょう。最終的には、彼ら [イギリスの海賊たち] が私たちの大陸から完全に排除されることを望んでいます」と述べている。が、この発言は、フランスからのアメリカ向け物資が時としてイギリスに奪われる事態に対し、アメリカが「仕返し」しつつある、と彼が述べた後に発せられたものであった⁵⁵。ここには、領土の拡張がジェファソンにおいていかにアメリカの商業権益の確保という目的と結び付けられていたかが、はっきりと示されている。

このように、ジェファソンが共和政であることの一条件に挙げた本政体の構成員を独立自営農民中心とするという条件は、かなり密接に彼の「自由の帝国」拡大への要因になっていた、と言える。この点において、彼の共和政が帝国化という帰結を生んだと見なせる、ひとつの相関関係を指摘できるのかもしれない。しかし、その関連の仕方が論理必然的なものであったかと言えば、そこには一定の留保をつける必要がある。というのも、農地の確保という意味での領土拡張が必要であったのは、移民の大規模流入というかなり特殊な歴史的事情が与っていたからだ。この事情が欠けていれば、帝国化への圧力はかなり減殺されていた可能性が高い。したがってその意味では、この点における共和政と帝国化との関連性は、基本的に間接的なものに留まると言ってよい。農業共和国を理想とする「共和派」の政治経済思想がその必然的な帰結として、「自由の帝国」の拡大を招き寄せたわけでは必ずしもなかったのである。

(3) 文明の拡大という道徳的使命感

当然ながら、アメリカの帝国化によって新たに手に入れられた土地では多くの場所で、アメリカ先住民たちが既に以前から生活を営んでいた。ゆえに、その膨張は彼らから伝来の生活圏や生活スタイルを奪うことに加え、ときに暴力に頼ってでも彼ら先住民を排除することと、もちろん同義であった。しかしジェファソンにおいては、こうした行為も「先住民たちの幸福のために、私たちが行なっている慈悲深き計画」として、道徳的には十分正当化され得るものとして受け取られている。「彼らに農業やもっとも不可欠な技術の初歩を教え」、産業の促進を図ってやることによって、アメリカ先住民は「適度な土地所有の下で自活し、その数を増やしていける」との論理である⁵⁶。ここには、先住民もまた独立自営農民へと変容させることでアメリカ共和国を維持・安定化させんとする、既に指摘した「共和派」政治経済思想の片鱗がうかがえる。が、それと並んで、「自由の帝国」拡大に対する彼の熱情を支えたもうひとつの思想的淵源もまた、ここに読み取ることができよう。すなわち、アメリカこそ文明の先端を行く「丘の上の町」であり、

⁵⁵ “To Madame de Tessé, Dec. 8, 1813”, in Jefferson 1984: 1316. なお「アッパー・カナダ」と「ローワー・カナダ」は、それぞれセント・ローレンス川の上流域と下流域の北部に広がっていたイギリスのカナダ領を指す。またここでの「イギリスの海賊たち」は本物の「海賊たち」を意味していたとも考えられるが、しかし1812年戦争を発生させる伏線になったと言われる1807年以降に頻発したイギリス海軍によるアメリカ商船の拿捕や強制徴用（これが後にジェファソン政権下での出航禁止法発令という対応を生む）という事実を前提にするなら、それがこうしたことを指す象徴的な表現であったとも解釈できる。

⁵⁶ “To Alexander von Humboldt, Dec. 6, 1813”, in Jefferson 1984: 1312.

ゆえにアメリカは、非アメリカ世界を教化し導くべき義務を負う、との使命感である。

この使命感がなぜ当時のアメリカに生じたのかは、論議を呼ぶところではある。ただ一般的に言うなら、アメリカ建国にあたって影響力をもった啓蒙主義や、あるいは宗教的な選民思想をその理由として指摘することが可能であろう。ともあれ、ジェファソンのなかでこうした使命感は差し当たり、独立を経て袂を分かったヨーロッパとの対比において、強く意識されていたと言ってよい。彼にとって、ヨーロッパとは専制主義の政府下において商業主義と金銭崇拜とがはびこり、貧困と戦乱とに満ちて道徳的にも腐敗した、要するに野蛮の支配する世界であった。彼自身の言葉を借りれば、その旧世界は、たとえば次のように描写されるべき場所である。「[ヨーロッパでは] 統治するという名目のもとに国民を二つの階級、すなわち狼と羊とに分かつことが行なわれています。私は誇張などしていません。これがヨーロッパの真の姿なのです」⁵⁷。それに対し、人びとが自由を謳歌し平和であり、しかも独立自営農民たちを中心に徳高き人民が共和政体下の社会を構成しているのが、ジェファソンの誇るアメリカの（あるべき）姿であった。ゆえに、アメリカはヨーロッパと関わってはならず、独自の道こそを進んでいかなければならない。「ヨーロッパ諸国はこの地球上においてその一部を構成していますが、しかし彼らの地方的偏狭性は、彼らを特殊なシステムの一部にしています。彼らは固有の利害関係をもっていますが、それに対し私たちは関与すべきではありません。・・・アメリカには独自の利害関係というものがあり、それをヨーロッパの利害関係に従属させてはいけません」⁵⁸。

アメリカは野蛮なヨーロッパとは異なるとの感覚は当然、そうしたヨーロッパ的なものの排除と同時に、アメリカ的なものの拡大という使命感へと人びとを導いていく。そしてこれこそ、とりわけ「共和派」ジェファソンにおいて、周辺地域への共和主義・共和政体の拡大を正当化させたその背後にある発想であった。「アメリカは北も南も・・・ヨーロッパからは区別され隔絶された独自のシステムをもつ必要があります。ヨーロッパは専制主義の本拠地になろうと努力していますが、私たちが努力すべきことは言えば、それは当然、私たちの半球hemisphereを自由の本拠地にすることだと言えましょう」⁵⁹。したがってこの観点からすれば、アメリカが領土を（少なくとも西半球上に）拡大させていくことも、ジェファソンのなかでは十分に正当化され得るものとなる。そのプロセスが人びとの自決と自治を尊重しつつ、共和政の精神において展開されていく限りは、倫理的に何の矛盾も生じ得なかったのである（Onuf 2000: 58; ステファソン 2008: 307-308）。

事実、このような彼の姿勢は先に触れた先住民への態度とともに、スペイン治下にあった人びとへの態度にも、典型的に現れている。ここで、メキシコ独立戦争が1810年に開始されたのを皮切り（独立実現は1821年）に1810年代から20年代にかけて、中南米の旧スペイン植民地が次々と独立を達成していたことを想起しておこう。ヨーロッパの軛から脱しようとしていたこの西半球での動きは当然、ジェファソンにおいて、概ね好意的に受け取られていた。が、しかし同時に彼は、これら新たな独立国に住む人びとが「自由な政府」を維持できるのかどうかについて、強い疑いも抱いている。彼らは「実に野蛮な無知の状態にどっぷりつかっており、偏狭と迷信とで容赦ない取り扱いをこれまで受けてきた」のであって、したがってその結末は「軍事専制政military despotisms」に終わるのではないか、というのである。ゆえに、ジェファソンに言わせれば、「私たち[アメリカ人]は、彼らの進むべき方向が長期的には彼らを自治政府にふさわしい存在にしていくような、そんなモデルでありかつ刺激として、しっかりとした先例を保つ

⁵⁷ “To Edward Carrington, Jan. 16, 1787”, in Jefferson 1984: 880.

⁵⁸ “To Alexander von Humboldt, Dec. 6, 1813”, in Jefferson 1984: 1312.

⁵⁹ “To the President of the United States (James Monroe), Oct. 24, 1823”, in Jefferson 1984: 1481-1482.

て」いかなければならない⁶⁰。もちろんここで彼は、これら旧スペイン領をアメリカの領土にしていくべきだ、と主張しているわけではけっしてない。しかし、アメリカこそがこうした人びとの範たるべきという発想それ自体は、フロリダやキューバを始めとするスペイン領をアメリカの領有下に置こうとしていた彼の政策や意図の背後において、それを強く支えるものでもあったろう。彼の死後、こうした発想が「明白な運命manifest destiny」なるスローガンの下で、メキシコから独立していたテキサス共和国のアメリカ併合などに結び付いたことは、改めて指摘する必要もあるまい（齋藤 1995: 184-194）。

ところで重要なことは、アメリカの周辺地域に共和政体を拡大させていくというこのジェファソンの意図は、区のレベルから郡、州、そして連邦へと、多数派人民の意思に基づく政府を下から積み上げていく、彼の分権的な共和政のあり方によってその「道徳的」な支えを得ていた、ということである。先に触れた北西部領地法に先立つ彼の「報告書」は、まさにこうした共和政のあるべき姿をもとに示された、領土拡大の青写真だったと言えよう。つまりそこでは、アメリカが新たに獲得した領地に住まう人びとを従属や隷従の状態に置かず、自由と自治の主体として独立13州と同等な「州共和国」を作らせ、それが全体としてのアメリカ連邦共和政に「平和的」に組み込まれるべきことが主張されていたのである。これこそ、本稿の「はじめに」で引用した言葉、すなわち「私は、我々の憲法体制ほど広大な帝国と自治政府とに適したものはかつてなかった、と確信しています」という言葉をジェファソンに吐かせた、その背後にあるものであったろう。アメリカの帝国化は、そうした連邦主義的な共和政体というものを手にしたことによって、人びとの自由や自治の権利を否定することなく、言わば「道徳的」に成し遂げることができる。この点において、ジェファソンの夢見た拡大する「自由の帝国」は、かつてローマやヨーロッパに見られた征服や暴政に基づく野蛮な反啓蒙主義的帝国とは一線を画すものであった（Andrew 2011: 93）。このことが、自由や共和政を擁護するジェファソンをして、「自由の帝国」拡大というプロジェクトを正当化させる根拠になっただろうことは、ほぼ間違いがあるまい。

抑圧と腐敗に苦しむ全人類に自由と希望とを指し示す、燈火としてのアメリカ。ゆえにその文明を、世界に広げていかなくてはならない——結局この使命感が、ジェファソンをして、拡大する「自由の帝国」へのあくなき追求に向かわせたのだと言える。そして、ここで本稿の主たる関心に戻るならば、この点において、アメリカが共和政であることと帝国化との間にある種の深い関連があったことを、指摘できよう。まずジェファソンにおいては、まさにアメリカの体現する文明のなかに、それが共和政であることが含まれていた。さらに、その彼の追求するアメリカ共和政の姿が分権的な連邦主義をとっていたことによって、共和政を周辺に広げていくという意味での帝国化が手段の上でも彼のなかで「道徳的」に正当化され得たのである。したがって、この限りにおいては、ジェファソンの「自由の帝国」拡大に対する熱情は少なからず彼の共和政のあり方によって促されていた、と言えそうである。

ただ、その両者が論理的な因果関係にあったのかと言えば、やはりそうだとは言えまい。というのも、まずジェファソンの考える文明のなかに共和政が含まれていたからといって、そのことが必然的に、その共和政を含む文明を周辺地域にまで拡大させていかなければならない、との発想を生みはしないからである。同様に、アメリカの分権的な共和政が「道徳的」な帝国化を可能にしたとしても、そうした共和政の形態をとっていることそれ自体は、やはり領土の拡張を必然的な帰結とするものではない。要するに、アメリカの周囲に共和政を拡大せんとする

⁶⁰ “To the Marquis de Lafayette, Nov. 30, 1813”, in Jefferson 1999: 191-192.

帝国化へのインセンティブは、アメリカが共和政であることとは何か別の思想的な淵源——野蛮な社会を文明化させんとする啓蒙主義思想や、宗教的な選民思想など——によって介在される必要があるのである。実際、ジェファソンの「自由の帝国」拡大に対する熱情もまた、共和政を擁護せんとする姿勢とは別に、文明の拡張を是とする思想的な促進剤があつて、初めて生まれてきたものであつた。ゆえに、ここでも共和政と帝国化との間には直接的な因果関係はなく、それはあくまで間接的なものに留まる、と結論付けられるのである。

IV. おわりに

〔アメリカの〕連邦原理が有効に働くその規模を限界づけることなど、いったい誰に行なうことができましょうか⁶¹。

本稿の課題は、このようなジェファソンの帝国化志向が彼の考える共和政のあり方にどれだけ基づくものであつたのか、その因果関係の程度を検証することにあつた。結論から先に言うなら、拡大する「自由の帝国」への熱情と彼の共和政観との間に論理上の必然性はなく、基本的には、両者の間には間接的な相関関係しか存在しなかった、ということになる。

まずジェファソン自身は、直接指摘するようなことはなかったものの、共和政の対外的性格を概ね平和的なものだと考えていた。それは、とりわけ当時戦乱に次ぐ戦乱に直面していた君主政国家や専制国家の跋扈するヨーロッパとの対比において、そうだったのである。したがってその意味では、彼の活躍した18世紀末から19世紀初頭にかけて広く人口に膾炙していた「平和的な共和政」というパラダイムを、ジェファソンは基本的に受け入れていたと見なし得る。もちろん、それがモンテスキューの唱えたパラダイムとは内容の点でかなり異質なものであつたことは、注意されてよい。というのも、共和政体の小国性や商業にその平和性の根拠を見出していたと思われるモンテスキューに対し、ジェファソンの場合は、その軍隊には防衛に特化された民兵軍を頼りとする、また他国との商業の深化・拡大ではなく徳高き農業国を樹立することに、その平和性の根拠が求められていたようだからである。しかし、いずれにしても共和政を平和的な政体と見なす当時の「伝統」は、ジェファソンにおいても、大体のところ受け継がれていたと言ってよい。

では、そんなジェファソンがときに戦争をも容認するアメリカの帝国化を望んだことに、果たして矛盾はなかったのだろうか。彼の発言類から判断するに、ジェファソンにおける「自由の帝国」拡大への熱情は、以下のような思想的淵源からもたらされていた。(1)当時アメリカが置かれていた国際情勢を前提とする安全保障上の関心、(2)「共和派」によって広く抱かれていた政治経済上の思想、(3)アメリカによって体现されていた文明を世界的に拡大させんとする使命感、の以上3つである。しかし本論中で指摘したように、(1)はジェファソンの追求した共和政のあり方と直接因果を結ぶものではなく、(2)と(3)についても、それと完全に無関係というわけではなかったものの、その関連性は論理上必然というわけでもなかった。つまりジェファソンにおいて、彼の擁護した平和的な共和政と、戦争をとくに伴う帝国化のプロジェクトとは、論理上は一応無関係であり得たのである。これが、この両者を彼のなかでひとまず同居させ得た、その根本原因であつたろう。「自由の帝国」を拡大させようとするジェファソンの熱情は、要す

⁶¹ “Second Inaugural Address, March 4, 1805”, in Jefferson 1984: 519.

るに、彼の共和政支持とは別個の思想や歴史的な偶然の条件に促されて、彼のなかに生じていたわけである。

ただ、とは言うものの、ジェファソンの追求したアメリカの共和政が連邦主義的な分権性を特徴とするものであったことは、そのひとまず無関係な両者を彼において同居させることに大きく寄与していた、とは言える。なぜなら、この共和政のあり方は新領地に住む人びとを従属民として抑圧はせず、自由と自治の権利とを尊重しつつ、彼らをアメリカに統合することを可能にしていたからである。これはしかも、その領土拡大を倫理面において正当化することに役立ったのみならず、その際に強制を必要としないという意味において、「平和的」なそれをも可能にしていた。事実、帝国化とあれば戦争をも辞さない姿勢をときに見せたジェファソンであったが、その領土拡張は多くの場合、武力行使を伴わない「購入」という形が選択されている (Wilson 2002: 107-108)。こうした事情もあって、共和政の支持と帝国化への熱情という両者は、彼において、ますます矛盾なく同居し得たのだらう。

しかしいずれにしても、少なくともジェファソン自身の発想に即して判断する限りでは、共和政を支持・擁護する立場と帝国化を推進することとの間には、直接的と言い得るような因果関係は存在しなかった、と言わねばなるまい。よって山下範久らが指摘するような「共和主義が帝国化をもたらす」とのテーゼについても、その抽象的な論理の上での妥当性はさておき、「共和派」ジェファソンが「自由の帝国」の拡大に熱心であったという事実では、その正しさは証明できないのである。

こうした本稿の結論が示唆するものは、結局のところ、共和政と帝国との関係はそうしたテーゼで一般化できる程に単純ではない、というある意味ではありきたりな事実だと言える。そもそも共和政という概念も帝国という概念もともに、その意味するところは歴史的に変転を重ねてきており、用いる論者によっても、そのニュアンスやイメージは常に多様である。たとえば、本稿でも触れたように、共和政の対外的性格ひとつをとってみても、それを平和的と見なす理解もあれば、領土の拡大という「偉大さ」の実現に適した政体と見なす理解もあり、けっして一様ではなかった。とすれば、言葉の上では「共和政ローマも共和政アメリカもともに帝国化した」などと言うことはできるにせよ、そこでの共和政と帝国化との相関関係が同じものであったかどうかは、その各々の概念が何を意味しているのかの検討を含め、単純には済ませることのできない多くの作業を必要とする、と言わねばなるまい。問題をジェファソンのような個人の思想に限ってみても、本稿のかなり複雑な議論が示しているように、その両者の関係は、一筋縄で説明できるようなものではけっしてない。したがってその関係を理解するためには、その人の思想体系全体やその人物が生きた時代のコンテクストを視野に入れつつ、その検討を行っていく作業が欠かせないのである。

共和政と帝国化との関連性という問題は、確かに興味深いテーマである。ゆえに、政治思想史や歴史学といった分野では今後それに正面から取り組んでいく必要があるが、しかしこの問題に対処するには、普通考えられているよりもさらに多角的なアプローチが必要なのだと言えよう。「自由の帝国」を唱えた「共和派」ジェファソンの思想に着目した本稿は、その結論の是非はともかく、そうしたアプローチの重要性は明らかにし得たのではなかろうか。

参考文献

<日本語文献>

- 愛甲雄一 2011年 「共和政は平和のか？ ハミルトンとマディソンに見るアメリカ国際政治思想の一断面」、『アジア太平洋研究』36、205-233頁。
- 明石紀雄 1993年 『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念——アメリカ合衆国建国史序説』、京都：ミネルヴァ書房。
- 浅沼和典 2001年 『近代共和主義の源流——ジェイムズ・ハリントンの生涯と思想』、東京：人間の科学社。
- 厚見恵一郎 2007年 『マキャヴェッリの拡大的共和国——近代の必然性と「歴史解釈の政治学」』、東京：木鐸社。
- 五十嵐武士 2010年 『グローバル化とアメリカの覇権』、東京：岩波書店。
- 岡田泰男 2004年 「国土の形成」、小田隆裕他5名編『事典 現代のアメリカ』、東京：大修館書店、16章、180-189頁。
- 菅野峰明 2004年 「人口の動態」、小田隆裕他5名編『事典 現代のアメリカ』、東京：大修館書店、21章、243-255頁。
- 紀平英作 2008年 「生成するアメリカ民主主義——独立革命と膨張する共和国がもたらした近代」、紀平英作編著『アメリカ民主主義の過去と現在——歴史からの問い』、京都：ミネルヴァ書房、第1章、19-65頁。
- 佐伯啓思 2008年 『日本の愛国心——序説的考察』、東京：NTT出版。
- 齋藤眞 1975年 『アメリカ政治外交史』、東京：東京大学出版会。
- 1992年 『アメリカ革命史研究——自由と統合』、東京：東京大学出版会。
- 1995年 『アメリカとは何か』、東京：平凡社。
- ステファンソン、アンダース 2008年 「きわめて興味深い帝国」(菅英輝訳)、L・ガードナー、M・ヤング編著『アメリカ帝国とは何か』(松田武・菅・藤本博訳)、東京：ミネルヴァ書房、第11章、301-329頁。
- スミス、アンソニー・D 1998年 『ナショナリズムの生命力』(高柳先男訳)、東京：晶文社。
- 田中秀夫 2012年 『アメリカ啓蒙の群像——スコットランド啓蒙の影の下で1723-1801』、名古屋：名古屋大学出版会。
- 西崎文子 2004年 『アメリカ外交とは何か——歴史の中の自画像』、東京：岩波書店。
- 肥後本芳男 2010年 「環大西洋革命とジェファソンの『自由の帝国』」、常松洋・肥後本芳男・中野耕太郎編『アメリカ史のフロンティアI・アメリカ合衆国の形成と政治文化——建国から第一次世界大戦まで』、京都：昭和堂、第1章、4-29頁。
- 藤原帰一 2009年 「帝国は国境を越える——国際政治における力の分布」、日本国際政治学会編『日本の国際政治学2 国境なき国際政治』、東京：有斐閣、第10章、197-216頁。
- 古谷旬 2004年 『アメリカ 過去と現在の間』、東京：岩波書店。
- 松本重治 1970年 「アメリカ民主主義思想の原型」、松本重治編『世界の名著33 フランクリン・ジェファソン・ハミルトン・ジェイ・トクヴィル』、東京：中央公論社、5-64頁。
- 安武真隆 2004年 「『法的精神』における『共和政』と『法の精神』」、『関西大学法学論集』50(1)、92-167頁。
- 山内範久 2010年 「アメリカは『帝国』か？」、渡辺靖編『現代アメリカ』、東京：有斐閣、第12章、222-241頁。

- 山本吉宣 2006年 『「帝国」の国際政治学——冷戦後の国際システムとアメリカ』、東京：東信堂。
- 油井大三郎 2006年 「二一世紀の世界とアメリカのゆくえ」、紀平英作・油井大三郎編『シリーズ・アメリカ研究の越境 第5巻 グローバリゼーションと帝国』、京都：ミネルヴァ書房、終章、311-322頁。
- 渡辺靖 2010年 『アメリカン・デモクラシーの逆説』、東京：岩波書店。

<外国語文献>

- Andrew, Edward G. 2011. *Imperial Republics: Revolution, War, and Territorial Expansion from the English Civil War to the French Revolution*, Toronto: University of Toronto Press.
- Appleby, Joyce 1992. *Liberalism and Republicanism in the Historical Imagination*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Arendt, Hannah 1963. *On Revolution*, New York: The Viking Press.
- Banning, Lance 1978. *The Jeffersonian Persuasion: Evolution of a Party Ideology*, Ithaca: Cornell University Press.
- 1986. “Jeffersonian Ideology Revisited: Liberal and Classical Ideas in the New American Republic”, *William and Mary Quarterly*, 43(1), pp.3-19.
- Boyd, Julian P. (ed.) 1950-1961. *The Papers of Thomas Jefferson*, 16 volumes, Princeton: Princeton University Press.
- Federici, Michael P. 2012. *The Political Philosophy of Alexander Hamilton*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press.
- Hamilton, Alexander, James Madison, and John Jay 2003. *The Federalist with Letters of “Brutus”*, Cambridge: Cambridge University Press, edited by Terence Ball.
- Helo, Ari 2009. “Jefferson’s Conception of Republican Government”, in Frank Shuffelton (ed.), *The Cambridge Companion to Thomas Jefferson*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Jefferson, Thomas 1984. *Writings*, New York: The Library of America.
- 1999. *Political Writings*, Cambridge: Cambridge University Press, edited by Joyce Appleby and Terence Ball.
- Kant, Immanuel 1923. “Zum ewigen Frieden: Ein philosophischer Entwurf”, *Kant’s gesammelte Schriften: Band VIII*, Berlin und Leipzig: Walter de Gruyter & Co., herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, S.341-386.
- Ketcham, Ralph (ed.) 1986. *The Anti-Federalist Papers and the Constitutional Convention Debates*, New York: New American Library.
- Konig, David Thomas 2008. “Thomas Jefferson’s Armed Citizenry and the Republican Militia”, *Albany Government Law Review*, 1, pp.250-291.
- Kramnick, Isaac 1982. “Republican Revisionism Revisited”, *American Historical Review*, 87(3), pp.629-664.
- Lipscomb, Andrew A., and Bergh, Albert Ellery (eds.) 1903-4. *The Writings of Thomas Jefferson*, 20 volumes, Washington, D. C.: The Thomas Jefferson Memorial Association of the United States.
- Looney, J. Jefferson (ed.) 2005. *The Papers of Thomas Jefferson, Retirement Series: Volume 1*, Princeton: Princeton University Press.
- Lutz, Donald S. 1984. “The Relative Influence of European Writers on Late Eighteenth-Century

- American Political Thought", *American Political Science Review*, 78(1), pp.189-197.
- Madison, James 1999. "Universal Peace", in Madison, *Writings*, New York: The Library of America, pp.505-508.
- McCoy, Drew R. 1980. *The Elusive Republic: Political Economy in Jeffersonian America*, Chapel Hill: The University of North Carolina Press.
- Montesquieu 1951. "De l'esprit des lois", *Œuvres complètes II*, Paris: Gallimard, pp.227-995.
- Onuf, Peter S. 2000. *Jefferson's Empire: The Language of American Nationhood*, Charlottesville: University Press of Virginia.
- and Leonard J. Sadosky 2002. *Jeffersonian America*, Malden, Mass.: Blackwell.
- Paine, Thomas 2003. *Common Sense, Rights of Man, and Other Essential Writings of Thomas Paine*, New York: Signet, with an Introduction by Sidney Hook and a New Forward by Jack Fruchtman Jr.
- Peterson, Merrill D. 1965. "Thomas Jefferson and Commercial Policy, 1783-1793", *William and Mary Quarterly*, 22(4), pp.584-610.
- 1970. *Thomas Jefferson and the New Nation: A Biography*, Oxford: Oxford University Press.
- Pocock, J. G. A. 1975. *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton: Princeton University Press, with a new afterword by the author.
- Sheldon, Garrett, Ward 1991. *The Political Philosophy of Thomas Jefferson*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press.
- Smith, Adam 1976. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Oxford: Clarendon Press, edited by R. H. Campbell and A. S. Skinner.
- Spurlin, Paul Merrill 1969. *Montesquieu in America 1760-1801*, New York: Octagon Press.
- Wilson, James G. 2002. *The Imperial Republic: A Structural History of American Constitutionalism from the Colonial Era to the Beginning of the Twentieth Century*, Aldershot: Ashgate.
- Wood, Gordon S. 2009. *Empire of Liberty: A History of the Early Republic, 1789-1815*, Oxford: Oxford University Press.

日本人にとって英語とは何か —英語教育と言語政策—

What English Language Means to the Japanese: English Language Education and Language Policies

森住史*
Fumi Morizumi

Abstract

Everyone has something to say about English, or English language education, in Japan, but why is it such a big issue any way? The paper tries to answer the question by looking at recent discussions on English language education and examining possible problems with the guidelines provided by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology.

Recent introduction of English language education into the primary education, as well as enterprises announcing their English-as-their-official-language policy, has invited many laypersons, as well as educators, to claim why English *does* (or does *not*) matter. Discussions around those new policies seem to revolve around ambivalent discourses: English-as-an-asset discourse and English-as-a-threat discourse. Such ambivalence is nothing new. In fact, it has always been found in the history of English language education since the Meiji era and in Japan's language policy. Therefore, revisiting the history will help understand where Japan currently stands.

The speed of recent globalization in business spheres only helped fuel the discussions on what kind of English language education should be provided in schools. Unfortunately, the Ministry of Education has not come up with a successful guideline. The major problem, as many researchers point out, is the lack of general principles of what students are expected to attain. In other words, there is no concrete explanation on what kinds of English language proficiencies the students are expected to acquire, and for what purposes. Without any concrete language policy to speak of, there is little wonder why people are left with feelings of disappointment and frustration.

Trolling relevant literature also led the researcher to other possible aspects such as the history of English language examinations in Japan, the issue of ethnolinguistic identities, and the status of English as an international lingua franca, also suggesting that collecting and listening to the learners' 'voice' is necessary to take the research to the next step.

* 成蹊大学文学部准教授、Associate Professor, Faculty of Humanities, Seikei University

I. はじめに**

英語に関して、あるいは英語の学習に関して、日本人の抱く感情はしばしば非常にアンビバレントである。英語学習教材や英語学習に関する本が次々発行され、インターネットを使った英会話教室もクライアントを増やし、親は子供を英会話教室に通わせる。このような「英語熱」の一方で、TOEICの点数が企業での昇進条件になることへの恨み節や、小学校の英語教育導入に反対しもっと日本語や日本人アイデンティティを大事にせよとの論調も目につく。このようなアンビバレントな姿勢は、日本の英語教育のあり方や言語政策の歴史に現れ、また、英語や英語学習についての日常のディスコースにも姿を見せる。鎖国の時代を経て開国をしたその時から、日本人は国の歴史の歩みの中で英語と真剣に向き合わざるを得なかったが、今、経済やビジネスのグローバル化が進む中、改めて英語と英語教育をめぐる議論が、英語教育に携わる研究者や教師、親たち、そしてビジネスパーソンの間でヒートアップしている。

ここ10年を振り返ると、その英語や英語教育をめぐる議論の山は二つあったと言えよう。その一つめが2011年の4月から全面実施になった新学習指導要領による公立小学校での「外国語活動」（実質的には英語教育）必修化であり、二つめが2012年の楽天（インターネット上のショッピングモール経営）やファーストリテイリング（アパレルメーカーであるユニクロの親会社）の「社内公用語は英語」という社内政策の実施である。楽天とファーストリテイリングの英語社内公用語化は、それまでの、日産自動車に代表されるような多国籍企業でトップは外国人という企業での英語公用語化とは一線を画した。なぜなら、この二社においては、少なくとも英語公用語化の方針が発表された2010年の時点において、経営陣トップは日本人であり、必ずしも社内公用語を英語にすることは必要ではなかったからだ。以上の2つの出来事を受け、それぞれの決定までの動きとその後に、賛成と反対の立場からの議論が、教育の場とビジネスの場で繰り返されてきている。

グローバル化が加速する中、日本人が英語を使えるようになることをアセット（資産）やオポチュニティー（機会）として捉えるディスコースがある一方で、英語帝国主義の脅威や、英語を学び使うことによって日本語運用能力や日本人としてのアイデンティティが脅かされるというディスコースも存在する。また英語教育そのものが危機に瀕しているというディスコースもある。日本の社会の中にも、一個人の中にも、英語を巡ってのアンビバレントな姿勢や感情（斉藤 2007: 序章によれば「愛憎」）が揺れている。以下、小学校への英語教育導入と企業の英語公用語化を巡る議論を紹介し、なぜ英語や英語教育を巡ってここまで議論が過熱するのか、学習指導要領改訂の内容も振り返りつつ、また、アイデンティティの問題ともからめながら検証する。

成蹊大学アジア太平洋研究センターの2011年パイロットプロジェクトとして、本来は都内の中学と高校におけるアンケートとインタビューを予定していたが、同年3月11日の東日本大震災の影響で学年歴に影響がでたことから、受け入れの余裕がそれぞれの学校になくなってしま

** 本研究は、2011年度に成蹊大学アジア太平洋研究センターから、パイロットプロジェクトとしての研究助成をうけています。研究計画を提出した際（2010年度）には、海外の研究者2名と時を同じくして2011年の4月に東京都内の高校でアンケートならびにインタビュー調査を予定していました。ところが2011年3月11日の東日本大震災の影響で、協力を求めている学校での春から夏にかけてのスケジュールの都合がつかなくなり、結果的に、今現在の日本での英語教育や英語学習を巡る議論を概観しつつ、今後の研究の可能性と方向性を探ることを主眼にした研究となりました。当初の目的は果たせなかったものの、今後の研究のテーマとアプローチを定めて行くうえで欠かせない作業に集中することが可能となりました。成蹊大学アジア太平洋研究センターの研究員・所員の皆様のご支援に感謝いたします。

い、代わりに文献研究の形をとることとなった。結果的に、このパイロットスタディ報告書では、一つのテーマを追究するというよりも今後のリサーチの方向性や可能性を探ることが主眼となっている。

II. 「英語」をめぐる議論

1. 小学校への英語教育導入と英語公用語化

2011年の4月から、新学習指導要領によって公立小学校での「外国語活動」（実質的には英語教育）が必修化された。その前後には賛否両論が一般のメディアにもにぎわせたが、英語教育やSLA（第二言語習得）あるいは教育学の研究者の間では、小学校への英語教育導入に批判的あるいは少なくとも欠点に注意を向ける論調が目立つ。

反対論の先頭に立つ研究者の一人が天津由紀雄で、認知言語学を専門とする天津は「学校英語教育のあり方に大いなる関心を持ち続け」、小学校英語問題を契機に、慶應義塾大学において英語教育の公開シンポジウムシリーズを立ち上げた（天津 2006: 3）。2003年12月に開催された「公立小学校での英語教育をめぐる」では、天津によると会場の定員をはるかに超える300人以上が参加し、冬にもかかわらず冷房が必要になる程の熱気であった（ibid.）。『日本の英語教育に必要なこと』（天津ほか2006）は、2003年から2005年まで計3回のこのシンポジウムの内容を中心に、天津を含む13名による、英語教育のあり方や言語政策をめぐる議論を展開し、巻末には2006年に当時の小坂文部科学大臣宛に提出した「小学校での英語教科化に反対する要望書」の内容とその署名者リスト（102名）を掲載している。この要望書は、その前年、2005年当時の文部科学大臣中山氏宛に提出した要望書とほぼ同様となっている。

2006年に天津らが提出した、上記の「小学校での英語教科化に反対する要望書」で、天津は「公立小学校における英語の教科化の是非に関する議論が十分に尽くされていない現状において、小学校での英語教育を強行することは国民、とくに、その当事者である児童の利益をそこねる可能性を否定することができません」（天津 2006: 資料）とし、以下の6つの理由を掲げている。

- (1) 小学校の英語教育の利点について、説得力のある理論やデータが提示されていない。
- (2) 十分な知識と指導技術をもった教員が絶対的に不足している。
- (3) 国民に対する説明が十分になされていない。
- (4) 小学校での英語活動／英語教育に対する文部科学省の姿勢が一貫していない。
- (5) 国語教育との連携について明確なビジョンが提示されていない。
- (6) 学力低下問題と小学校での英語教育。

天津（ibid.）は、上記の理由から、小学校での英語教育導入は、教育の現場に混乱をきたす危険があるとともに、学校教育全体を考えたときにも様々なマイナスの影響があると唱え、文部大臣（2006年当時）に「慎重な対処をお願いいたします」と訴えている。また、天津（2009）では、小学校の現場で、現役の小学校の教員が英語を指導することへの期待がどれだけ無茶なものであるのかを、実際に教員から受け取った相談のメール（2009年5月末現在で600通を越える）を紹介しつつ説いている。

天津と共に「小学校での英語教科化に反対する要望書」に署名した学者の中でも、特に鈴木

孝夫や鳥飼玖美子、津田幸男などは、一般の読者向けに英語学習偏重への警鐘を鳴らしている。例えば、鈴木（2001）は、英語を国際語として捉えることの重要性和、それに伴って英米の英語をモデルとすることから脱却すること、そしてそもそも言うべきことがあって耳を傾けてもらうことに値することがある人こそが英語を身につければ良い（その際には発音が日本語風であろうが文法的ミスが少しあろうが、向こうが分かろうと努力してくれる）と説き、英語に憧れる、すなわち英米文化や英米人に憧れることじたいが時代遅れであると主張し、『英語は要らない!?』というタイトルの本で自論を説いた。また、鳥飼は、『「英語公用語」は何が問題か』と題した著作（2010）で、英語帝国主義の警鐘を鳴らし、日本人が本当に必要とする英語とはと問いかける。これは、ファーストリテイリングの柳井正会長兼社長が2012年3月から社内の公用語を英語にし、海外業務ができるようにTOEIC700点以上の取得を求める（『毎日新聞』2010年6月24日）とアナウンスしたのに続き、同じく2010年6月30日に、2012年には楽天グループの公用語を英語とするのみならず、今後2年経っても英語が出来ないままの役員は解雇するとまで楽天の三木谷浩史社長が表明したことに反応して、日本社会が大きく揺れたことを受けたものである。経済経営活動のグローバル化に伴う数々の企業の英語重視姿勢と、それに合わせて「使える英語」を教育方針に掲げる大学の姿勢も描かれている一方で、そもそも何をもって使える英語としているかがはっきりしていない様子も描いている（ibid.）。翌2011年には『国際共通語としての英語』で、lingua franca（共通語）としての英語を学ぶ重要性和、World Englishes（世界の様々な英語のバラエティー）を認めるとともにイギリス英語・アメリカ英語をモデルとすることから脱却する意義を唱えた（鳥飼 2011）。同じく署名をした津田幸男は、ファーストリテイリングの柳井氏と楽天の三木谷氏に対し、2010年、英語社内公用語化には「3つの問題」があるとして手紙を出した。その文面は著書『英語を社内公用語にしてはいけない3つの理由』に紹介されている（津田 2011: 2-9）。津田は、英語志向を打ち出すことで日本語や日本文化を軽視する流れを作っているのではないか、英語母語話者が圧倒的有利な格差社会をつくるのではないか、自分の母語である日本語を使う「言語権」の侵害ではないか、との3つを問題視している。更に津田は、何の疑いもなく英語を使うことを奨励し、それに従うという構造を、英語政策研究の立場から「英語支配である」として批判している。Phillipson（1992）が*Linguistic Imperialism*において、英語が植民地支配者の言語としての既得権を得たのちに世界の他の言語を駆逐してきていることへの警鐘をならしたが、津田もまた英語と権力を結びつけている。

英語によって支配される社会はまた、英語ネイティブ・スピーカーによって支配される社会でもあるといえる。一般的に日本人のネイティブ信仰（英語ネイティブのように話すことを目標とし、そのためには英語ネイティブに教えてもらうことが絶対的に良いのであるという考え）は非常に強いとされており、教育の場でもビジネスの場でも英語ネイティブ優位の感が否めない。すでに1975年に日本の英会話学校の実態を取り上げたLummisは、それらの学校がnative speaker（それも白人でなくてはならない）を広告に使う様子を批判していたが、これから四半世紀以上経過した今日でも日本の「ネイティブ・スピーカー信仰」は後を絶たないと山田は指摘する（山田 2003: 64-66）。ネイティブ教員信仰への反論として、山田（2003; 2005）と鳥飼（2010）は、ALT（英語指導助手）や、そのALTを配置するJETプログラムを批判している。ALTの応募資格は外務省のウェブサイトに記載されているが、問題視されているのは、英語ネイティブ・スピーカーであり学士号を持ってさえすれば良く、教育経験や外国語習得理論の知識は不問という側面である。山田は、自分がALTとして海外に行く立場になったとして考えよう、大卒23歳、教員資格も日本語教授経験もない日本人がアメリカで中学生に日本語を教えることになったとして、きちんと教えらるだろうかと問う（2005: 177）。また、国際共通語と

しての英語を身につけるのが重要であるならば、そのお手本となる英語はイギリス英語でもアメリカ英語でもない、世界中の英語を使う人（その人がどこの出身であれ）に分かってもらえば良いという *lingua franca* としての英語を学ぶ重要性も強調されることが多くなってきた（鈴木 2001; 鳥飼 2010 など）。日本の外に目を向けると、英語が従来のネイティブ・スピーカーであるイギリス人とアメリカ人のものだけでなく、世界に様々なバラエティーが広がり存在するようになった事象は、1980年代から認められ始めてきた（Strevens 1980/1992; Kachru 1985, 1988; McArthur 1987; Görlach 1988, cited in Jenkins 2009）。ここにきて日本でも「アメリカ人と（あるいはイギリス人と）」コミュニケーションをとるための言語としてでなく、国際的なコミュニケーションのため（例えば相手が韓国人やフランス人であった場合）に使う言語として英語を捉えられる向きがようやく一部にでてきたことを示す一方で、未だにネイティブ信仰が強いことの現れでもある。（もっとも鈴木孝夫はすでに1971年に、日本人がアメリカ人あるいはイギリス人とまるきり同じに話す必要はないと提唱していた。）

小学校への英語教育導入の次に教育界に走った衝撃は、高校では「英語を英語で教える」という新学習指導要領の発表で、その内容は現在文部科学省のウェブサイトにPDFファイルとしてアクセスできる。それによると、2013年から「高校の英語の授業は、英語で行うことを基本とする」（下線は原文のまま）とされている。義務教育である小学校への英語教育導入にくらべれば世間一般の親やその他の関係者による白熱した議論のないままに終わった感があるが、高等学校への進学率は97パーセントを超えていると文部科学省のウェブサイトにあることから、義務教育を終えた子供のほぼ全員が、「英語を英語で学ぶ」環境に入れられることになることが分かる。中央教育審議会の委員としてこの新学習指導要領作成にあたり中心的役割を果たしたとみられる松本茂に対し、寺島（2009）は矛盾をつきながら反論している。寺島の主張を一言でまとめると、高校において英語を英語で教えるというのはあまりに非現実的で「無理」だ、ということである。教員の能力の問題も一方にあり、また他方には生徒がそれで本当に英語を学べるのかという疑問がある。英語を使いながら仮定法を説明できる教員やその説明を理解できるような学生は、とくに英語を専門に学んでいるような大学でやっと可能なことであろう。ましてや、日本語を使ってですら教員の言うことを分かってもらえないような高校でそのような授業が可能なのか、という疑問がわいてくるのも当然であろう（寺島 2009）。

大津（2006, 2009）も寺島（2009）も、英語教育の改訂は、あまりにも現場を知らない人によってなされていると嘆き、それぞれ現場の教員の悲鳴にも似た訴えを引用して、日本政府や文科省が「不可能を可能にしろ」と言っているのに等しい（寺島 2009: 131）現状を紹介している。加えて、政府・文科省が「すべての日本人に英語を」「すべての授業を英語で」と言いながらも、それを可能にするための教育環境を整えるべき資金を出していないことにも言及している（寺島 2009: 132-133）。日本の国の歳出に占める教育費の割合は1975年には12.4%であったのが1985年には10%を切り、1992年に7.9%だったのが1996年には8.3%まで一度は増えたものの、1998年からは下降線をたどる一方で、2007年には6.4%に過ぎない（大谷 2009, 寺島 2009に引用）。また、OECD（経済協力開発機構）が2008年9月9日に発表したOECD加盟国の教育予算をみても、そのGDP比で日本は3.4%と最下位であった（寺島 2009）。このような数字からも、とても掲げた看板を支えられるような教育環境が整いようもないことが見て取れる。

以上の現状の英語教育のあり方をめぐる問題点は、「無理難題」（寺島 2009: 134）を教師に押し付ける政府や文科省の問題であるとも言える。そして、それはすなわち、日本の言語政策そのものの問題でもあるのだ。

2. 言語政策の問題——理念の欠落

小学校での英語教育導入に必ずしも反対ではないが賛成も出来ない、とする山田雄一郎は、問題は小学校の英語教育に理念がないことであると述べ、少なくとも現状での英語教育導入には賛成できない理由を、理念並びに教育的効果の両方から挙げている（2005）。文部科学省が学習指導要領で掲げる「小学校・総合的な学習の時間の取り扱い」では、英語（外国語）の授業は「国際理解に関する学習の一環」と位置づけられているが、そもそも英語学習と国際理解は別ものである、という理念上の問題（これは大津・鳥飼 [2002] でも指摘されている）があるだけでなく、そもそも時間的にも内容的に中途半端にしか終わらない教育内容では時間の無駄に過ぎず（茂木 2001と同意見）、また発音の習得以外の面では実は大人のほうが子供よりも外国語学習に秀でているという SLA の研究結果（山田 2005: 152-157）からも、教育的効果は期待できない、というのである。

この、理念の欠落、つまり、「何のためにどのような英語力をつけるべきなのか」が欠落していることは、すなわち日本の言語政策において英語教育がまだきちんと位置づけられていないことを示している。それどころか、言語政策の欠如を示していると言っても過言ではない。

そもそも2002年には『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想が策定され、それに基づいて2003年に『英語が使える日本人』の育成のための行動計画が策定されたのだが、「戦略構想」「行動計画」といった表現から想像されるような具体的な案は示されていない。例えば、この「行動計画」の冒頭にある、「日本人に求められる英語力」は以下のように掲げられている。

表1 文部科学省「英語が使える日本人」の育成のための行動計画（概要と現状）

（平成15年3月策定）

【目標】

- 国民全体に求められる英語力「中学校・高等学校を卒業したら英語でコミュニケーションができる」
 - ・ 中学校卒業段階：挨拶や応対、身近な暮らしに関わる話題などについて平易なコミュニケーションができる（卒業生の平均が実用英語技能検定（英検）3級程度）
 - ・ 高等学校卒業段階：日常的な話題について通常のコミュニケーションができる（卒業生の平均が英検準2級～2級程度）
- 専門分野に必要な英語力や国際社会に活躍する人材等に求められる英語力「大学を卒業したら仕事で英語が使える」
 - ・ 各大学が、仕事で英語が使える人材を育成する観点から、達成目標を設定

実際に英語教育に携わってカリキュラムを作る立場からは、いくつも疑問がわいてくる。まず、日本国民全体が、中学、高校を卒業したら英語でコミュニケーションができる、という目標が掲げられているが、そもそも「国民全体」が英語でコミュニケーションをする機会や必要があるのであろうか？ また、中学卒業段階での「平易なコミュニケーション」と、高校卒業段階での「通常のコミュニケーション」とは、それぞれどのようなコミュニケーションレベルをさすのであろうか？ また、大学の英語教育は「卒業したら仕事で英語が使える」ことを目指すとあるが、どれだけ英語が使えるれば仕事で英語が使えるといえるのだろうか？ 業界や職種、また個々の企業によって、必要な英語のレベルも内容も異なることは容易に想像がつくはずだが、十把一絡げに「仕事で英語が使える人材を育成する」ことを目指せと言われても具体的に何を

どう教えるべきなのかが見えてこない。海外の支店と英語のメールでやりとりをするのが中心の仕事に就く人もあれば、現場監督としてアジアの工場で現地語と英語で直接指示を出す立場の人もいだろうし、日本市場で日本の顧客相手に仕事をするので英語は必要ないという人もいだろう。その一方で、会議通訳者になりたければTOEIC990点（満点）でも英語力不足であると判断されることが多いだろう。山田（2003）は「達成目標を具体的な行動目標として記述したり数値化して示したりすること」を評価しているが、あくまで2002年までのあまりにも曖昧な学習指導要領と比較してのことではないか。また、戦略構想に到達目標はあっても、それを達成するための行動目標は示されていないことは山田も指摘している（ibid.）

また、英検〇級、というようなはかりを使って「コミュニケーション」の目標達成度合いは分かるものなのであろうか、という疑問もある。大津（2009）は、学校英語教育の目的と目標に照らした際に、英検、TOEFL、TOEICといったテストが図ろうとしている英語力がどのような意味を持つかを明確にしない限り、いくら「昨今はやりの数値目標」（ibid.: 19）を掲げようが無意味だとしている

あまりに具体性を欠き、また、意味のない数値目標までいれた「戦略構想」や「行動計画」を、それでも政府や文部科学省が打ち出してきたのは、社会（実業界）からの要請に偏った形で学校英語教育のあり方を規定しようとしたからであると大津は主張する（2009）。

では、その実業界では英語についてどのようなディスカッションがなされているのか。以下、概観する。

3. 実業界と英語

既に述べたが、2010年に、楽天（インターネット上のショッピングモール経営）やファーストリテイリング（アパレルメーカーであるユニクロの親会社）の「社内公用語は英語」という社内政策の計画が発表された。英語を社内公用語化するか、あるいは社内英語教育に力を入れるかといった動きが主流になってくるなかで、同年7月、自動車メーカーでありグローバル企業であるホンダの伊東孝紳社長は、「グローバル企業として英語を社内の公用語にすべきでは」との記者会見での質問に対して、「日本人が集まるここ日本で、英語を使おうなんてバカな話だ」と答えた（サンケイビズ 2010年7月23日）。また、以前、外資系企業であるマイクロソフトの日本法人社長であった成毛真は『日本人の9割に英語はいらない』（2011）という自著で、そもそも英語を本当に必要とする人は日本人の1割なのであるから、それ以外の人は英語の勉強よりも本を読み、仕事を覚える方に精を出せと説く。（もっとも、成毛による「1割」は、海外で仕事をする機会のある人、外資系企業雇用者、旅行業界の人を足した数であり、日本の企業に勤めていてもメールのやり取りや書類の読み書き、あるいは出張などで英語が必要になる人を含めていないので、低く見積もられていると考えたほうがよい。）だとすると、実業界の要請から政府や文科省が学習要領を改訂したとの見方（大津 2009）があったが、その実業界も英語が日本の企業の中で支配的になることに対し、必ずしも意見が一致していないことが見てとれる。

自らの企業グループのEnglishnization（英語化）を進めた三木谷は、その過程と自分の信念を、著書『たかが英語！』（2012）の中で語った。日本人同士のコミュニケーションであっても英語を使うという徹底した姿勢がない限りは社員の英語は少しも上達しないし、海外進出でも出遅れるだけだという信念のもとに、すべての会議でのやりとり、書類、社食のメニュー表記までEnglishnizationしていった様子や、社員に英語の勉強にどれだけの時間を費やすようにさせたかなど、社員たちの主にポジティブな反応を交えつつ紹介している。グローバルな企業であれば英語を話すのが当たり前、という信念を社員全員のレベルにまで要求するところは、一部の必

要な者のみ英語を勉強すれば良いという成毛とはまるきり異なる姿勢である。

また、成毛（2011）は、外資系企業の社員はみな英語ができなくてはならないかというところではないと言い切っているが、その一方で『外資系トップの英語力』（ISSコンサルティング編 2011）は10名の外資系企業の社長のへのインタビューで、いかに彼らが「グローバルコミュニケーション」と「英語力」を身につけてきたのかということを語らせている。ISSコンサルティングという外資系企業を主な顧客とするコンサルタント企業が編集しているだけあって、タイトルには「英語力」とうたっているものの、英語力は必要最低限のツールであり、トップの人間にはグローバルな環境でビジネスリーダーとして活躍する能力とリーダーシップが重要であるというメッセージを重視している。とは言え、この必要最低限のツールとしての英語というのが、かなり高いレベルのものであることは想像に難くない。インタビューに応じた10名のうち英語圏（アメリカ）で学士をとったのは3名のみ、そのうち2名がインターナショナル・スクールあるいはいわゆる帰国子女である。それ以外の7名は、仕事をしながら、あるいはMBAの勉強をしながら、英語と格闘し、共通して言うのは「やらなくてはならない、ということになれば英語はできるようになる」ということである。三木谷が楽天グループの英語社内公用語化に踏み切ったのも、「やらなくてはならない」状態に社員全員を追いつめ込むためであろう。

では、これで大学の英語教育が目指すべき目標、つまり『卒業したら仕事で英語が使える』といった時の「仕事で使える英語」が明白になるのであろうか。文部科学省「学校基本調査」によると、2003年の大学進学率は43.1%である。日本の人口の4割強が、外資系企業のトップの候補になるか、あるいは英語が公用語である企業に就職するとはなかなか想像できない。とすると、これらの著作物に描かれているような英語を大学で身につけさせることが大学英語教育の役割であり使命であるとは言えない。かといって、成毛にならって、日本人の9割は英語は要らないから必要にならない限りは英語の勉強などする必要もない、という理屈で、必要であると切に感じている学生にだけ英語教育を提供するのが大学のありかたかと言うと、そこまで割り切ることもできない。そもそも社会人としての要・不要だけで大学の教育内容が決まるのは、「学校教育の自立的視点が完全に欠落した学校英語教育観というものはあってはならないものであるという考え」（大津 2009: 18）から、英語教育に携わるものには受け入れられないであろう。

「使える英語」を実業界が望むから、ということまでそれを大きく掲げた新学習指導要領であるが、「使える英語」の定義がされないまま、そしてその実態が明らかにされないまま、日本の「戦略」と「行動計画」は迷走しているとしか見えない。

III. 「危機」のディスコース

日本の英語教育は今危機にある、あるいは日本の英語教育の方向性のおかげで日本の教育や日本人が危機にある、とも読み替えられるディスコースを展開する著作物が多い。タイトルを一読しただけでもその主張が読者に伝えられるものには、これまでも言及した大津由紀雄（編著）『危機に立つ日本の英語教育』（2009）、寺島隆吉『英語教育が亡びるとき』（2009）だけでなく作家水村美苗の『日本語が亡びるとき——英語の世紀のなかで』（2008）などもある。その「危機」は、結局、「どのような英語の力を、何のために、どのレベルまで必要とするのか」をはっきりさせないまま、「コミュニケーション力」あるいは「使える英語」といったあいまいな表現でしか学校英語教育の内容や目標を提示してこなかった日本政府や文科省が招いたところが多い。もっとも、津田（2009, 2011）が一般人の英語至上主義や英語信仰にもその責任を

問うたり、鳥飼（2010）が改めてTOEICの点数にこだわるおかしさを論じたり、といったことが、鈴木孝夫が1970年代から主張していることの繰り返しでもあることを考えると、「お上」だけに責任を押し付けるのは、一般の日本人が自ら考えて行動する権利をすでに放棄したということだとも捉え得るかもしれない。

IV. 英語をめぐるディスカッションが過熱するわけ ——言語とアイデンティティー

日本における英語と英語教育のあり方をめぐって、以上のように非常に熱のこもった議論になるのはなぜなのだろうか。国益や教育、あるいは国の行く末と教育という観点からは、科学教育をめぐっても同じくらいのディベートがあってもよさそうなものだが、科学に関しては研究者も国民も無関心ではないものの、英語についての話をする時のような激論とはならない。これは、教育における英語が単なる「科目」だけではすまないことからくる。

外国語の学習が他の学校教育科目とどこが違うのか。これまでも言われてきたことだが、学習者の文化的価値観やアイデンティティーを脅かすことにつながりかねないというところにおいて大きく違う（Guiora 1983; Gardner 1985; Horwitz, Horwitz and Cope 1991）。そこで、英語教育を推進する動きがあるところには必ずそれに反発する力として、津田（2011）に代表されるような、英語偏重社会のなかでは日本語が衰退してしまうという考えや、「日本人は日本語を大切にしなければなりません。なぜなら日本語は日本人の魂そのものだからです」という感傷（ibid.: 168）や、日本語が日本の「国語」であり日本人の「共有財産」であるから大事にしないてはならないという考え（ibid.: 170-173）、更には日本語には和を尊ぶ精神を表す言葉が多くあるのだから世界平和に貢献できるはずであり、今こそ国際主義より日本回帰をすべきであるという主張（ibid.: 173-182）までもが生まれる。

これは日本だけに限られた事象ではない。英語話者が、かつては植民地の支配者として、そしてその後は経済の支配者としての既得権を駆使して、英語という言語を通してアジア、アフリカの国々からヨーロッパ諸国までも支配下に収めてきた歴史（Phillipson 1992）の中で、反発の揺り戻しもあった。例えば、マレーシアは1857年イギリスからの独立の際に、独立の象徴として、それまでは英語が公用語であったのに代えてマレーシア語（Bahasa Malaysia）を国語・公用語と定め、教育もマレーシア語で行うとした（Jenkins 2009）。英語が植民地支配の象徴であると見るのであれば、英語が被支配者の民族アイデンティティー（ethnic identity）を破壊させる存在ともみなせる（Jenkins 2009: 59）わけであるから、民族アイデンティティーへの脅威を取り除く決断だったと言える。

このように、言語が権力やアイデンティティーの象徴である以上、英語という科目を、数学や地理、科学といったその他の学校教育科目と同列に捉えることには無理がある。英語教育の是非を巡っての議論が白熱するのも、日本人が21世紀を生きて行く上である程度の英語力（それが何を示すかはさておき）が経済的にも政治的にも必要であることが十分分かっている一方で、英語を重視するあまり日本語や日本人のアイデンティティーが失われるのではという危機が拭えないからだ。我々が目指したいのは、あるいは欲しいのは、あくまでも「英語を使える『日本人』」であり、「日本人」としてのアイデンティティーをなくしてしまてはいけな、という論調は、日本人の「英語教育熱」（金谷 2008）を冷まそうという働きかけをする議論のなかによく見られる（鈴木 2001; 鳥飼 2011; 津田 2011）。

しかし、外国語あるいは第二言語を「使える」ようになった人は、本当に第一言語と結びついたアイデンティティーや民族アイデンティティーを失うのであろうか。Pavlenko (2006) は、バイリンガルあるいはマルチリンガル・スピーカーが、異なった言語を話すと異なった人格になったと思うのか、それをどう感じているのか、まだ、言語に連動する自分を複数存在すると認識しているのか (language selves) それとも一人だと認識しているのか (a single self) を探るためにインターネット上のアンケート調査を行った (ibid.: 6)。合計1039名 (女性731名、男性308名) が参加したこの調査は、Pavlenko自身も認めるように、回答者に偏りがあった。学士取得者26%、修士号取得者30%、博士号取得者33%と、高等教育を受けた人の割合が合わせて88%となる ‘elite bilinguals’ 中心の集団であるし、その多くが個人的に回答を頼んだりつてをたどったりした相手であることから、言語に関連する仕事をする人たちである (ibid.: 7)。しかし、このサンプルの偏りは、彼らが普段から言語と自己 (self) について考える機会も多いだろうから、より深く興味深い洞察が期待できるともいえる (ibid.: 7-8)。結果として、異なった言語を話すごとに異なった「自己」 (different selves) を感じるかという質問に対し、“many emotional responses” (多くの非常に感情にあふれる回答) があった (ibid.: 9)。大文字で感情を大げさに表現したり (例: YES; OOOOOOOOOh yes!), 強調の語彙を使ったり (例: absolutely, definitely) といった熱のこもった回答は、学問的興味の対象としてしばしば軽んじられる人格の変化といったトピックが、バイ/マルチリンガル・スピーカーにとっては非常に身近に感じられるものであることを示唆する (ibid.: 10)。そして、全体の65%にあたる回答者がdifferent selvesを感じていると回答したことで、その違いが言語とその言語文化や行動規範が切っても切れないところからくるものであることをあげる回答者が多かったことが興味深い。言語と文化はそれでひとつのpackageであるという考えは、one-language - one-personality discourse (一つの言語に一つの人格というディスコース) を成しており、これは、ノン・ネイティブ・スピーカーは「(話したいと思う言語に) 対応する文化の行動様式に習って行動する必要がある」、「ネイティブ・スピーカーの話し方に自らを合わせていかななくてはならない」という調査対象者による回答から明らかである (ibid.: 12)。

上記のPavlenkoの研究は、「英語を使える日本人」が、少なくとも英語を使っている間は日本人でなくなる可能性を示唆するものだが、必ずしもそう言い切れない面もある。Pavlenkoの調査協力者はおしなべて第一言語以外の言語も第一言語並かそれに近い流暢さで使える人たちであり、またそのほとんどが幼い頃から複数言語を使いながら育ってきた人たちである。彼らはまた、それぞれの言語を異なる場所で学び使ってきた経験がある (例: フランス人で、英語はイギリスで身につけた回答者など) (Pavlenko 2006)。一方、日本人では英語を「使える」とはいても、その英語をネイティブ・スピーカーなみに駆使して仕事をするレベルまでにはいない人が多いであろうし、身につける場所も、日本国内のいつもの場所 (学校や塾) でいつもの仲間と一緒に、というパターンが圧倒的であろうと思われるので、one-language - one-personalityの意識が薄い可能性は強い¹。10代の日本人の日英バイリンガルの若者4名が、二つの言語と二つの文化 (日本とカナダ) のbilingual and bicultural identitiesを育てて使い分けてきた様子を綴ったKanno (2003) の研究も、カナダの現地校と日本人学校の両方に通っていた時の経験

¹ 筆者は、自身の担当するゼミ (出席学生19名、文学部英米文学科所属) の中で、英語を話している時には日本語を話している時と自分の人格、あるいは自分らしさが変わると感じるかどうかを尋ねてみた (2012年5月17日)。母親がベトナム人で父親が日本人という学生を除いては、「特に変わらない」との返事であった。なぜ違いを感じないのか考えるように、と言うと、「英語で話すと言っても日本語で何を話すか考えているから」「そこまで英語モードに頭も体もなっていない」「英語文化の思考回路があるほど英語が自分のものになっているっていうか、うまく話せるわけでもないし」などの説明が返ってきた。

と日本に帰ってからの経験を語ったものを分析したものである。カナダという異国の地で、英語（北米英語）という第二言語を、カナダ人のなかで身につけていった経験に裏打ちされたディスコースを扱っており、日本の中で英語を勉強する大方の日本人英語学習者とは違う語りになっているはずである。

言語と文化のあいだ、あるいは言語とアイデンティティーのあいだには、何らかの関連がある、ということは、Sapir-Whorf hypothesisを持ち出さなくとも多くの人が信じていることである。しかし、英語をEFL (English as a foreign language) として、つまりKachru (1992: 356) のEFLの定義を借りれば、自国内では特に何の目的も果たさない言語として、学校の教科として学ぶのみの日本人にとって、この英語がどれだけ文化や行動様式、アイデンティティーに影響を与えるのかは不明である。

学習者とアイデンティティーの葛藤という側面からは、Dörnyeiが学習者のself（自己）とアイデンティティーが動機付けに大きく作用する、としていることから（Dörnyei 2009ほか）、今後はこの方面をより深く掘り下げることで、探していた答えが見つかるかもしれない。

V. 今後の研究方針

冒頭から、今現在の日本における英語を巡る議論を中心に取り扱ってきたが、日本で英語教育をめぐるさまざまな意見がだされるのは何も最近に限ったことではない。開国後の近代日本黎明期や第二次世界大戦後には、国家づくりの基礎として英語教育が語られた。斉藤兆史『日本人と英語——もうひとつの英語百年史』（2007）は、鎖国時代に終止符を打ち、イギリスとアメリカを「師と仰ぎ」、お雇い外国人に学ぶために英語を懸命に学んだところから始まり、今一度高まる英語公用語論や学習指導要領改訂に至るまでの、日本人と英語の「愛憎」の付き合いを丁寧に描いている。江利川春雄『日本人は英語をどう学んできたか——英語教育の社会文化史』（2008）は、明治時代や大正時代に実際に使われていた教科書や入試問題など、実物の写真も載せ、これまでの英語教育の歴史を学ぶなかに、現在そして未来へ続く英語教育を考える際の貴重な導きが見つかる、と主張する。江利川はまた、『日本人は英語をどう学んできたか』で十分に書ききれなかった受験英語や受験参考書といった、「日本人の『本音』の英語学習」を取り上げ、2011年に『受験英語と日本人——入試問題と参考書からみる英語学習史』としてまとめた。受験英語を検証することは、その時々々の英語教育の内容や狙いを検証することでもあり、日本人が英語とどう向き合ってきたかを考えるのに避けては通れない部分である。

また、今や英語が「イギリスの言語」「アメリカの言語」というより国際的なコミュニケーションの場でのlingua franca（共通語）として使われているという状況（Jenkins 2007; Jenkins 2009; Seidlhofer 2011）と、Kachruが1992年に定義したEFLでは説明しきれない日本人にとっての英語の役割²を見直すことは、そもそも日本人が現在学んでいる、あるいは学ぶべき英語は何か、ということを考える助けになるだろう。

² Kachru (1992) では世界の英語をENL (English as a native language)、ESL (English as a second language)、EFL (English as a foreign language) の3つに分け、日本における英語はEFLであるとした。EFLとしてとらえられる英語は、学校教育の教科として学ぶ対象であり、外国に行った場合などは使うかもしれないが、その国の社会では使われていない英語、と定義される。しかし、Jenkins (2009: 20-21) の指摘でも明らかなように、ある特定の国における英語がEFLなのかESLなのかといった線引きは一樣にできるものではない。例えば、日本企業の東京本社に勤めるエンジニアが北欧からのエンジニアとの技術的な話をメールでやり取りする場合や、外資系企業の日本法人オフィスでフランス人上司相手に英語で売上のプレゼンをする場合などは、どう分類するのか、といった問題が起きる。

加えて、先にも述べたselfとアイデンティティーと英語学習の動機の間を掘り下げることにより、日本人英語学習者がアイデンティティーとの葛藤をそもそも抱えるのか、抱えるとしたらどのようなメカニズムなのか、ということを経々に明らかにしていくことができるであろう。今回のパイロット研究では残念ながら当初予定していたアンケートやインタビュー調査が実行不可能となったが、アイデンティティーの問題は学習者自身の声を聞かないことには分からないところが多い。今後、規模や内容を検討し直し、改めて調査の計画を立てる予定である。

参考文献

<日本語文献>

- ISSコンサルティング編 2011年 『外資系トップの英語力』、東京：ダイヤモンド社。
- 江利川春雄 2008年 『日本人は英語をどう学んできたか——英語教育の社会文化史』、東京：研究社。
- _____ 2011年 『受験英語と日本人——入試問題と参考書からみる英語学習史』、東京：研究社。
- 大谷泰照 2009年 「学習指導要領が映すこの国の姿」、『英語教育』5月号、34-37頁。
- 大津由紀雄 2006年 「『戦略構想』、『小学校英語』、『TOEIC』——あるいは、ここが正念場の英語教育」、大津編著『日本の英語教育に必要なこと——小学校英語と英語教育政策』、14-61頁。
- _____ 編著 2006年 『日本の英語教育に必要なこと——小学校英語と英語教育政策』、東京：慶應義塾大学出版会。
- _____ 編著 2009年 『危機に立つ日本の英語教育』、東京：慶應義塾大学出版会。
- 金谷憲 2008年 『英語教育熱——過熱心理を常識で冷ます』、東京：研究社。
- サンケイビズ 2010年 「ここ日本で...ホンダ社長、英語公用語化を『バカな話』と一蹴」、7月23日、<http://www.sankeibiz.jp/business/news/100723/bsg1007231827005-n1.htm> (retrieved: 2012年9月15日)。
- 斉藤兆史 2007年 『日本人と英語——もうひとつの英語百年史』、東京：研究社。
- 鈴木孝夫 1971年 「EnglishからEnglicへ」、『英語教育』19巻10号、4-5頁。
- _____ 2001年 『英語はいらない!?』、東京：PHP研究所。
- 津田幸男 2009年 「日本人は英語が使えなければならないのか?——『英語信仰』からの脱却と『日本語本位の教育』の確立」、大津由紀雄編著『危機に立つ日本の英語教育』、118-134頁。
- _____ 2011年 『英語を社内共通語にしてはいけない3つの理由』、東京：阪急コミュニケーションズ。
- 寺島隆吉 2009年 『英語教育が亡びるとき』、東京：明石書店。
- 鳥飼玖美子 2010年 『「英語公用化語」は何が問題か』、東京：角川書店。
- _____ 2011年 『国際共通語としての英語』、東京：講談社。
- 成毛眞 2011年 『日本人の9割に英語はいらない』、東京：祥伝社。
- 三木谷浩史 2012年 『たかが英語!』、東京：講談社。
- 水村美苗 2008年 『日本語が亡びるとき——英語の世紀の中で』、東京：筑摩書房。
- 文部科学省 新学習指導要領・生きる力 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youry-

ou/1304427.htm (retrieved: 2012年9月15日)

山田雄一郎 2003年 『言語政策としての英語教育』、広島：溪水社。

_____ 2005年 『英語教育はなぜ間違えるのか』、東京：筑摩書房。

<外国語文献>

Dörnyei, D. 2009. "The L2 Motivational Self System", in Dörnyei, D. and E. Ushioda (eds.), *Motivation, Language Identity and the L2 Self*, Bristol, Buffalo and Toronto: Multilingual Matters, pp. 9-42.

Gardner, R. C. 1985. *Social Psychology and Second Language Learning*. London: Edward Arnold.

Görlach, M. 1988. "The Development of Standard Englishes", in M. Görlach (1990), *Studies in the History of the English Language*, Heidelberg: Carl Winter.

Guiora, A. Z. 1983. "The Dialectic of Language Acquisition", in A. Z. Guiora (ed.) (1984), *An Epistemology for the Language Sciences*, Language Learning, 33, 5.

Horwitz, E. K., M. B. Horwitz and J. A. Cope. 1991. "Foreign Language Classroom Anxiety", in E. K. Horwitz and D. J. Young (eds.), *Language Anxiety: From Theory and Research to Classroom Implications*, Englewood Cliffs: Prentice Hall, pp.27-36.

Jenkins, J. 2007. *English as a Lingua Franca: Attitude and Identity*, Oxford: Oxford University Press.

_____ 2009. *World Englishes: A Resource Book for Students*, 2nd ed., London and NY: Routledge.

Kachru, B. B. 1985. "Standards, Codification and Sociolinguistic Realism: The English Language in the Outer Circle", in R. Quirk and H. G. Widdowson (eds.), *English in the World: Teaching and Learning the Language and Literatures*, Cambridge: Cambridge University Press.

_____ 1988. "The Sacred Cows of English", *English Today*, 16, pp.3-8.

_____ (ed.) 1992. *The Other Tongue: English across Cultures*, 2nd ed., Urbana, IL: University of Illinois Press.

McArthur, A. 1987. "The English languages?" *English Today*, 11, pp.9-13.

Pavlenko, A. 2006. "Bilingual Selves", in Pavlenko, A. (ed.), *Bilingual Minds: Emotional Experience, Expression and Representation*, Clevedon, Buffalo and Toronto: Multilingual Matters, pp. 1-33.

Phillipson, R. 1992. *Linguistic Imperialism*, Oxford: Oxford University Press.

Seidlhofer, B. 2011. *Understanding English as a Lingua Franca*, Oxford: Oxford University Press.

Strevens, P. 1992. "English as an International Language: Directions in the 1990s" in Kachru (1992).

ICT Technologies and Their Application to the Home Environment in Asian/Oceania Regions: From the View Points of Aging and Home Healthcare

Kimio Oguchi*

Abstract

Almost all countries/regions in the world are now facing the dominant issue of the aging society. In order to observe what happened in the Asian region in terms of change of human resources, we numerically analyze numerical data collected by the author to elucidate the trends and relationships present in ICT migration and expenditure on health.

The analysis of the statistical trends in such items in recent years for the Asian/Oceania region (11 countries) leads to several observations. Changes in estimate Total Expenditure on Health (eTEH) as related to the % rate of elderly people and age dependence of cost on health are estimated using simple expenditure on health (EH) per capita model proposed herein. Numerical evaluations show that even with the constant rate of population, the 65+ increase yields the large increase in eTEH. Therefore, decreasing additional expenditure for 65+ and improving the health of younger people as well are needed to keep TEH constant or to increase it as smaller amount as possible. Relative increase in eTEH for 14 countries (11 Asian/Oceania and 3 others) for 2020 and 2050 are extrapolated from the values collected. Recent research activities conducted in the Information Networking Laboratory of Seikei University, that focus on the vital issue of information transfer enabling to reduce the expenditure especially for elderly, are also introduced together with some detail on foot pressure sensing and thermal information capturing projects.

I. Introduction**

Most countries/regions are facing the severe problems created by the aging society due to the success of modern public health care policies and evidence-based intervention approaches such as better post-natal care, advances in medical systems, and improved nutrition. This situation has triggered concerns that more people will become sedentary and consume more social resources. The fact is that in the more developed regions,

* Professor, Information Networking Laboratory, Graduate School of Science and Technology and Faculty of Science and Technology, Seikei University
E-mail: oguchi@st.seikei.ac.jp

** This work was partly done in the Pilot Project "Utilization of broadband content in Asia-Oceania region" funded by the Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University. The author thanks all members in the Information Networking Laboratory for conducting their researches in Laboratory projects, and also thanks all staffs in the Center for Asian and Pacific Studies for supporting this work.

all regions of Europe plus Northern America, Australia/New Zealand and Japan, the ratio of people 65 years and older (65+) was 15.3 % in 2005, and will be 26.2 % in 2050 (UNPD 2010). Especially in Japan, the ratio of 65+ was 19.9 % in 2005, 22.6 % in 2010, and will be 37.8 % in 2050. This situation is amazing because more than one third of the population will be 65+ in 2050; the median age will be 55.1.

Information and communication technologies (ICTs), meanwhile, have been playing an important role in daily life even in enterprise offices and private homes. Data transferred using ICT has become indispensable. Everyone uses the data for different purposes every day and on every occasion: for example, WEB content as well as digital TV/radio programs may be used for deciding one's activity, getting updated news, learning, or entertaining. Electric banking or purchasing are also becoming daily events. Email/chat is used for communicating with others, and getting advertisements. Video streaming (uploading) has become a new tool for getting information and is replacing old-fashioned text. The representative key words of ICT are broadband and ubiquitous.

Several governments/organizations have clearly cited the use of ICT in different programs; the European Commission (EU) highlighted that better leveraging of the potential generally provided by ICT for independent living in an aging society represents both a social necessity and an economic opportunity in the framework of the i2010 initiative (EC 2008). Japan released a new health frontier strategy in April 2007 to promote the creation of a society where people can enjoy secure, productive, and healthy life (MHLWJ 2007). This strategy specifically lists the research and development of home medical technologies based on ICT. South Korea declared the IT839 strategy to be a new development strategy for the IT sector in 2004 (Chin 2006). In the IT839 strategy, new key infrastructures such as the broadband convergence network (BcN) and ubiquitous sensor network (USN) are described as providing high-tech services including e-health.

ICT has become so attractive because of the dramatic advances made in technology and the rapid aging of the world. One example of the former is the rapid penetration of FTTx (Fiber-To-The-x; x: home (H), curb (C), building (B)...), especially in Asian regions. In Japan, the number of FTTH users exceeded 30 million in 2010, just 8 years or so after its first deployment. In China, the number of FTTx (B and H) users has increased remarkably; the 2010 projection was more than 46 million. Advanced FTTH with WDM (Wavelength Division Multiplexing) technology, or WDM-PON (Passive Optical Network), has been deployed in South Korea to more than 200,000 subscribers.

The application of ICT to the home is one of the most important issues because individuals will want to or will have to stay longer in their homes than before. In particular, as the elderly stay home more often, the focus of application development will have to shift from just the younger generation to cover all generations, including the elderly.

IEEE held the first trans-disciplinary conference on Distributed Diagnosis and Home Healthcare (D2H2) in 2006; it determined that "Health care is shifting from a central, hospital-based system to a patient-centered system, where patients will be the manager and owner of their health information" (IEEE 2006). While the application of ICT to

the medical or healthcare field is important, applications to other fields in the home are also important because people want their homes to provide comfortable, healthy, safe, convenient and efficient environments.

The latest report released by UNFPA (United Nation Population Fund) underlines that, “while the trend of ageing societies is a cause for celebration, it also presents huge challenges as it requires completely new approaches to health care, retirement, living arrangements and intergenerational relations” (UNPF 2012). “It is obvious that the number of older persons is growing faster than any other age group. Moreover, with one in nine persons (about 10 %) in the world aged 60 years or over, with the latest projection being to increase to one in five (more than 20 %) by 2050, population ageing is a phenomenon that can no longer be ignored. Therefore, enhancing healthcare is one of the significant challenges that must be tackled by applying new methods/ technologies.”

This paper overviews what has happened in the Asian/Oceania region in terms of ICT migration and expenditure on health by using numerical data collected by the author. The data is subjected to numerical analysis to identify trends and clarify key relationships.

Section II overviews the statistically-derived trends in several basic items including human resources, ICT, and expenditure on health related numbers in recent years for the Asian/Oceania region. Section III highlights changes in total expenditure on health (TEH) estimated to identify the dominant ICT role using simple expenditure on health (EH) per capita model proposed herein. Especially, affects by some value for elderly to the TEH are analyzed. Section IV introduces research activities conducted in the Information Networking Laboratory in Seikei University, focusing on vital information transfer issues. Section V concludes the paper and describes future works.

II. Statistics, Some Numbers in Each Country/District

This section discusses changes in data related to human resources, ICT, and expenditure on health in recent years and projections for 11 countries in Asia/Oceania region, plus some others for reference.

Types of data examined are as follows;

- Total population and the rate of 65+ in the population,
- Number of broadband and mobile subscribers, and
- Expenditure on health and GDP.

The 11 countries/districts that are the focus of this paper are, in alphabetical order (with abbreviations used in figures):

- Australia (Au), China (P.R.C)(Cn), Hong Kong SAR (HK), Indonesia (Id), Japan (Jp), Korea (R.O.K) (Kr), Malaysia (My), Singapore (Sg), Taiwan (R.O.C) (Tw), Thailand (Th), and Vietnam (Vn).

Three others in Europe/North America are also considered for reference. They are;

- Denmark (Dk), Germany (De) and USA (US).

Actual numerical information collected by the author are listed in Tables A1, A2, and A3 in the annex of this paper.

1. Human Resource-related Numbers

This subsection analyzes the total population, the rate of 65+ in the population, and median age.

Figure 1 plots the % rate of 65+ for each countries/districts vs. the change in total population for the years 2000, 2010, 2020, and 2050. Detailed values as well as others are listed in Table A1 in the annex of this paper. Values for 2000 are actual ones; the others are estimates.

As is obvious in Fig. 1, each country/district has different attributes. In 2000, total population ranges from about 4 M up to about 1300 M. The larger population group includes Cn, Id, Jp, Th, and Vt with more than 50 M in 2010. Almost all countries/districts have the 65+ rate in 2010 less than 15 % except Jp. However, in 2050, 5 countries/districts have more than 30% and 4 more than 20%. The larger 65+ population group includes Cn, Id, and Jp in 2050.

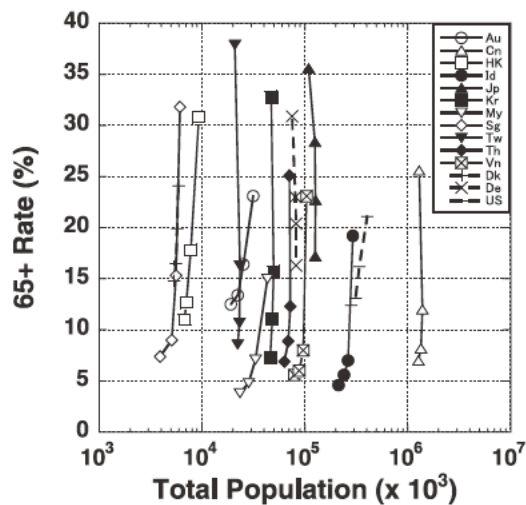


Figure 1. The % Rate of 65+ vs. Total Population over Time.

(Source: Original by the Author)

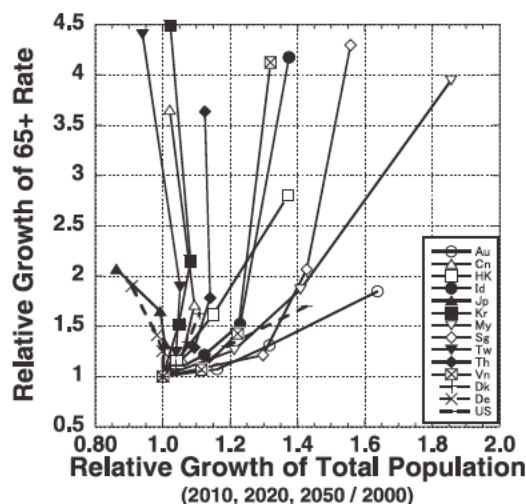


Figure 2. Relative Growth in % Rate of 65+ vs. Relative Growth of Total Population.

Markers Correspond to Values in 2000, 2010, 2020, and 2050.

(Source: Original by the Author)

Figure 2 plots the relative growth rate in the % rate of 65+ vs. the relative growth rate of total population in 2010, 2020, and 2050 (all values normalized against 2000).

Roughly speaking, the 2050 values can be categorized into a 2 x 2 matrix with lower and higher growth rates of the total population (TP), and lower and higher growth rates of 65+ (65+).

- Low TP and low 65+: Jp, (De, Dk),
- Low TP and high 65+: Tw, Cn, Kr, Th,
- High TP and low 65+: Au, (US), and
- High TP and high 65+: Vn, Id, HK, Sg, My.

Another view is given in terms of median age, which is defined as the age that divides the population in two parts of equal size.

Figure 3 plots median age vs. the change in total population for the years of 2000, 2010, 2020, and 2050. Observations in 2050 are;

- The highest group (> 50): Tw, Jp, Kr, Sg, HK,
- Higher group (45 – 50): Cn, Th, Vn, (De),
- Mid group (40 – 45): Id, Au, (Dk, US), and
- Lower group (35 – 40): My.

2. ICT-related Numbers

This subsection analyzes the numbers of broadband and mobile subscribers and its relationship with PPP GDP (Gross Domestic Product) per person.

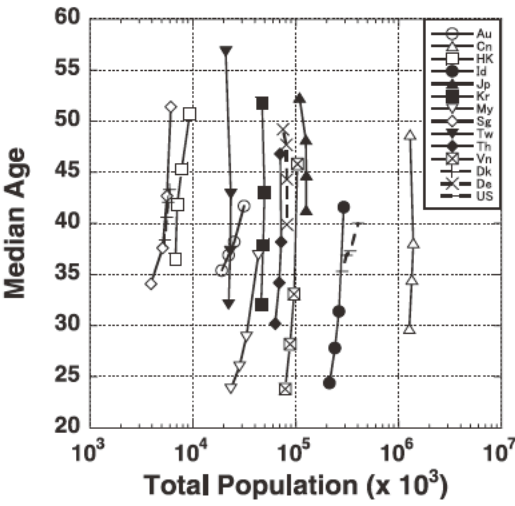


Figure 3. Median Age vs. Total Population over Time
(Source: Original by the Author)

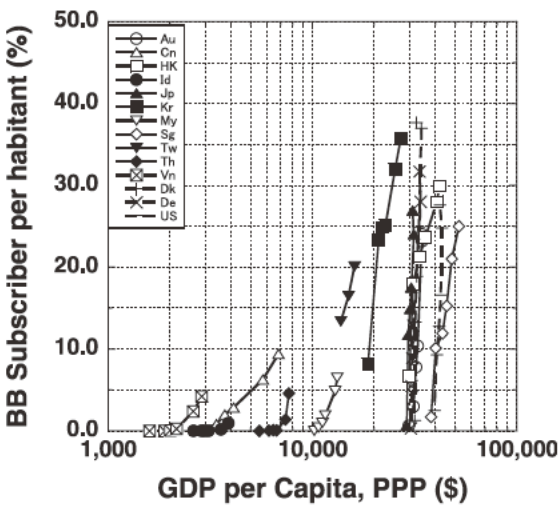


Figure 4. Broadband Subscriber Rate vs. GDP (Markers from Left: 2000, 2003, 2004, 2005, 2008, and 2010).
(Source: Original by the Author)

Figure 4 depicts the broadband subscriber rate vs. for the years 2000, 2003, 2004, 2005, 2008 and 2010. Detailed values as well as others are listed in Table A2 in the annex of this paper.

Figure 5 depicts the mobile subscriber rate vs. GDP for the same 6 years.

Over the last decade, ICT has dramatically advanced throughout the world. However, its penetration rate is differs with the area and the technology.

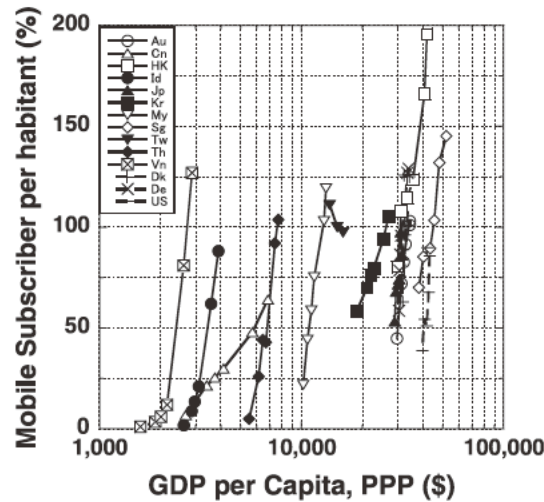


Figure 5. Mobile Subscriber Rate vs. GDP (Markers from Left: 2000, 2003, 2004, 2005, 2008, and 2010).

(Source: Original by the Author)

In Fig. 4, two groups are seen;

- High ($> 20\%$) subscription rate with steep increase. This is chiefly seen with GDP values of more than \$20,000, and
- Low ($< 10\%$) subscription rate with moderate increase; GDP values less than \$20,000.

In Fig. 5, no such grouping is obvious. Almost all countries will have ownership rates of more than 100% meaning there is more than one mobile terminal for each person. It is noted that the growth rate is very steep regardless of the GDP.

One reason for rates higher than 100% is the difference in pricing systems. One telecom carrier offers free download calls, but upload charges are high. Another, in the same country, offers low upload charges. Therefore, some people own two terminals; one dedicated to uploading and the other to downloading.

As seen in Figs. 4 and 5, the recent penetration growth seems to be a linear increase (in log scale for horizontal axis) except for BB with low GDP.

Therefore, the penetration rate (R_p) in terms of GDP (Gdp) can be described by the following equation;

$$Rp_k = c_k + b_k \log (Gdp_k). \quad (\text{eq. 2-1})$$

where is c_k a constant value for the k -th country; b_k is a constant coefficient.

Numerical analysis with values in 2005, 2008 and 2010 for both BB and mobile subscription rates gives a good correlation between the rate and GDP as depicted in Fig. 6.

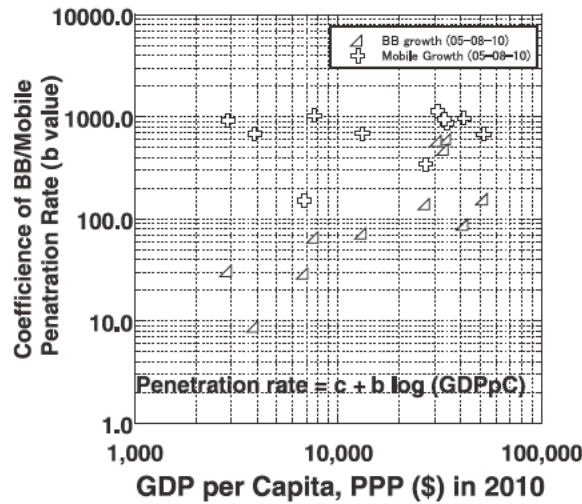


Figure 6. b Values (Constant Coefficient) vs. GDP.
(Source: Original by the Author)

Figure 6 shows b_k values (constant coefficient in eq. 2-1) vs. GDP. As clearly seen in the figure;

- b_k for BB subscription rate increases almost linearly with GDP, and
- b_k for mobile subscription is almost constant regardless of GDP.

This occurs because the BB network needs CAPEX (CAPital EXpenditures) for the network infrastructure including station itself, equipment in the station, and cables between a station and subscribers. Subscriber has to pay some amount of the expenditure by initial and/or monthly fees. Since the mobile network has less cable and cabling costs, its CAPEX is relatively small compared to the BB network. Lower mobile terminal cost and lower monthly fee yields high penetration rates even if GDP is low.

Figure 7 plots the mobile subscriber rate vs. BB subscriber rate for the years of 2000, 2003, 2004, 2005, 2008, and 2010. Figure 8 is similar to that of Fig. 7, but horizontal corresponds to BB subscriber per house in 2010, calculated from the number of households listed in Table A2.

Two groups can be seen in both figures.

- Higher BB subscriber rates per house (> 50 %) and higher mobile subscriber rates (about 100 % or more): Sg, Kr, Au, Tw, Jp, (Dk, US, De) and
- Low BB subscriber rates per house (< 50 %) and higher mobile subscriber rates (about 100 % or more): My, Cn, Th, Vn, Id.

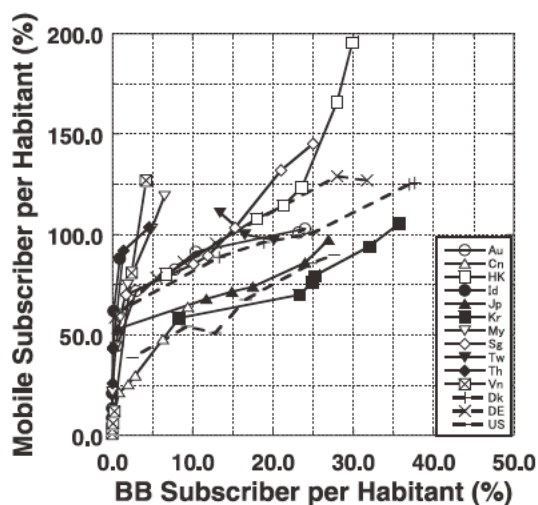


Figure 7. Mobile Subscriber Rate vs. BB Subscriber Rate (Markers from Left: 2000, 2003, 2004, 2005, 2008, and 2010).
(Source: Original by the Author)

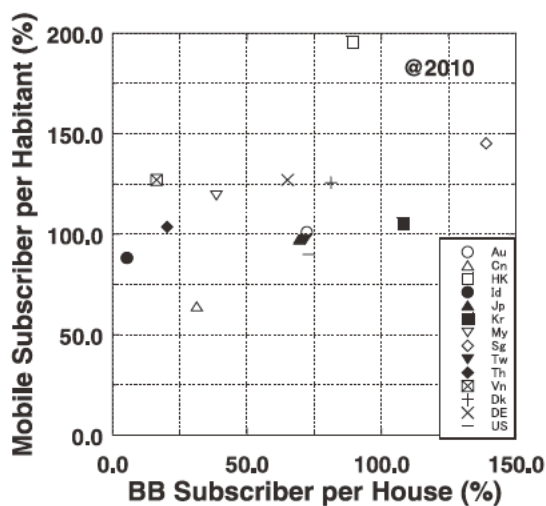


Figure 8. Mobile Subscriber Rate vs. BB Subscriber Rate per House in 2010.
(Source: Original by the Author)

3. Health Expenditure-related Numbers

This subsection analyzes the per person expenditure on health (EH) and its relationship with GDP.

Figure 9 plots EH vs. GDP for the years of 2000, 2003, 2004, 2005, 2008 and 2010. Detailed values as well as others are listed in Table A3 in the annex of this paper.

As seen in Fig. 9, EH seems to increase linearly (in log scale for both horizontal and vertical axis) regardless of GDP value.

Therefore, EH (Eh) can be described by the following equation;

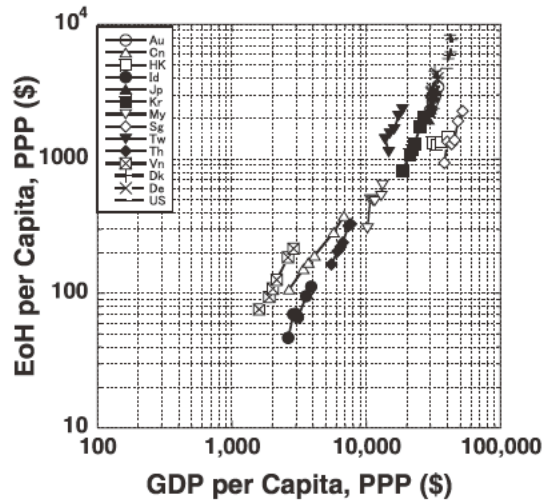


Figure 9. Per Capita Expenditure on Health (EH) vs. GDP (Markers from Left: 2000, 2003, 2004, 2005, 2008, and 2010).

(Source: Original by the Author)

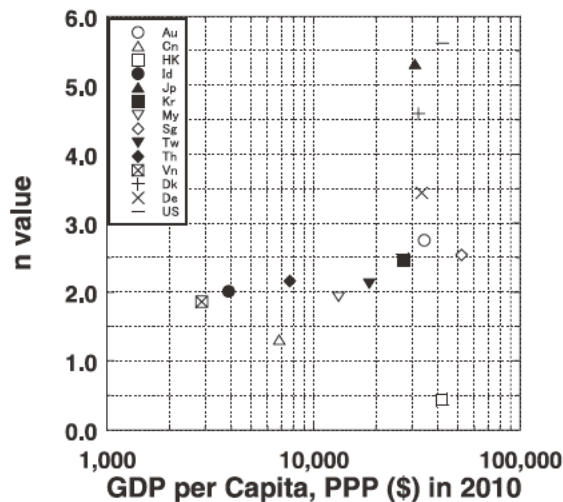


Figure 10. n Value (n-th Power) vs. GDP.

(Source: Original by the Author)

$$Eh = c'_k Gdp_k^n. \quad (\text{eq. 2-2})$$

where c'_k is a constant value that is country specific.

Numerical analysis with values in 2000, 2003, 2004, 2005, 2008 and 2010 for EH growth gives a good correlation between the rate and GDP as depicted in Fig. 10.

Figure 10 plots n values (power term in eq. 2-2) vs. GDP. As clearly seen in the figure, two groups can be seen;

- for low GDP (< \$20,000): n values are almost constant, around 2.0, and
- for high GDP (> \$20,000): they vary widely.

This means that for low GDP, e.g. 10 % growth in GDP yields a 21 % growth in EH ($1.1^2 = 1.21$). For high GDP, n is much larger and depends on the country.

III. Estimated Total Expenditure on Health

Even though George Barnard Shaw said “Man does not cease to play because he grows old, he grows old because he ceases to play”, aging itself implies some degradation in human physical performance resulting in sedentary daily living, and/or the necessity of physical care. One such performance degradation is seen in the numerical analysis of world running records; it indicates about 0.7 % decrease per year in age less than around 65 and > 1 % for the elderly (Oguchi 2001).

Current cost for the health related treatment for the 65+ group is about 4 times larger than other generation groups (Nishimura 2011). In aging societies, the trends in total expenditure on health both at present and in the future are critical issues for society.

This section estimates changes of total expenditure on health ($eTEH$) as related to the % rate of elderly people and the age dependence of health cost. In particular, possible solution to reduce the TEH is found out.

1. Estimation model and evaluation

Actual per capita expenditure on health depends on age. Generally speaking, the younger spend the smallest amount except for infants. Age dependent expenditure (per capita) generally has the shape of a bath tub as depicted in Fig. 11. In Japan in 2008, it starts with ¥203 k (thousand) (equivalent to about US\$2,500 if ¥80 = 1US\$) for the age group of 0-4, then goes down to the minimum of ¥64 k for the 15-19 group, and increases towards the end with ¥1,114 k for the 100+ group. Therefore, an exact analysis of the total expenditure on health needs to analyze each age group which seems overly complicated.

In order to clarify the general change in terms of time (year), the definition of $eTEH$ proposed in this paper is given by the following simple math and the estimation model depicted in Fig. 11;

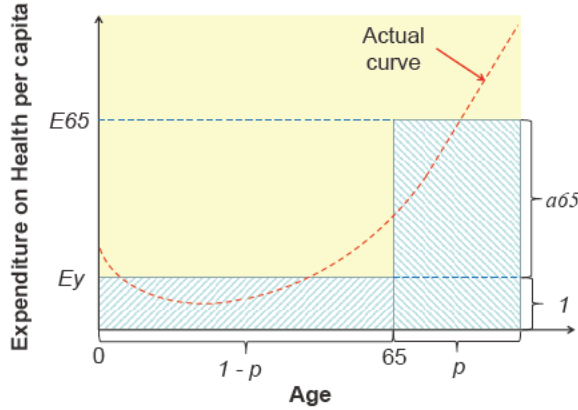


Figure 11. Estimation Model for the Total Expenditure on Health (eTEH).
(Source: Original by the Author)

$$eTEH = Ey Nt (1 - p65) + E65 Nt p65. \quad (\text{eq. 3-1})$$

where Ey and $E65$ correspond to the per capita expenditure for age <65 and 65+, respectively, Nt is the total population, and $p65$ is the % rate of 65+ in the total population as depicted in Fig. 11. The $eTEH$ value is given by adding the two rectangular areas (hatched areas) in Fig. 11.

A further definition is;

$$E65 = (1 + a65) Ey. \quad (\text{eq. 3-2})$$

where $a65$ corresponds to the additional relative cost for 65+ compared to 65-.

Therefore, eq. 3-1 is rewritten as eq. 3-3;

$$\begin{aligned} eTEH &= Ey Nt (1 - p65) + (1 + a65) Ey Nt p65. \\ &= Ey Nt (1 + a65 p65). \end{aligned} \quad (\text{eq. 3-3})$$

Here, we compare the $eTEH$ in year 't' to that in 2010; the relative ratio, denoted R^t_{2010} , is determined by using eq. 3-3 with other values in year 't' and 2010 as follows;

$$R^t_{2010} = \{Ey^t Nt^t (1 + a65^t p65^t)\} / \{Ey_{2010} Nt_{2010} (1 + a65_{2010} p65_{2010})\}. \quad (\text{eq. 3-4})$$

This equation has many parameters, however, it is easily understand that changes in Ey or Nt just give the linear change of R .

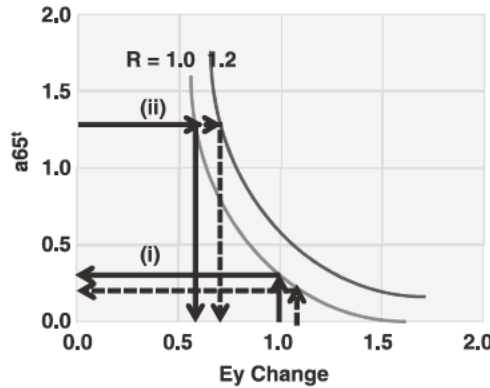


Figure 12. Tradeoff between Ey Change and $a65$ Value.
(Source: Original by the Author)

2. Evaluation Results

The following are some numerical estimation yielded for several probable cases;

Case 1:

Given values, $p65_{2010}$ and $p65^t$ and Nt constant, R value has a tradeoff relation with Ey and $a65$ change.

Figure 12 visualizes the tradeoff between Ey and $a65$ change. In the figure, the horizontal axis corresponds to Ey change, and the vertical to $a65$ value. Two curves in the figure with $R = 1.0$ and 1.2 correspond to the boundaries delineating the region of the same R value e.g. 1.0 means the same $eTEH$.

For (i) in the figure, if Ey increases from e.g. 1.0 to 1.1, $a65$ must decrease from 0.3 to 0.25 to keep $R = 1.0$. Ey increase is possible through the introduction of a new medicine or medical treatment/operation. However, $a65$ reduction might need new intervention or new approach for healthcare including prognosis/diagnosis.

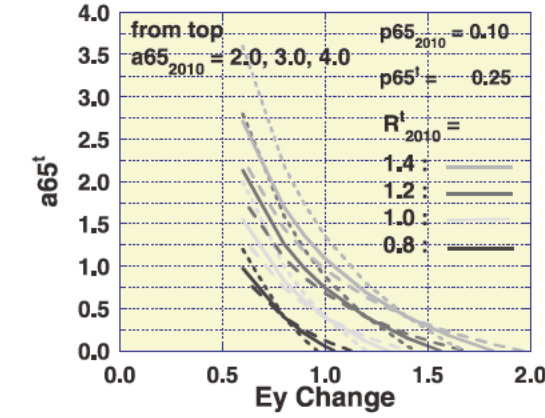
For (ii), even with the same $a65$ value, Ey increase will result in an increase in R , e.g. 1.0 to 1.2.

Even with a constant Nt value, an increase in $p65$ triggers a large increase in $eTEH$. Therefore, both Ey and $a65$ decreases are needed to keep $eTEH$ constant.

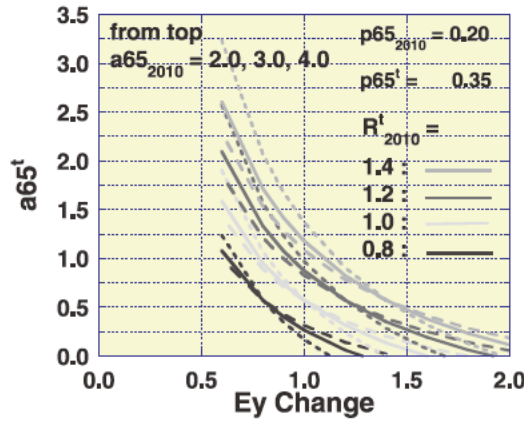
Figures 13 (a) and (b) show the tradeoff between Ey and $a65$ change. Here, R^t_{2010} values are 0.8, 1.0, 1.2 and 1.4, and $a65_{2010}$ values are 2.0, 3.0, and 4.0. Figure 13(a) uses $p65_{2010}$ and $p65^t$ values of 0.10 and 0.25, respectively, and (b) 0.20 and 0.35, respectively. The former is similar to cases of Th and Cn, and the latter of Jp. Here in two figures, Nt values keep constant. Furthermore, the $a65_{2008}$ value in Japan in 2008 was 3.32 (Nishimura 2011).

Case 2:

As described, equation (3-4) has too many parameters to permit easy evaluation. However, an understanding is easily reached by examining some typical values.



(a) $p65_{2010}$ and $p65^t$ Values are 0.10 and 0.25.



(b) $p65_{2010}$ and $p65^t$ Values are 0.20 and 0.35.

Figure 13. Tradeoff between Ey and $a65$ Change. (Source: Original by the Author)

Figures 14 (a) to (n) give the relative increase of the $eTEH$ for all 14 countries for 2020 and 2050 with several values of Nt_{2010} , $p65_{2010}$, Nt^t , and $p65^t$ given in Table A1. $a65_{2010}$ values are 2.0, 3.0, and 4.0, and $Ey^t/Ey_{2010}=1$ are used in the calculations. If Ey^t/Ey_{2010} ratio is changed, the result will be to simply multiply by the ratio e.g. $Ey^t/Ey_{2010}=1.5$, the result will be 1.5 times larger.

Roughly speaking, with the observation in section II.1.,

- for low TP and low 65+: Jp, (De, Dk); moderate increase,
- for low TP and high 65+: Tw, Cn, Kr, Th; higher increase
- for high TP and low 65+: Au, (US); higher increase and
- for high TP and high 65+: Vn, Id, HK, Sg, My; higher increase.

For example in Japan, $a65_{2010}$ of 3.0, $a65^{2020}$ of 4.0, and $Ey^{2020}/Ey_{2010}=1$ yields 25 % increase of $eTEH$. That for 2050 is also 24 % increase even though Nt decreases by 13 %.

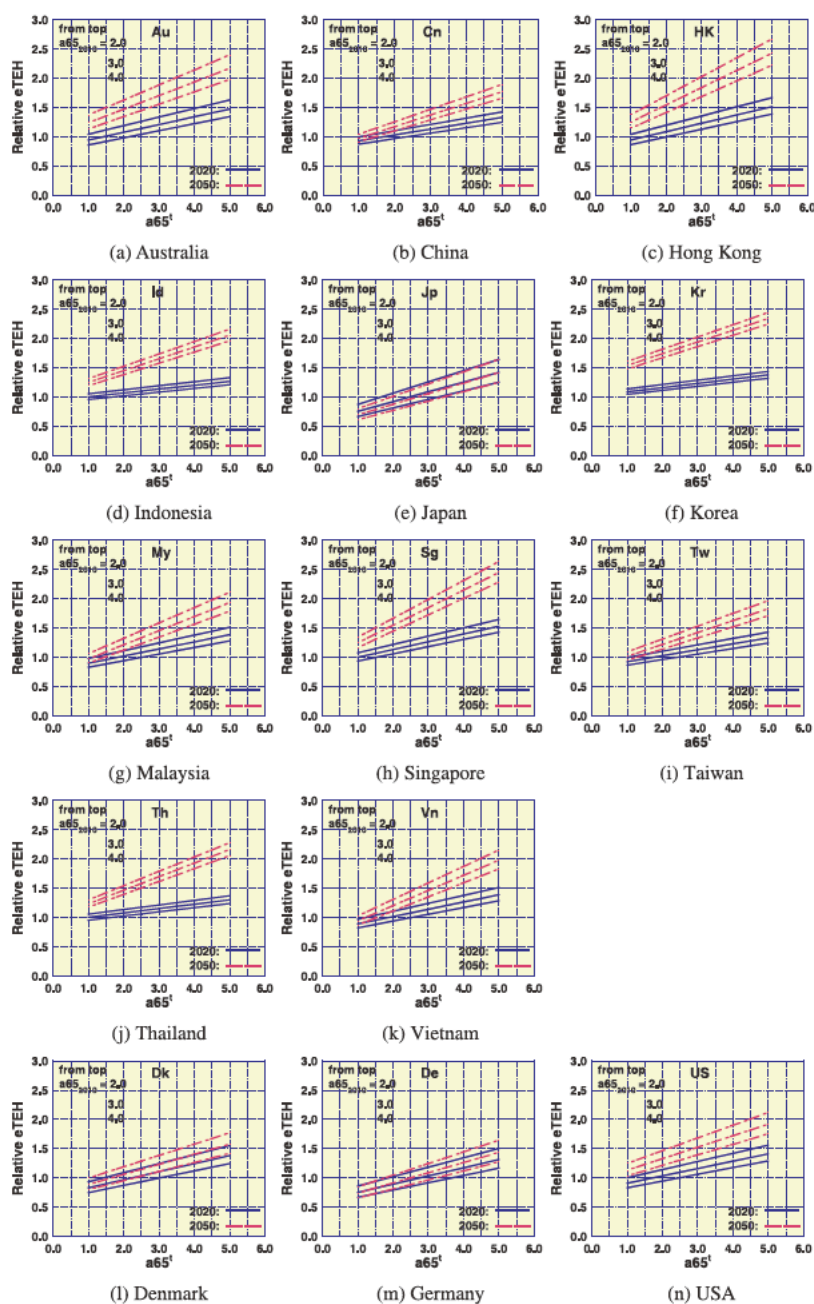


Figure 14. Relative Increase in Total Expenditure on Health (eTEH). (Source: Original by the Author)

The highest group includes HK, Sg, Jp in 2020 and HK, Kr, Sg in 2050.

With the same parameters in Japan, eTEH in HK in 2020 results in 37 % increase and 113 % in 2050.

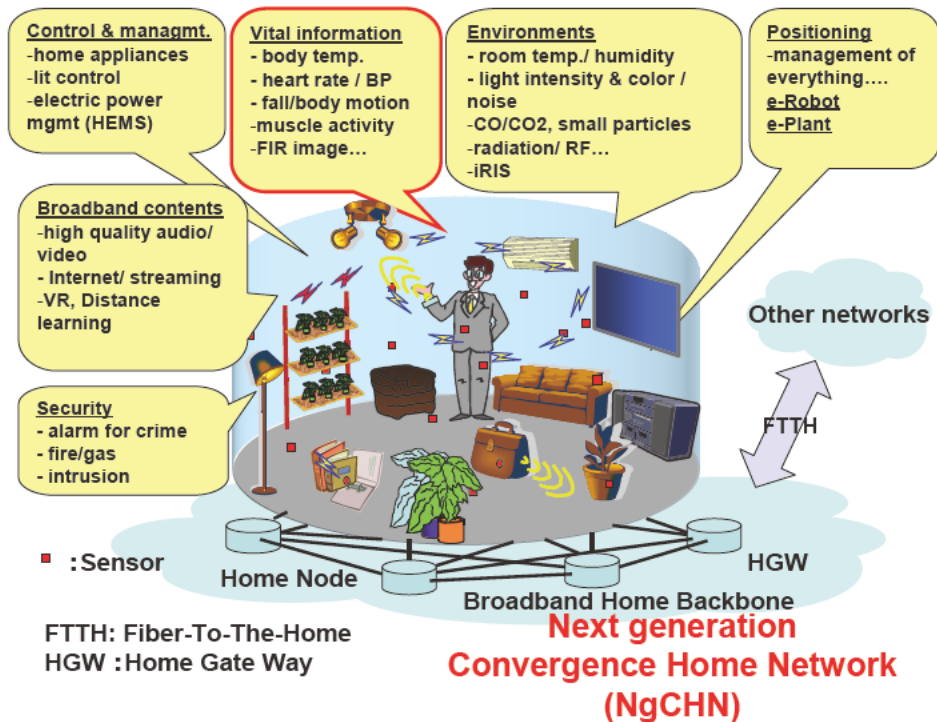


Figure 15. Next generation Convergence Home Network (NgCHN) and its Application Image. (Source: Oguchi2005 modified)

IV. Latest Research Activities in the Information Networking Laboratory, Seikei University

1. NgCHN and its Service Images

The laboratory has been actively targeting the optimum home environment since 2004 by researching several information and communications technologies (ICT). Creating the optimum home environment demands a consideration of how people, especially the elderly, can live comfortable, healthy, safe, efficient and convenient lives. The environment will include a variety of service applications and terminals. Network image and some characteristics are described below.

Figure 15 depicts the next generation convergence home network (NgCHN) image, together with some information / signals transferred through the network (Oguchi 2005, Oguchi 2009). NgCHN consists of the photonic broadband home backbone and edge networks. The photonic home backbone connects to other networks via the HGW (Home Gate Way) through a broadband network e.g. FTTH (Fiber-To-The-Home). Both broadband and ubiquitous technologies are used to support different applications; vital information collection will be the key to enhancing daily life, especially for the elderly. The data should be captured by extremely small and smart devices in order to reduce

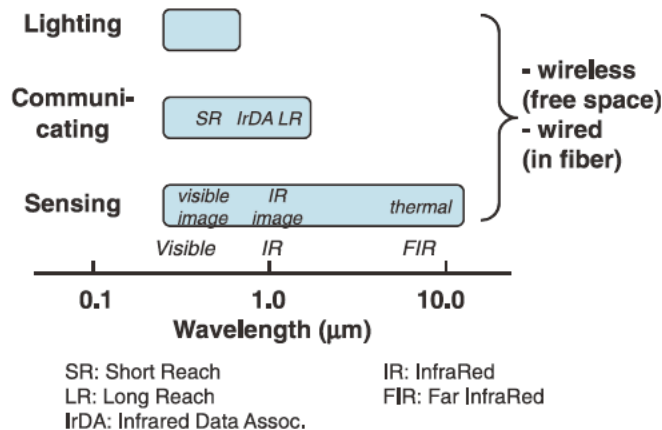


Figure 16. Wavelength Rich Surrounding (WAVERINGS), or iRIS, Concept.
(Source: Original by the Author)

the loads placed on the user and to support service anywhere anytime. Wired/ fixed sensors will also be used for this application and for capturing environmental information to realize comfortable and efficient environments. Position sensing applications that use the RFIC tags attached to all objects are also important in order to recognize object location and the user's context. Security, which includes intrusion, fire, gas etc., is another basic application that may use either wireless or wired sensors. The transfer of high quality audio/video (HD: High Definition / SHD: Super High Definition e.g. 4 K) and Internet content will improve daily life. Control and management of future home appliances connected to the network will also create a much more comfortable daily life. Lighting control in terms of its intensity and color, and home energy (electric power) management are challenging issues. Higher speed applications may connect to the home backbone directly while others pass through wired or wireless links to the home edge networks.

The major point of migration from the existing network to the next generation one is connecting everyday objects and sensors via the Internet Protocol (IP). The existing network, where several terminals (PC, Tel/Fax, CATV etc.) use dedicated networks and the rest do not use any networks, will migrate to the next generation network where virtually all terminals or devices will be IP-networked (recently referred as ToI: Things on the Internet). All can communicate through the convergence network, resulting in the ability to easily create new applications or services efficiently.

Optical technology is the important and major technology for realizing this environment. As depicted in Fig. 16, optical wavelengths are used for sensing, communicating, and lighting regardless wired or wireless with visible to far infrared (non visible) wavelength regions. This framework is named "WAVERINGS: WAVElength RIch surroundINGS" by the author.

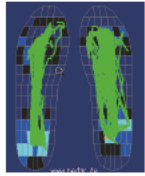
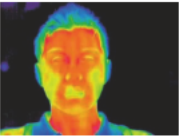
	PJ-V1	PJ-V2	PJ-V3	PJ-V4
Capturing condition	fall detection / fatigue recognition	walking condition after injury / daily, balance	human respiration/ fatigue	body movement while walking/ sports
Sensor(s)	accelerometer, angular velocity (wearable)	foot pressure (wearable, in-sole/ plate)	FIR (Far Infra-Red) image	Motion capture system
On going experiments images				
References	(V1-1) – (V1-7)	(V2-1) – (V2-2)	(V3-1) – (V3-5)	(V4-1) – (V4-5)
	[general] (G1) - (G5) [others] (V5-1) – (V5-3)			

Figure 17. On-going Research Projects Related to Vital Information Transfer.

(Source: Original by the Author)

2. Projects outlines

In order to create the next generation convergence home network (NgCHN) and its applications, several issues need to be resolved;

- (1) Several major challenges, each of which corresponds to a sub project;
 - Network issues: fiber-optic broadband backbone and wireless sensor network, and
 - Application issues: data capture, process, analysis, recognition, and feed-back.
- (2) Objectives of the sub project related to vital information are;
 - to clarify the feasibility to capture human condition by sensor (s) in the home,
 - to make a framework of e-healthcare for the home, and
 - to give lessons learned for the next step in smart sensors (e.g. easier to wear; smaller, lighter weight; more intelligent, lower cost...).

Sensor-based research applications are actively on-going in the laboratory. Figure 17 gives an outline of four sub projects, PJ-V1 to PJ-V4. They are related to capturing the human condition by sensor(s) and represent the first step in each field. They include capturing condition, sensor used, experimental image (photo) and related articles so far published or presented in the laboratory. For details please refer to the articles referenced.

3. Latest Activities

(1) Foot Pressure Sensing

In order to clarify how sensors can be used to assess the rehabilitation status of a person with a leg injury in the home, this trial uses foot pressure sensors (Pedar 2012) to capture foot pressure while walking (Oguchi 2011). Future application image is to assess the status of rehabilitation in the user's home by using very simple but smart sensors. This experiment has been underway for 18 months and is still in progress. This subproject is a collaborative effort with the Office of the Health Center, Seikei University.

Major results are as follows;

The change in scores of pain and fatigue intensities, and walking ability over time showed some improvement in the first two weeks after the subject suffered the injury. Scores of pain and fatigue remained constant thereafter. Score for walking ability improved after 6 weeks, but the subject has not yet to return to a fully healthy state. This means that normal straight walk might be somewhat improved, however, more complex movements, e.g. walking with knee twist, are still difficult.

Peak pressure value for the right and left leg in the terminal stance were obtained from the data set acquired by the pressure sensor. Time periods for 3 cycles for the right and left leg between the initial contact in one cycle of each leg and the third initial contact were also measured and averaged. Peak pressure of the left leg just after the injury was significantly lower than that of the right leg ($p < 0.01$). There was no significant change some 3 weeks after, but some change was evident ($p < 0.05$) 5 weeks later, 7 and 11 weeks later ($p < 0.01$). Time period for 3 cycles on 2 days later was significantly longer than that on other measured some weeks later ($p < 0.05$). This figure indicates that the injury clearly altered walking performance, and some effect remained even one month later.

The center of pressure (COP) was also analyzed visually on the PC. As derived from the movements of the COP, several lines overlap on the foot shape. It was seen that the left leg had a narrower trace than the other immediately after the injury. This means that due to the pain in the knee, the gait was not complete, i.e. not enough rolling of the left foot. About 2 months later after the injury, the traces of the left leg are slightly broader, and similar to that of right leg. However, gait remains asymmetric about one year after the injury indicating that further time is needed for complete recovery.

Even though this experiment is on-going, the following lessons learned have been clarified:

- measuring foot pressure while walking is a feasible way of assessing the status of rehabilitation,
- it is difficult to fully assess the recovery condition from just foot pressure data,
- sensors, or smart or intelligent sensors must be combined to provide a more detailed verification of rehabilitation status,
- smaller and more cost effective sensor systems will be needed to support home

use,

- a simpler graphics-based feedback method is needed, and
- a signal/data processing system with greater capacity e.g. HomeCloud, is needed to handle the massive amounts of data generated.

(2) Thermal Images

It is well known that thermo-imaging by FIR (Far InfraRed) cameras can be used to detect thermally active bodies emitting radiation around 10 μm if the body temperature is about 300 K (= 27 degree C). If an FIR camera is used to capture human thermal information (images), precise measurement of the temperature could give a lot of vital information such as nasal respiration detection, effectiveness of finger massage, and changes in blood flows.

In order to clarify the effectiveness of a finger massage, body temperatures were captured before and during the massage. This subproject is also a collaborative effort with the Office of the Health Center, Seikei University.

A preliminary experiment was conducted with subjects sitting/standing in front of a camera whose parameters were as follows;

- type: NEC/Avio, TH7102MX (NEC/Avio 2012),
- capture wavelength: 8 - 14 μm ,
- thermal resolution: 0.06 degrees,
- size of sensor (active area): 320 x 240 pixels,
- contrast: 256 levels (8 bit), and
- frame rate: 30 frames/sec.

Preliminary results from this experiment show that the massage is effective in terms of temperature increase (blood flow change). This project is still on-going and its results will be presented in another article.

V. Conclusion and Future Work

Recently, almost all countries in the world are facing the problem of the aging society.

In order to observe what happened in the Asian/Oceania region in terms of change of human resources, ICT adoption, and expenditure on health, data collected by the author were subjected to a numerical analysis to identify trends and elucidate key relationships.

Analysis of the trends in several basic items including human resources, ICT, and expenditure on health related numbers in recent years for the Asian/Oceania region (11 countries) yielded the following observations;

Almost all countries/districts have higher rate of 65+ in the population in 2050 even if their rates in 2010 are less than 15 %. Growth of the total population was categorized into high and low (sometimes decrease) areas.

Estimate total expenditure on health (eTEH) evaluated by the simple model proposed herein, indicated its large growth. Major factor was the higher growth rate of 65+. Therefore, some urgent methods/interventions are required for reducing the eTEH or keeping it constant. ICT would play an important role for such purposes.

Numerical analysis of broadband (BB) and mobile subscribers will provide several indications regarding to new applications/services. Area with GDP per capita, PPP less than \$20,000 should accommodate the new application/services on the mobile basis while others on either mobile or BB (fixed) basis. However, new BB mobile, i.e. LTE (Long Term Equipment), may offer new applications/services without any penetration of the BB fixed network e.g. FTTH. Asymmetric pricing system in a mobile carrier for uploading collected data by sensors in a home and downloading feed-backs from medical institution, should also be considered when a new applications/services is released.

Even though the growth rate of EH per capita, PPP is proportional to GDP per capita, PPP with an X^2 relation in area less than \$20,000, the EH amount itself is not so large. Therefore, weighting the applications/services is an important issue to introduce them.

Recent research activities conducted in the Information Networking Laboratory in Seikei University were introduced, focusing on vital issues in information transfer with some detail of foot pressure sensing and thermal information capture and processing projects. These researches are aiming to create the optimum home environment, especially for elderly.

In the future work, further detail will be conducted to clarify what parameter is critical for the eTEH. It will be also conducted to clarify what intervention is the most effective to reduce the additional expenditure on health for elderly. Research activities in other institutions/organizations will be overviewed to identify the major challenges in each project.

References

- Chin, D. J. and Rim, M.H. 2006. "IT839 Strategy: The Korean Challenge Toward a Ubiquitous World", *IEEE Communications Magazine*, Vol.44, No.4, pp.32-38.
- EC (European Commition) 2008. "ICT & Ageing: European Study on Users, Markets and Technologies", <http://www.ict-ageing.eu/> (last accessed on May, 2009).
- IEEE 2006. "Distributed Diagnosis & Home Healthcare", *Proc. of the 1st Distributed Diagnosis and Home Healthcare (D2H2) Conference*.
- NEC/Avio 2012. "Infrared Thermal Camera", <http://www.nec-avio.co.jp/> (last accessed on May, 2012).
- Nishimura, S. (ed.) 2011. *Iryo Hakusho 2011* (in Japanese), Japan: Nihon Iryo Kikaku.
- MHLWJ (Ministry of Health, Labour and Welfare Japan) 2007. "Promotion of the New Health Frontier Strategy", *Annual Health, Labour and Welfare Report 2007-2008*, <http://www.mhlw.go.jp/english/wp/wp-hw2/index.html> (last accessed on May, 2009).
- Oguchi, K. and Oguchi, E. 2001. "Average Running Speed Against Age (in Japanese)",

Journal of Running Science, Vol.12, No.1, p.58.

- Oguchi, K., Tojo, K., Okodo, T., Tsuchida, Y., Yamaguchi, T., and Murooka, T. 2005. "Next-generation Home Networking and Relevant Technologies", *Proc. SPIE, Network Architectures, Management, and Applications II*, Vol.5626, pp.163-168.
- Oguchi, K. 2009. "Content Transfer and Supporting Technologies in a Home Environment over Next Generation Convergence Home Network: From Vital Information Transfer to Broadband Content Transfer", *International Journal of Digital Content Technology and Its Application (IDCTA)*, Vol.3, No.3, pp.124-135.
- Oguchi, K., Miyazawa, K., Terada, S., and Hanawa, D. 2011. "Feasibility of Assessing Rehabilitation Status by Using Foot Pressure Sensor While Walking", *Proc. Icbpe2011*, pp.1-4.
- Pedar 2012. "pedar", <http://novel.de/novelcontent/pedar>. (last accessed on May, 2012).
- UNFPA (United Nations Population Fund) 2012. "Population of Over-60-Year-Olds to Reach One Billion within the Decade Report Calls for Urgent Action by Governments to Address the Needs of the 'Greying Generation'", *Press Release*, <http://www.unfpa.org/> (last accessed on Oct. 2012).
- UNPD (United Nations Population Division) 2010. "World Population Prospects: The 2010 Revision Population Database", <http://esa.un.org/unpp> (last accessed on Sept. 2011).

Table A1. Human Resource-related Numbers

Country/District	Total population (k) #1-1 *1-1 Ratio of 65+ (%) #1-2 *1-1 Median age (y) #1-3 *1-1				Number of households #1-4 Year & Source Number of persons per house calculated (@2010)#1-5
	2000	2010	2020	2050	
Australia	19,164 12.5 35.4	22,268 13.4 36.9	25,241 16.4 38.2	31,385 23.1 41.7	7,144 @06*1-3 3.12
China	1,269,117 7.0 29.7	1,341,335 8.2 34.5	1,387,792 12.0 38.1	1,295,604 25.6 48.7	401,517 @10*1-2 3.34
Hong Kong	6,783 11.0 36.5	7,053 12.7 41.8	7,803 17.8 45.3	9,305 30.8 50.7	2,358 @11*1-5 2.99
Indonesia	213,395 4.6 24.4	239,871 5.6 27.8	262,569 7.0 31.4	293,456 19.2 41.6	39,695 @90*1-6 6.06
Japan	125,720 17.2 41.3	126,536 22.7 44.7	124,804 28.4 48.2	108,549 35.6 52.3	49,063 @05*1-3 2.58
Korea (South)	45,988 7.3 32.1	48,184 11.1 37.9	49,810 15.7 43.0	47,050 32.8 51.8	15,887 @05*1-3 3.03
Malaysia	23,415 3.8 23.8	28,401 4.8 26.0	32,986 7.1 28.9	43,455 15.0 36.9	4,778 @00*1-3 5.94
Singapore	3,919 7.4 34.1	5,086 9.0 37.6	5,597 15.3 42.7	6,106 31.8 51.4	915 @00*1-3 5.56
Taiwan *1-8, 1-9	22,277 8.6 32.1	23,162 10.7 37.3	23,437 16.3 42.9	20,935 37.9 56.8	6,496 @00*1-4 3.57
Thailand	63,155 6.9 30.2	69,122 8.9 34.2	72,091 12.3 38.2	71,037 25.1 46.8	15,661 @00*1-7 4.41
Vietnam	78,758 5.6 23.8	87,848 6.0 28.2	96,355 8.0 33.1	103,962 23.1 45.8	22,444 @09*1-3 3.91
Canada	30,667 12.6 36.8	34,017 14.1 39.9	37,163 18.1 41.6	43,642 24.9 44.0	12,437 @06*1-2 2.74
Denmark	5,340 14.8 38.4	5,550 16.5 40.6	5,736 19.9 42.1	5,920 24.1 43.3	2,573 @10*1-2 2.16
France	59,048 16.1 37.7	62,787 16.8 39.9	65,874 20.3 41.3	72,442 24.9 42.7	25,253 @05*1-2 2.49
Germany	82,349 16.3 39.9	82,302 20.4 44.3	80,988 23.0 47.7	74,781 30.9 49.2	40,076 @08*1-2 2.05
Italy	56,986 18.3 40.2	60,551 20.4 43.2	61,290 22.8 46.8	59,158 32.7 49.6	23,848 @08*1-2 2.54
Spain	40288 16.9 37.6	46077 17.0 40.1	48661 19.0 44.1	51354 32.6 48.9	16741 @08*1-2 2.75
UK	58,874 15.8 37.7	62,036 16.6 39.8	65,802 18.7 40.4	72,817 23.6 42.9	26,024 @10*1-2 2.38
USA	282,496 12.4 35.3	310,384 13.1 36.9	337,102 16.2 37.3	403,101 21.1 40.0	117,538 @10*1-2 2.64

(Data collected from several sources is listed by the author)

- *1-1: United Nation, "World Population Prospects, the 2010 Revision",
<http://esa.un.org/unpd/wpp/index.htm> (accessed on July, 2012).
- *1-2: UNECE Statistical Division Database, "Private Households by Household Type, Measurement, Country and Year", <http://w3.unece.org/pxweb/Dialog/> (accessed on March 2012).
- *1-3: United Nations Statistics Division "Demographic Yearbook, Population Censuses' Datasets (1995 - Present)" (accessed on Oct. 2011).
- *1-4: National Statistics Republic of China (Taiwan), "2000 Statistical Tables",
<http://eng.stat.gov.tw/ct.asp?xItem=8465&ctNode=1629&mp=5> (accessed on March 2012).
- *1-5: The Government of the Hong Kong Special Administrative Region, "Statistics by Subject, Census and Statistics Department",
http://www.censtatd.gov.hk/hong_kong_statistics/statistics_by_subject/index.jsp (accessed on March 2012).
- *1-6: United Nation Statistical Division, "Demographic and Social Statistics",
<http://unstats.un.org/unsd/demographic/sconcerns/housing/comp1995/TABLE06.pdf> (accessed on March 2012).
- *1-7: National Statistical Office Thailand, "Population and Housing Census 2000",
http://web.nso.go.th/pop2000/prelim_e.htm (accessed on March 2012).
- *1-8: Council for Economic Planning and Development, "Taiwan Statistical Data Book 2011",
<http://www.cepd.gov.tw/encontent/m1.aspx?sNo=0015743> (accessed on March 2012).
- *1-9: Council for Economic Planning and Development, "Taiwan Statistical Data Book 2011",
<http://www.cepd.gov.tw/encontent/m1.aspx?sNo=0001457> (accessed on March 2012).

Terms and definition:

#1-1: Population

De facto population in a country, area or region as of 1 July of the year indicated. Figures are presented in thousands.

#1-2: Population aged 65 or over (Ratio of)

De facto population as of 1 July of the year indicated and in the age group indicated and the percentage it represents with respect to the total population. Population data are presented in thousands.

#1-3: Median age

Age that divides the population in two parts of equal size.

#1-4: A private household

either: (a) One person household consisting of a person living alone in a separate housing unit or who occupies, as a lodger, a separate room (or rooms) of a housing unit but does not join with any of the other occupants of the housing unit to form part of a multi-person household OR (b) Multi-person household consisting of a group of two or more persons who combine to occupy the whole or part of a housing unit and to provide themselves with food and possibly other essentials for living. The group may be composed of related persons only or of unrelated persons or of a combination of both. The group may also pool their income.

#1-5: Number of person per house calculated

The number is calculated by Total population in 2010 / the number of households in the referred year.

Table A2. ICT Related Numbers

Country/ District	Broadband (BB) Subscriber per habitant (%)#2-1 Mobile Subscriber per habitant (%)#2-2 GDP per capita, PPP (constant 2005 International US\$)#2-3*2-4						Number of households Year & Source Number of persons per house calculated (@2010)
	2000*2-4	2003*2-1	2004*2-2	2005*2-3	2008*2-4	2010*2-4	
Australia	0.63@01 44.7 29,663	2.99 72 31,277	7.8 82.6 32,201	10.4 91.4 32,719	24 103 34,406	23.2 101 34,411	7,144 @06*1-3 3.12
China	0.0018 6.7 2,667	0.84 21.5 3,398	2.0 25.5 3,718	2.85 29.9 4,115	6.3 48 5,712	9.4 64 6,816	401,517 @10*1-2 3.34
Hong Kong	6.7 80.3 29,785	18 107.9 31,093	21.3 114.5 33,464	23.6 123.5 35,678	28 166 40,579	29.9 195.6 41,713	2,358 @11*1-5 2.99
Indonesia	0.0019 1.7 2,623	0.02 8.74 2,863	0.0 13.48 2,970	0.02 21.06 3,102	0.18 62 3,570	0.95 88.1 3,885	39,695 @90*1-6 6.06
Japan	0.67 53.1 28,889	11.7 67.9 29,369	14.9 71.6 30,053	17.5 74 30,441	24 86 31,323	26.9 97.4 30,965	49,063 @05*1-3 2.58
Korea (South)	8.2 58.3 18,730	23.3 70.1 21,071	24.9 76.1 21,961	25.2 79.4 22,783	32 94 25,338	35.7 105.4 27,067	15,887 @05** 3.03
Malaysia	0 21.9 10,209	0.44 44.2 10,690	1.0 58.74 11,178	1.9 75.17 11,544	4.9 103 12,942	6.5 119.2 13,214	4,778 @00*1-3 5.94
Singapore	1.7 70.1 38,063	10.1 85.3 40,134	11.9 89.5 43,265	15.3 103.4 45,374	21 132 48,140	25 145.2 52,167	915 @00*1-3 5.56
Taiwan *2-5	N/A N/A 14,704	13.4 111 13,773	16.5 100 15,012	20.1 97.4 16,051	N/A N/A 17,399	N/A N/A 18,588	6,496 @00*1-3 3.57
Thailand	0 4.8 5,497	0.03 26.04 6,122	0.1 44.12 6,443	0.07 42.98 6,675	1.4 92 7,378	4.6 103.6 7,673	15,661 @00*1-7 4.41
Vietnam	0@01 1.0 1,597	0.011 3.4 1,893	0.064 6 2,016	0.25 12 2,161	2.4 81 2,611	4.2 127 2,875	22,444 @09*1-3 3.91
Canada	4.6 28.5 32,446	14.7 41.7 33,640	17.7 47.2 34,344	20.8 51.4 35,033	30 66 35,948	29.8 70.7 35,223	12,437 @06*1-2 2.74
Denmark	1.3 63.0 31,653	13.3 88.72 31,843	18.9 96.1 32,490	24.9 100.71 33,193	37 125 34,123	37.7 125.8 32,235	2,573 @10*1-2 2.16
France	0.33 49.2 28,210	5.6 69.6 28,630	11.2 73.7 29,143	15.6 79.4 29,453	28 93 30,272	33.9 100.6 29,483	25,253 @05*1-2 2.49
Germany	0.32 58.5 30,298	5.5 78.5 30,524	8.9 86.4 30,885	12.9 95.8 31,115	28 129 33,829	31.7 127.0 33,414	40,076 @08*1-2 2.05
Italy	0.2 74.1 27,717	4 101.8 28,022	8.2 109.4 28,227	11.7 124.3 28,280	19 151 28,454	21.6 149.6 27,081	23,848 @08*1-2 2.54
Spain	0.19 60.2 25,147	5.21 91.6 26,459	8.4 93.9 26,882	11.7 96.8 27,392	20.0 109.9 28,353	22.9 112.0 26,968	16,741 @08*1-2 2.75
UK	0.05 73.8 29,056	3.13 84.1 31,493	10.5 102.8 32,260	16 102.1 32,737	28.2 125.2 33,718	30.8 130.8 32,474	26,024 @10* 2.38
USA	2.5 38.8 39,545	9.3 54.3 40,604	12.8 51 41,630	16.6 67.6 42,516	24.8 85.7 43,070	27.6 89.9 42,078	117,538 @10*1-2 2.64

(Data collected from several sources is listed by the author)

- *2-1: International Telecommunication Union. 2004. "ITU Internet Reports 2004".
- *2-2: International Telecommunication Union. 2005. "ITU Internet Reports 2005".
- *2-3: International Telecommunication Union. 2006. "ITU Internet Reports 2006".
- *2-4: The World dataBank, "World Bank Data World Development Indicators & Global Development Finance", <http://databank.worldbank.org/ddp/home.do?Step=12&id=4&CNO=2> (accessed on March 2012).
- *2-5: Council for Economic Planning and Development, "Taiwan Statistical Data Book 2011", July 2011.
<http://www.cepd.gov.tw> (accessed on March 2012).

Terms and definition:

#2-1: Broadband (BB) Subscriber

Fixed broadband Internet subscribers are the number of broadband subscribers with a digital subscriber line, cable modem, or other high-speed technology. BB subscriber per habitant equals the number per 100 persons, also in %.

#2-2: Mobile Subscriber

Mobile subscribers are the number of subscribers. Mobile subscriber per habitant equals the number per 100 persons, also in %.

#2-3: GDP per capita, PPP (constant 2005 international \$)

GDP per capita based on purchasing power parity (PPP). PPP GDP is gross domestic product converted to international dollars using purchasing power parity rates. An international dollar has the same purchasing power over GDP as the U.S. dollar has in the United States. GDP at purchaser's prices is the sum of gross value added by all resident producers in the economy plus any product taxes and minus any subsidies not included in the value of the products. It is calculated without making deductions for depreciation of fabricated assets or for depletion and degradation of natural resources. Data are in constant 2005 international dollars.

Table A3. Expenditure on Health and GDP

Country / District	Expenditure on Health (EoH) per Capita, PPP (\$) *3-1 GDP per Capita, PPP (\$) #2-3*2-4 Ratio of EoHpC / GDPpC (%)					
	2000	2003	2004	2005	2008	2010
Australia	2,266 29,663 7.64	2,665 31,277 8.52	2,870 32,201 8.91	2,980 32,719 9.11	3,409 34,406 9.91	3,441 34,411 10.00
China	107 2,667 4.01	152 3,398 4.47	170 3,719 4.57	191 4,115 4.65	285 5,712 4.99	379 6,816 5.56
Hong Kong *3-2 3-3	N/A 29,785 N/A	1,316 31,094 4.23	1,287 33,464 3.85	1,326 35,678 3.72	1,464 40,579 3.61	N/A 41,713 N/A
Indonesia	47 2,623 1.78	70 2,863 2.44	71 2,970 2.38	66 3,102 2.13	95 3,570 2.67	112 3,885 2.88
Japan	1,969 28,889 6.82	2,224 29,369 7.57	2,336 30,053 7.77	2,474 30,441 8.13	2,878 31,323 9.19	3,204 30,965 10.35
Korea	824 18,730 4.40	1,086 21,071 5.15	1,166 21,961 5.31	1,305 22,783 5.73	1,736 25,339 6.85	2,023 27,067 7.47
Malaysia	304 10,209 2.98	502 10,690 4.70	492 11,178 4.41	487 11,544 4.21	533 12,942 4.12	641 13,214 4.85
Singapore	937 38,063 2.46	1,348 40,134 3.36	1,291 43,265 2.99	1,379 45,374 3.04	1,911 48,160 3.97	2,273 52,167 4.36
Taiwan *3-4 *3-5	1,126 14,704 7.66	1,403 13,773 10.19	1,551 15,012 10.33	1,667 16,051 10.39	2,094 17,399 12.04	2,335 18,588 12.56
Thailand	165 5,497 2.99	206 6,122 3.36	222 6,443 3.44	240 6,675 3.59	318 7,378 4.31	330 7,673 4.30
Vietnam	76 1,597 4.76	94 1,893 4.95	108 2,016 5.38	126 2,161 5.85	186 2,611 7.11	215 2,875 7.49
Canada	2,519 32,447 7.76	3,319 33,640 9.87	3,275 34,344 9.54	3,288 35,033 9.39	3,996 35,948 11.12	4,404 35,223 12.50
Denmark	2,377 31,653 7.51	2,825 31,843 8.87	3,047 32,490 9.38	3,146 33,193 9.48	4,031 34,123 11.81	4,537 32,235 14.07
France	2,535 28,210 8.99	2,972 28,630 10.38	3,097 29,143 10.63	3,294 29,453 11.18	3,801 30,272 12.56	4,021 29,483 13.64
Germany	2,667 30,298 8.80	3,083 30,524 10.10	3,162 30,885 10.24	3,355 31,115 10.78	3,963 33,829 11.71	4,332 33,414 12.97
Italy	2,063 27,717 7.44	2,253 28,022 8.04	2,360 28,227 8.36	2,412 28,280 8.53	3,009 28,454 10.58	3,022 27,081 11.16
Spain	1,529 25,147 6.08	2,001 26,459 7.56	2,109 26,882 7.84	2,249 27,392 8.21	2,971 28,353 10.48	3,027 26,968 11.23
United Kingdom	1,833 29,056 6.31	2,318 31,493 7.36	2,540 32,260 7.87	2,694 32,738 8.23	3,234 33,718 9.59	3,480 32,474 10.71
United States	4,703 39,545 11.89	5,588 40,604 13.76	5,911 41,630 14.20	6,259 42,516 14.72	7,720 43,070 17.92	8,362 42,079 19.87

(Data collected from several sources is listed by the author)

- *3-1: The World databank, "World Bank Data World Development Indicators & Global Development Finance", <http://databank.worldbank.org/ddp/home.do?Step=12&id=4&CNO=2> (accessed on March 2012).
- *3-2: Department of Health, "Health facts of Hong Kong, 2011 Edition", http://www.dh.gov.hk/textonly/english/statistics/statistics_hs/statistics_hs.html (accessed on March 2012).
- *3-3: 1HK\$=0.1284US\$
- *3-4: Council for Economic Planning and Development, "Taiwan Statistical Data Book 2011", <http://www.cepd.gov.tw/encontent/m1.aspx?sNo=0015743> (accessed on July 2011).
- *3-5: Department of Health, ROC, "Statistics National Health Expenditure 2010", http://www.doh.gov.tw/EN2006/DM/DM2.aspx?now_fod_list_no=12117&class_no=390&level_no=2 (accessed on Nov. 2010).

Annex A4: List of Latest Activities in the Laboratory

[General]

- (G1) Oguchi, K. 2009-1. "Content Transfer and Supporting Technologies in a Home Environment over Next Generation Convergence Home Network: From Vital Information Transfer to Broadband Content Transfer", *IDCTA*, Vol.3, No.3, pp.124-135.
- (G2) Oguchi, K. et al. 2009-2. "Vital Information Transfer and Supporting Technology in a Home Environment", *Proc. isabel2009*.
- (G3) Oguchi, K. 2009-3. "Information Transfer and Supporting Technology in the Smart Home Environment", *Proc. IBASH2009*.
- (G4) Oguchi, K. et al. 2007. "Vital Information Sensing System Technologies and Experiments in the Next Generation Convergence Home Network", *Proc. ISMICT2007*.
- (G5) Oguchi, K. et al. 2006. "Vital Information Sensing in the Next Generation Convergence Home Network", *Proc. ISSS-MDBS2006*.

[Fall detection]

- (V1-1) Enomoto, Y. et al. 2011. "Fall Detection Method for Elderly People with Wearable Sensor", *Proc. icampam2011*.
- (V1-2) Enomoto, Y. et al. 2010. "Novel Fall Detection Method with a Wearable Hybrid-type Sensor", *Proc. ICBME2010*.
- (V1-3) Endo, H. 2010. "Fall Detection System Using Template Approach", *Proc. ICBME2010*.
- (V1-4) Enomoto, Y. et al. 2009-1. "Processing Acceleration Sensor Data to Detect Falls", *Proc. SAA2009*.
- (V1-5) Enomoto, Y. et al. 2009-2. "Data Processing for Fall Detection Using an Acceleration Sensor", *Proc. ICCCS2009*.
- (V1-6) Endo, H. et al. 2009. "Fall Detection Method Based on Acceleration Sensor", *Proc. ISBB2009*.
- (V1-7) Okazaki, Y. et al. 2008. "Foot-Wear Depended Acceleration Measurements of a Fall Prevention System Based on a Wearable Sensor", *Proc. ICAMPAM2008*.

[Foot pressure]

- (V2-1) Oguchi, K. et al., 2011. "Feasibility of Assessing Rehabilitation Status by Using Foot Pressure Sensor While Walking", *Proc. ICBPE2011*.
- (V2-2) Okazaki, Y. et al, 2006. "Using Sole Pressure Signals to Analyze Walking Posture", *Proc. ICBPE2006*.

[Respiration by FIR image]

- (V3-1) Hanawa, D. et al. 2011. "Nasal Breathing Detection by Using Far-Infrared Imaging in a Home Healthcare System (in Japanese)", *Trans. IEICE*, Vol.J94-D, No.1, pp.260-263.
- (V3-2) Hanawa, D. et al. 2010. "Automation of Non-intrusive Nasal Breathing Detection by Using Far-Infrared Imaging", *Proc. uHealthcare2010*.
- (V3-3) Koide, T. et al. 2009-1. "Breathing Detection by Far Infrared (FIR) Imaging in

a Home Healthcare System”, *Proc. IBASH2009*.

(V3-4) Koide, T. et al. 2009-2. “Breathing Detection by Far Infrared (FIR) Imaging in a Home Health Care System”, *Proc. ISBB2009*.

(V3-5) Koide, T. et al. 2009-3. “Breathing Detection by Far Infrared (FIR) Imaging in a Home Healthcare System”, *Proc. ISMICT2009*.

[Body movements]

(V4-1) Terada, S. et al. 2011. “Gait Authentication Using a Wearable Sensor”, *Proc. ICBPE2011*.

(V4-2) Endo, H. et al. 2009. “Gait analysis on stairs using a template method”, *Proc. SAA2009*.

(V4-3) Okazaki, Y. et al. 2006. “Using Sole Pressure Signals to Analyze Walking Posture”, *Proc. ICBPE2006*.

(V4-4) Yoshida, N. et al. 2005. “Analysis of Gait Utilizing Simple Wearable Sensors, and its Applicability to a Visualizing System”, *Proc. ICBME2005*.

(V4-5) Mochizuki, T. et al. 2005. “Visualization of Human Body Motion Using Simple Wearable Tool and TVML”, *Proc. ICBME2005*.

[Others]

(V5-1) Oguchi, K. et al. 2011. “Basic Experimental Study on Visibility Dependence on the Signal Sign Pattern for Low Vision People”, *Proc. TSP2011*.

(V5-2) Terada, S. et al. 2010. “User Localization by a Wearable Sensor”, *Proc. ICBME2010*.

(V5-3) Oguchi, K. et al. 2008. “Heart Rate during Sleep Measured by a Wearable Sensor and its Relationship with One’s Behavior during the Day”, *Proc. u-Healthcare2008*.

米もみ殻灰からの高機能性VOC吸着材の開発

Development of High Functional VOC Adsorbent from Rice Husk Ash

本郷照久*、山崎淳司**、山崎章弘***

Teruhisa Hongo, Atsushi Yamazaki and Akihiro Yamasaki

Abstract

Large amounts of rice husk ash (RHA) are discharged from rice husk power plants, and the development of an effective system for recycling this RHA waste would be desirable. In the current study, the silica component of RHA obtained from a rice husk power plant in Myanmar was successfully used as raw material for the synthesis of the aluminum silicate nanotube material, imogolite. The RHA used contained 91.65 wt% of silica, which was composed of a mixed phase of cristobalite, tridymite and amorphous silica. The synthesized imogolite had a BET surface area of 282.0 m²/g and a web-like structure formed of fibrous bundles. The imogolite adsorbed 8.8 μmol/g of acetaldehyde in 60 min, representing a value approximately 5 times greater than that achieved by the parent RHA.

I. はじめに****

温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出量の増加が世界の気候にとって脅威となっている。産業革命以後、私たち人類は化石燃料を消費することにより、大量の二酸化炭素を排出してきた。近年、これを抑制するために、代替エネルギーの実用化技術に関する研究がますます盛んに行われている。その中でも、バイオマスは再生可能エネルギーの一つであり、カーボンニュートラルであることから、その利用拡大による循環型社会形成と地球温暖化防止への貢献が期待されている。しかし、その一方でバイオマスのエネルギー利用と食糧生産との競合が、しばしば指摘されている。つまり、国際的なバイオマスエネルギーの利用が拡大すれば、食糧の安定供給を脅かす可能性があるということである。バイオマスエネルギーと食糧の需要が増加すれば、さらなる森林破壊へと発展する可能性もあり、食糧確保や環境保全と調和したバイオマスエネルギー利用が望まれる。

* 成蹊大学理工学部助教、Assistant Professor, Faculty of Science and Technology, Seikei University
E-mail: hongo@st.seikei.ac.jp

** 早稲田大学理工学術院教授、Professor, Faculty of Science and Engineering, Waseda University
E-mail: ya81349@waseda.jp

*** 成蹊大学理工学部教授、Professor, Faculty of Science and Technology, Seikei University
E-mail: akihiro@st.seikei.ac.jp

**** 本論文は、本郷照久が成蹊大学アジア太平洋研究センターのパイロット・プロジェクトによる助成を受け、その成果をまとめたものです。内容の一部は、他2名の研究成果を加味しています。実験に関しては、成蹊大学理工学部を2011年度に卒業した杉山淳郎氏のサポートを受けました。

バイオマスを用いたエネルギー利用にはさまざまな種類があるが、一般的にバイオマス資源は地域に広く分散していることが多く、収穫時期に制約もあることで安定供給が困難であるという側面を併せ持つ。しかし、食料生産の際に副産する廃バイオマスを利用・活用する試みが、現在盛んに行われている。

1. もみ米の生産動向

世界のもみ米の生産量は2000年には約6億トンであったが、2010年には6.7億トンまで増加している（図1）。東南アジア諸国ではODAの協力で二期作が可能になったことなどから、もみ米の生産量が増加しておりアジア地域における生産量は全体の90%以上を占めている（図2）。日本においては食生活の変化による消費量の減少と、それにともなう減反政策の影響で、もみ米の生産量は減少傾向にあるものの毎年1000万トン以上生産されている。

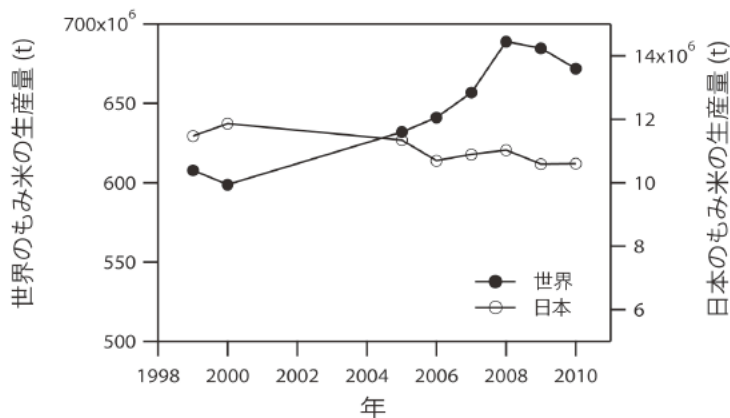


図1 世界と日本におけるもみ米生産量の推移

出典：総務省統計局

2. バイオマス資源としての米もみ殻

もみ米の約20 wt% がもみ殻であるため、全世界で毎年1億トン以上のもみ殻が定量的に副産していることになる。もみ殻の一部は堆肥、畜舎の敷料あるいは家庭菜園などに利用されているが、残りの大部分は野焼き（焼却）や投棄処分されている。廃棄物の野焼きは、現在日本においては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、原則禁止されている。しかし、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は例外が認められており、稲の収穫期には毎年稲わらやもみ殻の野焼きが行われている。近年、稲わらやもみ殻の野焼きで発生する煙の中に、喘息や気道刺激を引き起こす多くの揮発性物質が含まれていることが報告され（Kayaba 2004）、周辺住民の健康への影響が危惧されている。また、もみ殻は途上国においては山積み放置されることも多く、メタンガスの発生源となったり、腐敗汚水による河川や地下水の汚染、さらには地盤沈下の原因となるなど多くの問題を引き起こしている。

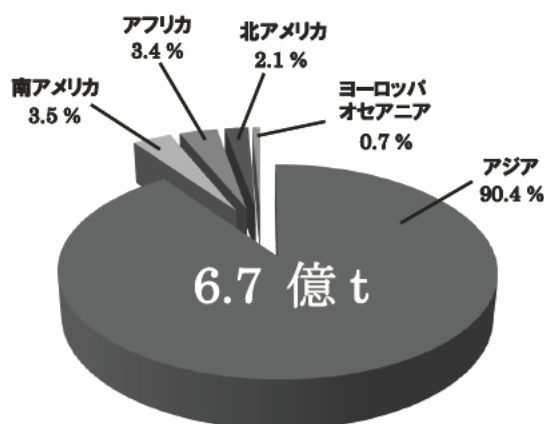


図2 地域の占めるもみ米生産量の割合（2010年）

出典：総務省統計局

もみ殻の約80 wt%は有機質であり、燃焼させると13~16 MJ/kgの熱量が発生することが知られている（An 2010; Kapur 1985; Foo 2009）。もみ殻の形状と大きさはほぼ均一であり、米の生産に副生して毎年定量的に発生することから、もみ殻は極めて扱いやすいバイオマス資源であるといえる。また、米の生産は偏在しているうえに、もみ殻は米の流通に付随して集積することから、収集運搬コストを低く抑えることができる。さらに、もみ殻は副産物であることから、エネルギー利用と食料生産の競合がないといったメリットもある。

日本国内におけるもみ殻の燃料としての可能性を検討したところ、以下のような結果が得られた。2010年の日本のもみ米生産量は1060万トンであることから、もみ殻の発生量は約212万トンと推算される。ここで、発生したもみ殻の50%（106万トン）が燃料として利用できると仮定する。もみ殻の発熱量を15 MJ/kgとすると、106万トンのもみ殻の有する熱量は 1.59×10^{10} MJである。これを原油換算（38.2 MJ/L）すると、41.62 万kL/年になる。この熱を使って発電効率率25%で発電すると11.04億kWhとなり、これは1世帯が一日5kWh使用すると仮定して約60万世帯の電力を1年間まかなう電力に相当する。

東南アジアの諸国では米のもみ殻を燃料とした火力発電プラントが、すでに稼働している。しかし、同時に膨大な焼却灰（もみ殻灰）が排出されており、廃棄スペースにも限界があることから、このもみ殻灰の新たな活用方法が模索されている。

3. 米もみ殻灰の性質

燃焼条件、品種、そして稲が育った気候や地理的条件により異なるが、もみ殻灰にはシリカ（ SiO_2 ）成分が85~98 wt%含まれる。焼却炉などによって高温で燃焼されると、このシリカ成分はトリディマイトやクリストバライトへ結晶化する。化学物質の発がん性に関する評価を行っている国際がん研究機関（IARC）は、1997年にじん肺の原因物質のひとつである結晶質シリカの発がん性について、「グループ2A」（ヒトに対しておそらく発がん性がある）から「グループ1」（ヒトに対して発がん性がある）に評価を変更した（Panpa 2009）。これはアスベスト（石綿）と同じグループである。もみ殻灰は嵩密度が小さく、風によって容易に大気中を舞うために、廃棄する際には適切な処理が必要になる。しかし、もみ殻灰には多くのシリカ成分が含まれており、もみ殻灰をシリカ資源として有効に活用することが期待できる。

4. イモゴライトについて

イモゴライト ($(\text{OH})_3\text{Al}_2\text{O}_3\text{SiOH}$) は、軽石や火山灰など火山噴出物に由来する土壌にしばしば見られるチューブ状のアルミノケイ酸塩であり、粘土鉱物に分類されている。イモゴライトは日本の熊本県人吉地方の火山ガラスに富む火山灰土壌“芋後”から発見され、名前の由来となっている (Yoshinaga 1962)。その大きさは外径2.0~2.5nm、内径1.0nm、長さ数十nm~数 μm であり、比表面積は250 m^2/g を超える (Kijima 2010)。図3にイモゴライトの構造模式図を示したように、その構造はギブサイトシートの内側に、頂点が水酸基となっているケイ素四面体 (O_3SiOH) が底面の3個の酸素原子をアルミニウムと共有して結合することにより形成されている。この構造はSi-O-Si結合を含まず、ケイ素と結合したギブサイトシートの酸素原子距離は短くなっているため、このミスフィットによりギブサイトシートが湾曲しチューブ状構造体を形成する (Bottero 2011)。イモゴライトは特異な形状による高い比表面積を有する上に、その表面は多くの水酸基 (シラノール基、アルミノール基) で覆われていることから、親水性分子に対して高い吸着能を示すことが期待される。

5. アセトアルデヒドについて

アセトアルデヒドはタバコの主流煙や建築材料などから放出される有害な揮発性有機化合物 (VOC) であり、極性分子であるため親水的な性質を示す (World Health Organization Regional Office for Europe 2001)。高濃度のアセトアルデヒドに暴露されると、重篤な疾病を引き起こすと考えられている。しかし、VOCの吸着材として広く利用されている活性炭は、アルデヒド類に対しては吸着能が低く、アセトアルデヒドの安価で効果的な除去技術はいまだに確立されていない。一方、イモゴライトは高い比表面積と親水性の表面を有していることから、アセトアルデヒドのような極性分子に対して高い吸着能を有していると考えられる。イモゴライトの吸着特性に関する研究は既に幾つか報告されているが、それらはベンゼン、メタンそして二酸化炭素のような無極性分子に関するものであり (Wilson 2002; Bottero 2011; Ackerman 1993)、イモゴライトの極性分子に対する吸着特性に関しては明らかになっていない。

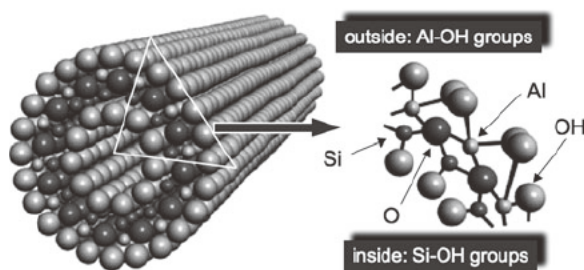


図3 イモゴライトの構造

出典：Kijima 2010

6. 本研究の目的

本研究では、ミャンマーで稼働している米もみ殻燃焼発電プラントから排出された灰（もみ殻灰）からイモゴライトを合成するプロセスを開発し、得られたイモゴライトのアセトアルデヒドに対する吸着能を評価することを目的とする。

II. 研究に用いたもみ殻灰について

ミャンマーでは米のもみ殻を燃料にした発電プラントが既に稼働しており、本研究ではその発電プラントから排出された灰（もみ殻灰）を実験に用いた。蛍光X線分析によりこの灰の化学組成を求めたところ、その91.65 wt% がシリカ成分であることが分かった（表1）。ミャンマーの発電プラントでは、もみ殻を700～800℃で約30秒間燃焼させている。Kordatos等のもみ殻を700℃以上で燃焼させると、90 wt% 以上のシリカ成分を含んだ灰が得られると報告しており（Kordatos 2008）、本研究の結果と一致している。

もみ殻灰のX線回折（XRD）パターンには、クリストバライトとトリディマイトに起因するシャープな回折線が確認された（図4）。クリストバライトとトリディマイトはいずれも結晶質シリカの多形であり、生成するにはそれぞれ867℃と1470℃以上の温度が必要である。しかし、ミャンマーの発電プラントの燃焼温度は700～800℃であり、上記の結晶質シリカの生成温度よりも低く、この温度域でのシリカの安定相はクォーツである（Heaney 1994）。Wollastはシリカに微量のアルカリ成分（Na₂OやK₂O）が添加されると、より低温でトリディマイトやクリストバライトが生成すると報告している（Wollast 1961）。もみ殻灰には微量のアルカリ成分が含まれており、これら成分の影響によりトリディマイトやクリストバライトが700～800℃の温度域で生成したと考えられる。また、これらシャープな回折線の他に、23°付近に頂点をもつハローピークが確認できるが、これは非晶質シリカに起因するものである（Hamadan 1997）。

表1 ミャンマーのもみ殻燃焼発電プラントから排出された灰の化学組成（wt%）

SiO ₂	Al ₂ O ₃	Na ₂ O	K ₂ O	CaO	TiO ₂	MnO	Fe ₂ O ₃	MgO	P ₂ O ₅	LOI
91.65	0.76	0.09	1.76	0.42	0.03	0.19	0.54	0.48	1.17	2.9

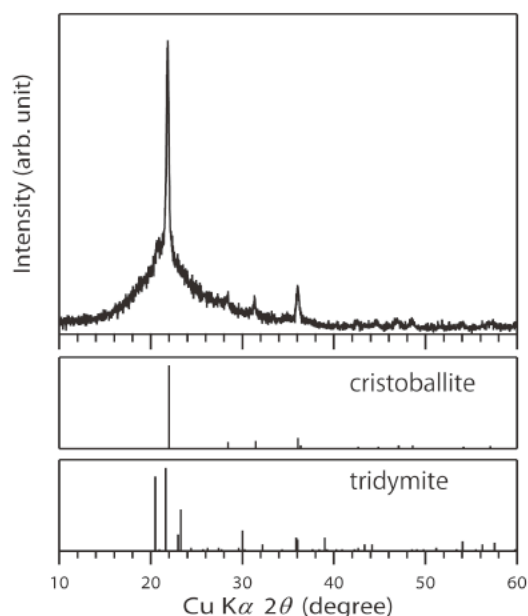


図4 もみ殻灰のXRD回折パターン

もみ殻灰の窒素吸着等温線と Barrett-Joyner-Halenda (BJH) 法により求めた細孔分布曲線を図5(a)と(b)に示した。窒素吸着等温線の相対圧力が0.8以上にヒステリシスが確認され、もみ殻灰にはメソ孔からマイクロ孔領域にまたがる様々な径の細孔が存在することが分かった。また、Brunauer-Emmett-Teller (BET) 法により求めたもみ殻灰の比表面積は $7.1\text{m}^2/\text{g}$ であった。

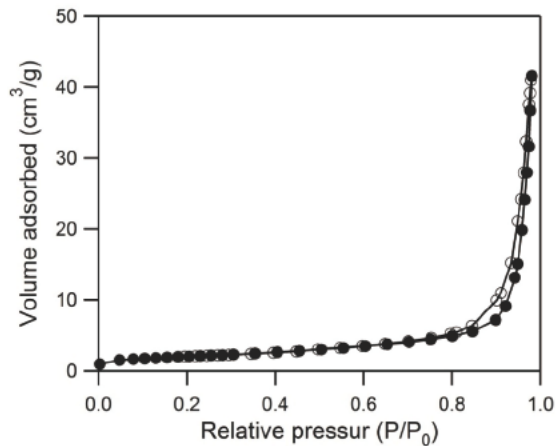


図5(a) もみ殻灰の窒素吸着等温線

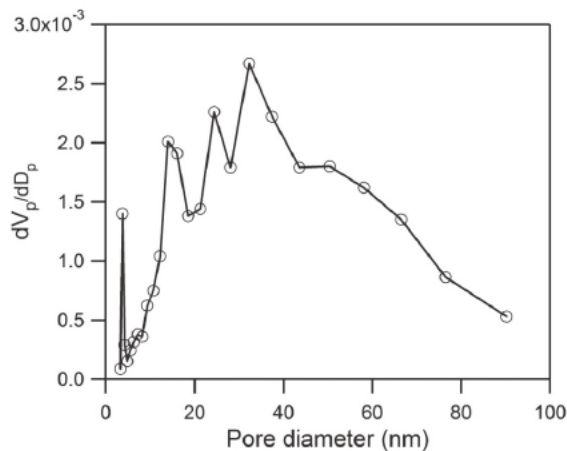


図5(b) もみ殻灰のBJH細孔分布曲線

走査型電子顕微鏡 (SEM) により撮影したもみ殻灰の画像を図6に示した。もみ殻灰にはマイクロメートルオーダーの空隙があり、これはセルロースなどの有機質が燃焼により焼失することによって生じたものである (Kim 2008; Proctor 1990)。

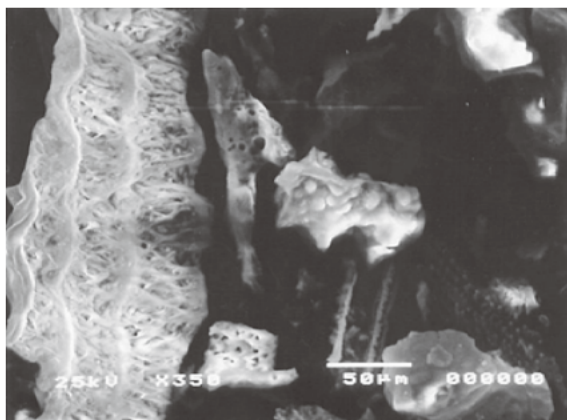


図6 もみ殻灰のSEM画像

III. もみ殻灰からのイモゴライトの合成

1. 合成方法

もみ殻灰 1.0 g を 3 M の水酸化ナトリウム水溶液 10 mL に入れ攪拌したのちに、80℃で24時間水熱処理した。その後、ろ過により固液分離を行い、液相に硝酸アルミ九水和物 (8.3 g) を加え蒸留水で 500 mL に定容した。この水溶液に 1 M の水酸化ナトリウム水溶液を pH 5.0 になるまで添加し、生成した沈殿物を遠心分離機により回収した。1 L の蒸留水に得られた沈殿物と酢酸 0.3 mL を加え、さらに pH 4 になるまで過塩素酸を添加した。この溶液を 100℃で48時間還流したのちに、1 M のアンモニア水を pH 7 になるまで添加した。その後、遠心分離機により沈殿物を回収し、80℃で48時間乾燥し試料を得た。

2. 合成した試料のキャラクタリゼーション

合成した試料のXRD測定結果を図7に示した。イモゴライトに帰属されるブロードな回折線が、低角度領域に確認された。これらの回折線は、チューブ状のイモゴライトが積み重なって形成した束状構造に起因するものである (Kuroda 2010)。イモゴライトが六方配列をして積み重なっていると仮定すると、平行なチューブの中心間距離に対応する格子定数 a は、 $a = 2 \times d_{100} / \sqrt{3}$ によって $a = 2.25 \text{ nm}$ と求められる (図8)。これは報告されているイモゴライトの一般的な外径と良い一致をしている (Kijima 2010)。

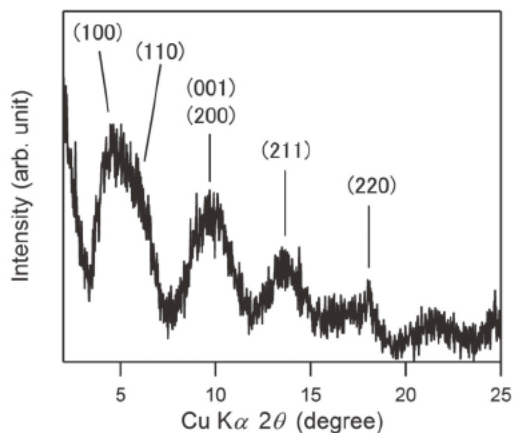


図7 合成した試料のXRD回折パターン

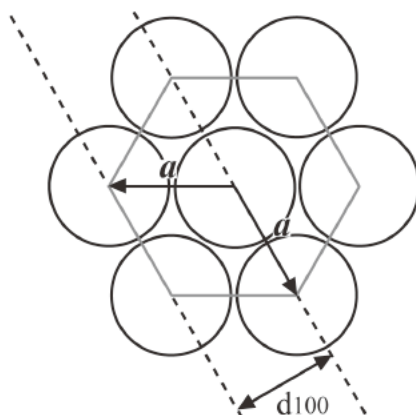


図8 イモゴライトの六方配列模式図と格子定数 a

得られたイモゴライトの窒素吸着等温線とBJH法により求めた細孔分布曲線を図9(a)と(b)に示した。イモゴライトはI型に帰属される等温線を示し、相対圧力が0.2以下に顕著な吸着が確認された。これは2 nm以下のマイクロ孔の存在を示唆している。また、イモゴライトが形成している束状構造のチューブ間には、メソ孔が存在していると考えられているが、等温線にはメソポーラス物質に特有のヒステリシスは現れていない。これはそのチューブ間に存在しているメソ孔の配列に、規則性がないためである (Kuroda 2010)。また、BET法により求めたイモゴライトの比表面積は、282.0m²/gであった。

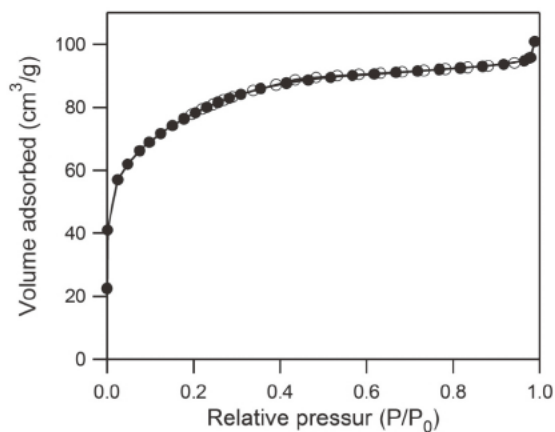


図9(a) イモゴライトの窒素吸着等温線

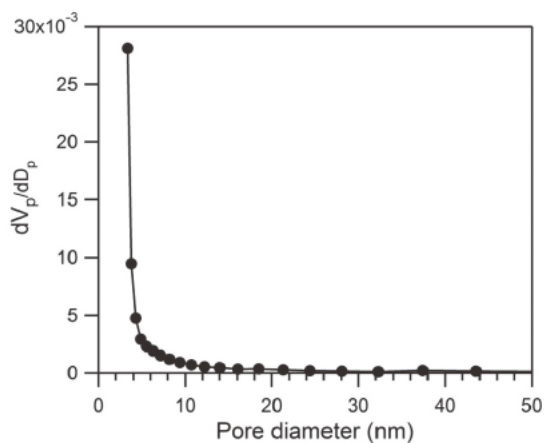


図9(b) イモゴライトのBJH細孔分布曲線

透過型電子顕微鏡 (TEM) により撮影したイモゴライトの画像を図10に示した。イモゴライトが束になった繊維状の組織が観察され、これらの繊維は絡み合っくモの巣状 (web-like) の形態をしている。この束の直径は4~40nmである。

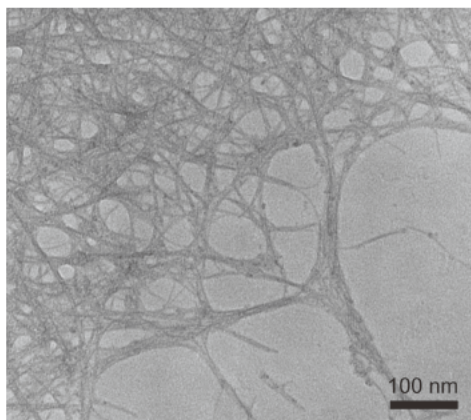


図10 イモゴライトのTEM画像

IV. もみ殻灰から合成したイモゴライトのアセトアルデヒドに対する吸着能の評価

もみ殻灰はシリカ成分を非常に多く含むために、多孔質シリカとして扱うことができる。したがって、もみ殻灰そのものでも汚染水や汚染大気中のさまざまな汚染物質を吸着することができるため、安価で効果的な吸着材として利用できると多くの研究者が報告している (Foo 2009)。本研究では、もみ殻灰を原料としてイモゴライトを合成するプロセスを開発したことから、得られたイモゴライトのアセトアルデヒドに対する吸着能を原料であるもみ殻灰と比較することにより評価した。

1. 実験方法

100℃で乾燥させたそれぞれの試料（もみ殻灰、イモゴライト）0.5 gをテドラーバッグ（3L）内の隅にクリップを用いて封入した。その後、テドラーバッグ内の空気をポンプで5分間排気し、102 ppmのアセトアルデヒド（窒素バランス）を1 L導入した。このクリップを外すことによって、試料によるアセトアルデヒドの吸着を開始した。テドラーバッグ内の気体は所定時間ごとにサンプリングし、アセトアルデヒドの濃度をフレイムイオン化検出器付きガスクロマトグラフ（GC-FID）により測定した。

2. 吸着実験の結果

アセトアルデヒド濃度の経時変化を図11に示した。もみ殻灰の場合は、吸着開始5分後に88 ppmまで濃度が減少し、その後も徐々に濃度が減少し続け、60分後の濃度は83 ppmであった。イモゴライトの場合は、開始5分で30 ppmまで濃度が減少し、30分後にはほぼ吸着平衡に達した。また、60分後の濃度は5 ppmであった。それぞれの試料による60分間でのアセトアルデヒドの吸着量は、もみ殻灰が1.8 $\mu\text{mol/g}$ 、イモゴライトが8.8 $\mu\text{mol/g}$ であった。このことから、イモゴライトの方がもみ殻灰より約5倍の吸着能を有していることが明らかになった。

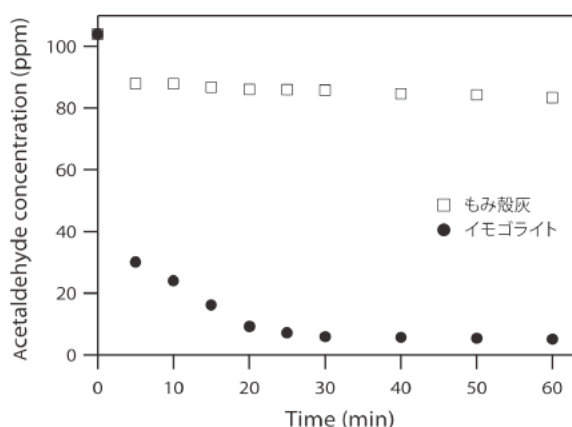


図 11 アセトアルデヒド濃度の経時変化

V. 結論

ミャンマーで稼働している米もみ殻燃焼発電プラントの灰には、91.65 wt%のシリカが含まれており、このシリカは結晶質シリカ（クリストバライト、トリディマイト）と非晶質シリカが混合した状態で存在していることが分かった。このもみ殻灰をシリカ源として、イモゴライトを合成するプロセスを開発することに成功した。得られたイモゴライトのアセトアルデヒド吸着量は $8.8 \mu\text{mol/g}$ であり、約30分間で吸着平衡に達することが分かった。また、もみ殻灰をイモゴライトに転換することによって、アセトアルデヒドに対して高い吸着能を有した材料に転換できることが分かった。

参考文献

- Ackerman, W. C., Smith, D. M., Huling, J. C., Kim, Y.-W., Bailey, J. K., and Brinker, C. J. 1993. "Gas/Vapor Adsorption in Imogolite: A Microporous Tubular Aluminosilicate", *Langmuir*, 9, pp.1051-1057.
- An, D., Guo, Y., Zhu, Y., and Wang, Z. 2010. "A Green Rout to Preparation of Silica Powders with Rice Husk Ash and Waste Gas", *Chemical Engineering Journal*, 162, pp.509-514.
- Bottero, I., Bonelli, B., Ashbrook, S. E., Wright, P. A., Zhou, W., Tagliabue, M., Armandi, M., and Garrone, E. 2011. "Synthesis and Characterization of Hybrid Organic/Inorganic Nanotubes of the Imogolite Type and their Behavior Towards Methane Adsorption", *Physical Chemistry Chemical Physics*, 13, pp.744-750.
- Foo, K. Y. and Hameed, B. H. 2009. "Utilization of Rice Husk Ash as Novel Adsorbent: A Judicious Recycling of the Colloidal Agricultural Waste", *Advances in Colloid and Interface Science*, 152, pp.39-47.
- Hamdan, H., Muhid, M. N. M., Endud, S., Listiorini, E., and Ramli, Z. 1997. " ^{29}Si MAS NMR, XRD and FESEM Studies of Rice Husk Silica for the Synthesis of Zeolites", *Journal of Non-crystalline*

- Solids*, 211, pp.126-131.
- Heaney, P.J. 1994. *Silica: Physical Behavior, Geochemistry & Materials Applications*, Washington, D.C.: Mineralogical Society of America.
- Kapur, P. C. 1985. "Production of Reactive Bio-Silica from the Combustion of Rice Husk in a Tube-In-Basket Burner" *Power Technology*, 44, pp.63-67.
- Kayaba, H., Meguro, H., Muto, H., Kamada, Y., Adachi, T., Yamada, Y., Kanda, A., Yamaguchi, K., Hamada, K., Ueki, S., and Chihara, J. 2004. "Active of Eosinophils by Rice-Husk Dust Exposure: A Possible Mechanism for the Aggravation of Asthma during Rice Harvest", *The Tohoku Journal of Experimental Medicine*, 204, pp.27-36.
- Kijima, T. 2010. *Inorganic and Metallic Nanotubular Materials*. Berlin und Heidelberg; Springer-Verlag.
- Kim, M., Yoon, S. H., Choi, E., and Gil, G. 2008. "Comparison of the Adsorbent Performance between Rice Hull Ash and Rice Hull Silica Gel according to their Structural Differences", *LWT Food Science and Technology*, 41, pp.701-706.
- Kordatos, K., Gavela, S., Ntziouni, A., Pistiolas, K. N., Kyritsi, A., Kasselouri-Rigopoulou, V. 2008. "Synthesis of Highly Siliceous ZMS-5 Zeolite using Silica from Rice Husk Ash", *Microporous and Mesoporous Materials*, 115, pp.189-196.
- Kuroda, Y., and Kuroda, K. 2010. "Expansion of Intertubular Mesopores of Imogolite Nanotubes by Thermal Decomposition of an Imogolite-Poly (sodium 4-styrenesulfonate) Composite", *Chemistry Letters*, 40, pp.46-48.
- Panpa, W., and Jinawath, S. 2009. "Synthesis of ZSM-5 zeolite and silicalite from rice husk ash", *Applied Catalysis B*, 90, pp.389-394.
- Proctor, A. 1990. "X-ray Diffraction and Scanning Electron Microscope Studies of Processed Rice Hull Silica", *Journal of the American Oil Chemists' Society*, 67, pp.576-583.
- Yoshinaga, N., and Aomine, S. 1962. "Allophane in Some Ando Soils", *Solid Science and Plant Nutrition*, 8, pp.22-29.
- Wilson, M. A., Lee, G. S. H., and Taylor, R. C. 2002. "Benzene Displacement on Imogolite", *Clays and Clay Minerals*, 50, pp.348-351.
- Wollast, R. 1961. "Proposition de quelques Modifications du Diagramme des Phases des Systèmes Silice – Oxydes Alcalins", *Silicates Industries*, 26, pp.89-92.
- World Health Organization Regional Office for Europe. 2001. *Air Quality Guideline*, 2nd edition, Copenhagen: WHO Regional Publications.

「開発に基づく立退きおよび移動に関する基本原則およびガイドライン」

日本語訳

Basic Principles and Guidelines
on Development-based Evictions and Displacement
(Japanese translation)

解説・翻訳 墓田桂*

Introduction and Translation: Kei Hakata

解説

「開発に基づく立退きおよび移動に関する基本原則およびガイドライン」(以下、「基本原則およびガイドライン」)は、開発に伴う立退きと移動が人権の享受にもたらす影響に鑑み、強制立退きからの人々の保護を求め、かつ、立退きが行われる際の人権保護と救済を定めた専門家文書である。「基本原則およびガイドライン」は、1997年に国連人権委員会に提出された「開発に基づく移動に関する包括的人権ガイドライン」(以下、「包括的人権ガイドライン」)をさらに発展させたものである。

策定の経緯はおおよそ以下のとおりである。1997年6月、国連事務総長は人権委員会からの要請に応じる形で、強制立退きと人権をテーマにした専門家会合を開催した。この専門家会合によって提唱されたのが「包括的人権ガイドライン」であった(事務総長報告書E/CN.4/Sub.2/1997/7に記載)。その後、2000年に「適切な生活水準に対する権利の要素としての適切な住居に関する特別報告者」のポストが人権委員会によって設置される運びとなった。特別報告者を務めたミルーン・コタリ氏(インド出身、2008年まで任期を務める)が活動の柱の一つに掲げたのが強制立退きに対する国際的な保護基準の強化であった。その一環として、2005年6月、特別報告者はドイツ外務省およびドイツ人権研究所とともに、この問題に関する国際的なワークショップを開催する。このワークショップを経て作成され、特別報告者の2006年の報告書(E/CN.4/2006/41)と2007年の報告書(A/HRC/4/18)に記載される形でそれぞれ人権委員会と人権理事会(前者の後継組織)に提出されたのが、「基本原則およびガイドライン」である。なお、人権理事会は決議6/27(2007年12月14日付)において「開発に基づく立退きおよび移動に関する基本原則およびガイドラインに関する作業ならびに国家およびその他の利害関係者との協議を通じて等、これに関して作業を継続する必要に留意する」と述べている。

「基本原則およびガイドライン」は、原語の英語の他に、アラビア語、スペイン語、中国語、フランス語、ロシア語といった国連公用語、さらにはクメール語、セルビア語、テルグ語、ヒンディ語に翻訳されている(2012年3月現在)。下記の日本語訳は、筆者の独自の取り組みとして作成したものである。

* 成蹊大学文学部准教授、Associate Professor, Faculty of Humanities, Seikei University
E-mail: hakata@fh.seikei.ac.jp

BASIC PRINCIPLES AND GUIDELINES ON
DEVELOPMENT-BASED EVICTIONS AND
DISPLACEMENT
(A/HRC/4/18, 5 February 2007)

I. SCOPE AND NATURE

1. The obligation of States to refrain from, and protect against, forced evictions from home(s) and land arises from several international legal instruments that protect the human right to adequate housing and other related human rights. These include the Universal Declaration of Human Rights, the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights (art. 11, para. 1), the Convention on the Rights of the Child (art. 27, para. 3), the non-discrimination provisions found in article 14, paragraph 2 (h), of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, and article 5 (e) of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination.

2. In addition, and consistent with the indivisibility of a human rights approach, article 17 of the International Covenant on Civil and Political Rights states that “[n]o one shall be subjected to arbitrary or unlawful interference with his privacy, family, home or correspondence”, and further that “[e]veryone has the right to the protection of the law against such interference or attacks”. Article 16, paragraph 1, of the Convention on the Rights of the Child contains a similar provision. Other references in international law include article 21 of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees; article 16 of International Labour Organization (ILO) Convention No. 169 concerning indigenous and tribal peoples in independent countries

開発に基づく立退きおよび移動に関する
基本原則およびガイドライン
(2007年2月5日付 A/HRC/4/18)

一. 範囲および性質

1. 住居および土地からの強制立退きを差し控えおよび強制立退きから保護する国家の義務は、適切な住居に対する人権およびその他の関連する人権を保護する複数の国際的な法的文書から生じる。これらの文書には、「世界人権宣言」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」(第11条1項)、「児童の権利に関する条約」(第27条3項)ならびに「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」第14条2項(h)および「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」第5条(e)にある非差別の規定を含む。

2. さらに、「市民的および政治的権利に関する国際規約」第17条は、人権に基づくアプローチの不可分性に従い、「何人も、その私生活、家族、住居もしくは通信に対して恣意的もしくは不法に干渉されない」と述べ、さらに、「すべての者は、そのような干渉または攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する」と述べる。「児童の権利に関する条約」第16条1項は、同様の規定を記載する。国際法におけるその他の言及には、「難民の地位に関する1951年の条約」第21条、「独立国における先住民および種族民に関する国際労働機関(ILO)条約第169号」(1989年)第16条および「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(ジュネーヴ第四条約)第49条を含む。

(1989); and article 49 of the Geneva Convention relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War of 12 August 1949 (Fourth Geneva Convention).

3. The present guidelines address the human rights implications of development-linked evictions and related displacement in urban and/or rural areas. These guidelines represent a further development of the Comprehensive human rights guidelines on development-based displacement (E/CN.4/Sub.2/1997/7, annex). They are based on international human rights law, and are consistent with general comment No. 4 (1991) and general comment No. 7 (1997) of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, the Guiding Principles on Internal Displacement (E/CN.4/1998/53/Add.2), the Basic Principles and Guidelines on the Right to Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, adopted by the General Assembly in its resolution 60/147, and the Principles on housing and property restitution for refugees and displaced persons (see E/CN.4/Sub.2/2005/17 and Add.1).

4. Having due regard for all relevant definitions of the practice of “forced evictions” in the context of international human rights standards, the present guidelines apply to acts and/or omissions involving the coerced or involuntary displacement of individuals, groups and communities from homes and/or lands and common property resources that were occupied or depended upon, thus eliminating or limiting the ability of an individual, group or community to reside or work in a particular dwelling, residence or location, without the provision of, and access to, appropriate forms of legal or other protection.^a

3. このガイドラインは、都市部または村落部における開発に関連する立退きおよび関連する移動が人権に与える影響に対処するものである。このガイドラインは、「開発に基づく移動に関する包括的人権ガイドライン」(E/CN.4/Sub.2/1997/ 7, annex)をさらに発展させたものである。このガイドラインは、国際人権法に基づいており、また、次の文書に合致している。すなわち、経済的、社会的および文化的権利に関する委員会の一般的意見4 (1991年)および7(1997年)、「国内強制移動に関する指導原則」(E/CN.4/1998/53/ Add.2)、「国際人権法の重大な侵害および国際人道法の深刻な侵害の被害者の救済および賠償に対する権利に関する基本原則およびガイドライン」(国連総会決議60/147として採択)ならびに「難民および避難民に対する住居および財産の返還に関する原則」(E/CN.4/Sub.2/2005/17 and Add.1を参照)である。

4. このガイドラインは、国際的な人権基準の文脈における「強制立退き」の行為の関連するすべての定義に妥当な考慮を払いつつ、次の事項に適用される。すなわち、個人、集団および共同体が占有または依存する住居または土地および共有財産資源からの、個人、集団および共同体の強要されたまたは非自発的な移動を伴い、従って、適切な形態の法的なまたはその他の保護を与えることなく、また、その利用機会のない状態で、個人、集団または共同体が特定の住居、居住地または場所に住みまたは働く能力を排除または制限するような行為または不作為である^a。

5. Forced evictions constitute a distinct phenomenon under international law, and are often linked to the absence of legally secure tenure, which constitutes an essential element of the right to adequate housing. Forced evictions share many consequences similar to those resulting from arbitrary displacement,^b including population transfer, mass expulsions, mass exodus, ethnic cleansing and other practices involving the coerced and involuntary displacement of people from their homes, lands and communities.

6. Forced evictions constitute gross violations of a range of internationally recognized human rights, including the human rights to adequate housing, food, water, health, education, work, security of the person, security of the home, freedom from cruel, inhuman and degrading treatment, and freedom of movement. Evictions must be carried out lawfully, only in exceptional circumstances, and in full accordance with relevant provisions of international human rights and humanitarian law.

7. Forced evictions intensify inequality, social conflict, segregation and “ghettoization”, and invariably affect the poorest, most socially and economically vulnerable and marginalized sectors of society, especially women, children, minorities and indigenous peoples.

8. In the context of the present guidelines, development-based evictions include evictions often planned or conducted under the pretext of serving the “public good”, such as those linked to development and infrastructure projects (including large dams, large-scale industrial or energy projects, or mining and other extractive industries); land-acquisition

5. 強制立退きは、国際法の下において個別の事象をなしており、また、多くの場合、法的に確実な保有（これは適切な住居に対する権利の不可欠の要素である。）の欠如に関連する。強制立退きは、恣意的な移動^b（住民移転、集団追放、集団流出、民族浄化ならびに自らの住居、土地および共同体からの強要されたおよび非自発的な移動を伴うその他の行為を含む。）から生じる影響と同様の影響を多く共有する。

6. 強制立退きは、国際的に認められた様々な人権（適切な住居、食糧、水、健康、教育、労働に対する人権、身体的安全、住居的安全、残虐な、非人道的なおよび品位を傷つける待遇からの自由ならびに移動の自由を含む。）に対する重大な侵害をなすものである。立退きは、例外的な状況においてのみ、かつ、国際人権法および国際人道法の関連する規定に完全に従い、合法的に実施されるものでなければならない。

7. 強制立退きは、不公平、社会的紛争、隔絶および「ゲッター化」を強化し、また、最も貧しく、社会的および経済的に最も脆弱なおよび周縁化された社会の層（特に女性、子供、少数者および先住民）に常に影響を与える。

8. このガイドラインの文脈において、開発に基づく立退きには、多くの場合「公共の利益」に資するという口実の下に計画されまたは実施される立退きを含む。例えば、開発およびインフラストラクチャーの事業に関連するもの（大型ダム、大規模な産業もしくはエネルギーの事業または鉱業およびその他の資源抽出産業を含む。）、都市再開発、スラムの

measures associated with urban renewal, slum upgrades, housing renovation, city beautification, or other land-use programmes (including for agricultural purposes); property, real estate and land disputes; unbridled land speculation; major international business or sporting events; and, ostensibly, environmental purposes. Such activities also include those supported by international development assistance.

9. Displacement resulting from environmental destruction or degradation, evictions or evacuations resulting from public disturbances, natural or human-induced disasters, tension or unrest, internal, international or mixed conflict (having domestic and international dimensions) and public emergencies, domestic violence, and certain cultural and traditional practices often take place without regard for existing human rights and humanitarian standards, including the right to adequate housing. Such situations may, however, involve an additional set of considerations that the present guidelines do not explicitly address, though they can also provide useful guidance in those contexts. Attention is drawn to the Basic Principles and Guidelines on the Right to Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, the Guiding Principles on Internal Displacement, and the Principles on housing and property restitution for refugees and displaced persons.

10. While recognizing the wide range of contexts in which forced evictions take place, the present guidelines focus on providing guidance to States on measures and procedures to be adopted in order to

改善、住居の改築、都市の美化またはその他の土地利用計画(農業目的を含む。)に関連する土地取得措置、財産、不動産および土地を巡る係争、抑えられない土地の投機、主要な国際的なビジネスまたはスポーツのイベントならびに名目上は環境を目的とするものである。これらの活動には、国際的な開発援助によって支援されるものも含む。

9. 環境破壊または劣化から生じる移動、公の騒乱、自然災害または人為的災害、社会的緊張または不安、国内的な、国際的なまたは混合の(国内的および国際的な広がりを持つ)紛争および公の緊急事態、国内の暴動ならびに特定の文化的小および伝統的慣行から生じる立退きまたは避難は、多くの場合、既存の人権および人道的基準(適切な住居に対する権利を含む。)に考慮を払うことなく行われる。このガイドラインは、そのような文脈においても有用な指針を示すかもしれないが、ただし、そのような状況は、このガイドラインが明示的に対処しない追加的な留意事項を伴うことがある。「国際人権法の重大な侵害および国際人道法の深刻な侵害の被害者の救済および賠償に対する権利に関する基本原則およびガイドライン」、「国内強制移動に関する指導原則」および「難民および避難民に対する住居および財産の返還に関する原則」に留意すべきである。

10. このガイドラインは、強制立退きが行われる様々な文脈を認識する一方で、開発に基づく立退きが既存の国際的な人権基準に違反する形で行われることなく、また、従って、当該立退きが「強制立退き」とならないことを

ensure that development-based evictions are not undertaken in contravention of existing international human rights standards and do not thus constitute “forced evictions”. These guidelines aim at providing a practical tool to assist States and agencies in developing policies, legislation, procedures and preventive measures to ensure that forced evictions do not take place, and to provide effective remedies to those whose human rights have been violated, should prevention fail.

II. GENERAL OBLIGATIONS

A. Duty bearers and nature of obligations

11. While a variety of distinct actors may carry out, sanction, demand, propose, initiate, condone or acquiesce to forced evictions, States bear the principal obligation for applying human rights and humanitarian norms, in order to ensure respect for the rights enshrined in binding treaties and general principles of international public law, as reflected in the present guidelines. This does not, however, absolve other parties, including project managers and personnel, international financial and other institutions or organizations, transnational and other corporations, and individual parties, including private landlords and landowners, of all responsibility.

12. Under international law, the obligations of States include the respect, protection and fulfilment of all human rights and fundamental freedoms. This means that States shall: refrain from violating human rights domestically and extraterritorially; ensure that other parties within the State’s jurisdiction and effective control do not violate the human rights of others; and take preventive and remedial steps to uphold human rights and provide

確保するためにとられる措置および手続に関する指針を国家に示すことに重点を置く。このガイドラインは、国家および機構が、強制立退きが行われないことを確保するための政策、法制、手続および予防的措置を策定することを支援し、また、防止できない場合には、人権を侵害された者に対して実効的な救済を与えるための実用的な手段を与えることを目的とする。

二. 一般的義務

A. 義務保持者および義務の性質

11. 様々な個別の主体が強制立退きを実施し、容認し、要求し、提案し、開始し、黙認しまたは同意することがある一方で、国家は、このガイドラインに反映されるとおり、拘束力のある条約および国際公法の一般原則に謳われる権利の尊重を確保するため、人権および人道的規範を適用する主要な義務を負う。ただし、このことは、その他の当事者(事業の管理責任者および職員、国際的な金融およびその他の機関または組織、超国籍企業およびその他の企業を含む。)および個人の当事者(民間の地主および土地所有者を含む。)に対し、すべての責任を免除するものではない。

12. 国際法の下では、国家の義務には、あらゆる人権および基本的自由の尊重、保護および履行を含む。このことは、国家にとって次の義務を意味する。すなわち、国内および国外において人権を侵害することを差し控えること、国家の管轄内および実効的管理内にあるその他の当事者が他者の人権を侵害しないことを確保することならびに人権を擁護するための予防的措置および救済措置をとりおよび権利を侵害された者に支援を与えることで

assistance to those whose rights have been violated. These obligations are continuous and simultaneous, and are not suggestive of a hierarchy of measures.

B. Basic human rights principles

13. According to international human rights law, everyone has the right to adequate housing as a component of the right to an adequate standard of living. The right to adequate housing includes, inter alia, the right to protection against arbitrary or unlawful interference with privacy, family, home, and to legal security of tenure.

14. According to international law, States must ensure that protection against forced evictions, and the human right to adequate housing and secure tenure, are guaranteed without discrimination of any kind on the basis of race, colour, sex, language, religion or belief, political or other opinion, national, ethnic or social origin, legal or social status, age, disability, property, birth or other status.

15. States must ensure the equal right of women and men to protection from forced evictions and the equal enjoyment of the human right to adequate housing and security of tenure, as reflected in the present guidelines.

16. All persons, groups and communities have the right to resettlement, which includes the right to alternative land of better or equal quality and housing that must satisfy the following criteria for adequacy: accessibility, affordability, habitability, security of tenure, cultural adequacy, suitability of location, and access to essential services such as health and education.^c

ある。これらの義務は、継続的かつ同時進行的なものであり、また、措置に階層があることを示唆するものではない。

B. 基本的な人権原則

13. 国際人権法によれば、すべての人は、適切な生活水準に対する権利の要素として、適切な住居に対する権利を有する。適切な住居に対する権利には、特に、プライバシー、家族、住居に対する恣意的または不法な干渉からの保護および保有の法的保障に対する権利を含む。

14. 国際法によれば、国家は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教または信仰、政治的なもしくはその他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、法的もしくは社会的地位、年齢、障がい、財産、出生またはその他の地位に基づくいかなる差別もすることなく、強制立退きからの保護ならびに適切な住居および確実な保有に対する人権が保障されることを確保しなければならない。

15. 国家は、このガイドラインに反映されるとおり、強制立退きからの保護に対する女性および男性の平等な権利ならびに適切な住居および保有の保障に対する人権の平等な享受を確保しなければならない。

16. すべての個人、集団および共同体は、再定住に対する権利を有しており、この権利にはより良いまたは同等の質の代替地および次の適切性の基準を満たす住居に対する権利を含む。その基準とは、利便性、入手しやすいこと、居住性、保有の保障、文化的な適切性、立地の適切性、不可欠のサービス(医療および教育等)の利用機会である^c。

17. States must ensure that adequate and effective legal or other appropriate remedies are available to any person claiming that his/her right to protection against forced evictions has been violated or is under threat of violation.

18. States must refrain from introducing any deliberately retrogressive measures with respect to de jure or de facto protection against forced evictions.

19. States must recognize that the prohibition of forced evictions includes arbitrary displacement that results in altering the ethnic, religious or racial composition of the affected population.

20. States must formulate and conduct their international policies and activities in compliance with their human rights obligations, including through both the pursuit and provision of international development assistance.

C. Implementation of State obligations

21. States shall ensure that evictions only occur in exceptional circumstances. Evictions require full justification given their adverse impact on a wide range of internationally recognized human rights. Any eviction must be (a) authorized by law; (b) carried out in accordance with international human rights law; (c) undertaken solely for the purpose of promoting the general welfare;^d (d) reasonable and proportional; (e) regulated so as to ensure full and fair compensation and rehabilitation; and (f) carried out in accordance with the present guidelines. The protection provided by these procedural requirements applies to all vulnerable persons and affected groups, irrespective of whether

17. 国家は、強制立退きからの保護に対する権利が侵害されたと主張するまたは侵害の危険にあると主張するいかなる者に対しても、適切かつ実効的な法的なまたはその他の適切な救済が利用可能であることを確保しなければならない。

18. 国家は、強制立退きからの法律上または事実上の保護に関し、意図的に逆行するいかなる措置も導入することを差し控えなければならない。

19. 国家は、強制立退きの禁止には、影響を受ける住民の民族的、宗教的または人種的な構成を変更する結果となる恣意的な移動を含むことを認識しなければならない。

20. 国家は、自らの人権義務に従ってその国際的な政策および活動を策定しおよび実施しなければならない(国際的な開発援助の追求および提供の双方を通じてを含む。)

C. 国家の義務の履行

21. 国家は、立退きは例外的な状況においてのみ行われることを確保する。立退きは、国際的に認められた様々な人権に対する悪影響に鑑み、十分な正当性を必要とする。いかなる立退きも、次の条件を満たすものでなければならない。(a) 法律によって許可される。(b) 国際人権法に従って実施される。(c) 一般の福祉を促進することのみを目的として行われる^d。(d) 合理的でありかつ均衡がとれている。(e) 完全かつ公正な補償および生活再建を確保するために規制される。(f) このガイドラインに従って実施される。これらの手続上の要件によって与えられる保護は、すべての脆弱な者および影響を受ける集団(国内法の下で住居および財産に対する所有権を有するか否かを問わない。)に適用される。

they hold title to home and property under domestic law.

22. States must adopt legislative and policy measures prohibiting the execution of evictions that are not in conformity with their international human rights obligations. States should refrain, to the maximum extent possible, from claiming or confiscating housing or land, and in particular when such action does not contribute to the enjoyment of human rights. For instance, an eviction may be considered justified if measures of land reform or redistribution, especially for the benefit of vulnerable or deprived persons, groups or communities are involved. States should apply appropriate civil or criminal penalties against any public or private person or entity within its jurisdiction that carries out evictions in a manner not fully consistent with applicable law and international human rights standards. States must ensure that adequate and effective legal or other appropriate remedies are available to all those who undergo, remain vulnerable to, or defend against forced evictions.

23. States shall take steps, to the maximum of their available resources, to ensure the equal enjoyment of the right to adequate housing by all. The obligation of States to adopt appropriate legislative and policy measures to ensure the protection of individuals, groups and communities from evictions that are not in conformity with existing international human rights standards is immediate.^e

24. In order to ensure that no form of discrimination, statutory or otherwise, adversely affects the enjoyment of the human right to adequate housing, States should carry out comprehensive reviews of relevant national

22. 国家は、自らの国際的な人権義務に適合しない立退きの実施を禁止する立法的および政策的措置をとらなければならない。国家は、最大限可能な範囲内で、住居または土地を要求または没収することを、特にその行為が人権の享受に寄与しない場合において、差し控えるべきである。例えば、特に、脆弱なまたは無産の個人、集団または共同体の利益のため、土地改革または土地の再分配の措置を伴う場合には、立退きは正当なものと考えられることがある。国家は、その管轄内にある公的なまたは民間の個人または団体で、適用される法律および国際的な人権基準に完全に合致しない方法で立退きを実施するものに対し、適切な民法または刑法の罰則を適用するべきである。国家は、強制立退きを被っている者、強制立退きに対して脆弱な状況にある者または強制立退きに抵抗している者のすべてに対し、適切かつ実効的な法的なまたはその他の適切な救済が利用可能であることを確保しなければならない。

23. 国家は、その利用可能な資源を最大限に利用し、すべての者が適切な住居に対する権利を平等に享受することを確保する措置をとる。既存の人権基準に適合しない立退きからの個人、集団および共同体の保護を確保するための適切な立法的および政策的措置をとる国家の義務は、直ちに実行されるものとする^e。

24. 国家は、法律上またはその他のいかなる形態の差別も適切な住居に対する人権の享受に悪影響を及ぼすことがないことを確保するため、国際的な人権規定との適合性を確保するよう、関連する国内の法制および政策の包

legislation and policy with a view to ensuring their conformity with international human rights provisions. Such comprehensive review should also ensure that existing legislation, regulation and policy address the privatization of public services, inheritance and cultural practices, so as not to lead to, or facilitate forced evictions.^f

25. In order to secure a maximum degree of effective legal protection against the practice of forced evictions for all persons under their jurisdiction, States should take immediate measures aimed at conferring legal security of tenure upon those persons, households and communities currently lacking such protection, including all those who do not have formal titles to home and land.

26. States must ensure the equal enjoyment of the right to adequate housing by women and men. This requires States to adopt and implement special measures to protect women from forced evictions. Such measures should ensure that titles to housing and land are conferred on all women.

27. States should ensure that binding human rights standards are integrated in their international relations, including through trade and investment, development assistance and participation in multilateral forums and organizations. States should implement their human rights obligations with regard to international cooperation,^g whether as donors or beneficiaries. States should ensure that international organizations in which they are represented refrain from sponsoring or implementing any project, programme or policy that may involve forced evictions, that is, evictions not in full conformity with

括的な見直しを実施するべきである。そのような包括的な見直しは、また、公共サービスの民営化、相続および文化的慣行が強制立退きを助長しまたは容易にすることがないよう、既存の法制、規制および政策が公共サービスの民営化、相続および文化的慣行に対処することを確保するべきである^f。

25. 国家は、その管轄の下にあるすべての者に対して強制立退きの行為からの実効的な法的保護を最大限度まで確保するため、現在そのような保護を欠く個人、世帯および共同体（住居および土地の公式の所有権を有していないすべての者を含む。）に対して保有の法的保障を付与することを目的とする迅速な措置をとるべきである。

26. 国家は、女性および男性が適切な住居に対する権利を平等に享受することを確保しなければならない。このことに従えば、国家は、女性を強制立退きから保護する特別の措置をとりおよび実施しなければならない。そのような措置は、すべての女性に対して住居および土地に対する所有権が付与されることを確保するべきである。

27. 国家は、拘束力のある人権基準がその国際関係（貿易および投資、開発援助ならびに多国間の協議の場合および組織への参加を通じてを含む。）に統合されることを確保するべきである。国家（抛出国または受益国の立場を問わない。）は、国際協力に関して自らの人権義務を履行するべきである^g。国家は、自らが代表権を有する国際組織が、強制立退き（すなわち、国際法に完全に適合せず、かつ、このガイドラインに規定される立退き）を伴うことがあるいかなる事業、計画または政策に対しても資金を拠出したまたはこれらを実施することを差し控えることを確保するべきである。

international law, and as specified in the present guidelines.

D. Preventive strategies, policies and programmes

28. States should adopt, to the maximum of their available resources, appropriate strategies, policies and programmes to ensure effective protection of individuals, groups and communities against forced eviction and its consequences.

29. States should carry out comprehensive reviews of relevant strategies, policies and programmes, with a view to ensuring their compatibility with international human rights norms. In this regard, such reviews must strive to remove provisions that contribute to sustaining or exacerbating existing inequalities that adversely affect women and marginalized and vulnerable groups. Governments must take special measures to ensure that policies and programmes are not formulated or implemented in a discriminatory manner, and do not further marginalize those living in poverty, whether in urban or rural areas.

30. States should take specific preventive measures to avoid and/or eliminate underlying causes of forced evictions, such as speculation in land and real estate. States should review the operation and regulation of the housing and tenancy markets and, when necessary, intervene to ensure that market forces do not increase the vulnerability of low-income and other marginalized groups to forced eviction. In the event of an increase in housing or land prices, States should also ensure sufficient protection against physical or economic pressures on residents to leave or be deprived of adequate housing or land.

D. 予防的戦略、政策および計画

28. 国家は、その利用可能な資源を最大限に利用し、強制立退きおよびその影響からの個人、集団および共同体の実効的な保護を確保するための適切な戦略、政策および計画をとるべきである。

29. 国家は、国際的な人権規範との整合性を確保するよう、関連する戦略、政策および計画の包括的な見直しを実施するべきである。この点に関し、そのような見直しは、女性ならびに周縁化されたおよび脆弱な集団に悪影響を及ぼす既存の不平等の維持または悪化を助長する規定を削除するよう努めなければならない。政府は、政策および計画が差別的な方法で策定されまたは実施されないことならびに政策および計画が貧困状態で生活する者（都市部または村落部を問わない。）をさらに周縁化しないことを確保するための特別の措置をとらなければならない。

30. 国家は、強制立退きの根底にある原因（土地および不動産の投機等）を回避しまたは除去するための具体的な予防的措置をとるべきである。国家は、住宅および借地市場の操作および規制を見直し、ならびに必要な場合には、市場の動きが低所得者およびその他の周縁化された集団の強制立退きに対する脆弱性を増大させないことを確保するために介入するべきである。国家は、また、住宅価格または地価が上昇した場合には、適切な住居または土地から離れるようにとのまたはこれらを奪うことになる住民への物理的または経済的な圧力からの十分な保護を確保するべきである。

31. Priority in housing and land allocation should be ensured to disadvantaged groups such as the elderly, children and persons with disabilities.

32. States must give priority to exploring strategies that minimize displacement. Comprehensive and holistic impact assessments should be carried out prior to the initiation of any project that could result in development-based eviction and displacement, with a view to securing fully the human rights of all potentially affected persons, groups and communities, including their protection against forced evictions. “Eviction-impact” assessment should also include exploration of alternatives and strategies for minimizing harm.

33. Impact assessments must take into account the differential impacts of forced evictions on women, children, the elderly, and marginalized sectors of society. All such assessments should be based on the collection of disaggregated data, such that all differential impacts can be appropriately identified and addressed.

34. Adequate training in applying international human rights norms should be required and provided for relevant professionals, including lawyers, law enforcement officials, urban and regional planners and other personnel involved in the design, management and implementation of development projects. This must include training on women’s rights, with an emphasis on women’s particular concerns and requirements pertaining to housing and land.

35. States should ensure the dissemination of adequate information on human rights and laws and policies relating to protection against

31. 住居および土地の配分における優先順位は、不利な立場にある集団(高齢者、子供および障がいのある者等)に対して確保されるべきである。

32. 国家は、移動を最小限にとどめる戦略の模索を優先するべきである。開発に基づく立退きおよび移動を生じる結果となる可能性のあるあらゆる事業の開始の前に、影響を受ける可能性のあるすべての個人、集団および共同体の人権(強制立退きからの保護を含む。)を完全に確保するよう、包括的かつ全体的な影響評価が実施されるべきである。「立退きの影響」の評価には、被害を最小限にとどめるための代替案および戦略の模索も含むべきである。

33. 影響評価は、女性、子供、高齢者および社会の周縁化された層に対する強制立退きの個別の影響を考慮しなければならない。すべての影響評価は、すべての個別の影響が適切に特定されおよび対処されるよう、詳細化されたデータの収集に基づくべきである。

34. 関連する専門家(弁護士、法執行職員、都市および地域計画の策定者ならびに開発事業の設計、管理運営および実施に関与するその他の職員を含む。)に対し、国際的な人権規範の適用に関する適切な訓練が必須とされ、かつ、提供されるべきである。これには、住居および土地に関連した女性特有の関心および必要事項を重視した女性の権利に関する訓練を含まなければならない。

35. 国家は、人権ならびに強制立退きからの保護に関する法律および政策についての適切な情報の周知を確保するべきである。立退き

forced evictions. Specific attention should be given to the dissemination of timely and appropriate information to groups particularly vulnerable to evictions, through culturally appropriate channels and methods.

36. States must ensure that individuals, groups and communities are protected from eviction during the period that their particular case is being examined before a national, regional or international legal body.

III. PRIOR TO EVICTIONS

37. Urban or rural planning and development processes should involve all those likely to be affected and should include the following elements: (a) appropriate notice to all potentially affected persons that eviction is being considered and that there will be public hearings on the proposed plans and alternatives; (b) effective dissemination by the authorities of relevant information in advance, including land records and proposed comprehensive resettlement plans specifically addressing efforts to protect vulnerable groups; (c) a reasonable time period for public review of, comment on, and/or objection to the proposed plan; (d) opportunities and efforts to facilitate the provision of legal, technical and other advice to affected persons about their rights and options; and (e) holding of public hearing(s) that provide(s) affected persons and their advocates with opportunities to challenge the eviction decision and/or to present alternative proposals and to articulate their demands and development priorities.

38. States should explore fully all possible alternatives to evictions. All potentially affected groups and persons, including women, indigenous peoples and persons with

に対して特に脆弱な集団に対し、文化的に適切な経路および手段を通じ、適時かつ適切な情報を周知することに特別の配慮がなされるべきである。

36. 国家は、個人、集団および共同体の特定の事例が国内の、地域的または国際的な法的機関において検証されている間において、個人、集団および共同体が立退きから保護されることを確保しなければならない。

三. 立退きの前において

37. 都市部または村落部の計画策定および開発の過程は、影響を受ける可能性のあるすべての者を関与させ、かつ、次の要素を含むべきである。(a) 影響を受ける可能性のあるすべての者に対し、立退きが検討されていることならびに提案される計画および代替案に関する公開の聴聞が行われることを適切に告知する。(b) 当局は、事前に関連する情報(土地の記録、および提案される包括的な再定住計画で脆弱な集団を保護するための努力に特に対処するものを含む。)を効果的に周知する。(c) 提案される計画に対する公開の審査、見解または反対意見のための適切な期間。(d) 影響を受ける者に対して自らの権利および選択肢に関する法的、技術的およびその他の助言の提供を容易にするための機会および努力。(e) 公開の聴聞の開催。この聴聞は、影響を受ける者およびその擁護者に対し、立退きの決定に異議を申し立てまたは代替提案を提示しならびに自らの要求および開発の優先順位を明示する機会を与えるものとする。

38. 国家は、立退きに対するすべての実行可能な代替案を十分に模索するべきである。影響を受ける可能性のあるすべての集団および個人(女性、先住民および障がいのある者を

disabilities, as well as others working on behalf of the affected, have the right to relevant information, full consultation and participation throughout the entire process, and to propose alternatives that authorities should duly consider. In the event that agreement cannot be reached on a proposed alternative among concerned parties, an independent body having constitutional authority, such as a court of law, tribunal or ombudsperson should mediate, arbitrate or adjudicate as appropriate.

39. During planning processes, opportunities for dialogue and consultation must be extended effectively to the full spectrum of affected persons, including women and vulnerable and marginalized groups, and, when necessary, through the adoption of special measures or procedures.

40. Prior to any decision to initiate an eviction, authorities must demonstrate that the eviction is unavoidable and consistent with international human rights commitments protective of the general welfare.

41. Any decision relating to evictions should be announced in writing in the local language to all individuals concerned, sufficiently in advance. The eviction notice should contain a detailed justification for the decision, including on: (a) absence of reasonable alternatives; (b) the full details of the proposed alternative; and (c) where no alternatives exist, all measures taken and foreseen to minimize the adverse effects of evictions. All final decisions should be subject to administrative and judicial review. Affected parties must also be guaranteed timely access to legal counsel, without payment if necessary.

42. Due eviction notice should allow and

含む。)ならびに影響を受ける者のために活動するその他の者は、全過程を通じ、関連する情報、完全な協議および参加に対する権利を有し、また、当局が正当に考慮すべき代替案を提案する権利を有する。提案される代替案に対する合意が関係する当事者間で得られない場合には、憲法上の権限を有する独立した機関(法廷、裁判所またはオンブズマン等)は、必要に応じ、仲介し、調停または決定を下すべきである。

39. 計画策定の過程において、影響を受けるすべての者(女性ならびに脆弱なおよび周縁化された集団を含む。)に対し、また、必要な場合には、特別の措置または手続をとることを通じ、対話および協議の機会が実効的に提供されなければならない。

40. 当局は、立退きを開始するあらゆる決定の前に、当該立退きは不可避のものであり、かつ、一般の福祉を保護する国際的な人権約束に合致していることを証明しなければならない。

41. 立退きに関するいかなる決定も、十分事前に、関係するすべての個人に対して対象地域の言語で書かれた書面で通知されるべきである。立退きの告知は、次のことを含め、詳細に書かれた決定の正当性を記載するべきである。(a) 合理的な代替案の欠如。(b) 提案される代替案に関する十分な詳細。(c) 代替案がない場合には、立退きの悪影響を最小限にとどめるためにとられおおよび想定されるすべての措置。すべての最終決定は、行政上および司法上の再審理の対象となるべきである。影響を受ける当事者は、また、法律に関する相談(必要な場合には無料とする。)を適時に利用する機会を保障されなければならない。

42. 正当な立退きの告知によって、立退きの

enable those subject to eviction to take an inventory in order to assess the values of their properties, investments and other material goods that may be damaged. Those subject to eviction should also be given the opportunity to assess and document non-monetary losses to be compensated.

43. Evictions should not result in individuals being rendered homeless or vulnerable to the violation of other human rights. The State must make provision for the adoption of all appropriate measures, to the maximum of its available resources, especially for those who are unable to provide for themselves, to ensure that adequate alternative housing, resettlement or access to productive land, as the case may be, is available and provided. Alternative housing should be situated as close as possible to the original place of residence and source of livelihood of those evicted.

44. All resettlement measures, such as construction of homes, provision of water, electricity, sanitation, schools, access roads and allocation of land and sites, must be consistent with the present guidelines and internationally recognized human rights principles, and completed before those who are to be evicted are moved from their original areas of dwelling.^h

IV. DURING EVICTIONS

45. The procedural requirements for ensuring respect for human rights standards include the mandatory presence of governmental officials or their representatives on site during evictions. The governmental officials, their representatives and persons implementing the eviction must identify themselves to the persons being evicted and present formal

対象となる者が、損害を受ける可能性のある自らの財産、投資材およびその他の品目の価値を評価するため、目録を作成することが許可されおよび可能となるべきである。立退きの対象となる者には、また、補償されるべき非金銭的な損失を評価しおよび文書化する機会が与えられるべきである。

43. 立退きによって、個人がホームレスの状態となりまたはその他の人権の侵害に対して脆弱となる結果が生じるべきではない。国家は、特に自給が不可能な者を対象に、必要に応じ、適切な代替住居、再定住または生産的な土地が利用可能であることならびにこれらが提供されることを確保するため、その利用可能な資源を最大限に利用し、あらゆる適切な措置をとるための用意をしなければならない。代替住居は、立退かされた者の元の居住地および生計手段の供給源にできる限り近い場所に位置するべきである。

44. すべての再定住の措置(住居の建設、給水、電気、衛生施設、学校、連絡道路、土地および用地の配分等)は、このガイドラインおよび国際的に認められた人権原則に合致したものでなければならず、また、立退かされる者が元の居住地域から移動させられる前に完了していなければならない^h。

四. 立退きの間において

45. 人権基準の尊重を確保するための手続上の要件には、立退きの間において政府職員またはその代表者が必ず現地に立会うことを含む。政府職員、その代表者および立退きを実施している者は、立退かされている者に対して自らの身分を明らかにし、かつ、立退き行動に対する公式の認可を提示しなければならない。

authorization for the eviction action.

46. Neutral observers, including regional and international observers, should be allowed access upon request, to ensure transparency and compliance with international human rights principles during the carrying out of any eviction.

47. Evictions shall not be carried out in a manner that violates the dignity and human rights to life and security of those affected. States must also take steps to ensure that women are not subject to gender-based violence and discrimination in the course of evictions, and that the human rights of children are protected.

48. Any legal use of force must respect the principles of necessity and proportionality, as well as the Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials and any national or local code of conduct consistent with international law enforcement and human rights standards.

49. Evictions must not take place in inclement weather, at night, during festivals or religious holidays, prior to elections, or during or just prior to school examinations.

50. States and their agents must take steps to ensure that no one is subject to direct or indiscriminate attacks or other acts of violence, especially against women and children, or arbitrarily deprived of property or possessions as a result of demolition, arson and other forms of deliberate destruction, negligence or any form of collective punishment. Property and possessions left behind involuntarily should be protected against destruction and arbitrary and illegal appropriation, occupation or use.

46. 中立的な監視員(地域的および国際的な監視員を含む。)は、あらゆる立退きが実施される間において透明性および国際的な人権原則の遵守を確保するため、要請に応じ、立ち入ることを許可されるべきである。

47. 立退きは、影響を受ける者の尊厳ならびに生命および安全に対する人権を侵害する方法で実施されてはならない。国家は、また、立退きの間に女性がジェンダーに基づく暴力行為および差別の対象とならないことならびに子供の人権が保護されることを確保するための措置をとらなければならない。

48. 強制力のいかなる法的な行使も、必要性および均衡の原則、「法執行職員による強制力の行使および武器の使用に関する基本原則」ならびに法の執行および人権に関する国際的な基準に合致した国内または対象地域の行動規範を尊重しなければならない。

49. 立退きは、悪天候の時、夜間、祝祭日もしくは宗教的休日の間、選挙の前または学校の試験の間もしくはその直前において行われてはならない。

50. 国家およびその代理者は、何人も直接的なもしくは無差別の攻撃もしくはその他の暴力行為(特に女性および子供に対して)の対象とならないこと、または何人も破壊、放火およびその他の形態の故意の破壊、過失もしくはあらゆる形態の集団的処罰の結果として恣意的に財産もしくは所有物を奪われないことを確保するための措置をとらなければならない。非自発的に残置された財産および所有物は、破壊および恣意的かつ違法な収用、占拠または使用から保護されるべきである。

51. Authorities and their agents should never require or force those evicted to demolish their own dwellings or other structures. The option to do so must be provided to affected persons, however, as this would facilitate salvaging of possessions and building material.

V. AFTER AN EVICTION: IMMEDIATE RELIEF AND RELOCATION

52. The Government and any other parties responsible for providing just compensation and sufficient alternative accommodation, or restitution when feasible, must do so immediately upon the eviction, except in cases of force majeure. At a minimum, regardless of the circumstances and without discrimination, competent authorities shall ensure that evicted persons or groups, especially those who are unable to provide for themselves, have safe and secure access to: (a) essential food, potable water and sanitation; (b) basic shelter and housing; (c) appropriate clothing; (d) essential medical services; (e) livelihood sources; (f) fodder for livestock and access to common property resources previously depended upon; and (g) education for children and childcare facilities. States should also ensure that members of the same extended family or community are not separated as a result of evictions.

53. Special efforts should be made to ensure equal participation of women in all planning processes and in the distribution of basic services and supplies.

54. In order to ensure the protection of the human right to the highest attainable standard of physical and mental health, all evicted persons who are wounded and sick, as well

51. 当局およびその代理者は、立退かされた者に対し、自己の住居またはその他の構造物を破壊することを決して要求しまたは強制するべきではない。ただし、破壊する選択肢は、所有物および建築資材の回収を容易にする限りにおいて、影響を受ける者に与えられなければならない。

五. 立退きの後において：迅速な救援および移転

52. 政府ならびに適正な補償および十分な代替宿泊施設を提供しまたは可能な場合には返還を行う責任を負うその他のいかなる当事者も、不可抗力の場合を除き、立退きの後に直ちにこれらを行わなければならない。管轄当局は、状況のいかんを問わず、かつ、差別することなく、少なくとも、立退かされた個人または集団(特に自給が不可能な者)が次のものを安全かつ確実に得ることを確保する。(a) 不可欠の食糧、飲料水および衛生施設。(b) 基本的な宿泊施設および住居。(c) 適切な衣服。(d) 不可欠の医療サービス。(e) 生計手段。(f) 家畜の飼料およびこれまで依存していた共有財産資源の利用機会。(g) 子供の教育および育児施設。国家は、また、同じ拡大家族または共同体の構成員が、立退きの結果として離散しないことを確保するべきである。

53. すべての計画策定の過程ならびに基本的なサービスおよび物資の配給への女性の平等な参加を確保するための特別の努力がなされるべきである。

54. 到達可能な最高水準の身体および精神の健康に対する人権の保護を確保するため、立退かされた者で、負傷しおよび病気を患ったすべてのものならびに障がいのあるすべての

as those with disabilities, should receive the medical care and attention they require to the fullest extent practicable and with the least possible delay, without distinction on any non-medically relevant grounds. When necessary, evicted persons should have access to psychological and social services. Special attention should be paid to: (a) the health needs of women and children, including access to female health-care providers where necessary, and to services such as reproductive health care and appropriate counselling for victims of sexual and other abuses; (b) ensuring that ongoing medical treatment is not disrupted as a result of eviction or relocation; and (c) the prevention of contagious and infectious diseases, including HIV/AIDS, at relocation sites.

55. Identified relocation sites must fulfil the criteria for adequate housing according to international human rights law. These include:ⁱ (a) security of tenure; (b) services, materials, facilities and infrastructure such as potable water, energy for cooking, heating and lighting, sanitation and washing facilities, means of food storage, refuse disposal, site drainage and emergency services, and to natural and common resources, where appropriate; (c) affordable housing; (d) habitable housing providing inhabitants with adequate space, protection from cold, damp, heat, rain, wind or other threats to health, structural hazards and disease vectors, and ensuring the physical safety of occupants; (e) accessibility for disadvantaged groups; (f) access to employment options, health-care services, schools, childcare centres and other social facilities, whether in urban or rural areas; and (g) culturally appropriate housing. In order to ensure security of the home, adequate housing should also include the following essential

ものは、医療に関連しない理由に基づく差別を受けることなく、最大限実行可能な限り、かつ、できる限り速やかに、自らが必要とする医療上の看護および手当を受けるべきである。立退かされた者は、必要な場合には、心理学的および社会的サービスを利用できるべきである。次のことに特別の配慮がなされるべきである。(a) 女性および子供の健康上のニーズ(必要に応じ、女性のための保健提供者を利用する機会ならびにリプロダクティブ・ヘルスならびに性的およびその他の虐待の犠牲者のための適切なカウンセリング等のサービスを利用する機会を含む。)(b) 立退きまたは移転の結果として、実施中の医学的治療が中断されないことを確保する。(c) 移転地における伝染病および感染症(HIV・エイズを含む。)の防止。

55. 特定された移転地は、国際人権法に従った適切な住居の基準を満たすものでなければならない。これらの基準には、次のものを含むⁱ。(a) 保有の保障。(b) サービス、物資、設備およびインフラストラクチャー(飲料水、調理、暖房および照明用のエネルギー、衛生および洗濯設備、食糧保存の手段、ゴミ処理、用地の排水ならびに緊急時のサービス等)ならびに該当する場合には自然資源および共有資源。(c) 入手しやすい住居。(d) 居住者にとって適切な空間を備え、かつ、寒さ、湿気、暑さ、雨、風またはその他の健康に対する脅威、構造的危険および病気の原因となる要素からの保護を居住者に提供しならびに占有者の身体の安全を確保する居住可能な住居。(e) 不利な立場にある集団にとっての利便性。(f) 都市部または村落部を問わず、雇用の選択肢、医療サービス、学校、育児施設およびその他の社会的な施設を利用できること。(g) 文化的に適切な住居。適切な住居は、住居の安全を確保するため、次の不可欠の要素も含むべきである。すなわち、プライバシーおよび安全、意思決定への参加、暴力からの自由ならびに

elements: privacy and security; participation in decision-making; freedom from violence; and access to remedies for any violations suffered.

56. In determining the compatibility of resettlement with the present guidelines, States should ensure that in the context of any case of resettlement the following criteria are adhered to:

- (a) No resettlement shall take place until such time as a comprehensive resettlement policy consistent with the present guidelines and internationally recognized human rights principles is in place;
- (b) Resettlement must ensure that the human rights of women, children, indigenous peoples and other vulnerable groups are equally protected, including their right to property ownership and access to resources;
- (c) The actor proposing and/or carrying out the resettlement shall be required by law to pay for any associated costs, including all resettlement costs;
- (d) No affected persons, groups or communities shall suffer detriment as far as their human rights are concerned, nor shall their right to the continuous improvement of living conditions be subject to infringement. This applies equally to host communities at resettlement sites, and affected persons, groups and communities subjected to forced eviction;
- (e) The right of affected persons, groups and communities to full and prior informed consent regarding relocation must be guaranteed. The State shall provide all necessary amenities, services and economic opportunities at the proposed site;
- (f) The time and financial cost required for travel to and from the place of work or to access essential services should not place excessive demands upon the budgets of low-

被ったいかなる侵害に対しても救済を受けられることである。

56. 国家は、再定住とこのガイドラインとの整合性を判断するにあたり、再定住のいかなる事案の文脈においても、次の基準が遵守されることを確保すべきである。

- (a) 再定住は、このガイドラインおよび国際的に認められた人権原則に合致した包括的な再定住政策が整うまで、行われてはならない。
- (b) 再定住は、女性、子供、先住民およびその他の脆弱な集団の人権(財産所有に対する権利および資源の利用機会を含む。)が平等に保護されることを確保しなければならない。
- (c) 再定住を提案または実施する主体は、あらゆる関連費用(再定住のすべての費用を含む。)を支払うことを法律によって義務付けられる。
- (d) 影響を受ける個人、集団または共同体は、自らの人権に関する限り被害を受けてはならず、また、生活条件の継続的な改善に対する権利が侵害の対象となってはならない。このことは、再定住地における受入側の共同体および強制立退きの対象となる影響を受ける個人、集団および共同体にも同様に適用される。
- (e) 影響を受ける個人、集団および共同体が有する、移転に関する十分な、かつ事前の情報に基づく合意に対する権利は、保障されなければならない。国家は、提案される用地において、必要なすべての生活設備、サービスおよび経済的機会を与える。
- (f) 仕事場との往来または不可欠のサービスを利用するために必要な時間および経済的費用は、低所得世帯の家計に過剰な要求を強いなものであるべきである。

income households;

(g) Relocation sites must not be situated on polluted land or in immediate proximity to pollution sources that threaten the right to the highest attainable standards of mental and physical health of the inhabitants;

(h) Sufficient information shall be provided to the affected persons, groups and communities on all State projects and planning and implementation processes relating to the concerned resettlement, including information on the purported use of the eviction dwelling or site and its proposed beneficiaries. Particular attention must be paid to ensuring that indigenous peoples, minorities, the landless, women and children are represented and included in this process;

(i) The entire resettlement process should be carried out with full participation by and with affected persons, groups and communities. States should, in particular, take into account all alternative plans proposed by the affected persons, groups and communities;

(j) If, after a full and fair public hearing, it is found that there still exists a need to proceed with the resettlement, then the affected persons, groups and communities shall be given at least 90 days' notice prior to the date of the resettlement; and

(k) Local government officials and neutral observers, properly identified, shall be present during the resettlement so as to ensure that no force, violence or intimidation is involved.

57. Rehabilitation policies must include programmes designed for women and marginalized and vulnerable groups to ensure their equal enjoyment of the human rights to housing, food, water, health, education, work, security of the person, security of the home, freedom from cruel, inhuman or degrading treatment, and freedom of movement.

(g) 移転地は、汚染された土地または居住者の到達可能な最高水準の精神および身体の健康に対する権利を脅かす汚染源に近接する場所に位置してはならない。

(h) 影響を受ける個人、集団および共同体に対し、すべての国家事業ならびに関係する再定住に関する計画策定および実施の過程に関する十分な情報(立退く住居または用地の意図された利用ならびに提案される受益者に関する情報を含む。)が提供されるものとする。この過程に先住民、少数者、土地を持たない者、女性および子供が代表されかつ含まれることを確保することに特別な配慮がなされなければならない。

(i) 再定住の全過程は、影響を受ける個人、集団および共同体の完全な参加のもとに実施されるべきである。国家は、特に、影響を受ける個人、集団および共同体によって提案されるあらゆる代替計画を考慮するべきである。

(j) 完全かつ公正な公開の聴聞の後に、再定住を続行する必要性が依然としてあることが明らかになった場合には、影響を受ける個人、集団および共同体に対し、再定住の日の少なくとも90日前に告知が行われるものとする。

(k) 地方自治体職員および中立的な監視員は、適切に身元が確認された上で、強制力、暴力または脅しが伴わないことを確保するため、再定住の間において、その場に立会う。

57. 生活再建の政策には、女性ならびに周縁化されたおよび脆弱な集団が、住居、食糧、水、健康、教育、労働、身体の安全および住居の安全に対する人権、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける待遇からの自由ならびに移動の自由を平等に享受することを確保するため、これらの者のために設計された計画を含まなければならない。

58. Persons, groups or communities affected by an eviction should not suffer detriment to their human rights, including their right to the progressive realization of the right to adequate housing. This applies equally to host communities at relocation sites.

VI. REMEDIES FOR FORCED EVICTIONS

59. All persons threatened with or subject to forced evictions have the right of access to timely remedy. Appropriate remedies include a fair hearing, access to legal counsel, legal aid, return, restitution, resettlement, rehabilitation and compensation, and should comply, as applicable, with the Basic Principles and Guidelines on the Right to Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law.

A. Compensation

60. When eviction is unavoidable, and necessary for the promotion of the general welfare, the State must provide or ensure fair and just compensation for any losses of personal, real or other property or goods, including rights or interests in property. Compensation should be provided for any economically assessable damage, as appropriate and proportional to the gravity of the violation and the circumstances of each case, such as: loss of life or limb; physical or mental harm; lost opportunities, including employment, education and social benefits; material damages and loss of earnings, including loss of earning potential; moral damage; and costs required for legal or expert assistance, medicine and medical services, and psychological and social services. Cash compensation should under no circumstances replace real compensation in the form of

58. 立退きの影響を受ける個人、集団または共同体は、自らの人権(適切な住居に対する権利の漸進的な実現に対する権利を含む。)の被害を受けるべきではない。このことは、移転地の受け入れ共同体にも同様に適用される。

六. 強制立退きに対する救済

59. 強制立退きに脅かされるまたはその対象となるすべての者は、適時の救済を受ける権利を有する。適切な救済は、公正な聴聞、法律に関する相談、法的支援、帰還、返還、再定住、生活再建および補償を含み、また、場合に応じ、「国際人権法の重大な侵害および国際人道法の深刻な侵害の被害者の救済および賠償に対する権利に関する基本原則およびガイドライン」に従うべきである。

A. 補償

60. 国家は、立退きが不可避であり、かつ、一般の福祉の促進のために必要である場合には、個人的な、現物のまたはその他の財産または物品(財産の権利またはその利子を含む。)のいかなる損失に対しても、公正かつ適正な補償を与えまたは確保しなければならない。補償は、必要に応じ、かつ、侵害の重大性および個々の事案の状況に均衡し、経済的に評価可能なあらゆる損害に対して与えられるべきである。個々の事案の状況とは、例えば、次のようなものである。生命の喪失または肢体の損失、身体的または精神的な被害、損失した機会(雇用、教育および社会的給付を含む。)、物質的な損害および収益の損失(所得可能性の損失を含む。)、精神的な損害、法的または専門的な支援に必要な費用、医療および医療サービスならびに心理学的および社会的サービスである。現金による補償は、いかなる場合においても、土地および共有財産資源の形態による現物補償に取って代わるべ

land and common property resources. Where land has been taken, the evicted should be compensated with land commensurate in quality, size and value, or better.

61. All those evicted, irrespective of whether they hold title to their property, should be entitled to compensation for the loss, salvage and transport of their properties affected, including the original dwelling and land lost or damaged in the process. Consideration of the circumstances of each case shall allow for the provision of compensation for losses related to informal property, such as slum dwellings.

62. Women and men must be co-beneficiaries of all compensation packages. Single women and widows should be entitled to their own compensation.

63. To the extent not covered by assistance for relocation, the assessment of economic damage should take into consideration losses and costs, for example, of land plots and house structures; contents; infrastructure; mortgage or other debt penalties; interim housing; bureaucratic and legal fees; alternative housing; lost wages and incomes; lost educational opportunities; health and medical care; resettlement and transportation costs (especially in the case of relocation far from the source of livelihood). Where the home and land also provide a source of livelihood for the evicted inhabitants, impact and loss assessment must account for the value of business losses, equipment/inventory, livestock, land, trees/crops, and lost/decreased wages/income.

B. Restitution and return

64. The circumstances of forced evictions

きではない。土地が取り上げられた場合には、立退かされた者は、質、広さおよび価値が同等であるかまたはそれ以上の土地をもって補償されるべきである。

61. 立退かされたすべての者(自らの財産に対する所有権を有しているか否かを問わない。)は、影響を受ける自らの財産(立退きの過程で損失したまたは損害を受けた元の住居および土地を含む。)の損失、回収および輸送に対して補償を受ける権利を有するべきである。個々の事案の状況を考慮することにより、非正規の財産(スラムの住居等)に関連する損失に対する補償の提供が可能になるものとする。

62. 女性および男性は、すべての補償内容の利益を共に享受しなければならない。独身女性および死別者は、自己の補償を受ける権利を有するべきである。

63. 経済的損害の評価は、移転の支援の対象とならない限りにおいて、次のものの損失および費用を考慮するべきである。例えば、土地区画および住居構造、住居の内容、インフラストラクチャー、抵当権またはその他の債務、一時的な住居、行政手続および弁護士費用、代替住居、損失した賃金および収入、損失した教育機会、健康および医療サービス、再定住および輸送費用(特に生計手段の供給源から離れた移転の場合において)である。立退かされた居住者にとり住居および土地が生計手段の供給源でもある場合には、影響および損失の評価は、事業上の損失、設備・在庫、家畜、土地、樹木・収穫物および損失したまたは減損した賃金・収入の価値を算出しなければならない。

B. 返還および帰還

64. 開発およびインフラストラクチャーの事

linked to development and infrastructure projects (including those mentioned in paragraph 8 above) seldom allow for restitution and return. Nevertheless, when circumstances allow, States should prioritize these rights of all persons, groups and communities subjected to forced evictions. Persons, groups and communities shall not, however, be forced against their will to return to their homes, lands or places of origin.

65. When return is possible or adequate resettlement in conformity with these guidelines is not provided, the competent authorities should establish conditions and provide the means, including financial, for voluntary return in safety and security, and with dignity, to homes or places of habitual residence. Responsible authorities should facilitate the reintegration of returned persons and exert efforts to ensure the full participation of affected persons, groups and communities in the planning and management of return processes. Special measures may be required to ensure women's equal and effective participation in return or restitution processes in order to overcome existing household, community, institutional, administrative, legal or other gender biases that contribute to marginalization or exclusion of women.

66. Competent authorities have the duty and responsibility to assist returning persons, groups or communities to recover, to the maximum extent possible, the property and possessions that they left behind or were dispossessed of upon their eviction.

67. When return to one's place of residence and recovery of property and possessions is not possible, competent authorities must provide victims of forced evictions, or assist

業(先述のパラグラフ8で言及した内容を含む。)に関連する強制立退きの状況は、返還および帰還を可能にすることはほとんどない。しかしながら、国家は、状況が許す場合には、強制立退きの対象となるすべての個人、集団および共同体が有するこれらの権利を優先させるべきである。ただし、個人、集団および共同体は、その意志に反して自らの住居、土地または出身地に帰還することを強制されてはならない。

65. 管轄当局は、帰還が可能な場合には、またはこのガイドラインに適合する適切な再定住が提供されない場合には、住居または常居所地への安心かつ安全で尊厳のある自発的な帰還のための条件を確立し、かつ、その手段(資金的手段を含む。)を与えるべきである。管轄当局は、帰還者の再統合を容易にするべきであり、また、帰還の過程の計画策定および管理運営への影響を受ける個人、集団および共同体の完全な参加を確保するよう努めるべきである。女性の周縁化または排除を助長する家庭における、共同体における、既存の制度的な、行政上の、法的なまたはその他のジェンダーに基づく偏見を克服するため、帰還または返還の過程への女性の平等かつ実効的な参加を確保する特別の措置が必要となることがある。

66. 管轄当局は、帰還する個人、集団または共同体に対し、立退きの際にこれらの者が残置したまたは失った財産および所有物を最大限可能な範囲内で回復することを支援する義務および責任を負う。

67. 管轄当局は、居住地への帰還ならびに財産および所有物の回復が不可能な場合には、強制立退きの被害者に対し、適切な補償またはその他の形態の適正な賠償を与え、または

them in obtaining, appropriate compensation or other forms of just reparation.

C. Resettlement and rehabilitation

68. While all parties must give priority to the right of return, certain circumstances (including for the promotion of general welfare, or where the safety, health or enjoyment of human rights so demands) may necessitate the resettlement of particular persons, groups and communities due to development-based evictions. Such resettlement must occur in a just and equitable manner and in full accordance with international human rights law as elaborated in section V of these guidelines.

VII. MONITORING, EVALUATION AND FOLLOW-UP

69. States should actively monitor and carry out quantitative and qualitative evaluations to determine the number, type and long-term consequences of evictions, including forced evictions, that occur within their jurisdiction and territory of effective control. Monitoring reports and findings should be made available to the public and concerned international parties in order to promote the development of best practices and problem-solving experiences based on lessons learned.

70. States should entrust an independent national body, such as a national human rights institution, to monitor and investigate forced evictions and State compliance with these guidelines and international human rights law.

VIII. ROLE OF THE INTERNATIONAL COMMUNITY, INCLUDING INTERNATIONAL ORGANIZATIONS

これらを取得することを支援しなければならない。

C. 再定住および生活再建

68. すべての当事者が帰還の権利を優先しなければならないが、特定の状況(一般の福祉を増進する目的、または安全、健康もしくは人権の享受のために必要とされる状況を含む。)の下では、開発に基づく立退きによる特定の個人、集団および共同体の再定住が必要となることがある。そのような再定住は、適正かつ公正な方法により、かつ、このガイドラインの第V部に詳述される国際人権法に完全に従って行われなければならない。

七. 監視、評価および追跡調査

69. 国家は、その管轄内および実効的管理の領域内で行われる立退き(強制立退きを含む。)の件数、類型および長期的な影響を特定するため、量的および定性的な評価を積極的に監視しおよび実施するべきである。監視の報告および結果は、最良の事例(ベスト・プラクティス)の発展および得られた教訓に基づく問題解決の経験の発展を促進するため、公衆および関係する国際的な当事者にとって利用可能なものとするべきである。

70. 国家は、独立した国内機関(国内人権機関等)に、強制立退きならびに国家によるこのガイドラインおよび国際人権法の遵守を監視しおよび調査することを委託するべきである。

八. 国際社会(国際組織を含む。)の役割

71. The international community bears an obligation to promote, protect and fulfil the human right to housing, land and property. International financial, trade, development and other related institutions and agencies, including member or donor States that have voting rights within such bodies, should take fully into account the prohibition on forced evictions under international human rights law and related standards.

72. International organizations should establish or accede to complaint mechanisms for cases of forced evictions that result from their own practices and policies. Legal remedies should be provided to victims in accordance with those stipulated in these guidelines.

73. Transnational corporations and other business enterprises must respect the human right to adequate housing, including the prohibition on forced evictions, within their respective spheres of activity and influence.

IX. INTERPRETATION

74. These guidelines on development-based evictions and displacement shall not be interpreted as limiting, altering or otherwise prejudicing the rights recognized under international human rights, refugee, criminal or humanitarian law and related standards, or rights consistent with these laws and standards as recognized under any national law.

Notes

a. The prohibition of forced evictions does not apply to evictions carried out both in accordance with the law and in conformity with the provisions of international human

71. 国際社会は、住居、土地および財産に対する人権を推進し、保護しおよび履行する義務を負う。国際的な金融、貿易、開発およびその他の関連する機関および機構（これらの機関および機構において議決権を有する加盟国または拠出国を含む。）は、国際人権法および関連する基準の下での強制立退きの禁止を全面的に考慮するべきである。

72. 国際組織は、自己の行為および政策から生じる強制立退きの事案に対する苦情対応制度を確立しまたはその制度に同意するべきである。このガイドラインにおいて規定される法的救済に従い、被害者に対して法的救済が与えられるべきである。

73. 超国籍企業およびその他の企業は、それぞれの活動および影響の領域内において、適切な住居に対する人権（強制立退きの禁止を含む。）を尊重しなければならない。

九. 解釈

74. 開発に基づく立退きおよび移動に関するこのガイドラインは、国際人権法、国際難民法、国際刑事法もしくは国際人道法および関連する基準の下で認められる権利、またはこれらの法および基準に合致した権利でいかなる国内法の下でも認められるものを制限し、変更しまたは侵害するものとして解釈してはならない。

注釈

a. 強制立退きの禁止は、法律および国際的な人権条約の規定の双方に従い実施される立退きには適用されない。

rights treaties.

b. Consistent with Principle 6 of the Guiding Principles on Internal Displacement.

c. See general comment No. 4 on the right to adequate housing, adopted by the Committee on Economic, Social and Cultural Rights in 1991.

d. In the present guidelines, the promotion of the general welfare refers to steps taken by States consistent with their international human rights obligations, in particular the need to ensure the human rights of the most vulnerable.

e. See general comment No. 3 on the nature of States parties' obligations, adopted in 1990 by the Committee on Economic, Social and Cultural Rights.

f. See the guidelines on housing and discrimination contained in the 2002 report of the Commission on Human Rights Special Rapporteur on adequate housing as a component of the right to an adequate standard of living (E/CN.4/2002/59).

g. As set forth in article 22, Universal Declaration of Human Rights; Articles 55 and 56 of the Charter of the United Nations; articles 2, paragraph 1, 11, 15, 22 and 23, International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights; articles 23, paragraph 4, and 28, paragraph 3, Convention on the Rights of the Child.

h. See section V of the present guidelines.

i. See general comment No. 4 on adequate housing adopted by the Committee on Economic, Social and Cultural Rights in 1991.

b. 「国内強制移動に関する指導原則」原則6と合致する。

c. 1991年に経済的、社会的および文化的権利に関する委員会によって採択された適切な住居に対する権利に関する一般的意見4を参照。

d. このガイドラインにおいて、一般の福祉の促進とは、自らの国際的な人権義務(特に最も脆弱な者の人権を確保する必要性)に合致した、国家によってとられる措置を指す。

e. 1990年に経済的、社会的および文化的権利に関する委員会によって採択された締約国の義務の性質に関する一般的意見3を参照。

f. 適切な生活水準に対する権利の要素としての適切な住居に関する人権委員会特別報告者の2002年の報告書(E/CN.4/2002/59)に記載される住居および差別に関するガイドラインを参照。

g. 「世界人権宣言」第22条、「国際連合憲章」第55条および第56条、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」第2条1、11、15、22および23項ならびに「児童の権利に関する条約」第23条4項および第28条3項に謳われている。

h. このガイドラインの第V部を参照。

i. 1991年に経済的、社会的および文化的権利に関する委員会によって採択された適切な住居に関する一般的意見4を参照。

[日本語訳注：対訳を作成するにあたり、英語原文にある脚注をすべて文末注に修正した。]

Review of Asian and Pacific Studies

Editor-in-Chief: Yasuhiro Nakagami

Editorial Committee: Yoshihiro Yoshida, Makoto Takizawa,

Yumiko Nakano, Masato Hara, Yuichi Aiko

Assistant Editors: Akiko Kanda, Daisuke Sasaki, Kanako Akiyoshi

Review of Asian and Pacific Studies is published once a year by Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University. The review invites papers concerning broad spectra of social, economic and political problems as well as technology transfer and environmental protection in the Asia-Pacific region. Papers should be within 10,000 words in English or 24,000 characters in Japanese including tables, figures, bibliography and notes. Body text and endnotes should be double-spaced in A4-paper (or equivalent of this form). Manuscripts should be submitted by e-mail to caps@jim.seikei.ac.jp, or by mailing a printed copy to the editorial office. A 300-word abstract should be attached at the time of submission. After refereeing, the editorial office will notify the author(s) its final decision concerning publication. Responsibility concerning facts and views rests solely with the author(s), not with the editors of the review. For details, please see the website of the Center: <http://www.seikei.ac.jp/university/caps/english/05publication/journal.html#call>.

2012 All rights reserved

Published by: Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

3-3-1 Kichijoji-kitamachi, Musashino-shi, Tokyo 180-8633, Japan

TEL: 0422-37-3549 FAX: 0422-37-3866

E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

Printed and bound by Tokyo Engineering Service Co., Ltd. Tokyo, Japan

Review of Asian and Pacific Studies

No. 37

November 2012

CONTENTS

[Articles of Special Issue: Migration and Identity in the Age of Globalization: The Case of the Youth]

Introduction to Special Issue:

Migration and Identity in the Age of Globalization: The Case of the Youth
.....Yoko Kawamura

International Students' Movements and Higher Education Policies:

Formation of Education Hubs and Change of Multicultural Societies.....Miki Sugimura

The Transnational Identity of New Second Generation Migrants and the Role of Media:

A Case Study of Young People in New York City and LondonYuiko Fujita

Out of Place: Rethinking Youth Culture in the Age of Globalization.....Saya Shiraishi

Highly Educated Korean Chinese Living Overseas:

Their Strategic Language Education and Hybrid IdentityGuihua ZHAO

[Articles]

The System of "Guiding Cases" in ChinaChen Xingliang (trans. Jin Guangxu)

Manifestations of the Mountain: Preliminary Remarks

on the Utopian Study of Potalaka in Pre-modern East AsiaSteffen Döll

Reverse Gender Gap and Higher Education: Views from MongoliaYoshiko Nozaki

Thomas Jefferson's "Empire of Liberty":

A Consequence of the Republican Constitution?Yuichi Aiko

[Pilot Project Reports]

What English Language Means to the Japanese:

English Language Education and Language Policies.....Fumi Morizumi

ICT Technologies and Their Application to the Home Environment

in Asian/Oceania Regions: From the View Points of Aging and Home Healthcare
.....Kimio Oguchi

Development of High Functional VOC Adsorbent from Rice Husk Ash

.....Teruhisa Hongo, Atsushi Yamazaki and Akihiro Yamasaki

[Research Materials]

Basic Principles and Guidelines on Development-based Evictions and Displacement

(Japanese translation)Introduction and Translation: Kei Hakata